

高知学園短期大学 自己点検・評価報告書

令和 2 年 12 月

目次

自己点検・評価報告書	3
1. 自己点検・評価の基礎資料	4
2. 自己点検・評価の組織と活動	16
【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】	19
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]	19
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]	26
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]	35
【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】	44
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]	44
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]	79
【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】	102
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]	102
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]	116
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]	122
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]	126
【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】	132
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]	132
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]	134
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]	136
【資料】	
[様式 9] 提出資料一覧	
[様式 10] 備付資料一覧	
[様式 11~17] 基礎データ	

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、高知学園短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 2 年 12 月 23 日

理事長

高瀬 久志

学長

近森 憲助

ALO

吉村 斉

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

明治 32 年 4 月	江陽学舎創立。
明治 36 年 4 月	江陽学舎を江陽学校と改称。
大正 5 年 4 月	江陽学舎に簡易商業科併設。
大正 7 年 4 月	簡易商業科を廃止して商業補修学校設立。
大正 7 年 12 月	乙種商業学校文部科学大臣認定。
大正 8 年 4 月	商業補修学校を廃止し、城東商業学校（乙種修業年限 3 年）設立。
大正 10 年 12 月	財団法人城東商業学校設立。
大正 15 年 3 月	城東商業学校を甲種（修業年限 5 年）に昇格。
昭和 4 年 3 月	江陽学校廃止。
昭和 19 年 4 月	高知女子商業学校設立。
昭和 21 年 4 月	高知女子商業学校を橘高等女学校と改称。
昭和 23 年 3 月	新制度により城東高等学校、城東中学校設立。
昭和 26 年 3 月	財団法人城東高等学校を学校法人城東高等学校に組織変更。
昭和 27 年 3 月	学校法人城東高等学校を学校法人城東学園に組織変更。 城東学園附属幼稚園設立。
昭和 31 年 5 月	学校法人城東高等学校を学校法人高知学園に組織変更。 城東高等学校を高知高等学校（普通科、商業科）に、城東中学校を高知中学校に、城東学園附属幼稚園を高知学園附属幼稚園に改称。
昭和 31 年 12 月	高知小学校設立。
昭和 35 年 1 月	高知学園高知工業高等学校設立。
昭和 37 年 1 月	高知学園高知工業高等専門学校設立。
昭和 38 年 3 月	高知学園高知工業高等専門学校廃止（国立移管）。
昭和 39 年 3 月	高知学園高知工業高等学校廃止。
昭和 42 年 1 月	高知学園短期大学設置認可。
昭和 43 年 2 月	高知リハビリテーション学院 3 年制設置認可（各種学校）。
昭和 44 年 2 月	高知学園附属幼稚園を高知幼稚園と改称。
昭和 50 年 3 月	高知リハビリテーション学院の修業年限 3 年を 4 年に変更承認。
昭和 55 年 12 月	高知リハビリテーション学院を専修学校専門課程として設置認可。
平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称。
平成 9 年 4 月	高知リハビリテーション学院に言語療法学科設置。

高知学園短期大学

平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置。
平成 30 年 10 月	高知リハビリテーション専門職大学設置認可。
令和元年 11 月	高知学園大学設置認可。

< 短期大学の沿革 >

昭和 42 年	1 月	高知学園短期大学食物栄養科設置認可。
	3 月	食物栄養科を栄養士養成課程として指定。
	4 月	高知学園短期大学開学。
昭和 43 年	2 月	衛生技術科設置認可
	3 月	食物栄養科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許状（保健・家庭）。
		衛生技術科を衛生検査技師養成学校として指定。
昭和 44 年	2 月	幼児教育科設置認可。
		幼児教育科を保育士養成学校として指定。
		幼児教育科を幼稚園教諭二級普通免許状を得させるための課程として認定。
昭和 45 年	1 月	保健科設置認可。
	2 月	保健科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許。
	4 月	保健科を歯科衛生士学校養成所指定規則第 2 条の規定に基づき歯科衛生士養成学校として指定。
昭和 46 年	4 月	衛生技術科を臨床検査技師学校養成所指定規則第 2 条の規定に基づき臨床検査技師養成学校として指定。
昭和 53 年	12 月	高知学園短期大学専攻科幼児教育専攻設置。
昭和 62 年	12 月	保健科に保健専攻、歯科衛生専攻設置。
昭和 63 年	1 月	保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 中学校教諭二級普通免許（保健）、養護教諭二級普通免許。
		保健科歯科衛生専攻を歯科衛生士学校養成所指定規則第 3 条第 1 項の規定に基づき歯科衛生士学校として指定。
平成 2 年	3 月	食物栄養科、幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定。
		食物栄養科：中学校教諭二種免許状（家庭）
		幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状
		保健科保健専攻：中学校教諭二種免許状（保健）、養護教諭二種免許状

高知学園短期大学

平成 7 年 4 月	高知幼稚園を高知学園短期大学附属高知幼稚園と改称。
平成 12 年 2 月	幼児教育科及び保健科保健専攻を教育職員の免許授与の所要資格を得させるための大学の正規の課程として認定。 幼児教育科：幼稚園教諭二種免許状 保健科保健専攻保健コース：中学校教諭二種免許状（保健） 同専攻 養護コース：養護教諭二種免許状
平成 13 年 3 月	専攻科幼児教育専攻廃止 専攻科応用生命科学専攻設置
平成 17 年 4 月	食物栄養科を生活科学学科に、幼児教育科を幼児保育学科に科名変更。
平成 18 年 3 月 4 月	第三者評価「適格」認定。 保健科保健専攻廃止。 医療衛生学科設置。 医療衛生学科医療検査専攻、歯科衛生専攻を臨床検査技師等に関する法律第 15 条第 1 項、歯科衛生士法第 12 条第 1 号に定める学校として指定。
平成 19 年 10 月 12 月	看護学科を保健師助産師看護師法第 21 条第 1 項に定める学校として指定。 看護学科を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭二種免許状。
平成 20 年 3 月 4 月	衛生技術科及び保健科歯科衛生専攻廃止。 看護学科設置。
平成 22 年 8 月	専攻科地域看護学専攻を保健師助産師看護師法第 19 条第 1 号に定める学校として指定。
平成 23 年 2 月 4 月	専攻科地域看護学専攻を教育職員の免許状授与の所要資格を得させるための課程として認定 養護教諭一種免許状。 専攻科地域看護学専攻設置。
平成 25 年 3 月	第三者評価「適格」認定。
平成 26 年 11 月	高知学園短期大学附属認可外保育所設置。
令和 2 年 3 月 4 月	認証評価「適格」認定。 医療衛生学科歯科衛生専攻を歯科衛生学科に科名変更。

高知学園短期大学

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置する全ての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 令和 2（2020）年 5 月 1 日現在

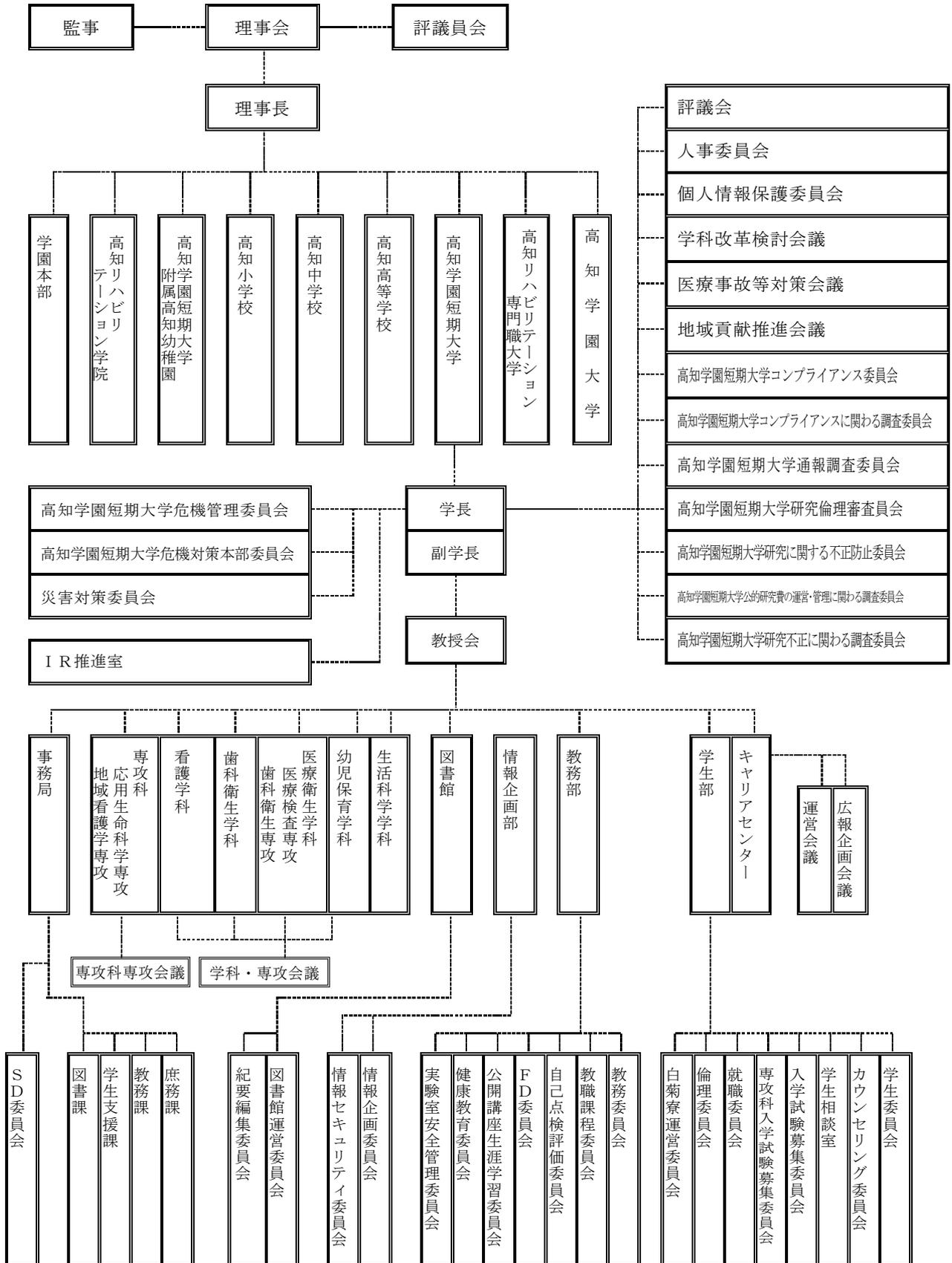
教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
高知学園短期大学 ¹	高知市旭天神町292-26	330 (30)	770 (30)	616 (33)
高知学園大学 ²	高知市旭天神町292-26	130	520	113
高知リハビリテーション専門職大学 ³	土佐市高岡町乙1139-3	150	600	243
高知リハビリテーション学院 ⁴	土佐市高岡町乙1139-3	150	600	205
高知高等学校	高知市北端町100	420	1,260	571
高知中学校	高知市北端町100	330	990	347
高知小学校	高知市北端町100	80	480	297
高知学園短期大学附属 高知幼稚園	高知市北端町100	30	120	107

- 1 () 内は専攻科の学生数。生活科学学科、医療衛生学科は平成 31 年度入学生までが在籍。歯科衛生学科は令和 2 年度入学生より在籍。
- 2 令和 2 年度開学。
- 3 平成 31 年 4 月開学。
- 4 平成 30 年度入学生までが在籍。

高知学園短期大学

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 令和2(2020)年5月1日現在



高知学園短期大学

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

■ 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）

高知学園短期大学は高知市に立地している。高知市における令和2年3月1日の推計人口は327,906人である。第3期評価受審の令和元年5月1日における推計人口が331,790人であることから、高知市の人口は減少傾向にある。本学は、JR高知駅から西方約3キロの旭天神町に所在する。高知市は国から中核市に指定されている高知県中部の中心都市であり、県内最大の商業地を持つと同時に県内の人口の40%を占めるプライメイトシティ（一極集中型都市）でもある。旭天神町を含む旭地区は、JR旭駅を中心に新旧の住宅地が広がっている。

■ 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	平成27 (2015) 年度		平成28 (2016) 年度		平成29 (2017) 年度		平成30 (2018) 年度		令和元 (2019) 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
高知県	306	97.8	273	97.2	296	98.7	283	96.6	255	96.6
愛媛県	1	0.3	4	1.4	0	0	2	0.7	1	0.4
香川県	0	0.0	2	0.7	0	0	0	0	1	0.4
徳島県	1	0.3	1	0.3	1	0.3	2	0.7	1	0.4
中国地方	2	0.6	0	0	0	0	3	1.0	1	0.4
九州地方	0	0.0	0	0	0	0	1	0.3	1	0.4
近畿地方	0	0.0	0	0	0	0	0	0	2	0.8
その他	3	1.0	1	0.3	3	1.0	2	0.7	2	0.8

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の令和元（2019）年度を起点に過去5年間について記載してください。

■ 地域社会のニーズ

高知県は、著しい少子高齢化の状況を受けて、日本一の健康長寿県構想に取り組んでいる。そのため、食・教育・医療各分野の果たす役割は大きい。老後を健康に過ごすためには食と医療の専門的職業人に寄せられるニーズが高い。また、核家族化や地域及び家庭の教育力の低下が問題視される中で、幼児期の教育・保育は人間形成の基盤となるものである。その重要性は高く、保育の責任も非常に大きい。新型コロナウイルス感染予防対策に当たっても、栄養士や臨床検査技師、歯科衛生士、看護師、保健師等による医療体制や衛生管理への貢献、親が安心して働くことのできる環境を構築する保育者の役割は社会・経済を支える上で不可欠であった。このように、高知県

高知学園短期大学

内の各専門分野では本学卒業生が職責を果たしており、これらに関する専門的職業人の養成については地域からのニーズも高い。さらに、高知県には国立大学1校と公立大学2校があるものの、私立大学は本法人が設置する高知学園大学と高知リハビリテーション専門職大学のみである。そのため、地域で高等教育を受ける機関として短期大学に対するニーズも高い。

■ 地域社会の産業の状況

高知県の産業は、第一次産業が盛んな一方で第二次産業の集積度が低い点の特徴であり、大規模な工業地帯等はない。郊外は大手ショッピングセンターやコンビニエンスストアの進出が相次いだり、近年は中心市街地で新たな公立博物館や公立図書館、複合施設等が開館し、高知市役所新庁舎も完成するなど、再開発が進んでいる。

■ 短期大学所在の市区町村の全体図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)

シラバスには科目の到達目標を明示しているが、卒業認定・学位授与の方針との関連性についても明確に記載することが望まれる。

(b) 対策

これまで、高知学園短期大学・シラバス作成要領では「授業の目的」で卒業認定・学

位授与の方針との関連を示すよう求めてきた。また、教務委員会によるシラバスのチェック時に、関連が曖昧な授業科目については加筆修正するよう個別に求めてきた。しかし、関連の曖昧さが課題として残されていた。そこで、評議会では学科長に対してもこの重要性を認識し、まずは学科内で徹底するよう求めている。加えて、教務委員会においてもチェックのポイントを繰り返して確認するとともに、チェックの際には抜かりのないようにすることを求め、明確に記載するよう取り組んでいる。

(c) 成果

認証評価の対象となった平成 30 年度シラバスに比べると、卒業認定・学位授与の方針との関連性を記載した授業科目が増加している。

② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項

なし。

(b) 対策

(c) 成果

③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）

なし。

(b) 改善後の状況等

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為（変更）認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項

なし。

(b) 履行状況

高知学園短期大学

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 令和2(2020)年5月1日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	ウェブサイト 「教育基本方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html 大学案内 学生生活と履修の手引き 高知学園短期大学要覧
2	卒業認定・学位授与の方針	高知学園短期大学要覧 学生生活と履修の手引き 大学案内 ウェブサイト 「卒業認定・学位授与の方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html#policy_diploma
3	教育課程編成・実施の方針	高知学園短期大学要覧 学生生活と履修の手引き 大学案内 ウェブサイト 「教育課程編成・実施の方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html#policy_curriculum
4	入学者受入れの方針	学生募集要項 高知学園短期大学要覧 学生生活と履修の手引き 大学案内 ウェブサイト 「アドミッション・ポリシー」 http://www.kochi-gc.ac.jp/exam/admission.html
5	教育研究上の基本組織に関すること	高知学園短期大学要覧 ウェブサイト 「学科紹介」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/index.html
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	ウェブサイト 「専任教員数」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure1/teachers.pdf 「教員紹介：生活科学学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/life_teacher.html 「教員紹介：幼児保育学科」

		<p>http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/infant_teacher.html</p> <p>「教員紹介：医療衛生学科医療検査専攻」</p> <p>http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/m-inspection_teacher.html</p> <p>「教員紹介：医療衛生学科歯科衛生専攻」</p> <p>http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/m-hygiene_teacher.html</p> <p>「教員紹介：看護学科」</p> <p>http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/nursing_teacher.html</p> <p>「教員紹介：専攻科地域看護学専攻」</p> <p>http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/nursing_tiiki_teacher.html</p>
7	<p>入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること</p>	<p>学生募集要項 大学案内 学生生活と履修の手引き 高知学園短期大学要覧 ウェブサイト</p> <p>「学科と学生数」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/students.pdf</p> <p>「入学者推移」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure4/disclosure4_08.pdf</p> <p>「学位授与数または授与率」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure4/disclosure4_06.pdf</p> <p>「就職者数」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure4/disclosure4_07.pdf</p>
8	<p>授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること</p>	<p>学生生活と履修の手引き シラバス ウェブサイト 教養教育科目：</p> <p>「生活科学学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus01_kyo_sei.pdf</p> <p>「幼児保育学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus02_kyo_you.pdf</p> <p>「医療衛生学科医療検査専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus03_kiso_ken.pdf</p>

		<p>「医療衛生学科歯科衛生専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus04_kiso_shika.pdf</p> <p>「看護学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus05_kyo_kan.pdf</p> <p>専門教育科目： 「生活科学学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus06_sen_sei.pdf</p> <p>「幼児保育学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus07_sen_you.pdf</p> <p>「医療衛生学科医療検査専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus08_sen_ken.pdf</p> <p>「医療衛生学科歯科衛生専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus09_sen_shika.pdf</p> <p>「看護学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus10_sen_kan.pdf</p> <p>「専攻科応用生命科学専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus11_sen_ouyou.pdf</p> <p>「専攻科地域看護学専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/syllabus12_sen_chiiki.pdf</p>
9	<p>学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること</p>	<p>学生生活と履修の手引き 大学案内 シラバス 高知学園短期大学要覧 ウェブサイト 「開設科目、選択必修、卒業要件、資格取得」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure2/disclosure03_youken.pdf</p>
10	<p>校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること</p>	<p>学生生活と履修の手引き 高知学園短期大学要覧 学校法人高知学園要覧 ウェブサイト</p>

高知学園短期大学

		「キャンパス案内」 http://www.kochi-gc.ac.jp/exam/campus.html
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関する事	学生生活と履修の手引き 学生募集要項 ウェブサイト 「授業料、入学料その他の大学が徴収する費用」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/tandai/disclosure1/disclosure_hiyouo.pdf
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関する事	学生生活と履修の手引き ウェブサイト 「キャリアセンター」 http://www.kochi-gc.ac.jp/career/center.html 「学生相談・保健室」 http://www.kochi-gc.ac.jp/education/consultation.html 「図書館」 http://www.kochi-gc.ac.jp/toshokan/ 「白菊寮」 http://www.kochi-gc.ac.jp/exam/dormitory.html

② 学校法人の情報の公表・公開について

事 項	公 表・公 開 方 法 等
寄附行為、監査報告書、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、役員名簿、役員に対する報酬等の支給の基準	ウェブサイト 「事業報告」 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901jyugyou.pdf 「財務情報」 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901financialinfo.pdf

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（令和元（2019）年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドラインにおいて、責任体系やルール、職務権限の明確化を図り、適正な運営及び管理を確保している。教職員には高知学園短期大学研究倫理ガイドブックを配付して周知を図っている。また、学内で開催する研究倫理研修会では、研究費の不正使用防止に触れながら実施している。さらに、毎年度開催している科学研究費助成事業（科学研究費補助金）説明会では、制度概要等を中心に説明を行い、公的研究費の重要性や本学の管理方針を教職員

高知学園短期大学

へ周知している。さらに、交付された公的研究費については、毎年度 1 回内部監査を実施し、適正な執行を確認している（当該年度において）。なお、関係する規程等のうち、主なものは以下の通りである。

- ・高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
- ・高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領
- ・高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
- ・高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程
- ・高知学園短期大学研究倫理に関するガイドライン
- ・高知学園短期大学研究倫理指針
- ・高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
- ・高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
- ・高知学園短期大学研究不正に関わる調査委員会規程
- ・高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
- ・高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
- ・高知学園短期大学公的研究費の運営・管理に関わる調査委員会規程
- ・高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画

2. 自己点検・評価の組織と活動

■ 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）

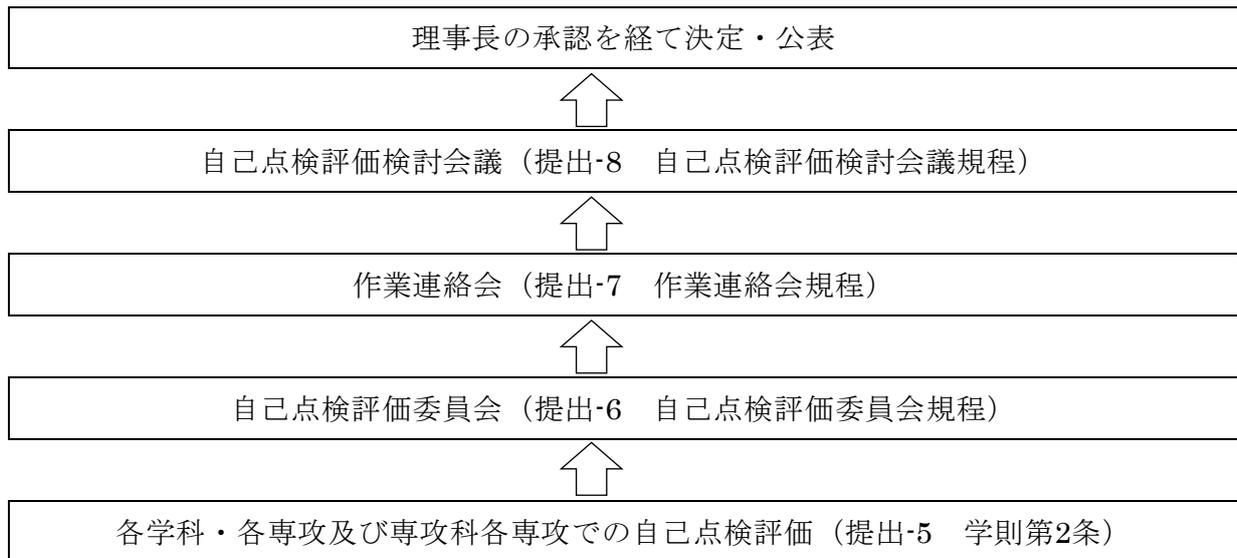
高知学園短期大学は、自己点検・評価委員会を平成7年に設置して以降、現在は自己点検評価委員会として定期的に自己点検・評価報告書（案）を作成している。構成員は、教務部長を委員長とし、各学科・各専攻及び専攻科各専攻教員とその他学長が指名する者をもって構成している。現在の委員会は、自己点検評価委員会規程に基づき、次の11名から構成されており、その事務は教務課が行っている。

委員長	教務部長
委員	生活科学学科教員
	幼児保育学科教員
	医療衛生学科医療検査専攻／専攻科応用生命科学専攻教員
	医療衛生学科歯科衛生専攻（令和2年度より歯科衛生学科）教員
	看護学科教員
	専攻科地域看護学専攻教員
	庶務課長
	学生支援課長
	教務課長
	図書課長

自己点検評価委員会で作成された自己点検・評価報告書（案）について、その後は作業連絡会で全学的な視点に基づき検討する。さらに、自己点検評価検討会議の審議を経て本学の自己点検・評価報告書をまとめる。なお、自己点検・評価報告書の最終決定と公表に当たっては、理事長の承認を必要としている。

高知学園短期大学

■ 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）



本学では、まず各学科・各専攻・各部署で自己点検評価活動を行い、その概要について自己点検評価委員会で報告書案を作成している。さらに、その案を作業連絡会で編集した後、最終的には評議会構成員と自己点検評価委員会事務局委員からなる自己点検評価検討会議で自己点検・評価報告書を作成している。活動は自己点検評価委員会規程、作業連絡会規程、自己点検評価検討会議規程に基づいて実施している。

■ 組織が機能していることの記述（根拠を基に）

本学における自己点検・評価の体制は、四つの段階を経て活動することとなっている。まず各学科・各専攻及び専攻科各専攻、事務局各課等各部署において全教職員が主体的に自己点検・評価を行っている。次に自己点検評価委員会規程に基づいて、各部署で検討された内容を自己点検評価委員会で審議・検討している。さらに、作業連絡会規程に基づいて自己点検・評価報告書（案）を作業連絡会で検討・編集し、編集後の報告書（案）を自己点検評価検討会議規程に基づいて自己点検評価検討会議で学長に回答し、報告書をまとめている。最終的には、理事長の承認を経て自己点検・評価報告書を決定し、公表している。

自己点検・評価報告書は印刷製本の後、全教職員へ配付するとともに、ウェブサイトで公表している。同時に、課題や計画等を活用して、本学及び各学科・各専攻や事務局における事業計画を策定している。また、自己点検・評価活動が日常の活動として位置付けられるよう、自己点検評価委員会では「自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート」を作成し、各部署で日常の活動をシートへ記入することによって、常に確認と点検を行うことを推奨して進めている。さらに、全国における自己点検・評価活動の動向についても、評議会や自己点検評価委員会等で報告するとともに、前年度からの本学における取組状況も確認してPDCAサイクルを展開している。このように、本学では自己点検・評価の成果を全学で把握しながら日常の教育・研究の改善に活用することとなっており、組織的に機能している。

高知学園短期大学

- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和元(2019)年度を中心に)

平成31年	4月 3日	平成31年度第1回作業連絡会＝報告書案の検討	
	9日	第2回作業連絡会＝報告書案の検討	
	16日	第3回作業連絡会＝報告書案の検討	
	23日	第4回作業連絡会＝報告書案の検討	
	23日	平成31年度第1回自己点検評価検討会議＝提出資料・備付資料等準備状況の確認、報告書案の確認	
令和元年	5月 21日	第2回自己点検評価検討会議＝報告書案の編集	
	6月 9日	第3回自己点検評価検討会議＝報告書案の回答、決定	
	20日	理事長承認＝令和元年度自己点検・評価報告書の決定・公表	
	8月 26日	令和2年度認証評価ALO対象説明会（東京）＝参加者：教務部長	
	9月 10日	認証評価訪問調査初日＝本学と評価チームとの打ち合わせ	
	11日	認証評価訪問調査2日目＝面接調査、学内施設見学	
	12日	認証評価訪問調査3日目＝面接調査、学生インタビュー	
令和2年	1月 21日	令和元年度第1回自己点検評価委員会＝令和2年度自己点検・評価報告書作成マニュアルの確認と作業過程の検討	
	3月 19日	認証評価通知＝「適格」判定	
	4月 23日	令和2年度自己点検評価委員会メール会議＝令和2年度自己点検・評価報告書作成における根拠資料の確認、作業割当の確認	
	9月 8日	令和3年度短期大学認証評価ALO対象説明会（オンライン）＝参加者：教務部長	
	10月 6日	令和2年度第1回自己点検評価委員会＝令和2年度自己点検評価・報告書案の検討、報告書作成における活動方法の確認と課題、自己点検・評価活動等の動向の報告	
		6日	令和2年度第1回作業連絡会＝報告書案の検討
		27日	第2回自己点検評価委員会＝報告書案の検討
		27日	第2回作業連絡会＝報告書案の検討
	11月 24日	第3回作業連絡会＝報告書案の検討	
	12月 7日	令和2年度第1回自己点検評価検討会議＝報告書案の確認	
		14日	第2回自己点検評価検討会議＝報告書案の回答、決定
	23日	理事長承認＝令和2年度自己点検・評価報告書の決定・公表	

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、3 大学案内2020、4 ウェブサイト「歴史」、5 学則

備付資料 1 高知学園短期大学開学 50 周年記念誌、2 入学式次第、3 卒業証書・学位記授与式次第、4 飛翔式次第、5 幼稚園教諭免許状授与式次第、6 宣誓式次第、7 継承式次第、8 戴灯式次第、9 災害時の歯科医療救護に関する協定書、10 歯科保健医療対策に関する協定書、11 協定書、12 北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定、13 高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定書、14 「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定書、15 高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書、16 高知学園短期大学公開講座・生涯学習、17 教員免許状更新講習実施要項、18 イキイキ健康フェア、20 ひらめき☆ときめきサイエンス、21 本学が参加した学外行事に関する資料、28 ウェブサイト「歯科衛生士服飾支援研修会のご案内」、53 高知県歯科医師会と高知学園短期大学との打ち合わせ会および意見交換会、83 看護学科キャリア形成教育のための活動報告書、84 専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書、132 各学科・各専攻会議議事録

備付資料-規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程、31 公開講座生涯学習委員会規程、54 高知学園短期大学科目等履修生規程、55 高知学園短期大学卒業後研修生規程、111 看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

高知学園短期大学の建学の精神は、高知学園における教育の象徴である「世界の鐘」の精神が謳うところにある。この鐘は、昭和32年3月、教育の象徴として「世界の平和と友愛」の願いを込めて制作された。世界25ヵ国85校のハイスクールから寄贈されたその国の銅貨が周囲を取り巻く鐘には「この鐘の音のとどろくところ、永遠の真理と希望にかがや

き、世界の平和と友愛にみつ」と刻まれ（以下、「平和と友愛」と表記）、この銘が本学の建学の精神である（提出-1、p.1；提出-2、p.3；備付-1、p.6～9）。この平和と友愛の精神に基づいて本学の教育目的を学則（提出-5）第1条で定めるとともに、同条第2項に基づき、本学の教育理念・理想として平和と友愛を柱とした教育基本方針を高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）第2条で定めている。

世界の平和と友愛は、教育基本法で定める「世界の平和と人類の福祉の向上」への貢献を願う精神である。その過程では「公共の精神」を尊ぶことが不可欠となる。また、その貢献を果たすためには、私立学校法第1条に定める「公共性を高める」ことの実現が前提となる。それゆえ、本学の建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものである。現在の「世界の鐘」は平成17年11月に世界40ヵ国から贈られた銅貨をもって鑄造された二代目の鐘である。

世界の鐘は、学校法人高知学園の教職員、幼稚園児や小中高生、学生に対して建学の精神が自覚されるよう、1日に朝夕の2回鳴らされ、澄んだ音色を響かせている。また、高知学園における入学式や卒業証書・学位記授与式等の行事においても鳴らされ、全員が黙想して建学の精神を自覚し共有するよう取り組んでいる。それゆえ、本学にとって世界の鐘は建学の精神を象徴するシンボルとしても位置付けられている。本学の入学式及び卒業証書・学位記授与式では配付される式次第に世界の鐘の紹介文を記載し、式の中で建学の精神となる由縁や込められた願いを説明することも通して学内外に表明している（備付-2～3）。保護者に対しては短期大学と保護者の懇談会を毎年開催し、建学の精神を説明している。さらに、大学案内（提出-3、p.37～38）やウェブサイト（提出-4「歴史」）等も通じて学内外に表明している。特にオープンキャンパスでは本学志望者とその保護者に対して本学が果たすべき「平和と友愛」の精神を説明して理解を求めるとともに、教育目的の達成に向けて取り組んでいる。また、全学生に対しては、学生生活と履修の手引き（提出-2）で建学の精神を明示し、オリエンテーション時にはカリキュラム・マップも活用して、建学の精神に基づいた学習成果と教育課程を示すよう努めている。授業や日常の学生生活を通して「世界の平和と友愛に貢献できる専門的職業人」を目指す自覚と誇りを求めるよう表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条2に定めた「大学の教育研究上の目的」に関する情報を表明し、広く周知を図っている。

学内においても、建学の精神を示したパネルを学内の複数の場所で掲示している。この環境のもと、教職員は教授会や評議会、各種委員会、さらには授業で建学の精神に基づいた教育活動であることを常に点検している。また、学修の節目として開催している生活科学学科の飛翔式、幼児保育学科の幼稚園教諭免許状授与式、医療衛生学科医療検査専攻の宣誓式、同学科歯科衛生専攻の継承式、看護学科の戴灯式においても「世界の鐘」の音を聞きながら黙想し、学外実習や社会へ向う学生も建学の精神を自覚し共有する機会を設けている（備付-4～8）。こうした取組を通して、教職員及び学生は本学の教育・社会活動を通して「平和と友愛」を実現することを強く意識するようになり、それらの成果を建学の精神から考察することが定着している。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

高知学園短期大学では、地域の発展に貢献するため、地域社会に向けた公開講座や生涯学習を定期的実施している。その内容は、公開講座生涯学習委員会規程(備付-規程集31)に基づき、各学科・各専攻で企画して行っている(備付-16)。また、本学は幼稚園教諭を対象とした教員免許状更新講習を開講している(備付-17)。令和元年度の講習担当者は、幼児保育学科の専任教員が6名、看護学科の専任教員が1名、専攻科地域看護学専攻の専任教員が1名、外部講師が5名の計13名であった。なお、本学における正規授業の開放に関しては高知学園短期大学科目等履修生規程(備付-規程集54)や高知学園短期大学卒後研修生規程(備付-規程集55)等に基づき、必要に応じて開放している。

また、本学及び各学科・各専攻では、それぞれの専門性や教育で関連する地域社会の行政、教育機関及び職能団体等と活発な交流活動を行っている。とりわけ、歯科衛生専攻を中心に、本学は一般社団法人高知県歯科医師会と「災害時の歯科医療救護に関する協定」を締結し(備付-9)、災害時の歯科医療救護を支援することとしている。また、高知県歯科医師会、国立大学法人高知大学、国立大学法人徳島大学、高知県及び本学は「歯科保健医療対策に関する協定」を締結し(備付-10)、歯科保健医療対策における相互の連携を強化することとするなど、交流しながら地域貢献に寄与するよう努めている。学術面においても、国際的交流・連携については「北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定」を締結し(備付-12)、留学生の受け入れや本学教員の派遣等、教育及び学術交流の拡大に取り組んでいる。教育研究の連携についても、一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園は、歯科医学に関する基礎専門的知識を本学歯科衛生専攻学生によりよく修学させるため、協定を締結している(備付-11)。

さらに、医療、健康、福祉、栄養分野においても、知的・人的資源の交流連携を推進するため「高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定」を締結している(備付-13)。教育に関しては、教職課程を有する高知大学、高知県立大学、高知工科大学、放送大学の各大学、及び高知県教育委員会と『「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定』を締結し(備付-14)、教員養成の充実に努めている。本学図書館も地域の利用者へのサービス向上に努めるため「高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定」を締結している(備付-15)。以上の活動は、地域貢献を直に感じることができ、教職員と関わりのある学生にとっても自尊感情の高まりにつながっている。また、学生の社会参加と教育の面においても有益となっている。

各学科・各専攻の特性を活かした食・教育・医療の分野でボランティア活動を通じても、本学の教職員及び学生は地域に貢献すると同時に、教育へ還元している。これまでも多くの保育・教育機関や社会福祉施設へ出向いて健康教育に関する活動を展開し、地域貢献へ努めている。特に全学科参加によるイキイキ健康フェアを開催し、地域の高齢者と健康

推進の重要性と意義について理解を深めるよう取り組んでいる（備付-18）。また、本学教職員と学生は公益財団法人日本対がん協会が主催するリレー・フォー・ライフ・ジャパン 2019高知へ参加し、がん患者、家族、支援者とともにがん撲滅運動へ寄与することで生命の尊さの理解を深めている（備付-21①）。さらに、毎月1回、休日の朝を利用して学生が本学周辺の住宅街を清掃する活動を行っている（備付-21④）。この活動には教職員も参加し、学生と一緒に清掃活動に取り組むことで、地域の平和と友愛への意識を高めている。

生活科学学科

建学の精神を具現化するため、地域の栄養と健康の分野における有効で高品質な貢献を目指して、地域社会に対して公開講座の実施や生涯学習の機会を提供するなど、積極的な取り組みを推進している（備付-規程集 31）。地域社会への貢献の立場から本学科所属の教員は、行政・実業界・教育機関及び職能団体等との交流を図るとともに、高知県内の地方公共団体の専門会議の委員や各種団体の役員等を委嘱され、さらに各種の研修会や研究会の際の指導・助言も行っている。

併せて、本学の教育資源を開放しての集団給食受託企業や県下の栄養士・調理師の研鑽の場を提供するとともに、「調理学実習」「給食実務論実習」の授業で使用する食材には本県産のものを可能な限り使用することとしている。このことは、高知県が進めている地産地消の施策に沿うものであり、学生の郷土を愛し、郷土に貢献できるよう取り組んでいる。

また、本学科所属教員と学生はボランティア活動にも着実に取り組んでいる。「第8回ものづくり総合技術展」を例にとると、幼児から小学校低学年の子どもを対象として、箸置き・バランスランチョンマットの製作に取り組んだ。参加した子どもたちは延べ120名の盛況であった。近隣清掃も教員・学生が地域への感謝の思いで清掃しながら、地域住民と交流している。さらに、リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2019にも教員4名が参加した（以上、備付-21①）。生涯学習では、卒業生及び一般の人と本学科の在学学生を対象に「管理栄養士国家試験準備講座」を開催している。令和元年度は、本学教員10名が20講座（各2時間）を担当し（備付-16）、延べ93名が受講した。

幼児保育学科

幼児保育学科では、幼児教育分野の発展に貢献することを目的として、地域全体で将来を担う子どもたちの成長を支える活動として現職教員・保育士、その他県民を対象に公開講座・生涯学習に取り組んでいる（備付-規程集 31）。令和元年度の生涯学習「初任者の心と体のケア」では、若年幼稚園教諭・保育士を対象にリアリティショックに関する講座を開講し、13名が参加した（備付-16）。また「保育士資格取得者を対象とした幼稚園教諭の普通免許状に係る所要資格の特例」に対応するため、科目等履修生として対象科目の受講が可能になるように整備をしている（備付-規程集 54）。

幼児保育学科の教員は、高知県内外自治体の専門会議等の委員、各種団体の役員や理事などの委員を務めるとともに、幼稚園教諭・保育士・社会福祉に関連する団体や各自自治体が主催する研修会・研究会・保育巡回指導・助言等の講師を務めて地域に貢献している。また、保育・教育機関や社会福祉施設に出向き、教育や健康に関するあらゆる活動を展開し、幼児保育・教育及び健康推進の意義について理解を深めるよう取り組んでいる。RKC子育て応援団すこやか 2019では、未来を担う子どもたちが安心して成長できる環境の整備や、地域社会全体で子育て支援を進めるため本学科の学生43名も参加し、子どもの理

解に努めた。子育て支援センター鴨部ぼけっとランドにおいては、1～3歳児と保護者対象の子育て支援に6名の学生が参加し、手遊びや人形劇の発表を行い地域に貢献すると共に実践的学びを深めた。またリレー・フォー・ライフ・ジャパン 2019 高知に10名の学生と5名の教員が参加し、ガン患者やその家族、そして支援者とともにガン撲滅運動に寄与することで生命の尊さへの理解を深めている。さらに、近隣清掃では、本学周辺の道路、住宅街の清掃活動（以上、備付-21）に取り組みながら、地域の平和と友愛の意識を高めるよう努めている。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、令和元年度公開講座「健康寿命を延ばそう」を企画し、教員3名が講師として参加した。管理栄養士国家試験準備講座を2名の教員が担当した（備付-16）。また、卒後研修生2名を、高知学園短期大学卒後研修生規程（備付-規程集 55）に基づいて受入れ（備付-132「医療検査専攻」）、正規授業を開放した。さらに科学研究費を取得した教員が中学生を対象に「ひらめき☆ときめきサイエンス・ようこそ大学の研究室へ：ヒトの体はきれい？きたない？～身近にいる微生物を見てみよう！～」を実施し、科学の興味深さや面白さを講義、実験等を通じて分かりやすく伝えた（備付-20）。

本専攻の学生及び教員は、医療・健康・福祉分野での地域貢献を意識し、外部職能団体等との交流や地域イベント等に参加し、社会への啓発・啓蒙活動を行っている。高知市歯科医師会主催の「歯っぴいスマイルフェア 2019」に教員5名、学生13名が、本学主催のイキイキ健康フェアには教員2名、学生4名が参加し、骨密度や体組成測定を行った（備付-18・21③）。本学学園祭の際には、学生が骨髄バンクのPR活動や健康食品関連の展示を行い、来学者に骨髄移植推進の意義や健康食品の正しい使い方について啓発活動を行った（備付-21⑤）。がんに対する認識向上や啓蒙の一環として、日本対がん協会主催のリレーフォーライフジャパン 2019 高知に教員8名と学生45名（備付-21①）が、日本臨床衛生検査技師会主催の検査と健康展及び高知県細胞検査士会の子宮頸がん予防啓発活動にそれぞれ教員1名と学生7名が参加した（備付-21⑦）。地域の病院で開催される健康フェアでのボランティアとして、国立高知病院へ学生7名、佐川町立高北国民健康保険病院へ学生2名が参加し、住民の健康意識の向上に努めた。（備付-132「医療検査専攻」）。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、一般の方を対象として公開講座に取り組んでいる。令和元年度には「お口いきいき健口体操」を実施し27名が参加した。また、リカレント教育として高知県歯科医師会と共催し、歯科衛生士免許の取得者に「復職支援」を継続して開講し1名の参加があった（備付-28「歯科衛生士復職支援研修会のご案内」）。さらに、高知県在宅歯科医療連携推進事業として歯科医療従事者を対象に訪問歯科医療に関する研修及び口腔ケアの実技研修を行い、専門知識・技術の習得による資質向上を図ることを目的に、高知県に協力している。令和元年度は研修会を4回予定したが、新型コロナウイルス感染症の影響で3回となった。参加者は140名であった（備付-21）。

地域・社会の地方公共団体等の連携では高知市と連携し、小学校及び中学校に教員と学生が歯科口腔健康指導に取り組んでいる。令和元年度の指導校数は小学校36校2,178名、中学校9校916名、特別支援学校3校102名であった（備付-132）。また、幼稚園、保育所では19園492名、高等学校1校80名に歯みがき指導を実施している（備付-132「歯科

衛生専攻)。そのほか第 76 回全国小学生歯みがき大会には小学 5 年生 30 名に対し学生 28 名が参加し歯肉炎の予防について支援を行った。教員も子育て支援等で 3 箇所、子どもの歯についての講話を実施している。

一般社団法人高知市歯科医師会主催の「歯っぴいスマイルフェア 2019」ではステージイベントとして、紙芝居やクイズを通して口腔衛生の普及向上に努め楽しく地域の方々との交流を図った。来場者は 1,986 名であった。サービスラーニングとして、学生が講義等で得た知識と技術を社会貢献活動の一つとして(株)四電工高知支店の四電工高知健康イベントに参加し、口腔機能の向上や細菌チェック、口腔清掃のアドバイスを学生 5 名、教員 5 名で 28 名に対して実施し貢献している(備付-132「歯科衛生専攻」)。さらに、ボランティア活動として、高知県・公益財団法人高知県産業振興センター主催の第 8 回ものづくり総合技術展では、歯の修復材料を使った「歯のストラップ作り」を学生 5 名、教員 6 名で来場者 150 名に実施した。さらに、本学主催のイキイキ健康フェアでは「すごろくゲーム・お口の体操」へ教員 8 名、学生 7 名が参加し口腔の機能向上に努めた(備付-18)。また、リレー・フォー・ライフ・ジャパン 2019 高知には教員 6 名が参加し、がん患者、家族、支援者と共に歩き、がん撲滅運動に寄与している(備付-21)。また、学生は地域の清掃活動を通して地域の方々とのコミュニケーションを図っている(備付-21)。

看護学科

看護学科では『「笑い」とともに健康な毎日を』をテーマに公開講座を開き、いきいき百歳体操参加の高齢者を対象に、教員が講義やゲームを行った(備付-16)。参加者は 21 名であり、アンケートでは「また是非このような企画を考えてほしい」といった良い評価を得た。この取組については内規(備付資料-規程集 111)に基づく看護学科と専攻科地域看護学専攻の合同会議(以下、「学科・専攻科会議」と表記。)にて教員同士が共有した(備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」)。

また、卒業生に向けては生涯学習として、令和元年度は「養護教諭と看護職者でがん教育を語ろう」をテーマとし討論会を実施した(備付-16)。小学校養護教諭ががん教育の現状について話題提供し、卒業生他 11 名と在学生 6 名が情報共有した(備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」)。そして、建学の精神(提出-1~4)に基づき、人や社会のために貢献できる人材となることを目指し、学生には積極的にボランティアを勧めている(備付-21・83)。令和元年度も年間を通じて近隣の清掃活動に学生と教員が参加した他、すずめ旭天神センター第 14 回地域交流祭に 1 年生 3 名、児童養護施設南海少年寮 南海少年寮夏まつりに 1 年生 2 名、とさっ子タウン実行委員会 とさっ子タウン 2019 に 2 年生 3 名、いの町、仁淀病院、日高村他令和元年度災害医療救護訓練に 2 年生 2 名、高知県立高知若草特別支援学校修学旅行介助ボランティアに 1 年生 1 名、高知龍馬マラソン 2020 の救護ボランティアに、1 年生 18 名と 2 年生 2 名、母子生活支援施設ちぐさ「ちぐさ秋祭り」に 2 年生 1 名がそれぞれ参加し、人の役に立つ体験に取り組んでいる。また、高知赤十字病院院内災害対策訓練ボランティアには 20 名の参加希望があったが、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、延期となった。学生には、これらの体験をポートフォリオ(備付-83)に残すよう指導し、就職活動の際の活用や自己肯定感の向上につながるよう配慮している。

専攻科応用生命科学専攻(参考)

専攻科応用生命科学専攻の教員は、学内の生涯学習や市民対象の公開講座に取り組んで

いる（備付-16）。また、学生は高知県臨床検査技師会が主催する各分野の研修会に学生会員として参加し、専門性を高めている。歯っぴいスマイルフェア2019には学生12名専攻教員5名が、骨密度測定や検査説明を行い、市民の方々と検査を通して交流した（備付-21③）。リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知2019には7名の学生と教員8名が参加し、がん患者さんの思いを聞き、がんに対する理解を深める機会となっている（備付-21①）。本学主催のイキイキ健康フェアには教員2名、学生3名が参加し、骨密度測定を行った。連携協定を結んでいる高知医療センターのNST（Nutrition Support Team）に授業の一環として参加し、チーム医療を現場から学んでいる。医療検査専攻と合同で31名の学生と9名の教員が近隣の清掃を行い、地域と短期大学をつなぐ活動に参加した（備付-21④）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、看護学科及び本専攻内で公開講座（備付-規程集111、4-2）④）及び生涯学習（備付-規程集111、4-2）⑩）の担当教員を決め、役割を明確にして事業を企画、実施している。テーマや内容については看護学科と本専攻の合同会議（以下、「学科・専攻科会議」と表記）で検討している（備付-132 「看護学科」「地域看護学専攻」）。

令和元年度の公開講座は、『「笑い」とともに健康な毎日を』と題し、教員が地域へ出向き、ゲームをしながら、「笑い」が心とからだに与える効果について一緒に考える機会をもった。参加者は、地域の公民館でイキイキ百歳体操に取り組んでいる21名であった。このように、地域へ出向き住民との関りを通して、地域の高齢者支援に貢献している。

令和元年度生涯学習は、「養護教諭と看護職者でがん教育を語ろう～小・中学生を対象とした教育の現状とこれから～」と題し、教員（養護教諭）による話題提供と、教員（小児看護・成人看護担当）による講義を行い、その後、参加者同士で意見交換を行った。卒業生・修了生だけでなく、がん看護専門看護師や学校関係者等の参加もあった。また、卒業生・修了生については、現場での取組や活動でのやりがい等を聞くことで、卒業後・修了後の成長を確認できる機会となっている。

リレー・フォー・ライフ・ジャパン2019高知では8名の教員が参加し、学生もルミナリエバッグにイラストを描いて参加した（備付-21①）。歯っぴいスマイルフェア2019には5名の教員が参加し、参加者に対して栄養健康指導を行った（備付-21 ③）。近隣の清掃活動には本専攻の6名の学生、第11回戴灯式の式典ボランティアには5名の学生、さらに、障害者支援施設の祭りボランティアに1名の学生が参加した（備付-84④）。このように、教員と学生は地域に根ざした活動を行い、また看護の質の向上に向けた活動に積極的に参加して、地域や社会に貢献している。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

本学が内部質保証を果たすためには、建学の精神を実現する教育が展開されていることが求められる。これまで、入学前のオリエンテーションから卒業に至る過程で建学の精神を吟味し、学生が振り返る機会を設けてきた。その成果を可視化するとともに、建学の精神に基づいて教育目的や学習成果、三つの方針及びアセスメントプランにおける整合性を保たなければならない。その前提として、各科目の学習成果が建学の精神を具体化した到達目標となっていることが必要である。その検証を進めて確立することが課題である。

地域・社会への貢献について、公開講座や生涯学習は、講座内容や学習内容、実施時期

や広報活動のあり方によって受講者数が左右される面もある。広報活動については、公開講座や生涯学習の開講時期が長期に分散しているため、一括した広報に限界がある。それゆえ、各学科・各専攻が関連団体や産業界の研修を担当するなど、その発展に貢献する成果を蓄積しながら、本学における講座へ広く注目してもらおう仕掛けの工夫が求められる。また、現在の正規授業の開放は科目等履修生と卒後研修生が中心である。特に、科目等履修生では免許や資格取得に関わることも多いことから、学生の教育効果を柱に、受講者数の過多を避けながらニーズに応えられるよう継続することが課題である。

ボランティア活動についても、活動後の学習成果を査定するシステム作りに課題を残している。例えば「健康教育演習Ⅰ」で幼稚園における活動を、「健康教育演習Ⅱ」ではイキイキ健康フェアの開催と活動を評価の対象に取り入れ、地域の「平和と友愛」の実現へ寄与する意識醸成に取り組んでいる。このように、一部の科目ではボランティア活動の要素を教育科目における活動へ反映させている。授業時間確保とボランティア活動との調整に課題を残すものの、学生は専門分野に関連する機関へのボランティア活動へ積極的に参加していることから、そのフィードバックのあり方を工夫しなければならない。

<テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神の特記事項>

新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和元年度には多くの式典や行事等が中止・延期となった。そのため、該当する根拠資料の一部には平成 30 年度実施分を当てる。また、医療衛生学科歯科衛生専攻は令和 2 年度より歯科衛生学科へ名称を変更する。生活科学学科及び医療衛生学科医療検査専攻は、高知学園大学開学に伴い、令和 2 年度より学生募集を停止している。以上の件は、以下の基準・区分等においても同じである。

[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]

<根拠資料>

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、3 大学案内2020、4 ウェブサイト「教育基本方針」、5 学則、9 学生募集要項2020、10 シラバス

備付資料 22 ポリシー・マップ、23 高知学園短期大学・シラバス作成要領、24 シラバス確認について、33 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書[令和元(2019)年度]、36 高知学園短期大学ファクトブック 2019、41 生活科学学科の学習成果に関する資料、42 幼児保育学科の学習成果に関する資料、47 看護学科・専攻科教育の質の向上のための活動報告書、54 幼児保育学科卒業生に関する調査 [平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度]、59 オリエンテーション資料一式、64 授業アンケートに対する自己分析の報告資料、78 栄養士実力認定試験準備講座、模擬試験の実施と補講、128 教授会議事録 [平成 29 (2017) 年度]、129 教授会議事録 [平成 30 (2018) 年度]、130 教授会議事録 [令和元 (2019) 年度]、132 各学科・各専攻会議事録、136 評議会議事録 [平成 29 (2017) 年度]、137 評議会議事録 [平成 30 (2018) 年度]、138 評議会議事録 [令和元 (2019) 年度]

備付資料-規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程、108 幼児保育学科・学

外実習に関する内規

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に
応えているか定期的に点検している。(学習成果の点検については、基準Ⅱ-A-6)

<区分 基準 I-B-1 の現状>

高知学園短期大学は、建学の精神に基づいて教育目的を学則（提出-5）第1条に定めている。この教育目的を達成するため、本学では「平和と友愛」の精神を柱とした教育基本方針を、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）第2条に定めている。本学の教育目的及び教育基本方針は、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.1）や大学案内（提出-3、p.39）、及びウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で表明している。

さらに教育目的と教育基本方針に基づき、各学科・各専攻はそれぞれの専門分野で通用する人材の養成に関する教育目的を、高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条（1）～（7）に定め、学生生活と履修の手引きに明記し、オリエンテーション等で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内（提出-3、p.39）で表明するとともに、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。このように、本学は短期大学設置基準第2条に基づいて「教育研究上の目的」を表明している。毎年度、各学科・各専攻では進路決定状況や学外実習における評価、またボランティア活動等を通じた地域・社会からの意見を参考に、教育目的に基づく人材養成の状況を学科・専攻会議、専攻科専攻会議で点検している。その上で社会の動向も踏まえ、必要に応じて教育目的等の改正を行うなど、評議会と教授会で定期的に点検している（備付-128～130・136～138）。

生活科学学科

建学の精神に基づき、健康の保持・増進に貢献する実践的な能力の養成と食・栄養・健康の専門家として情報発信できる栄養士を養成するため、教育目的を高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）に定め、ウェブサイト（提出-4）等でも学内外に示している。教育目的の理解を学生に浸透するため、栄養士の職責や業務内容、活躍の場をオープンキャンパス、入学前の進学説明会、入学生オリエンテーション等の各段階を使って自覚の醸成を図っている。また、将来の管理栄養士国家試験受験についても制度の説明とともに、継続して学び続けることの重要性を認識させている。さらに、就職の状況及び学外実習終了後の評価や就職先からの意見等を教育目的が達成されているかの指標の一つとして、学科・専攻会議で指導内容を総合的に点検している（備付-132「生活科学学科」）。

幼児保育学科

幼児保育学科では、建学の精神に基づき、保育を通して「世界の平和と友愛」に貢献できる専門的職業人を育成するため、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付資料規程集-2）第3条（2）で本学科の教育目的を定めている。教育目的は、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.1）や学生生活と履修の手引き（提出-2、p.1）、大学案内（提出-3、P.39）

及びウェブサイト（提出-4、「教育基本方針」）等で学内外に示すとともに、その趣旨はオープンキャンパスや大学説明会、オリエンテーション等においても説明している。さらに、進路決定状況や進路先及び学外実習における評価、ボランティア活動訪問先からの意見等を基に、地域や社会からの意見を参考にしながら学科・専攻会議で教育目的に基づく人材養成の状況と教育課程との整合性を協議の上で見直し、点検をしている（備付-132「幼児保育学科」）。その上で、具体的な目標を事業計画として高知学園短期大学要覧で示し（提出-1）、教育効果の向上に努めている。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、建学の精神に基づき教育目的を高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条（3）（備付-規程集 2）に定め、ウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等に表明している。教育目的は、入学前にはオープンキャンパスや合格者登校日等に、入学後には新入生オリエンテーションや各学年の在学生オリエンテーション時に、学生生活と履修の手引きを活用して学生への周知を図っている。教育目的・目標が臨床検査技師養成という社会のニーズに合致しているかは、就職・進学状況、進路先からの評価や意見を基に学科・専攻会議で点検を行っている（備付-132「医療検査専攻」）。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、建学の精神に基づき、教育目的を高知学園短期大学の教育目的に関する規程第3条（4）に定め、学内外に表明している（提出-1、p.2；提出-3、p.39）。教育目的を入学時から周知し日常の生活を通して豊かな人間性と医療人としての倫理観を兼ね備え、専門的知識や技術を習得し、生涯にわたり自己研鑽をする歯科衛生士という職業的使命感を有する人材を目指している。また、学科・専攻会議を通して教育目的・目標に関しての定期的な点検を行っている（備付-132「歯科衛生専攻」）。

看護学科

看護学科では、建学の精神に基づき、人々の健康と生活の質の向上に貢献できる看護専門職者を養成するために教育目的を定め（備付-規程集 2）、学内外にはウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で公表している。年度初めの学科・専攻科会議では看護学科全教員が事業計画とともに教育目的を確認し、各自が授業や実習に反映するよう努めている（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。また、令和元年度は、アセスメントプランの作成過程においても、改めて教育目的・目標を見直すなど、定期的な点検を行っている。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、建学の精神に基づき「生命科学分野から保健医療分野まで広く応用できる問題解決能力を有した人材を育成する」を教育目的として定め、本学の教育目的に関する規程（備付-規程集2（6））で明確に示してウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で公表し、学生には本専攻入学時のオリエンテーションの際に周知している（備付-59）。本専攻は、臨床検査技師養成教育終了後、さらに幅広い教養と高度な専門性を習得することで、広い分野で応用できる問題解決能力を養うことを目標としている。近年、臨床検査技師法が改正されこれに連動して臨床検査教育の改正も見込まれている。これらの動向は日本臨床検査学教育協議会や日本臨床衛生検査技師会医学検査学会に参加して把握し、社会の要請に応える教育を行っている。教育目的と教育課程の整合性については、専攻科専攻会議で定期的に点検・確認している（備付-132「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、建学の精神に基づいて、地域の人々の健康の保持・増進を目指すとともに、地域全体の健康レベルの向上に貢献できる看護専門職者を養成するために教育目的を定めている（備付・規程集 2）。このことはウェブサイト（提出-4「学科・専攻の教育目的」）等で学内外に表明している。教育目的は履修要項（シラバス含む）（提出-10、p.1）に明記して学生にオリエンテーション等で説明を行っている。

令和元年度は、教員が一般社団法人全国保健師教育機関協議会の総会や研修会等に参加し、看護基礎教育の動向に関する情報収集に努めた。看護基礎教育については、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正に伴い、令和4年度入学生から新カリキュラムの適用となる。そのため、厚生労働省、文部科学省の方針に基づき、本専攻でもカリキュラム改正の準備を進めている。また、教育目的に基づく人材養成が地域や社会の要請に役立っているかを評価するため、修了生対象のアンケートを継続して実施している（備付-47）。

[区分 基準 I-B-2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

高知学園短期大学では、建学の精神である「平和と友愛」を実現する人材を育成するための学習成果を示している。具体的な専門性については各学科・各専攻で教育目的に基づいて掲げ、各専門的職業人に必要な実践的な専門的能力及び人間性等に関する汎用的能力の獲得を学習成果として示している。全学及び各学科・各専攻の学習成果は、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.9）や大学案内（提出-3、p.40～41）、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.2～5）及びウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等に明記し、学内外に表明している。また、オープンキャンパスや大学説明会、合格者登校日等においても学習成果を説明するとともに、入学式では学長が式辞の中で学習成果について述べたり、入学式終了後に教務部長が学習成果の意味を説明したりするなど、学生や保護者へも周知している。

学習成果については、全学的な内容を評議会にて点検し、その方針に基づいて学科・専攻会議、専攻科専攻会議で点検している。改正する際は評議会にて審議して学習成果を示し、教授会で理解を徹底している（備付-128～130・136～138）。このように、学校教育法第108条に基づき、専門的能力と汎用的能力の両面から学習成果を定期的に点検している。

生活科学学科

建学の精神である「平和と友愛」に貢献できる人材の育成を目指し、食と栄養から健康の保持・増進につなげる能力の獲得のために学習成果を定めている。このことは、学生生活と履修の手引き（提出-2）やウェブサイト（提出-4）等に明示している。本学科の学習成果の「食・栄養に関わる専門的知識を適切に活用することができる」、また「栄養に関す

る専門的職業人として、栄養と健康の情報を適切に発信できる」の成果は、教育目的の「食・栄養に関わる専門的理論と技術」の習得や「食・栄養・健康の専門家としての情報発信ができる栄養士の育成」に対応している。さらに、学習成果に掲げた「地域や医療・福祉等の組織と連携・協力」及び「食生活や食習慣の改善に寄与する」は、教育目的の「健康の保持・増進に貢献する実践的な能力」の育成に対応している。本学科の学習成果は教育目的を明確かつ具体的に示したものであり、学科・専攻会議でその達成状況や課題について情報を共有し、定期的な点検と改善の方策を協議している（備付-132「生活科学学科」）。また、学生個々の授業態度や生活状況に関する情報も教員間で共有し、連携して支援を行う環境を整えるとともに、学生の学習の到達状況や理解の定着の度合いについても定期的に学科・専攻会議で報告し合い、個々の学生の課題解消に取り組んでいる。

教員の授業改善は、自らの授業を他の教員に公開して指摘や助言を受ける機会を設定するとともに、学生からの授業アンケートを必ず確認し、自己分析（備付-64）を行い、具体的な改善点の発見とその対策を講じている。また、学生全員に一般社団法人全国栄養士養成施設協会が主催する栄養士実力認定試験を課している。これに対応する準備講座を開講し、栄養士としての専門的知識及び技術の向上を図るように促している。さらに、模擬試験を数回実施し、学生の習得状況に応じた補習を行い、その結果（備付-41①・78）からも学習成果を評価している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、建学の精神と本学科の教育目的に基づき、子どもの健やかな成長を育むことで、世界の平和と友愛に貢献できる社会人となるための能力を学習成果として示している（提出-3、p.40）。学習成果では、教育目的に定めた「子どもたちの集団生活を育む教育・保育に必要な知識と技術」を具現化した能力として「問題を発見し理論的な洞察力で解決することができる」こと（以下「問題解決」と表記）や、「子どもの心身の発達を支援する」こと（以下「発達支援」と表記）、「愛情に満ちた豊かな人間性を獲得」として「健やかな成長に適した環境を構成する」こと（以下「環境構成」と表記）、さらに「新たな幼児保育理論を備えた実践力」として「最新の教育・保育理論を備えた保育の指導計画を立案し実践する能力を獲得することで、保育に関する指導を行う」こと（以下「保育指導」と表記）を示している。以上のように、本学科は教育目的に基づき学習成果を示し、これらの学習成果を高知学園短期大学要覧（提出-1、p.3）や学生生活と履修の手引き（提出-2、p.31）、大学案内（提出-3、p.40）及びウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に表明している。また、オープンキャンパスや大学説明会、オリエンテーション等においても説明している。

さらに、学科会議では学生の学習成果達成状況を共有し、定期的に点検をしている（備付-132「幼児保育学科」）。特に学外実習前には、幼児保育学科・学外実習に関する内規（備付-規程集 108）に基づき、各学生が学外実習の条件を満たす学習成果を獲得していることを確認した上で実習に関する諸手続きを行っている。また、ポートフォリオでは、学生の教育や社会的な面における成長過程を学生自身がふり返り、今後の目標を定められるようにすることで自尊感情の醸成を促すとともに、その成長を確認している（備付-42②）。

以上のように、本学科では学校教育法第 108 条に基づき、深く専門（幼児教育・保育）の学芸を教授研究に努め、職業又は實際生活に必要な能力の育成を目指し点検している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、建学の精神と本学科の教育目的に基づき、臨床現場で貢献できる臨床検査技師養成を目的として学習成果を定めている。「基本的な臨床検査の知識と技術」、「臨床検査学の情報を収集し、臨床検査データを分析評価する」を専門的能力として、「高い倫理観を持って自ら行動する」、「適切なコミュニケーションにより多様な人々と協働して自らの役割を果たす」ことを汎用的学習成果として示した。この学習成果はウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に表明し、また、学生に対しては入学前にはオープンキャンパス等で、入学後には新入生・在学生オリエンテーションで説明している。学習成果は、臨床検査技師学校養成所指定規則の改正、日本臨床検査学教育協議会や日本臨床衛生検査技師会等の動向、また臨地実習終了後の学生評価や就職先の評価等を参考に、本学の方針の下、学科・専攻会議で定期的に点検している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻は、建学の精神及び教育目的に基づき、学習成果は継続的な口腔管理を支援するために必要な専門的知識・技能に加え、思考力・判断力を高め、汎用的能力・職業的自立に必要な基本的なコミュニケーション力等を身に付け他職種と協働・連携できる倫理観を備えた歯科衛生士を育成することを掲げている。このことは、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.50）やウェブサイト等に明記し、合格者登校日、入学時及び在学生オリエンテーションで説明し、学内外に表明している。また、学習成果については学科・専攻会議で報告し点検している（備付-132「歯科衛生専攻」）。

看護学科

看護学科では、建学の精神に基づいた教育目的に沿って人々の健康と生活の質の向上に貢献できる看護専門職者を養成するために学習成果を示している。このことはオープンキャンパスや進学ガイダンス等で説明し、学生生活と履修の手引き（提出-2）やウェブサイト等で学内外に公表し、学生にはオリエンテーションの機会を利用し説明している。また、令和元年度は、学生・教員ともに学習成果を日常的に確認できるよう看護実習室や教員の研究室等に、建学の精神とともに学習成果を掲示し、周知を図った。学習成果の査定に関しては、学習成果査定の方針を掲げ、学生生活と履修の手引きに示している。また、学習成果とその査定の方法等については定期的に学科・専攻科会議にて議題に挙げ、見直しを行っている（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、本専攻の教育目的に基づき学習成果を定め、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.4～5）及びウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に表明し周知を図っている。学習成果として「習得した知識・技術の内容と意義を評価説明できる」「自ら最新の知見を情報収集して問題点・研究課題を抽出し、解析・考察できる」を専門的能力として、また「問題解決のために必要な倫理的配慮とコミュニケーション能力」を汎用的能力として示している。学習成果は、本専攻会議で成績判定を諮ることにより、最終点検を行っている（備付-132「応用生命科学専攻」）。学習成果は大学改革支援・学位授与機構特例適用専攻科の基準に適合したものとなっているか定期的に点検している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、建学の精神と教育目的に則って学習成果を定め、公衆衛生

看護を実践するために必要な専門的能力及び汎用的能力の獲得を目指している。このことは、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.5）やウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に表明している。本専攻は学校教育法の定める規定により、公衆衛生看護学に必要な専門的能力及び汎用的能力獲得に向けて、専攻科専攻会議で定期的に学習成果の点検を行っている（備付-132「地域看護学専攻」）。また、このことは学科・専攻科会議においても検討を重ねている（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

＜区分 基準 I-B-3 の現状＞

高知学園短期大学では、三つの方針及び学習成果を見直す際、学習成果と方針間で整合性を保つようポリシー・マップ（備付-22）を作成し、評議会及び教授会で検証している（備付-128～130・136～138）。その結果、現代社会のニーズや各分野の発展に必要な能力と教育目的、三つの方針等との整合性を確認することで一体的な方針となるよう点検している。

また、この取組を通して三つの方針に基づいた学習成果が明確となり、各授業科目で獲得される学習成果を具体的に定めることが可能となっている。シラバス（提出-10）作成時には、当該科目が卒業認定・学位授与の方針のどの部分と関連が深いか、また獲得される学習成果を具体的に記入するよう高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-23）へ明示し、作成されたシラバス案を教務委員会で確認するとともに必要に応じて修正している（備付-24）。その結果、三つの方針を踏まえた教育活動に取り組むことが可能となっている。

本学の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.9～10）に明記し、オリエンテーションや授業で学生が認識しやすいように表明している。学外に対しても大学案内（提出-3、p.42～53）やウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）で表明し、大学説明会等を利用して広く認識してもらうよう説明している。また、入学者受け入れの方針については、学生募集要項（提出-9、p.28～31）にも記載して表明している。

生活科学学科

三つの方針及び学習成果を検証するにあたっては、方針と学習成果との間の整合性を重視している。併せて、ポリシー・マップ（備付-22②）に基づき、学科・専攻会議での議論を重ね、点検と改善に努めている。（備付-132「生活科学学科」）。その際、栄養士に求められる社会的ニーズや能力等を教員間で確認することで、三つの方針を踏まえた教育活動を推進している。また、学外実習を適正に評価する観点からルーブリックを活用し、知識・技能の定着度に留意している（備付-132）。本学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-2）にも明記しており、オリエンテーションや授業の中でもたびたび説明することで、その認識と理解が図られるよう努めている。

幼児保育学科

幼児保育学科では、三つの方針と学習成果の整合性をポリシー・マップ（備付-22③）に基づいて、学科・専攻会議で点検（備付-132「幼児保育学科」）している。その結果、令和元年度は、現代社会における保育のニーズに応え、貢献する保育者に必要な能力をさらに具体的に示す方針となるよう改正を行った。また、この三つの方針を踏まえた教育活動を展開するために、幼児保育学科・学習成果のためのルーブリック（備付-42①）に基づき、各授業科目のルーブリックを作成、活用している。この取組を通して、各科目と卒業認定・学位授与方針との関連を明確に位置づけ、当該科目で獲得される具体的な学習成果を学生に示すことが可能となっている。本学科の三つの方針は、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.31-33）に明記し、オリエンテーションや授業でも表明している。また、学外に対しては、大学案内（提出-3、p.45）やウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で表明するとともに、大学説明会等を利用して認識してもらうよう説明している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、三つの方針と学習成果を関連づけ、相互の関連性が明確になるようポリシー・マップ（備付-22④）を作成し、学科・専攻会議で議論・検証し策定している（備付-132「医療検査専攻」）。シラバスは、三つの方針を踏まえた学習成果が明示されるよう意識して作成することで、それぞれの方針を教育活動に反映することが可能となっている。本専攻の三つの方針は、新入生・在学生オリエンテーション等で学生生活と履修の手引きを活用して学生に示している。学外には、大学案内（提出-3、p.39～53）やウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）で表明している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、建学の精神と三つの方針を関連付けて学習成果に反映させている。三つの方針の関連性は、学生が卒業までに身に付けるべき資質・能力を示す卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針について、具体的に授業科目の目標、内容、教育方法と各科目間の関係をカリキュラム・マップ（提出-2、p.56）で明示している。シラバス（提出-10）には授業内容、評価基準、評価方法等を記載しており、教員間でも三つの方針を踏まえたPDCAサイクルの共有化を図っている。また、卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に基づいて入学者に求める人物像や選抜方法を具体的に入学者受け入れの方針として、大学案内等で表明している（提出-3、p.49）。

看護学科

看護学科では、「育てたい学生像」に基づいて三つの方針及び学習成果を関連づけ、整合性を保つよう配慮しながら定期的に確認を行っている（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。ポリシー・マップを確認しながら、各教員は、自身の授業や実習に三つの方針がどのように関連しているかを、シラバス作成の機会等を活用して振り返り、一貫性を再確認して、教育活動に取り組んでいる。本学科の三つの方針は、オープンキャンパスや進学ガイダンス、在学生オリエンテーション、合格者登校日等で説明し、大学案内（提出-3）やウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に公表している。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、教育目的に基づいて定めた学習成果に対応して三つの方針を策定し、履修要項（シラバス含む）に示している（提出-10、p.1～3）。三つの方針の

一体性については、ポリシー・マップ（備付-22⑦）を作成し専攻科専攻会議で点検を行っている（備付-132「応用生命科学専攻」）。これらは大学案内（提出-3、p.39～53）等で公表し、学生には入学時のオリエンテーションで周知している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、大学の教育目的及び教育基本方針に基づき、三つの方針を策定しており、高知学園短期大学要覧（提出-1 p.5～24）や大学案内（提出-3、p.42～51）及びウェブサイト（提出-4「教育基本方針」）等で学内外に表明している。

卒業認定・学位授与の方針と教育課程編成・実施の方針は、修了までに学生が身につける知識、技能とそれを達成するための具体的な教育課程の内容や方法である。そして、これらは学習成果を評価する際の基本的な方針となる。入学者受け入れの方針は、入学に際して求められる知識や態度であることを踏まえ、三つの方針に一体性と整合性を持たせるよう確認し、定期的に点検している（備付-132「地域看護学専攻」）。本専攻では、教員が日頃からこれら三つの方針に基づき、学生が個々の力量に応じて卒業認定・学位授与の方針を達成できるよう必要な教育内容と方法を常に考えて教育活動を行っている。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学では、学習成果の分析結果を高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-33）で報告したり、高知学園短期大学ファクトブック（備付-36）を活用したりして議論の資料としている。しかし、課題に気づき改善するのは教職員である。各教職員の課題発見力と重大性を認識する意識の向上・維持を継続して図っていかなければならない。三つの方針については、ポリシー・マップを活用した一体性の点検が定着している。ただし、その内容が「平和と友愛」の実現に適した方針であるかを引き続き検証しなければならない。

生活科学学科

学生の履修状況、成績等を総合的に分析することによって、教育の効果を検証すること、さらに卒業後のアンケート等による定着測定を実施し、その分析及び検証により、具体的な改善策の策定につなげていくことが課題である。このことから「学習によって何ができるようになったか」というルーブリックの活用が有効な科目の洗い出しとルーブリック以外の評価指標についての研究が求められる。また、ほぼ全員の学生が栄養士資格を取得しているが、学生が専門性を活かした職に就けるように、栄養士の職場環境や離職状況、社会的ニーズ等について広範な情報収集と分析力を強化していくことが必要である。

幼児保育学科

本学科では、教育効果の適正な評価と課題の分析を目的に、卒業1年目の同窓生を対象としたアンケート調査（備付-54）を実施し、学科の全教員で改善点や課題について議論している。しかしながら、回収率や入学から卒業、就職までの一連の学習成果の分析等の課題が残されている。回収率の向上は、適正な教育効果の評価、分析を行い、その結果を教育改善や教育指導力向上につなげていくためにも不可欠である。そのため今後、案内や回収方法の見直し等が求められる。また、学生が在学中から学習内容の意義を認識し、将来に向けた展望をもてるような学生指導を行うために、同窓生への調査結果の分析や就職先への調査を実施し、在学中のどの学習内容が、卒業後の実践現場でどのように活かされているのかを把握する必要がある。また、これらの取組の基盤として、ポリシー・マップを

活用し三つの方針の整合性を繰り返し検証しなければならない。

医療衛生学科医療検査専攻

本専攻の教育の効果の課題は、休退学者、卒業生、留年者、再履修者の数や、成績分布の偏りを改善することである。高知学園短期大学ファクトブック（備付-36）の情報を教員全体で共有・分析することで、この課題に取り組むことが必要である。

医療衛生学科歯科衛生専攻

本専攻では、社会情勢と歯科医療の進歩に対応できる教育を行うため、具体的に三つの方針の一貫性及び授業改善に向けた PDCA サイクルを機能させ教育効果につなげていくよう教員間で共有し継続的に検証することが課題である。

看護学科

これからの社会は地域が主体となる。高齢化率や健康問題など地域差があり、個々の地域のニーズに合わせた医療・福祉サービスが必要になってくる。よって看護専門職者には、地域での臨床判断能力や専門職連携実践能力・ICT を活用する能力等も求められることが予測できる。今後、2022年のカリキュラム改正に照準を合わせ、教育目的・目標、学習成果、三つの方針とカリキュラム内容等についての見直しを行う必要がある。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

教育の目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に込えているか検証する総合的調査が近年実施できていない。今後は定期的に調査を実施することが課題である。

専攻科地域看護学専攻（参考）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正で、保健師教育では地域のアセスメント力や対象への継続的支援、社会資源の活用等の実践力、施策化能力の強化が求められている。今後も教育目的や学習成果及び三つの方針を検討し、見直しを継続する必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

提出資料 2 学生生活と履修の手引き、5 学則、6 自己点検評価委員会規程、7 作業連絡会規程、8 自己点検評価検討会議規程、10 シラバス

備付資料 25 自己点検・評価報告書 [平成 29 (2017) 年度]、26 自己点検・評価報告書 [平成 30 (2018) 年度]、27 自己点検・評価報告書 [令和元 (2019) 年度]、28 ウェブサイト「自己点検／評価報告書」「免許・資格取得状況」「大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書（様式第 2 号）」、29 高等学校からの意見聴取に関する資料、30 授業改善に向けた公開授業の進め方、33 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和元 (2019) 年度]、34 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート、35 アセスメントプラン、39 授業アンケート結果集計資料、41 生活科学学科の学習成果に関する資料、42 幼児保育学科の学習成果に関する資料、43 医療衛

星学科医療検査専攻・専攻科応用生命科学専攻の学習成果に関する資料、46 看護学科国家試験対策に関する報告書、47 看護学科・専攻科地域看護学専攻教育の質の向上のための活動報告書、64 授業アンケートに対する自己分析の報告資料、65 授業参観、66 授業参観アンケート、67 事後検討会報告書、69 授業改善に向けた公開授業の進め方、70 授業改善に向けた公開授業計画書、71 公開授業事後検討会報告書、132 各学科・各専攻会議議事録、136 評議会議事録[平成 29(2017)年度]、137 評議会議事録[平成 30(2018)年度]、138 評議会議事録[令和元(2019)年度]

備付資料-規程集 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程、4 高知学園短期大学評議会規程、47 試験規程、151 学園幹部規程(内規)

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

<区分 基準 I-C-1 の現状>

高知学園短期大学では、学則(提出-5)第2条第1項に自己点検・評価活動の実施を定めている。そして同条第2項に基づき、学科・専攻会議または専攻科専攻会議、自己点検評価委員会、作業連絡会、自己点検評価検討会議を経て自己点検・評価報告書を作成し、理事長の承認を得た後、毎年度公表している(備付-25~27)。さらに、自己点検・評価活動を含む内部質保証に関する総合的な事項を定期的に審議する機関は評議会であることを高知学園短期大学評議会規程(備付-規程集4)第3条で定めている。

自己点検・評価の体制は、日常的に各学科・各専攻及び専攻科各専攻、事務局各部署において全教職員が自己点検・評価を行い、その内容を毎年度に取りまとめ、自己点検評価委員会規程(提出-6)に基づいて自己点検評価委員会で審議・検討している。その際、自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート(備付-34)を活用して、活動を的確に把握するよう取り組んでいる。自己点検評価委員会でまとめられた自己点検・評価報告書(案)は作業連絡会規程(提出-7)に基づいて開催される作業連絡会において、全学的な視点での編集を中心に検討している。最終的には自己点検評価検討会議規程(提出-8)に基づいて自己点検評価検討会議で審議し、自己点検・評価報告書をまとめている。

理事長の承認を得た後、自己点検・評価報告書の印刷製本を行い、全教職員へ配付するとともに、本学図書館やウェブサイト(備付-28「自己点検/評価報告書」)で学内外に公表している。同時に、課題や計画等を活用して本学の事業計画を策定している。また、本学の取組状況を評議会です定期的に確認し(備付-136~138)、自己点検評価委員会で検討

している。さらに、高等学校の進路指導関係者を対象とした本学独自の説明会では自己点検・評価報告書の概要を含めて説明を行い、質問や意見を聴取している。その他、高等学校を訪問した際にも聴取した意見（備付-29）も参考に、自己点検・評価活動に活かすよう取り組んでいる。法人内の取組においても、学園幹部規程（内規）（備付-規程集151）に基づいて開催される幹部会で高等学校長から本学の自己点検・評価活動に対する意見を聴取しながら本学の活動へ反映し、PDCAサイクルを展開している。このように、本学は学校教育法第109条に基づいて定期的に自己点検・評価報告書を公表し、その成果を日常の教育・研究の改善に活用している。

【区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のためのPDCAサイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

＜区分 基準 I-C-2 の現状＞

教育の質保証に当たり、本学は学習成果査定の手法を高知学園短期大学及び各学科・各専攻の学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）に示し（提出-2、p.120～123）、その達成を実現するために全学及び各学科・各専攻でアセスメントプランを策定している（備付-35）。具体的な内容は卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現するために必要な学習成果を評価する手法とその基準を大学全体レベル、学位プログラムレベル、授業科目レベルの3段階から示している。特に授業科目レベルでは、知識や技能、判断等に関する学習成果を中心とした到達目標と測定方法を科目ごとにシラバス（提出-10）で示し、試験規程（備付-規程集47）に基づいて査定している。この教育課程を反映し、質保証を証明するものとして免許・資格取得がある。卒業要件は学則（提出-5）第25条、資格取得については学則第28条に定めている。学内では学科・専攻会議、ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会（以下、「FD委員会」と表記）、評議会、教授会等で査定している。

この過程を通して教育の向上・充実を図るため、以下のPDCAサイクルを有している。まず、Planについては学校教育法、短期大学設置基準及び資格取得に関係する法令に則り教育課程を定め、学則には教育目的、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）には教育基本方針と各学科・各専攻の教育目的、シラバスには各科目の目的と到達目標を示している。それに従い、Doとして授業や学外実習を通じて随時学生の学習成果を試験、レポート、創作作品、取組状況等で測定している。その上で、Checkとして授業を遂行しながら教員同士による授業参観と事後検討会、学科・専攻会議やFD委員会での課題の発見と分析、さらには授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検する。その点検を自己分析し報告書をまとめ改善計画を具体化して実行するとともに、全学的なファカルティ・ディベロップメント（FD）活動への積極的な取組や研究活動で得られた新たな知見を教育活動へ還元させることにより、教育力の向上に努めている。続いて、Action

としては授業改善を試みた公開授業（備付-30）を実施している。その結果、各授業から学科・専攻の学習成果獲得に向けた課題を全体で共有する意識が拡大している。

学校教育法、短期大学設置基準等法令の変更や改正については、文部科学省、厚生労働省、内閣府等の通達や中央教育審議会答申等を事務局各課及び各学科・各専攻で適宜確認して対応するなど、法令遵守に努めている。本学は教職課程を有することから、教育職員免許法施行規則第 22 条の 6 に基づき、教員免許状の取得状況を、また他の免許・資格の取得状況についてもウェブサイトで公表している（備付-28「免許・資格取得状況」）。また、本学は大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 2 項各号に掲げる要件を満たし、高等教育の修学支援新制度の対象機関となっている。ウェブサイト（備付-28「大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書（様式第 2 号）」）では、それに関する情報を公表している。

生活科学学科

学習成果査定の方針（提出-2、p.107）に基づき、学生の卒業要件達成状況、進路決定状況、栄養士免許証・栄養教諭二種免許状の取得状況、併せて一般社団法人全国栄養士養成施設協会の栄養士実力認定試験の判定結果から学習成果の達成状況を細かに査定している。

シラバスに示された授業科目の到達目標に対する評価は、定期試験や課題レポート及び演習、実習における取組状況、さらに学外実習施設からの評価と事前事後の取組に対する評価等で、知識や技術の習得と定着の状況を測定している。また、教員は学生の授業アンケートの結果（備付-39）を定期的に把握・点検し、PDCA サイクルの視点から、教育力のさらなる向上を目指している。また、新たに作成されたアセスメントプランを実効あるものとするための取組を模索している。

個々の教員の研究活動を通して得られた知見や情報を教育活動に取り入れ、指導内容の質的向上に尽力するとともに、学校教育法、短期大学設置基準等の各種法令の理解と遵守に努め、教員免許状、及び他の免許・資格取得状況を適宜確認している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、学習成果を査定する手法を幼児保育学科・学習成果査定の方針（アセスメント・ポリシー）に示し（提出-2. p.120）、その方針に基づいて量的・質的データを測定している。「問題解決」に関する学習成果は、定期試験やレポートによる量的データ、作品制作や発表内容とそれに対する取り組みの態度等による質的データ、さらには学外実習園からの評価やその事前事後の取り組みに対する評価等で知識と技能を中心に測定している。「発達支援」に関しては、定期試験やレポート等の評価による量的・質的データに加え、ポートフォリオを通じて自尊感情の獲得状況も質的に測定している（備付-42②）。また、「環境構成」に関しては、定期試験やレポート、実技や学外実習園による評価等から、子どもの健やかな成長を願う人間性の獲得状況を中心に量的・質的データに基づいて測定している。さらに、「保育指導」に関しても、定期試験等に加え、授業への取り組みや学外実習園の評価、個人面談等による量的・質的データから測定している。以上の測定を通じて、学則（提出-5）第 24 条及び試験規程（備付-規程集 47）等に基づき、学習成果の査定に取り組んでいる（備付-132「幼児保育学科」）。

さらに、学習成果を査定する手法については学科会議で点検し、各授業科目で具体的な学習成果を示すように取り組んでいる。特に幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブ

リック（備付-42①）を基準として、各科目の特性に応じた基準を具体化するよう取り組んでいる。教育の向上・充実に向けても、全学共通のPDCAサイクルシステムに加え、学科会議で共有された情報に基づいて学科として対応する策を検討したり、学外実習園からの意見（備付-42④）を参考に授業改善へ反映させたりしている。

以上の成果を高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会（備付-33、p.35～39）や実習懇談会（備付-42⑤）の討論を経ることで、PDCAサイクルを展開している。さらに教育へ還元するため、公開授業を通して前年度の授業参観から気づいた課題の改善も含め、その成果を授業担当者と参観者がお互いに学び合うことで、PDCAサイクルのAに当たる改善活動を強化し、教育の質保証に努めている。

また、本学科では幼稚園教諭、保育士等に関わる法令等の改定について適宜確認し、対応している。なお、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき幼稚園教諭二種免許状の取得状況をウェブサイトで公表している（備付-28「免許・資格取得状況」）。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻の教育の質保証については、本専攻の学習成果査定の方針に示して実施している（提出-2、p.122）。具体的には、卒業認定・学位授与の方針を実現させるために、学習成果の評価方法と基準について、機関レベル、教育課程レベル、科目レベルの3観点から示した。特に、科目レベルでの評価については、シラバスの到達目標と測定方法の記載や試験規程に留意し、学習成果とその査定の整合性を明示した。本専攻では、教育課程の結果として臨床検査技師国家試験受験資格の取得も踏まえ、査定の手法については学科・専攻会議等を通じて点検している（備付-132「医療検査専攻」）。卒業要件・資格取得は学則（提出-5）に則っている。

学習成果の査定を活かして教育の質を担保するため、PDCAサイクルを活用している。まず、Planについては臨床検査技師養成所指定規則に則り教育課程を定め、高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2(3)）に本専攻の教育目的を示した。シラバスには各授業科目の目的と到達目標を示すことで具体的なPlanを明示している。Doとしては学内の講義、演習、実習、さらに臨地実習を行い、さらに学習到達度の低い学生に対し補習を実施した。結果としての学習成果は試験、レポート、授業への取組状況等で測定している。Checkとしては、学生による授業アンケート結果（備付-39）、教員間の授業参観アンケート（備付-66）と事後検討会（備付-67）で問題点を点検している。臨床検査技師国家試験の合格率や正答率も重要な学習成果の指標となる（備付-43④）。Actionとしては授業アンケートや授業参観コメントを自己分析して改善計画を立て、それを具体化する公開授業を実行している（備付-70・71）。文部科学省、厚生労働省の通知や日本臨床検査学教育協議会からの情報で関連法令の変更や改正について確認し、法令を遵守している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、学習成果査定の方針を掲げ、三つの方針に基づき、適正に学習成果を査定し、学生の学習成果を学科・専攻会議で報告し学生個人の学習成果を点検している（備付-132「歯科衛生専攻」）。教育の向上・充実のためのPDCAサイクルは、教育課程編成・実施の方針に基づき各科目の目的と到達目標をシラバスに示している（提出-10）。Planは授業計画と内容及び授業の目的と到達目標、評価方法、Doは授業、Checkとしては定期試験及び小テスト、レポートのほか、実習では目標に対する実技の到

達成度チェック表さらにグループディスカッションと発表も活動評価の観点からルーブリック評価で示している。複数の教員が担当する科目については、教員間で評価する際の観点を客観的に行うため、ルーブリック評価を行っている。評価したものは、学生にフィードバックをしている。また、授業終了後の学生による授業アンケートで問題点を点検している。Actionとしてはその点検を自己分析し報告書にまとめ改善計画を次期の授業や公開授業で実行している。教員はFD・SD活動へ積極的に参加し、令和元年度高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-33、p.165）にまとめ、授業改善として教育力の向上に努めている。

看護学科

看護学科では、教育の質の保証に際し、学習成果査定の方針を掲げ、適切に査定している（提出-2、p.109）。学習成果に基づく目的と到達目標、評価方法は科目ごとにシラバスに明記し、試験規程（備付-規程集 47）に基づいて査定を行っている。学習成果査定の方針を実行するために、令和元年度はアセスメントプランを策定することで明文化し、学科・専攻科会議にて共通認識を図った（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。

教育の成果の一つとして看護師国家資格の取得が挙げられる。看護師国家試験終了時には、本学の合格率・問題の正答率・試験内容や出題傾向等を分析し、教員全員が自身の授業や演習・実習を振り返り、次年度以降の試験に対応できるよう見直しの機会を設けている。これらは文書にて提出し、運用するための作業を行っている（備付-46）。令和元年度からは、学内の講義や演習だけでなく、すべての臨地実習についても学生アンケートを実施し、教員は自己点検評価を行うとともに、学科・専攻科会議にて議論し（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）、次年度に向けた改善点を検討している。こうしたPDCAサイクルを有し、教育の向上・充実を図っている。また、実習内容検討ワーキングでは、学生の質の変化に対応した新たな教育内容を、特に臨地実習における倫理教育について継続的に検討している（備付-47）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、学習成果査定の方針に基づき学習成果の達成状況を履修要項（シラバス含む）（備付-10、p.3）に記載し査定を行っている。査定の方針・手法については、専攻科専攻会議で定期的に点検を行っている（備付-132「応用生命科学専攻」）。さらに、大学改革支援・学位授与機構の学位授与の基準に即して点検を行っている。教育の向上を的確に査定するために、PDCAサイクルの活用にも努めている。Planとしてはシラバスに授業の目的・到達目標に学習成果との関連を記載することで進めている。Doとしては、各授業・演習、修了研究の指導を行い、学生の取組状況を評価している。Checkは、学生による授業アンケート結果（備付-39）、授業参観アンケート（備付-66）と事後検討会（備付-67）や、修了研究の計画書・要旨・発表・論文などを教員相互が点検することで課題を見出し、教育活動、研究活動の向上に活かしている。ActionとしてはCheckで課題となった点の修正を各教員が行い（備付-64・70）、公開授業を実施している（備付-71）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、三つの方針に基づいて学習成果査定の方針を定め（提出-10、p.3）、適切に査定している。具体的な内容は、履修要項（シラバス含む）（提出-10）へ記載し、査定の方法を明確に示している。そして、試験規程（備付-規程集47）に基づく査定を行っている。令和元年度は、学習成果査定の方針を実現するための方法として、全学的

なアセスメントプランに基づいて、本専攻のアセスメントプランを策定している（備付-35）。

教育の質の保証を証明するものとしては、保健師国家試験受験資格及び養護教諭一種免許状の取得がある。国家試験終了後には、試験内容のチェックと分析を行い、次年度の授業や教育活動へ活かすための検討を行っている。このことは、学科・専攻科会議を通じて教員間で共通認識を図っている（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。

修了研究においては、令和元年度も特例適用専攻科と認定専攻科の2本柱での指導体制となったため、教員間での情報共有の強化を行い、指導体制の確立に努めている。研究指導については、大学改革支援・学位授与機構から送られる審査結果における留意事項を担当教員に伝え、今後の研究指導につなげられるようにしている。また、各研究指導グループで定期的に討論の場をもち、課題を出し合いながら学生が学習成果を達成できるようにしている。さらに令和元年度は、修了研究の担当教員が意見交換を行う場を設け、研究指導についての現状や今後の課題について意見交換をした。このように、学生の学習成果の達成に向けて教育内容や体制の改善を図り、教育の質の保証に努めている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

現在、IR推進室では各種データを評議会や各種委員会で提供し、議論の資料に活用している。ただし、情報を収集する上で、複数のデータを組み合わせる作業を行っている。それゆえ、どのような情報が必要であるかを具体的に定め、各部局のデータベース化へつなげることが課題である。また、外部評価のシステムを構築するに当たり、法人外の高等学校等関係者にどのように参加してもらうかを検討することも課題として残されている。

学習成果を獲得状況についてはGPAや短期大学生に関する調査等を通して把握している。その結果を活用しながら、学習成果査定の方針に示す査定手法を改善することが課題である。教育の向上・充実に向けたPDCAサイクルについても、授業改善に焦点を当てた場合、Actionに関する活動として実施している公開授業を単なる連年の授業参観で終わることがないよう、課題の改善と相互学習の充実に努める体制強化が課題である。

令和元年度は、各科目でPlanの前に卒業認定・学位授与の方針との関連を具体的に示すようGoalの明確化、CheckとActionの間で教員が志向的に取り組むことができる環境構築としてFeedbackを適切に行うよう取り組んだ。以上を踏まえ、学習成果査定の方針を確実に実現するため、新たにアセスメントプランを策定した。それゆえ、アセスメントプランがPDCAサイクルへ適切に機能しているのかを検証することが課題である。

生活科学学科

専門科目において横断的に知識や技術を取得できるよう、教員間の連携した取組みを重視している。このことをさらに実効あるものとするため、学生の学習状況を把握し、教育、指導方法の工夫に止まらず、学生に対し専門職としての意識を高める必要がある。

具体的な方策の一つとして、専門科目の理解定着の度合いを確認するため栄養士実力認定試験を実施している。令和元年度も全国短期大学の総合平均を上回ったが、知識と技能の研鑽を必要とする学生が1割未満であった（備付-41①）。また、アセスメントプランを実効あるものとし、さらなるきめ細かな指導を実践しなければならない。

幼児保育学科

本学科の専任教員による各授業科目のルーブリックが適切に機能する水準であるかを

常時検討しておくことは常に点検しておくべき課題であるが、その際、学生の状況や社会情勢などを踏まえながら改善をし続けることが必要である。さらに、実習園や就職先からの意見や卒業生調査の結果も踏まえて、総合的に考察することが求められる。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、休退学者や留年者の減少に向け、単位修得が困難と考えられる者に対し補習を行い、到達度の向上を図ることができたが、さらに、有効な方策を見出していく必要がある。また、PDCA サイクルを機能させ、学習成果査定の方針の着実な実現のため、新アセスメントプランを策定した。本専攻のアセスメントプランの有効性を検証していく必要がある。

医療衛生学科歯科衛生専攻

本専攻では授業改善を教育に活かすように FD・SD 等の研修会等で得たものを実践しているが、学科・専攻会議で共有し学習成果の査定の手法及び検証することが課題である。

看護学科

平成 30 年度に行った「授業や実習領域間のつながりの見直し」は、全体像はできあがったものの、各科目や実習の具体的な内容に反映されていない。また、授業アンケートの結果は、教員の個人の自己評価にとどまることが多く、見直しが不十分である。カリキュラム改正を機に実習内容の査定や授業間のつながり、授業と実習の連続性について今後も検討していく必要がある。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻の柱となる修了研究の到達度については担当教員と学生の認識にずれが生じる可能性があり、指導と相談を密にして教育の質の保証をしていかなければならない。学習成果査定の方針を徹底するため、新たにアセスメントプランを策定中であり、その実行性を検証していく必要がある。

専攻科地域看護学専攻（参考）

修了研究では、教員の研究指導力を向上させることが今後も必要である。修了研究は、学生に対して教員が1対1で指導を行うため、幅広い視野で研究を進めるためには、他の教員からの助言も重要となる。そのため、各研究指導グループで定期的な討論を行い、教員同士のチェック体制を強化することが必要になる。また、教員自身も研究に対する研鑽を積み重ね、学生の指導にあたることが求められる。さらに、日々の授業についても内容や方法について相互に検討しあい、学生への教育の質を保証することが必要である。

<テーマ 基準 I -C 内部質保証の特記事項>

特記事項なし。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の教育目的を達成するため、卒業生や進路先も対象とした点検が課題であった。令和元年度には、各学科・各専攻で実施計画をまとめ、令和 2 年度より調査の実施と分析を

行うことを確認している。また、内部質保証を果たす上で、全学及び各学科・各専攻の学習成果査定の方針を確実に実行する体制を構築しなければならない。令和元年度にはその体制を明文化して実行に移すため、ほとんどの学科でアセスメントプランを策定した。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「建学の精神」に基づく教育目的を達成するためには、卒業生も含めた点検が必要である。その方法は、各学科・各専攻の特性に応じているが、在学時から卒業後の学習成果の達成状況を一連のものとして点検する方法の確立が課題である。

「教育の効果」についても、休退学者数と学習成果獲得が関係していることを踏まえて検証する視点が必要である。特に、休退学の理由の背景としてGPAや単位修得率、資格取得希望状況、さらには仲間関係や教員の指導に対する受け止め方等を含む学生生活の状況が潜んでいることを意識しなければならない。

「内部質保証」についても、令和元年度に認証評価を受審したことから、向上・充実に向けた課題を軸にした改善に努めていく。特にアセスメントプランの精練化に取り組む。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

〔テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程〕

＜根拠資料＞

- 提出資料** 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、3 大学案内2020、4 ウェブサイト「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」「アドミッション・ポリシー」、5 学則、9 学生募集要項2020、10 シラバス、11 行事予定表
- 備付資料** 5 幼稚園教諭免許状授与式次第、19 臨床検査をのぞいてみよう！ [平成 30 (2018) 年度]、20 ひらめき☆ときめきサイエンス、22 ポリシー・マップ、23 高知学園短期大学・シラバス作成要領、28 ウェブサイト「学位授与数または授与率」「免許・資格取得状況」、33 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和元 (2019) 年度]、35 アセスメントプラン、37 高知学園短期大学卒業時アンケート集計結果、38 短期大学生に関する調査研究、40 キャリア・ノート、41 生活科学学科の学習成果に関する資料、42 幼児保育学科の学習成果に関する資料、43 医療衛生学科医療検査・専攻科応用生命科学専攻の学習成果に関する資料、45 看護学科実習関係資料、46 看護学科国家試験対策に関する報告書、47 看護学科・専攻科地域看護学専攻教育の質の向上のための活動報告書③卒業生・修了生アンケート、52 卒業生就業情報、53 高知県歯科医師会と高知学園短期大学との打合わせ会および意見交換会、54 幼児保育学科卒業生に関する調査、58 合格者登校日資料一式、62 GPA 分布一覧、63 授業アンケート (様式)、77 ニュース時事能力検定、83 看護学科キャリア形成教育のための活動報告書、84 専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書①ようこそ先輩、87 教員個人調書、88 過去 5 年間 (平成 27 (2016) 年度～令和元 (2019) 年度) の教育研究業績書、91 専任教員の研究活動状況表、128 教授会議事録 [平成 29 (2017) 年度]、129 教授会議事録 [平成 30 (2018) 年度]、130 教授会議事録 [令和元 (2019) 年度]、131 各委員会議事録、132 各学科・各専攻会議事録、136 評議会議事録 [平成 29 (2017) 年度]、137 評議会議事録 [平成 30 (2018) 年度]、138 評議会議事録 [令和元 (2019) 年度]
- 備付資料-規程集** 2 高知学園短期大学の教育目的に関する規程、47 試験規程、50 高知学園短期大学学位規程、51 高知学園短期大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程、52 高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程、69 高知学園短期大学の教員人事に関する規程、72 高知学園短期大学教員資格、79 高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き、80 教員人事に係る選考委員会に関する規程、99 生活科学学科におけるCAP制に関する内規、100 幼児保育学科におけるCAP制に関する内規、101 医療衛生学科 (医療検査専攻) におけるCAP制に関する内規、102 医療衛生学科 (歯科衛生専攻)

攻)におけるCAP制に関する内規、103 看護学科におけるCAP制に関する内規、104 専攻科応用生命科学専攻におけるCAP制に関する内規、105 専攻科地域看護学専攻におけるCAP制に関する内規、108 幼児保育学科・学外実習に関する内規、111 看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1の現状>

高知学園短期大学では、教育目的を達成した者に短期大学士の学位を授与することとして卒業認定・学位授与の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.9）等で表明している。本方針では、学習成果の「知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明する」ことができるために「知識や技能を習得し、教育目的に合致する資質と能力を獲得」する方針を示している。また学習成果の「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」ために「キャリア形成基礎力」を身につける方針を、「倫理的な観点から専門的知識と技能を活用して、考え抜き、自ら行動する」ために「平和と友愛へ貢献するために専門的知識と技能を活用する実践力を備える」方針を示している。さらに学習成果の「相互に理解し尊重しあいながら自分の役割を果たす」ため、「多様な人々と協力し連携を図る」方針を示している。このように、卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。

この方針を達成するための要件として、まず学校教育法第104条⑤の規定に基づく学位授与を学則（提出-5）第27条に規定し、付記する専攻分野を高知学園短期大学学位規程（備付-規程集50）に定めている。そのために必要な卒業の要件は学則第25条及び第26条に示している。また、成績評価の基準については学則第24条、資格取得の要件については学則第28条に定めている。これらは高知学園短期大学・学習成果査定の方針を示して取り組んでいる（提出-2、p.120～121）。さらに、本学の教育目的や教育基本方針、各学科・各専攻の人材養成や教育研究上の目的を学則及び高知学園短期大学の教育目的に関する規程（備付-規程集2）に定めている。このように、本学では規程に基づいて卒業認定・学位授与の方針を示しており、短期大学設置基準第2条を満たしている。

各学科・各専攻においても、専門性に基づいた卒業認定・学位授与の方針を明確に示している。この方針は学生生活と履修の手引きに加え、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.5

～8) や大学案内 (提出-3、p.42) やウェブサイト (提出-4「卒業認定・学位授与の方針」) 等も通じて学内外に表明している。また、オープンキャンパスや保護者と短期大学との懇談会等、本学を説明する機会においても表明している。このように、本学は学校教育法施行規則第172条の2に基づいて公表している。

本学が授与する短期大学士の学位は、学校教育法第104条の規定に基づく学位規則に定められた学位であり、付記する専攻分野の名称は高知学園短期大学学位規程に定められた名称である。高知学園短期大学学位規程では英語表記も示して運用している。これらの点より、本学の学科・専攻の卒業認定・学位授与の方針は社会的かつ国際的に通用性がある。免許・資格や国家試験受験資格についても、関係法令に基づいた専門的職業に従事するために必須の条件であり、社会的に通用性があるものである。卒業認定・学位授与の方針は、教授会や評議会 (備付-128～130・136～139)、学科・専攻会議 (備付-132) 等において教育目的や教育基本方針と関連付けながら定期的に点検している。あわせて、本方針と学習成果との関連性を科目ごとに点検してシラバス (提出-10) へ明記したりするなど、学生も教員自身も確認しやすいよう取り組んでいる。

専攻科応用生命科学専攻の学士 (保健衛生学) 及び専攻科地域看護学専攻の学士 (看護学) は学校教育法の学位規則に定められた学位であり、本学で臨床検査学及び看護学を修め、さらに本学専攻科を修了した者に独立行政法人大学改革支援・学位授与機構から授与される。専攻科における学位授与は大学改革支援・学位授与機構の規則による。同機構への申請については専攻科専攻会議において定期的に確認している。

生活科学学科

卒業認定・学位授与の方針に基づき、短期大学士 (生活科学) の学位を授与することを「学生生活と履修の手引き」 (提出-2) 等で明らかにしている。「食・栄養に関わる専門的知識を体系的に身につけ、健康の保持・増進に貢献する実践的な能力を備える」方針は、学習成果の「専門的な知識力」と対応しており、「栄養士を基盤とした専門家としてのキャリア形成に対する意識を持ち、コミュニケーション能力と協働の姿勢を有し栄養と健康の情報発信力を身につける」方針は、学習成果の「情報発信力」と対応している。また、「平和と友愛の精神に基づいて、地域や医療・福祉等の組織の中で、連携・協働して健康で豊かな生活を実現する実践力を備える」方針は、学習成果の「連携・協働力」と対応しており、「総合的な学習経験を通して、食生活や食習慣の改善に寄与する実践的能力を身につけるとともに、自ら課題を立て、その課題の解決に取り組むことができる」方針は、学習成果の「課題解決力」と対応している。これらの方針に関係する免許・資格も関係法令を基盤としており、社会的に認知されている。併せて、卒業認定・学位授与の方針は学科・専攻会議で定期的に検証している。(備付-132「生活科学学科」)。

幼児保育学科

幼児保育学科では、教育方針及び本学科の教育目的に基づき、子どもの健やかな成長を育むことで、建学の精神に掲げられた「世界の平和と友愛」の願いに貢献できる専門的職業人を育成するため、卒業認定・学位授与の方針を示し、学生生活と履修の手引き (提出-2、p.31) 等に表明している。この方針は、学習成果で示した専門的能力、すなわち「問題解決」のために「保育者に必要な専門的知識及び基本的技能」を、「発達支援」のために「人命を預かる責任感」を身につける方針を示している。また、学習成果の汎用的能力で

ある「環境構成」は「子どもの健やかな成長を願う豊かな人間性」を身につける方針に対応している。そして、これらの能力を総合した学習成果である「保育指導」の能力獲得のために「子どもの教育・保育に基づいた考えをまとめ、表現し、行動する」ことを方針で示し、習得した知識や技能を適切に活用し実践できる保育者を養成している。このように、本学科が示す卒業認定・学位授与の方針と学習成果は対応している。

本学科の卒業要件は学則（提出-5）第 25 条に定めており、本学卒業時には短期大学士（幼児保育学）を授与することとして、学則第 27 条及び高知学園短期大学学位規定（備付-規定集 50）に規定している。また、免許・資格取得の要件も学則第 28 条第 4～5 項に規定している。成績評価は、幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック（備付-42）で学科共通の基準を定め、幼児保育学科・学習成果査定の方針（提出-2、p.121）に基づいて実施している。その方法は、主に試験及びレポートで行うが、発表や制作物を加味した総括的評価を行う場合もある。また、学外実習は実習園による実習評価も参考に、実習の事前事後の取り組みや指導計画の立案などを総合して評価している。学習の評価は、学則第 24 条及び試験規定（備付-規程集 47）に基づき、試験や課題の達成度、授業への取り組み等を基準とした平常成績を総合して判定している。なお、本学科で取得できる幼稚園教諭免許や保育士資格は法令に基づいており、社会的にも国際的に通用するものである。それゆえ、本学科の卒業認定・学位授与の方針は、求められる専門的知識や技術の習得の関連を考慮しながら、毎年度、学科・専攻会議で点検している（備付-132「幼児保育学科」）。

医療衛生学科医療検査専攻

医療検査専攻の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれ学習成果、学習成果査定の方針に対応し、卒業の要件、成績評価の基準資格取得の要件を学生生活と履修の手引きに明確に示している（提出-2、p.42～43）。卒業の要件は学則第 25 条、卒業認定に関しては、学則第 26 条、学位授与は学則第 27 条により短大大学士の学位を授与する（提出-5）。学位授与については学位授与の方針を定め、学内では学生生活と履修の手引きによって習得すべき学習成果を具体的に知ることができる。学生には、オリエンテーションで説明し、学外に向けては、大学案内（提出-3、p.42）・ウェブサイト（提出-4「卒業認定・学位授与の方針」）やオープンキャンパスで説明している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針の「基本的な知識と技術の習得」は、学習成果の「知識、技術、意義の獲得」に対応している。また「実践力と問題解決能力」は、「データを分析・評価する能力」に対応している。さらに「人間性、倫理観」については、医療従事者の人間性に深く関連することから「医療従事者としての倫理観の獲得」に関する学習成果に対応している。「コミュニケーション能力」については「適切なコミュニケーション能力」に関する学習成果と対応している。

本専攻の教育課程を修めることで取得可能な臨床検査技師免許は法律に定められた国家資格であることから、本方針は社会的にも通用性がある。本方針は、学科・専攻会議で定期的に点検している（備付-132「医療検査専攻」）。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、多様な講義・演習・実習を通して専門的知識と技術を習得し、豊かな人間性と倫理観を兼ね備え、専門的職業人として生涯にわたり自己研鑽し、口腔衛生管理・健康支援ができる歯科衛生士を教育目的としている。即ち学習成果に基づき、口腔衛生管理の専門職になるために豊かな人間性と倫理観及び技能を身につけた

学生に卒業を認定し、短期大学士（歯科衛生学）の学位を授与している。卒業認定・学位授与の方針は学習成果に対応している。このことは、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.50）等に明示している。このように、本専攻の卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。本専攻の学習成果を証明する卒業要件は学則第25条に定めている。成績評価の基準はシラバス（提出-10）に明記している。本専攻で取得可能な資格は法令で定められたものであり、歯科衛生士資格取得のための社会的通用性をもつといえる。卒業認定・学位授与の方針は学科・専攻会議で定期的に点検している（備付-132「歯科衛生専攻」）。

看護学科

看護学科では、教育目的に基づいた教育課程における学習成果の獲得により、五つの要件を満たすと認められる者に短期大学士（看護学）の学位を授与する。「看護の専門的知識や技能を習得し、根拠に基づいた看護を実践する能力を有している」卒業認定・学位授与の方針のためには「専門的知識を用いてアセスメントを行い、対象に必要な看護を判断する」「様々な健康課題を持つ対象に応じた看護計画を立案し、習得した看護技術を用いて、安全に実施する」「実践した看護を振り返り、評価・修正を行う」学習成果の獲得が必要である。また「看護専門職者としての倫理観を持ち、対象を尊重した看護を実践する能力」獲得のためには、「看護の対象と援助関係を築き、価値観を尊重した看護を行う」力が、「他者との協働関係を構築するために、自己を客観的に理解し、表現する能力を有している」卒業認定・学位授与の方針のために「自己を客観的に見つめ、考えを適切に伝える」「状況に応じて、適切に報告・連絡・相談する」「チームの一員としての自覚を持ち、自己の役割をはたす」学習成果の獲得が必要である。さらに「学習と体験をつなげて考え、学びを統合する」学習成果の獲得は「学習と体験を統合し、対象の健康レベルと生活の質の向上のために深く思考する能力を有している」につながっている。そして「広く社会の情勢を知り、主体的・積極的に学習に取り組む」「看護の責任ややりがいを認識する」ことにより「看護の価値を見出し、生涯学び続ける力を有している」卒業認定・学位授与の方針に結び付く。よって本学科の卒業認定・学位授与の方針と学習成果には整合性がある。

本学科の卒業認定・学位授与の方針に適用するために必要な卒業要件は学則第 25 条に規定している。そして、学則第 27 条に基づき卒業した者には短期大学士（看護学）の学位が授与され、看護師国家試験受験資格が同時に取得できる。また、看護学科を卒業することの「基礎資格」を有し、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に定められた単位を修得した者は、養護教諭二種免許状が取得できる。

成績評価の基準は、シラバス（提出-10）に示している。本学科で取得可能な免許・資格は、法令に定められた免許等であり、本学科の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。この方針は、学生には学生生活と履修の手引き（提出-2）等で公表している。教員間では、毎年度初回の学科・専攻科会議にて明示し（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）、全教員が目指すべき方向性を確認して組織的に教育を行っている。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻は、卒業認定・学位授与の方針を学習成果に対応して学内外に公表している（提出-1、p.7；提出-3、p.42；提出-4「卒業認定・学位授与の方針」；提出10、p.1）。修了要件は学則（提出-5）に定め、さらに大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たした者には学士（保健衛生学）の学位が授与され、社会的に通用性がある。

卒業認定・学位授与の方針の「生命科学・保健医療分野の高度な専門的知識や技術の習得」は学習成果の「高度な専門的知識・技術を習得し、その内容・意義について評価し説明する能力」に対応している。また「問題解決に必要な知識・技術を融合的に応用できる能力」は、学習成果の「最新の知見を情報収集して問題点・研究課題を抽出し、解析・考察する能力」に対応している。「責任感と倫理観を有しそれを実践できる能力」については「研究課題や演習の遂行における倫理的配慮」の学習成果に対応している。さらに「コミュニケーション能力」については医療に携わる者としての資質を備える観点から「他者とのディスカッションを通じたコミュニケーション能力」の学習成果と対応している。本方針は専攻科専攻会議において定期的に確認を行っている（備付-132「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、人々の健康と地域社会全体の健康レベルの向上に貢献できる看護専門職者を養成するため、教育目的に基づく卒業認定・学位授与の方針を示し、この卒業認定・学位授与の方針を達成した者に対して課程修了を認定するものとし、履修要項（シラバス含む）（提出-10）等で表明している。

本専攻における卒業認定・学位授与の方針では、学習成果の「対象者自身が生活習慣の改善に向けて取り組むための援助ができる」ために、「対象者と信頼関係を築き、行動変容に導くことのできる能力」の獲得を方針として掲げている。また、学習成果の「個や集団を統合的に理解し、健康課題を明確にできる」や「住民主体の自主活動への支援が理解できる」、「地域の中のケアシステムを理解できる」、「リーダーシップが発揮できる」ために、「地域の健康課題を明確にし、他者と連携・協働しながら組織的に問題を解決するための企画力や調整力、リーダーシップ」を身につけることを方針として示している。さらに、学習成果の「権利擁護のための方策を導き出すことができる」ために、「権利擁護の視点から常に自身の行動を振り返る力」の獲得を方針として示している。そして、学習成果の「倫理を守って収集したデータについて論理的に解釈できる」、「研究結果を他者に理解できるよう表現し、伝えることができる」ために、「論理的思考や表現力を高め、看護の質の向上に向けて主体的に活動できる力」を獲得することを方針として示している。このように卒業認定・学位授与の方針は学習成果と対応している。この方針は履修要項（シラバス含む）（提出-10）や大学案内（提出-3、p.41～42）等を通じて学内外に表明している。

次に、本専攻の修了要件は学則（提出-5）第52条に規定しており、本専攻を修了することで、保健師国家試験受験資格を得ることができる。加えて学則第53条に基づき、大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たした者には同機構から学士（看護学）の学位が授与される。さらに、養護教諭二種免許状取得者で、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に規定する単位を修得した者は、養護教諭一種免許状を取得できる。本専攻の資格は法令で定められたものであり、社会的に通用性がある。また、成績評価の基準については、学則第24条に定めている。

卒業認定・学位授与の方針は、本専攻において学習成果の獲得状況の評価に基づき、教育目的や教育基本方針を点検する際に確認を行っている。また、教員間では、学科・専攻科会議（備付-132）において確認し、共通認識をもって教育に当たっている。

学士（看護学）の取得に関しては、特例適用専攻科と認定専攻科という二つの柱で並行して指導する体制を確立している。異なる審査方法や手順においても円滑に進行し、すべ

ての学生が共通の学位授与の方針に到達できるよう取り組んでいる。そのために、常に進捗状況や課題については学科・専攻科会議（備付-132）で検討し、教員間で共通認識をもった上で、議論し改善に努めている。そして、卒業認定・学位授与の方針と学習成果の対応を科目ごとで確認し、内容を履修要項（シラバス含む）（提出-10）に明記するなど、学生自身が主体的に獲得に向けて取り組めるような体制をつくっている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2の現状>

高知学園短期大学では、教育基本方針（備付-規程集2、第2条）の実現に向けて教育課程編成・実施の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.9）や高知学園短期大学要覧（提出-1、p.8～13）、大学案内（提出-3、p.43～46）やウェブサイト（提出-4「教育課程編成・実施の方針」）等で公表している。

本学では、各学科・各専攻の教育課程で学習成果を獲得するため、卒業認定・学位授与の方針に対応して「教養教育と専門教育の区分を軸とした教育課程を編成し、質の高い教育を実施する」方針を示している。具体的には、卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性における知識と技能を習得する」ため、学科・専攻別に「生命を預かる責任感と倫理観に基づく総合的・創造的な実践力を段階的に養う教育を実施する」とともに、「学科横断的に協働することを通して、多角的に思考し専門性を高める教育を実施する」方針を示している。次に「キャリア形成基礎力」に関する方針を達成するため、「具体的な授業内容と授業以外で学習すべき内容を示す教育課程を編成し、自ら計画を立てて主体的に学ぶことのできる教育を実施する」方針を示している。また「専門的知識と技能を活用する実践力」

に関する方針を達成するため、「教養教育の課程等を学科・専攻別に編成し、世の人々のために役立つ責任感と倫理観をもって価値の多様性を知る教育を実施する」方針を示している。教養教育の分野は「芸術と文化」、「社会と自然」、「運動と健康」を基本とする分野から編成している。さらに「多様な人々と協働し学び続ける力を有する」方針を達成するため、「基礎から応用へと段階的に発展する教育課程を編成し、学生自らが新たな目標を定め主体的に学ぶ」教育を実施する方針を示している。以上の方針の下、獲得された学習成果を高知学園短期大学・学習成果査定の方針（提出-2、p.120～121）に基づいて客観的に評価することとしている。なお、専攻科教育課程についても、応用生命科学、地域看護学各専攻が掲げる教育目的と大学改革支援・学位授与機構が規定する方針に対応させ、体系的に編成している。以上の概要はオリエンテーションで学生へ説明している。

さらに、各学科・各専攻は教育目的を達成するため、より具体的な教育課程編成・実施の方針を掲げている。その方針や免許・資格取得に関わる指定規則等に基づき、学習成果に対応して授業科目を編成している。その概要をカリキュラム・マップに示し、学生生活と履修の手引きに記載して学生へ説明している。特に、学生が授業時間外でも学習を進めるよう取り組んでいる。

本学では単位の実質化を図るため、短期大学設置基準第13条の2に基づいて高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程（備付-規程集52）を定め、CAP制を導入している。なお、詳細は各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づき、内規（備付-規程集99～105）を定めて学生生活と履修の手引きに公表し、実施している。

成績評価は学則（提出-5）第24条、全学及び各学科・各専攻の学習成果査定の方針（提出-2、p.121～123）に基づき、試験やレポート、平素の取組状況等も総合して行っている。教育の質を保証するため、短期大学設置基準第11条の2に基づき、各授業の目的と到達目標、評価方法を具体的かつ明確にシラバス（提出-10）で示し、その基準に照らして厳格な成績評価を実施している。それでも到達目標を達しない学生に対しては個別に指導して、全学生が授業の到達目標を達成できるよう努めている。

本学では、シラバスを高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-23）に基づいて作成している。シラバスには授業科目名、授業の方法・単位、開講学科・履修年次・学期、担当教員、授業の目的、到達目標（学習成果）、授業の計画・各回の授業時間数、授業形態、テキスト（教科書）、参考文献、評価方法・基準、授業時間外に必要な学習内容と時間、オフィスアワー、履修上の注意事項等、必要事項を明示している。また「授業の目的」においては、卒業認定・学位授与の方針との関連性を明記することも求めている。それゆえ、学校教育法施行規則第172条の2で定める「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること」を明示している。授業時間は半期15回を実施した上で試験を行い、授業時間を確保し厳格に遵守している。なお、本学では通信による教育は行っていない。

教員配置についても、学則第38条に基づき、各学科・各専攻の教育課程に応じて教授、准教授、講師、助教、助手を配置している。その際、各種規程（備付-規程集69・72・79～80）に基づき、教員の資格や教育研究業績を基にして専門性を判断している。また、毎年度学科・専攻会議や専攻科専攻会議で教育課程を見直し、改正案については教務委員会、さらには教授会及び評議会でも審議している（備付-128～130；136～138）。

生活科学学科

卒業認定・学位授与の方針のもと、食・栄養・健康に関わる専門的知識を体系的に身に付け、健康の保持・増進に貢献する実践的な能力を備えるために、教育課程編成・実施の方針を定め、学生生活と履修の手引き（提出-2）等で公表している。

「専門知識と実務能力を習得し実践力を養う」方針は、卒業認定・学位授与の方針の「専門的知識と実践力」と対応しており、専門的知識と実験・実習を通して、実践力を養う教育を実施している。「教養教育の構成と専門教育による体系的編成との関連づけ」の方針は、卒業認定・学位授与の方針の「コミュニケーション能力と情報発信力」と対応しており、広い視野から食と健康を考えることができる教育を推進している。「授業と授業以外の学習内容との結びつき」の方針は、卒業認定・学位授与の方針の「連携・協働による実践力」と対応しており、授業で学習する内容と授業外で学習する内容を結びつける教育を実施している。「グループ単位の少人数教育・指導・支援体制の強化」の方針は、卒業認定・学位授与の方針の「課題解決力」と対応しており、学生一人一人が主体的に学べるよう十分な学習時間を確保する教育を推進している。

栄養士養成のための授業は、1年次は教養教育科目と専門基礎分野、2年次には専門基礎分野と専門分野の講義、及び学内・学外実習へと体系的に繋がるよう編成されている。また、CAP制（備付-規程集99）を導入して授業時間外の学習促進にも努めている。成績評価は、シラバス（提出-10）に記載された評価基準に基づいて適正に評価するとともに、試験は学則（提出-5）に基づいて厳格に執行されている。教育の質を担保するため、教員の経歴・業績を基に短期大学設置基準の教員の資格に鑑み、適切な任用と配置とに努めている。併せて、栄養士法施行規則に基づいて教員を配置し、社会生活と健康、人体の構造と機能又は食品と衛生のいずれかを担当する教員、栄養と健康を担当する教員、栄養の指導を担当する教員及び給食の運営を担当する教員をそれぞれ1名以上配置しており、栄養と健康、栄養の指導及び給食の運営を担当する教員は、管理栄養士の有資格者を配置している。また、教育内容を担当する専任の助手3名は管理栄養士である。さらに、教育課程の編成に係る見直しは学科・専攻会議で定期的に検討している（備付-132「生活科学学科」）。

幼児保育学科

幼児保育学科の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応するように編成し、その整合性を本学科ポリシー・マップに示している（備付-22③）。まず、卒業認定・学位授与の方針に掲げた「専門的知識及び基本的技能」に関する方針を達成するため、「教育・保育における応用的・実践的な理論・技能への発展性と一貫性を理解する」総合的な教育課程を編成し、専門性の向上を図っている。次に、「責任感」に関する方針を達成するために、「授業で学習する内容と授業以外で学習する内容を結びつけて理解を深める」教育課程を編成し、学修ポートフォリオを導入することによって、主体的な学びと振り返りができる体制を整えている。また、「人間性」に関する方針を達成するため、「倫理的な責任感に基づいて広い視点から保育の意義を考え実践する」教養教育を「芸術と文化」「社会と自然」「運動と健康」の3分野を編成して実施している。さらに、「考え・表現し・行動する」に関する方針を達成するために、「幼児保育の観点から積極的な問題解決を図る意欲と姿勢を持った専門的職業人を養成する」教育課程を「基礎から応用・実践へと段階的に発展する」ように編成し、「学生自ら目標を立てて主体的に取り組む」教育を実施している。

学習成果を達成するため、教育職員免許法施行規則及び児童福祉法施行規則に定められた科目区分や系列に基づき、専門教育課程に「教育及び保育の領域」「教育及び保育の本質・目的・対象の理解」「教育及び保育の内容・方法」「総合的専門科目」「教育実習・保育実習」の5分野を設けている。1年次で教養教育科目と並行して専門教育科目を、2年次では1年次に履修した専門教育科目を土台としてより応用的・実践的に専門分野の教育科目を履修するよう体系的に教育課程を編成している。

学習成果に対応した授業科目の編成体系をカリキュラム・マップに示し、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.31）に掲載して、オリエンテーションで学生に説明している。特に、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得するための両課程の内容を吟味し、可能な限り相互の科目読み替えを行っており、編成された課程における各科目の内容と意義を学生にわかりやすく伝えている。単位の実質化を図るために、前期及び後期の各期に学生がバランスよく履修科目を登録し学ぶことができるように単位数の上限を定め、幼児保育学科におけるCAP制に関する内規（備付-規程集100）を学生生活と履修の手引きで公表している（提出-2、p.100）。

成績評価は、学則（提出-5）第24条、全学及び本学科の学習成果査定の方針に基づき、シラバス（提出-10）に定めた目標への到達を確認した場合に所定の単位を認定している。成績評価に必要な指標や基準をシラバスに記載し、幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック（備付-42）を活用し、それらの基準に照らして厳格に評価している。高知学園短期大学・シラバス作成要領（備付-23）に基づき、シラバスに必要項目を明示している。

教員配置は、学則（提出-5）第38条や教員人事に関する各種規程に基づき、本学任用時の審査、業績報告の確認（備付-87・88・91）、教員養成課程及び指定保育士養成施設としての教員資格審査等を経ている。その上で教育職員免許法施行規則や指定保育士養成施設指定基準にのっとり、専任教員を適切に配置している。

教育課程は、学科・専攻会議で定期的に見直している（備付-132「幼児保育学科」）。教職員が全国保育士養成セミナー等の研修会・説明会において情報収集を行い、学科・専攻会議で共有して、新たな専門教育課程の妥当性や学習成果の検証に着手している（備付-33・132「幼児保育学科」）。教養教育課程についても、学科の学習成果と方針に照らして一部の科目を見直している（備付-132「幼児保育学科」）。

医療衛生学科医療検査専攻

医療検査専攻では、卒業認定・学位授与の方針に基づいて教育課程編成・実施の方針を編成し、明確に示している（提出-2、p.42～43）。

1年次は、臨床検査技師に必要な知識と技術を習得できるように基礎分野と並行して臨床検査の専門基礎分野の教育課程を編成し実施している。2年次では、総合的な病態解析能力を身につけるために専門基礎分野と関連する領域の専門分野の講義・実習を編成し実施している。3年次では、学習成果の「倫理感をもって行動できる」「適切なコミュニケーション能力」を達成するために臨地実習を実施している。さらに学習成果の「データを分析・評価する能力」を達成するために臨床検査セミナー、臨床病理学演習を配置しており、3年間通して卒業認定・学位授与の方針に対応する教育課程を編成している。本専攻では、単位の实質化を図るため、医療衛生学科（医療検査専攻）のCAP制に関する内規（備付-規程集101）に基づいて履修登録単位数の上限を定め、学生生活と履修の手引きで公表し

ている（提出-2、p.43）。成績評価は科目ごとに評価基準がシラバスに明示されており、それに基づき実施している。授業内での小試験、発表、レポート、授業への取組状況等を総合して成績評価を判定している。評価については、科目担当者の報告を受け、学科・専攻会議で確認し、厳格に適用している。

シラバス（提出-10）には、高知学園短期大学・シラバス作成要領に基づき、必要事項を明示している。教員の配置については、短期大学設置基準及び臨床検査技師学校養成所指定規則に基づき、専門分野の主要科目は教育内容を教授するのに必要な経歴、専門性、研究分野を考慮し、また、臨床検査技師免許取得後5年以上の実務経験を有した教員を配置している（備付-87～88）。教育課程は日本臨床検査学教育協議会、日本臨床衛生検査技師会や臨床検査学教育に関連する学術団体等の動向を把握するとともに、医療及び生命科学の進歩にも注視して、定期的に学科・専攻会議で点検している（備付-132「医療検査専攻」）。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、学習成果を達成するために卒業認定・学位授与の方針に対応して、建学の精神に基づき教育目的に示した人材を育成している。歯科衛生士を養成するために、深い教養と良識及び多様な歯科医療の高度化に対応する知識と技能を習得する教育課程を編成している。

具体的には「豊かな人間性と倫理観」に関する方針は、教育内容の基礎分野での科学的思考の基盤及び人間と生活で培い、人間性とコミュニケーション力及び表現力につながる。また「他職種との協働・連携」や「全体的観点から口腔衛生管理・支援に対する知識・技術」に関する方針は、専門基礎分野・専門分野・選択必修分野での疾病の成り立ち及び予防法や健康に関わる社会の構造や他職種の理解を学ぶことにより培い、良好な人間関係を構築することや保健医療人としての論理的思考に基づく口腔衛生管理・支援ができる。これらのことは各科目の達成目標と成績評価方法としてシラバス（提出-10）に明示している。各授業の1回目には、授業の目的及び評価について説明を行っている。また、学生生活と履修の手引きを活用しカリキュラム・マップで学習成果と教育課程との関連も学生に説明している（提出-2、p.56）。さらに、本専攻ではCAP制を導入し予習・復習に十分な時間を確保し、授業内容を深く身につけるよう努めている（備付-規程集102）。

教育の質を保証するため、短期大学設置基準及び歯科衛生士学校養成所指定規則に基づき、歯科医師または歯科衛生士及びこれと同等以上の学識経験を有する専任教員として、歯科医師1名並びに4年以上の業務経験を有する歯科衛生士6名の専任教員を配置している。本専攻の教育課程は学科・専攻会議で定期的に点検している（備付-132「歯科衛生専攻」）。

看護学科

看護学科では、卒業認定・学位授与の方針に示した「看護の専門的知識や技能を習得し、根拠に基づいた看護を実践する能力」獲得のため、教養教育科目と専門教育科目で基礎から応用へと段階的に教育課程を編成している。令和元年度は、昨年改正された「看護過程の展開」「人体の構造と機能Ⅱ」の科目がスタートし、学生は、1年次から臨地において看護の対象者を知ること、思考力の強化を目指した看護過程の展開を学ぶこと、そのための基礎的知識を習得することを目指して学習を進めている。次に「看護専門職者としての倫理観をもち、対象を尊重した看護を実践する能力」獲得のため、段階的に看護倫理の基礎から各領域に特有の倫理を学び、3年次では「総合看護実習」の中で深めていく構成とし

ている。そして「学習と体験を統合し、対象の健康レベルと生活の質の向上のために深く思考する能力」獲得のため、3年次はより広い視点で物事を捉えられるよう、また実習での体験と講義を関連付けて学びを深める教育課程を編成している。統合分野にはこれまでに習得した知識・技術を土台として学ぶことができる科目も設定している。さらに「他者との協働関係を構築するために、自己を客観的に理解し、表現する能力」獲得のためには、臨地実習での学びが重要であることから、各実習科目を段階的に置き、能力を徐々に高めるようにしている。令和元年度からは、2年次より始まる基礎看護実習の前段階として、1年次に「ファーストステップ演習」を設け、早期体験実習を組み入れた。そして「看護の価値を見出し、生涯学び続ける力」の獲得のための「キャリア形成演習」は自己の将来の生き方や学びの意味を考える重要な機会となっている。

本学科では、卒業認定・学位授与の方針に対応した看護師や養護教諭を養成するための法令に則った教育課程を基本とし、人間、健康、生活、環境、看護を主要概念として位置付け、学習成果に示す10の能力を有する看護専門職者の育成を目指して体系的に教育課程の編成を行っている。またCAP制を導入し、看護学科におけるCAP制に関する内規(備付・規程集103)を定めている。シラバス(提出-10)には、高知学園短期大学・シラバス作成要領に基づいて必要な項目を明示しており、成績評価はそこに記載された評価基準に従って行われ、試験は試験規程(備付・規程集47)に基づいて行う等厳格な評価を行っている。本学科の教員配置は、短期大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則等に基づいて教員の資格・業績を任用時に審査し、適切に配置している。

専攻科応用生命科学専攻(参考)

専攻科応用生命科学専攻では、卒業認定・学位授与の方針に対応して教育課程編成・実施の方針を定めている(提出-3、p.45~46;提出-4「教育課程編成・実施の方針」)。さらに大学改革支援・学位授与機構の定める単位認定に基づいて授業科目を設定している。この授業科目の体系性はカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーに掲載し、履修要項(シラバス含む)を用いて周知している(提出-10、p.5~6)。シラバスにはシラバス作成要領に基づいた必要事項を記載し、成績評価している。また、1学期に履修できる単位数を基本的に上限25単位までとし単位の実質化を図っている(備付・規程集104)。

学習成果に即した高度な専門的知識や技術を習得するために、生命科学・保健医療分野の幅広い教育課程を編成し、臨床検査の専門的職業人として備えるべき素養と実践力を習得するようにしている。また、問題解決に必要な知識・技術を融合的に応用できる能力を身に付けるため、「修了研究」を通して課題探究能力を主体的に習得するようにしている。責任感と倫理観を養うために、特に「修了研究」において対象者への倫理的配慮を習得できる教育を実施している。さらに、コミュニケーション能力を培うため「医学検査セミナー」「修了研究」等の授業でプレゼンテーションとディスカッションを行っている(備付-43⑤)。修了研究では、年間4回の発表会を実施し評価している(提出-11)。専任教員は医療検査専攻に所属しており、特に「修了研究」指導者は、大学改革支援・学位授与機構に認定された教員から構成されている。教育課程方針は、本専攻会議で定期的に点検している(備付-132「応用生命科学専攻」)。

専攻科地域看護学専攻(参考)

専攻科地域看護学専攻は、卒業認定・学位授与の方針に示した「対象者と信頼関係を築

き、行動変容に導くことのできる能力」を獲得するために、「公衆衛生看護学についての基本的な知識と技術を習得する」ことや「対象に応じた保健指導に必要な知識と技術を習得する」教育を実施する方針を示している。また、「地域の健康課題を明確にし、他者と連携・協働して組織的に問題を解決する企画力や調整力、リーダーシップ」を身につけるために、「健康課題を明確にできる視点を養うため、集団や組織の情報把握、情報処理の知識と技術を習得する」ことや「既修得科目を統合して対象地区の状況に合わせた公衆衛生看護を実践するために行政保健師の役割と地域ケアシステムの理解を深める」方針を示している。さらに、「権利擁護の視点から常に自身の行動を振り返る力」を獲得するために、「臨地において公衆衛生看護活動を具体的に理解し、倫理的な視点をもって看護を実践する」方針を掲げている。そして、「論理的思考や表現力を高め、看護の質の向上に向けて主体的に活動できる力」を獲得するために、「修了研究に取り組み、専門職としての自己教育力を強化する」方針を示している。このように、教育課程編成・実施の方針は卒業認定・学位授与の方針に対応したものである。加えて、カリキュラムの順序性は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に基づき、本専攻における学習成果に対応させた授業科目を編成し、公衆衛生看護に関する基本的知識を、講義、演習、実習と段階的に応用し、実践力を獲得するよう構成されている。また、1学期間に履修できる単位数の上限を内規(備付-規程集 103)で定めている。これらは、履修要項(シラバス含む)(提出-10)やウェブサイト(提出-4、「教育課程編成・実施の方針」)等に公開し、学生が確認できるようにしている。

次に、成績評価はシラバスに記載された基準で行われている。令和元年10月15日には、厚生労働省が看護基礎教育検討会報告書を発表し、令和4年度入学生から適用される新カリキュラム案が公表されたことを受け、学外研修に参加して情報収集する(備付-33、p.63～65及びp.119～120)とともに学科・専攻科会議(備付-132)で共有し、今後の教育課程の在り方について検討している。このように教育課程については、社会から求められる専門職者の役割を把握しながら、教育の質の保証に向けて、定期的に見直しを行い、本専攻の教員間で共通認識を図りながら、検討を行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

高知学園短期大学では「広い教養」の習得を教育目的及び教育基本方針で定めるとともに、教育課程編成・実施の方針の中で教養教育の目的を「広い視野から思考し実行する教養教育の課程を学科・専攻別に編成」することとして示している(提出-2、p.9)。さらに、その目的には「平和と友愛に貢献できる専門的職業人を育成する」ことが全学的な教育課程への願いとして込められている。以上を達成するため、本学の教養教育では、広い教養を身につけることによって、専門教育科目の理解と活用を促進するとともに、思考力やコ

コミュニケーション能力、さらには実行力を養うことによって、社会に求められる教養ある人間を育成することを目的としている。

教養教育の内容については、グローバル化や多様性の尊重を視野に入れた英語や文化比較、総合的に社会的マナーを学ぶ日本の伝統美学等の「芸術と文化」、哲学や化学、情報科学等の「社会と自然」、現代スポーツ論や生涯スポーツ実技の「運動と健康」の分野から構成している。さらに全学科でキャリア形成演習（演習1単位）を開講し、社会人基礎力の育成やマナーの向上を踏まえ、特に「感じ、広げる力」を交えたキャリア形成基礎力の育成を目指している。この多様な分野から教養教育科目を履修し、教員と学生及び学生同士のコミュニケーションを通して、現代社会における様々な事象の洞察力、国際化に対応できるための外国語と異文化の基礎的理解、活動に対する主体性と体力・精神力の向上を図る教育を実施している。このように、本学では短期大学設置基準第5条に基づき、幅広い教養及び総合的な判断力を培うよう教育課程を編成している。

教育課程編成・実施の方針では「広い視野から思考し実行する教養教育の課程を学科・専攻別に編成」することを示し、各学科・各専攻の学習成果に即した教養教育科目を開講している。なお、生活科学学科と幼児保育学科は2年制課程、医療衛生学科医療検査専攻、同学科歯科衛生専攻、看護学科は3年制課程である。そのため、学科ごとに必修選択科目、修得単位数が異なっている。その実施体制は学則（提出-5）第20条及び2項、別表1(1)～(5)に定めている。なお、過去3年間の各学科・各専攻における教養教育科目数と担当教員の人数については表Ⅱ-A-3-1の通りである。

表Ⅱ-A-3-1 各学科・各専攻の教養教育科目数と担当教員数（平成29～令和元年度）

学科・専攻	平成29年度			平成30年度			令和元年度		
	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師	科目数	本学 教員	非常勤 講師
生活科学学科	30	6	12	30	6	13	30	7	13
幼児保育学科	21	7	7	21	7	8	21	7	8
医療検査専攻	18	4	13	18	3	15	18	4	14
歯科衛生専攻	14	5	7	14	4	9	14	4	9
看護学科	23	10	11	23	10	12	22	10	11

- [注] 1. その年度に開講した科目数
 2. 医療検査専攻、歯科衛生専攻は、基礎分野の科目数
 3. 看護学科は、教養教育科目と専門教育科目の基礎分野の科目数

教養教育を改善する際、全学的には教務委員会で、詳細については学科・専攻会議で討議を交えながら検討している。また、短期大学生に関する調査研究（備付-38）の結果を参考に、FD委員会で課題や成果を検証している。教養教育を含め、以上の学習成果に関わる結果を高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-33、p.136～145）にまとめて公表している。さらに、就職先からの卒業生評価や学外実習における実習受け入れ先側からの意見を参考に、教養教育に課せられた課題についても教務委員会（備付-131）、学科・専攻会議（備付-132）で検討している。その上で、学科の学習成果や教育課程編成・実施の方針、さらに社会の動向に基づいて教育課程の改正を実施している（備付-128～130・136～138）。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は実際生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

高知学園短期大学は「職業教育」を中心に専門的職業人を育成することから、職業又は実際生活に必要な能力を育成するために幅広い教養を習得し、教職員は学生が卒業後、社会で活躍できる能力を身に付けるよう努めている。この柱は本学の建学の精神であり、その目的を教育目的に示している（提出-1、p.1）。

教育課程編成・実施の方針において各専門性を高めるために有益な教養教育を編成することを示し、全学科では、食・教育・医療の各専門性を尊重しながら、学科横断的に協働することを通して多角的に思考し専門性を高め、職業に直接関連する実施体制を確立している。また、中でも現代社会の動向を踏まえた「キャリア形成演習」では基礎力の四つの能力を育成するよう取り組み社会人としての基本的なスキルも身に付けるようにしている。教養教育ではグローバルな視点から教養文化の基礎的理解を深め、各専門分野で地域の発展に寄与する人材を育成するよう努めている。また、これらの職業教育の成果も含めて学習成果達成の状況を短期大学生に関する調査研究（備付-38）で考察し、その一部を高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-33）で公表している。

職業教育の効果は、資格取得者の人数や割合だけでなく、進路先からの意見等も聴取して職務への取組状況、貢献状況、卒業生の課題等を測定し評価している。また、学科によっては同窓生を対象とした調査からも職業教育の効果を評価している。さらに、臨床検査技師、歯科衛生士、看護師は国家試験合格率からも効果を測定・評価でき（提出-1、p.59）、日常の教育内容を検討し見直すとともに国家試験対策も強化し改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。

- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

高知学園短期大学では学習成果に基づいて入学者受け入れの方針を掲げ、大学案内（提出-3、p.47～53）や学生生活と履修の手引き（提出-2、p.10）、高知学園短期大学要覧（提出-1、p.13～24）、ウェブサイト（提出-4「アドミッション・ポリシー」）等で示している。また学習成果を獲得するため、各学科・各専攻ではその専門性に必要な方針を具体的に示している。このように、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて積極的に公表している。

本学の教育科目は、各専門性の「知識・技能」を習得するためにいずれの学科も学ぶ学生に共通して身につける能力は「学びに熱心に取り組む」姿勢である。また、習得した知識・技能を正しく活用して「最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」学習成果が専門的職業人として求められる。そのためには「変化が著しく進歩する多様な技術に対して敏感に対応」できなければならない。さらに、これらを実現するためには、学習成果の「倫理的な観点から考え抜き、自ら行動する」ことが求められる。それゆえ、「常に挑戦する心を持つ」ことが重要である。その過程では、学習成果の「正しい知識や技能を他者から学び他者へ伝える」など、他者と協調し合いながら目標達成に向けて取り組むことも求められる。それゆえ、「人間関係を円滑に結ぶ」ことが重要な意味を持つ。

以上の意識や姿勢で学生生活を送るためには、入学前の時点で「深く学ぶことを求めていること」「自己実現を目指していること」「強い意志を持っていること」「広い心を保ち高い理想に燃えていること」が前提となる。このように、入学者受け入れの方針は学習成果に対応しており、全ての学科・専攻においてもその獲得に必要な汎用的能力を示している。

入学前の学習成果の把握・評価については、各学科・各専攻とも入学者選抜制度によって実施している。まず、特別推薦選考では指定校制による試験で専願となっている。高等学校もしくは中等教育学校等（以下、「高等学校」と表記）で優秀な成績を修め、模範的な学校生活を送っていることに加え、本学に必要な適性を幅広い学力、社会性の面から確認するとともに、専門分野への強い関心を抱き、明確な目標をもって学ぶ意欲や計画的、継続的に学ぶ意欲を調査書や面接を通して評価し、入学者を選抜している。

自己推薦選考も専願であり、各学科・各専攻の入学者受け入れの方針に適していることを受験生自らが保証し推薦するものである。入学者選抜では、自己推薦書と調査書及び面接を通して、受験生の学習状況や学校生活の過ごし方、課外活動や社会活動等への取組、社会性を確認するとともに、専門分野に対する継続的な強い関心と社会へ貢献する意欲や明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲等を総合的に評価している。

一方、推薦選考は公募制による試験で、調査書や面接に加えて基礎学力検査を実施している。特に基本的な判断力や思考力、表現力及び社会性を評価するとともに、明確な目標をもって計画的で継続的に学ぶ意欲や姿勢を総合的に評価して入学者を選抜している。

試験選考では、受験生の学力を重視して試験を行っている。試験選考Aでは学力試験を課し、調査書と面接も踏まえ、一定の学力を評価するとともに、社会性や専門分野への関心、勉学の意欲等を総合的に評価して入学者を選抜している。試験選考Bでは小論文試験を課し、基礎学力を通じた論理力や応用力を評価するとともに、調査書や面接を通して社

会性や勉学の意欲等を総合的に評価することによって入学者を選抜している。

その他、社会人選考や留学生選考も実施している。専攻科においても、一定の専門性を有し、社会性や専門分野への関心、向学心等を総合的に評価して入学者を選抜している。

このように、本学の入学者受け入れの方針は入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。また、高大接続の観点により、入学後に期待される学習成果と入学者受け入れの方針を対応させながら、入学前に一定の基礎学力を有するとともに適切な学生生活を送ることができる社会性を身につけているかについて、選抜方法の特性に応じた選考基準を設定し、合否を判定している。この多様な選抜から入学前の学習成果の把握・評価を行い、公正かつ適正にそれぞれの選考基準を設定して、入学者選抜を実施している。

授業料やその他の入学に必要な経費は、学生募集要項に明示している。入学試験・学生募集関係は学生支援課が事務局となり、アドミッション・オフィス担当を配置している（提出-1、p.64）。受験の問い合わせに対しては、学生支援課が懇切丁寧に対応している。広報についても学生支援課に企画推進係を置き、広報活動並びに学生支援組織に関する規程（備付・規程集46）に基づいて活動を展開している。広報活動の手段としてウェブサイトやマスメディア等を活用している。広報内容についても毎年検討を加え充実を図っている。

本学の入学者受け入れの方針はオープンキャンパスや大学説明会等を通じて受験生や保護者、高等学校教員等にも本方針の意味と根拠を詳しく説明している。特に高等学校関係者には毎年度本学独自の説明会を高知県内3会場で開催し、全体への詳細な説明と個別の具体的な質疑応答を行っている。そこで聴取された意見を参考に学科・専攻会議、専攻科専攻会議、評議会や教授会で定期的に点検している（備付-128・132・135）。

生活科学学科

学生募集要項（提出-9）等で示している入学者受け入れの方針は、食の分野から健康で豊かな生活に貢献するための人材の育成を明らかにしたものであり、このことの周知のために、オープンキャンパス、入試説明会、高等学校訪問などの機会を使って詳細な説明を行っている。さらに、合格者登校日（備付-58）においても、栄養士免許を取得する気構えをもって入学の準備を整えるように指導している。

本学科の教育課程を履修する過程で、「健康の保持・増進に貢献する」能力を獲得するには、食・栄養・健康に関わる専門的知識を適切に活用することが求められる。そのため、入学前から「学習に取り組む謙虚な態度を有する」姿勢とその継続の重要性を指導している。次に「栄養と健康の情報を適切に発信する」能力を獲得するには、「栄養に関する専門的職業人」である必要がある。それゆえ、入学前から「キャリア形成に対する意識を持ち、コミュニケーション能力を有する」ことを求めている。また、「健康で豊かな生活の実現に向けた行動を起こす」能力を獲得するには、地域や医療・福祉等の組織と連携・協力する必要がある。このことが達成される資質として、入学前から「将来への目的意識が高く、健康で豊かな生活を心がけ実践している」という意識の涵養に努めている。さらに「自ら課題を立て、その課題の解決に取り組む」能力を獲得するため、食生活や食習慣の改善に寄与することが必要である。そこで、「基礎的な学力と協調性を備え、たゆまぬ努力を継続でき、多様な人々と協働しながら、主体的に学ぶことができる」ことを求めている。このように、本学科の入学者受け入れの方針は、将来、栄養士としての責務を果たす資質を持つことを主眼に構成されており、本学科の学習成果に対応するものとなっている。

本学科の学習成果を身につけるには、入学までに入学後に学ぶ科目全般の基礎学力や基礎的技能が必要である。その観点から、入学前の学習成果の把握・評価は入学者受入れの方針に基づいた入学者選抜制度によって担保されている。すべての入学者選抜制度において提出書類と個人面接の実施により評価・判定を行い、主に食の分野から健康で豊かな生活に貢献するために入学者受入れの方針のもと、関連する学習成果の状況を把握している。

一連の流れとしては、指定校制の特別推薦選考において、面接及び提出書類の評価を通して、模範的な学校生活を送っていることと社会性を有するとともに、学力基準を満たし、食と栄養及び健康に強い関心を持ち、健康の保持・増進に貢献する意欲のある者を選抜している。自己推薦選考 A・B では、自己推薦書や面接及び提出書類の評価を通して、自らが目標をもって主体的に学習に取り組み、食と栄養及び健康に強い関心を持ち、併せて健康の保持・増進に貢献する意欲のある者を選抜している。公募制による推薦選考や試験選考 A では、学習習慣や基礎学力を把握・評価するために国語、数学 I ・化学基礎・生物基礎・英語いずれかの科目による基礎学力検査や学力試験、面接及び提出書類の評価を通して、食と栄養及び健康に強い関心を持ち、健康の保持・増進に貢献する意欲のある者を選抜している。また、試験選考 B では小論文、面接及び提出書類の評価によって、食と栄養及び健康に強い関心を持ち、健康の保持・増進 に貢献する意欲のある者を選抜している。このように、本学科の入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応したものである。

幼児保育学科

幼児保育学科では、本学科の学習成果に対応するよう、以下の観点に基づき入学者受け入れの方針を示している。本学科の教育課程を実施する過程で、学習成果に示した「問題解決」の能力を獲得するためには「あらゆる教科科目に精一杯取り組む」ことが不可欠である。そこで、入学前には「全般的な基礎学力を有する」ことを求めている。次に「発達支援」の能力を獲得するためには「常に模範的な行動と態度を心がける」ことが必要である。それゆえ、入学前から「規律を守る」ことを求めている。また「環境構成」の能力を獲得するためには、健やかな成長を願う豊かな人間性と共に、さまざまな問題を幼児保育の観点から発見し克服する力を備えることが求められ、そのためには「絶対にあきらめない」取組が不可欠である。それゆえ、入学前から「大学生活を最優先に考えた基本的な生活習慣を確立する」意識を求めている。さらに「保育指導」の能力を獲得するためには、保育現場で「人々と協力しあいながら自分自身と仲間の成長を志す」ことが必要である。そこで、入学前より「多様な人々とのコミュニケーションを大切にする」ことを求めている。このように、本学科の入学者受け入れの方針は、将来幼稚園教諭や保育士、保育教諭として職責を果たす資質を持つことを意味しており、本学科の学習成果と対応している。以上の方針は学生募集要項（提出-9、p.28）等で示している。

また、本学科の入学者受け入れの方針では入学前の学習成果の把握・評価も示している。特に、入学前に有することが望まれる教科・科目の内容や知識・技能を明確に示している。この入学前の学習成果の把握・評価は、多様な入学者選抜制度によって実施している。提出書類と個人面談による把握・評価は全ての選抜制度で実施している。いずれも入学者受け入れの方針に示した「全般的な基礎学力」「規律を守る」「基本的な生活習慣」「コミュニケーションを大切にする」に関する学習成果の状況を把握・評価することを基本としている。その上で、まず特別推薦選考においては幼児保育学を強く志し実践しうる人物であること

を推薦の条件とし、面接で意欲的かつ継続的な努力の可能性を評価している。次に受験生自らが幼児保育学科への適性を表明して面接を行う自己推薦選考 A・B では、本学及び本学科の入学受け入れの方針の観点から自己推薦書や面接を通して、意欲や目標等を評価している。さらに公募制による推薦選考では学習習慣の確立や表現基礎力を把握・評価するために国語の基礎学力を検査、音楽実技試験を課し、入学前の学習成果を把握している。試験選考 A では保育に必要な一定の学力と豊かな表現基礎力を評価するために国語の学力試験、音楽実技試験を、試験選考 B では論理力や幼児保育への応用力を評価するために小論文を課し、入学前の学習成果を評価している。

このように、本学科では各入学者選抜制度における入学者選抜の方針を示し、特に高大接続の観点から入学前の学習成果を把握・評価することによって受験生の入学後の学習成果到達の可能性を多角的に予測し、公正かつ適正に選抜している。受験に関する問い合わせに当たっては学生支援課を中心に、専任教員も対応している。以上の入学受け入れの方針については、毎年度学科・専攻会議で点検している。(備付-132「幼児保育学科」)。特に高等学校関係者への説明やオープンキャンパスを実施した際に聴取された意見も参考に点検を行っている。

医療衛生学科医療検査専攻

医療検査専攻の入学者受け入れの方針は、卒業認定・学位授与の方針や教育課程編成・実施の方針に基づき学習成果に対応している。入学受け入れの方針に対応した出願資格、選考方法等は大学案内(提出-3)・学生募集要項(提出-9)、ウェブサイト(提出-4「アドミッション・ポリシー」)に明記している。また、オープンキャンパスや進路説明会でも示している。入学者選抜は、入学を希望する多様な学生のために特別推薦選考、自己推薦選考 A・B、推薦選考、試験選考 A・B、社会人選考、留学生選考を実施している。すべての選考において入学前の学習成果の把握と、評価を厳格に行い、特に個人面接を実施し、臨床検査への関心・意欲・態度を有していることを評価基準としている。これらについては学生募集要項に明示している。

高大接続の観点により令和元年度も高校生を対象とした体験実習「臨床検査をのぞいてみよう！」(備付-19)を計画したが、新型コロナウイルス感染拡大のため実施を延期した。また、中学生を対象とした体験実習「ひらめき☆ときめきサイエンス」を開催し13名が参加した(備付-20)。日本臨床衛生検査技師会中四国支部医学検査学会の「中高生のための職業紹介」に参加し、多数の高校生に臨床検査の職業体験と学校紹介を行うなど、高大接続に努めている(以上、備付-132「医療検査専攻」)。入学志願者、保護者、高等学校等からの問い合わせに対しては、学生支援課が中心となって対応し、対応できない情報や質問は医療検査専攻教員が対応している。大学見学、個人相談を希望する受験者にも学生支援課、医療検査専攻教員が休日でも対応できる体制をとっている。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、卒業認定・学位授与の方針に基づき達成可能な学生を受け入れるための方針を示している。まず、高い目的意識と意欲を持ち、相手の気持ちを理解できる人間性豊かな協調性のある人を求めている。具体的には、倫理観を持ち相手の立場に立って考え気持ちを共有することができる態度は協働と連携、すなわちコミュニケーション力と表現力と対応し、社会的・職業的自立に必要な社会的基礎的・汎用的能力で

ある。また、専門職として学ぶ意欲は自己研鑽につながる。これらの入学者受け入れの方針は本専攻の学習成果に対応している。入学前の学習成果等についても提出書類で把握することを学生募集要項（提出-9）等で明示している。それぞれの選考基準を設定して、総合的に評価し公正かつ適正に実施している。オープンキャンパスや大学説明会等を通じて、高等学校教員、受験生や保護者等にも本方針の意味と根拠を詳しく説明している。また、意見を聴取し学科・専攻会議で定期的に点検している（備付-132「歯科衛生専攻」）。

看護学科

看護学科では、学習成果に対応した入学者受け入れの方針を掲げている。本学科の教育課程は、人間を対象として心身の健康の視点から生活を支えるという職責を果たすために必要な内容である。そのため、人や社会に広く関心を持ち、国語力をもとに専門書を読み込む力、他者の意見を理解できる力、自分の意見を伝える力、また人の心身の状態を理解するための科学的な思考力等が求められる。そして、他者と協働しながら取り組むためには、多様な人々とのコミュニケーション力も必要となる。変化の激しい医療の中で、その職責を果たすためには、社会の一員である自覚を持ち、積極的に自己研鑽でき自分を高めていく人物が求められる。このように、本学科の入学者受け入れの方針に示される入学者像は、看護専門職者として職責を果たす資質を持つことを意味しており、学習成果とも対応している。この方針は、学生募集要項（提出-9）等で公表している。

入学前の学習成果の把握・評価は、入学者選抜制度によって実施している。入学者選抜制度は多様な方法があるが、本学科は全ての入学者選抜制度において調査書や個人面接を実施し、入学前の基礎学力の確認や看護への志向性、入学前の課外活動や社会貢献の状況等から入学者の受け入れの方針に示される人物像であるかどうかの把握・評価を行い確認している。高等学校長推薦による指定校制の特別推薦選考では、看護学科を強く志し本学科の教育課程に対応できる基礎学力を有している人物であることを推薦の条件としている。また、自己推薦選考 A・B では、受験生自らが自己の適性や能力を表明し作成する自己推薦書で、本学科の入学者受け入れの方針の観点から評価している。さらに公募制による推薦選考や試験選考 A・B では、基礎学力や小論文を組み合わせながら、入学前の学習成果を把握・評価している。このように、本学科の入学者選抜の方法は、それぞれ入学前の学習成果の把握・評価を示しており、入学者受け入れの方針に対応しているといえる。

本学科の方針は、大学説明会や高校訪問、進学ガイダンス等を通じて受験生や保護者、高等学校関係者に説明している。そこで聴取された意見を参考に、学科・専攻科会議で定期的に見直しを行っている（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、本専攻の学習成果に対応するよう入学者受け入れの方針を学生募集要項等に明確に示している（提出-9、p.30）。本専攻では、学習成果を獲得するため、以下の人物を求めている。第1に高度な専門的知識と技術を習得するため「臨床検査学の基礎的な知識や技術を有し、さらに高度な知識・技術を学びたい人」を求めている。第2に生命科学・保健医療分野の進歩やそれに対する社会の状況を把握し、問題点・課題を抽出し、解析・考察できるように「論理的な思考力を備えた人」を受け入れる。第3に倫理的配慮のもと研究課題や演習、セミナーの遂行ができるように「明確な目的意識を持ち、意欲と主体性を持って努力を継続できる人」を求めている。第4にコミュニケーショ

ン能力を培いより良い人間関係を構築できるように「他の人と協調し社会や医療の対象者に貢献する意欲のある人」が望まれる。そのために、入学までに生命科学分野の理解力、文献講読のための英語力、生命倫理に関する配慮ができる判断力や応用力が求められ、これらは「臨床検査技師学校養成所指定規則」の教育内容の履修を前提としている。入学者選抜制度ではこの方針に基づき、書類選考と面接で総合的に判定している。受験に関する問い合わせ等に対しても適切に対応している。入学者受入れの方針は医療検査専攻との合同会議を通して点検している（備付-132「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、卒業認定・学位授与の方針の達成を目指し、本専攻の学習成果を獲得するため、入学者受け入れの方針を定めている。この方針は、学生募集要項（提出-9、p.28～30）をはじめ、履修要項（シラバス含む）（提出-10）や高知学園短期大学要覧（提出-1、p.13～24）、大学案内（提出-3、p.51）、ウェブサイト（提出-4、「入学者受け入れの方針」）等で表明している。本専攻が学習成果に掲げている「個や集団を統合的に理解し、健康課題を明確にできる」や「対象者自身が生活習慣の改善に向けて取り組むための援助ができる」、「状況にふさわしい方法でリーダーシップが発揮できる」、「住民主体の自主活動への支援を理解できる」、「地域の中のケアシステムを理解できる」、「対象者の権利を擁護するための方策を導き出す」ことを習得していくためには、「看護学の基礎的な知識と技術をもち、地域で生活する人々や地域全体の健康に関心をもっている人」が必要である。また、「倫理を守って収集したデータについて論理的に解釈できる」や「研究結果を他者に理解できるよう表現し、伝えることができる」ようになるために、「論理的な思考力を備え、人々の健康や看護に関する課題について探求する意欲のある人」を求めている。さらに学習成果の獲得のための基盤としては「人々と協力しながら主体的に学び続ける意欲のある人」であることが不可欠となる。このように、入学者受け入れの方針は本専攻の掲げる学習成果に対応している。

本専攻は2種類の入学者選抜制度を実施し、入学前の学習成果の把握と評価をしている。まず、特別入試では看護学の基礎的な知識と技術の獲得状況を提出書類で選考し、面接では論理的な思考力や地域全体の健康への関心度、主体的に学び続ける意欲等を把握して評価し、入学者を選抜している。次に、一般入試では看護学の基礎的な知識を学力試験や提出書類で査定し、面接や小論文試験によって地域で生活する人々や地域全体の健康への関心度、論理的な思考力、表現力、主体的に学び続ける意欲を把握して評価し選抜している。このように、入学者選抜制度ごとに選考基準を設定し、公正かつ適切に実施している。

またオープンキャンパス等の機会やウェブサイト、大学案内を通じて、本学以外からの志願者に広報活動を行っている。本学の看護学科における学生の動向を把握したり、一般入試の志願者の状況や意見等を参考にしたり、入学してきた学生の状況を確認しながら、専攻科専攻会議等で入学者受け入れの方針が現状に即しているのかを点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6の現状>

高知学園短期大学の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に示す「専門性における知識や技能」を身につける専門的能力として「必要な知識と技能を身につけ、その内容と意義を説明すること（以下、「知識・技能」と表記）、「キャリア形成基礎力」を身につける汎用的能力として「倫理的な観点から最新の知見を導き出し、適切な判断を下す」こと（以下、「適切な判断」と表記）、また「専門的知識と技能を活用する実践力」を身につけるための汎用的能力として「考え抜き、自ら行動する」こと（以下、「自ら行動する」と表記）、さらに「多様な人々と協働し学び続ける」ために身につける総合的能力として「相互に理解し尊重し合いながら自分の役割を果たす」こと（以下、「役割を果たす」と表記）を示している（提出-2、p.9）。専門的能力は専門的職業人に共通する必要事項である。汎用的能力も専門的職業人として不可欠な態度や行動等の内容である。また総合的能力は、専門的能力と汎用的能力の両面を備える能力であり、いずれも具体性がある。

これらの学習成果の獲得について、各種の免許や資格、国家試験受験資格に必要な知識や技能を軸に、平和と友愛へ貢献するために正しく活用しようとする意欲や態度に関する人間性等が挙げられ、各学科・各専攻で具体的に示している（提出-2）。最終的に、学習成果の達成を証明するものとして免許や資格等の取得が挙げられ、各学科・各専攻では免許・資格取得に必要な科目を中心に教育課程を編成している。そこで習得すべき概要をシラバス（提出-10）に明示している点からも具体性がある。教育課程の各教育科目で求められる到達目標と評価方法をシラバスに明示し、学習成果は達成可能なものとなっている。各教育科目では半期あるいは通年にわたる各回の実施計画と評価方法についてもシラバスで明示していることから、一定期間内で獲得可能なものとなっている。

学習成果の測定について、「知識・技能」の専門的能力、及び「適切な判断」の汎用的能力に関する学習成果は教育課程の履修を中心に実施している。履修すべき科目と単位数は、短期大学設置基準第5条及び各種資格取得に関する法令等の規程に適うものである。また、具体的な到達目標や測定方法と基準等についてはシラバスに示している。学習成果を量的・質的データとして測定する仕組みとしては、定期試験、レポート、授業への取組状況、学外実習先からの評価、さらには社会活動への取組状況等、多様な点を総合して評価している。さらに、「短期大学生に関する調査」の本学に関する研究結果（備付-38）や卒業時アンケート調査（備付-37）を通して学習成果獲得に関わる分析も行っている。また「自ら行動する」の汎用的能力や「役割を果たす」の総合的能力に関する学習成果については、教育課程の履修と学生対象の調査に加え、学生生活や社会活動における取組状況、ポートフォリオや面談等、各学科・各専攻で質的データを中心に測定している。以上の学習成果は学生へフィードバックされ、学生の自己分析も推進している。

なお、授業への出席は全てを行うことを前提に、欠席した場合はその分の補講を受けて学

則に定めた学習時間を充たすよう、学生生活と履修の手引きに明記して指導している。その上で試験規程（備付-規程集47）第3条に基づいて成績評価を行っている。不合格者に対しては再試験を行うが、再試験までに事前に課題提出や補習で学習するよう指導している。それでも不合格の場合は次年度も学則に基づいて履修することとなる。

以上のことから、本学の学習成果は測定可能なシステムとなっている。学習成果の測定に関しては、学則（提出-5）第22条～第24条や教育基本方針（備付-規程集2、第2条）に基づいて高知学園短期大学・学習成果査定の方針を示し、学生生活と履修の手引き（提出-2、p.120～121）に表明し周知を図っている。また、その方針を達成するため、高知学園短期大学アセスメントプラン（備付-35①）を策定して実行している。

生活科学学科

学習成果は、卒業認定・学位授与の方針に掲げる諸項目と学習成果とを次のように関連づけている。すなわち、「専門的知識と実践力」を身に付ける能力については「食・栄養に関わる専門的知識を適切に活用する」こと。次に「コミュニケーション能力と情報発信力」を身に付ける能力については「栄養に関する専門的職業人となる」ことを、そして「連携・協働による実践力」を身に付ける能力は「地域や医療・福祉等の組織と連携・協力する」こと。さらに、「課題解決力」を身に付ける能力については「食生活や食習慣の改善に寄与する」ことである。これらは栄養士として必要な能力であり、基本的専門知識と技術、社会性を獲得させる具体性がある。これらの学習成果は、食と栄養から健康を保持・増進することで、世界の平和と友愛に貢献できる社会人となるために必要な能力として「学生生活と履修の手引き」（提出-2）に文言化されている。また、各教育科目で習得すべき到達目標や科目の概要等をシラバス（提出-10）に明示しており、就学期間に到達かつ獲得可能なものとしている。栄養士免許証取得率、栄養士実力認定試験における評価によっても、学習成果は量的、質的に測定し得るものである。

幼児保育学科

幼児保育学科の学習成果は、卒業認定・学位授与の方針の「専門的知識及び基本的技能」を身に付ける専門職として「問題解決」を、及び「人命を預かる責任感」を身に付ける汎用的能力として「発達支援」を、「子どもの健やかな成長を願う豊かな人間性」を身に付けるための「環境構成」を、さらに「子どもの教育・保育に基づいた考えをまとめ、表現し、行動する」ために身に付ける総合的能力として「保育指導」を示している。専門的能力は幼稚園教諭や保育士として必要な内容であること、汎用的能力は社会人及び地域の人材として不可欠な技能や態度、志向性等の内容であることから、いずれも具体性は高い。また総合的能力は、両能力の均衡状態を多面的に査定する能力として具体性がある。

学習成果の獲得を支援するため、「問題解決」に関わる専門的能力は教育職員免許法施行規則や児童福祉法施行規則に基づいて教育課程を編成し、各教育科目の概要と具体的な到達目標、及びその達成に必要な授業計画、さらには授業時間外に必要な学習等をシラバスで示している。（提出-10）。「発達支援」や「環境構成」に関わる汎用的能力については、平素の取組状況や社会活動等への取組を推進するとともに、学外実習終了後の個人面談（備付-42⑥）やポートフォリオ（備付-42②）への記述を通じた自身の成長の振り返りと内省化、及び課題発見と自己成長を目指した目標の具体化に取り組んでいる。「保育指導」に関わる総合的能力では、専門的能力と汎用的能力を総合して振り返りながら実践する機会の

提供と自尊感情の育成に取り組むことで、特に学外実習で指導計画を立案し実践する能力を育成するよう支援している。いずれも年間計画に基づいて実施しており、学生自身が受講を通して求められる学習成果は獲得可能である。

また、本学科の教育課程は幼児保育学科カリキュラム・マップ（提出-2、p.40）に基づき、学習成果を獲得するための評価基準を定めて半期あるいは通年にわたる教育科目を開講している。さらに、長期間継続して受講することが学習成果の獲得に有益と予測される教育科目は選択科目としても開講し、2年間の教育課程で学習成果を獲得できるよう計画している。この点からも、本学科の学習成果は一定期間内で獲得可能である。

本学科では、幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリック（備付-42①）に基づいて各教育科目の評価基準と測定方法をシラバスで明示するとともに、幼児保育学科・学習成果査定の方針（提出-2、p.121）に照らして教育課程の学習成果を評価している。学生も、授業アンケートを通して授業の意義を測定し、その成果を報告している。なお、学外実習については実習先からの評価も参考にして最終的な評価を行っている。

また、定期的な個人面談の実施や卒業までの2年間を通じたポートフォリオの取組を通じ、その内容に基づいて汎用的能力を中心に学習成果の測定を図っている。更に、本学卒業生としての誇りを抱き、世界の平和と友愛に貢献する責任感を確かなものとする節目として幼稚園教諭免許状授与式を例年開催している（備付-5）。この式典に臨む姿勢と態度は学習成果達成を示すものでもある。以上に加え、学科では卒業生を対象に学習成果に関する調査や意見聴取を実施し（備付-54）、分析結果を教育活動へ反映するよう取り組んでいる。このように、本学科の学習成果は、教員側や学生側、実習先や卒業生からも測定することができ、PDCA サイクルに基づいて測定可能なシステムになっている。

医療衛生学科医療検査専攻

医療検査専攻の学習成果は、「学生生活と履修の手引き」（提出-2、p.42）及びカリキュラムマップ（提出-2、p.48）等に具体的に明記している。カリキュラム・マップには学習成果と授業科目との関連性を体系的に示し、学習成果は3年間で獲得が可能である。分野は基礎（18科目）、専門基礎（23科目）、専門（46科目）からなり、学習成果の「臨床検査の知識と技術および意義の獲得」、「検査情報の収集および分析評価能力」、「医療従事者としての倫理観の獲得」、「適切なコミュニケーション力」の達成に重要な講義、演習、実習を1～3年次に体系的に配置している。1年次は、学生の思考、関心に配慮し、科学的思考の基盤分野の科目（5教科）と人間と生活分野の科目（13科目）を開講している。2年次は、専門基礎分野6科目、専門分野25科目を開講している。3年次は、専門基礎分野1科目、専門分野11科目を開講している。学生の主体的な学習を促すために、シラバス（提出-10）に各教科で授業時間外に必要な学習内容と時間を設定し、さらにCAP制（提出-2、p.43）も導入している。学習成果の測定はシラバスの評価方法・基準に沿って行っている。さらに本専攻では健康食品管理士、バイオ技術者認定の受験資格も取得可能である。これらの合格状況からも測定が可能である。臨床検査技師免許は、法律に定められた国家資格であることから、臨床検査技師免許取得は社会的に通用性がある学習成果の測定となる。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻の学習成果について、歯科衛生士として必要な専門的能力を意味する「知識・技術」や汎用的能力を意味する「人間関係の形成・連携・課題対応能力

及び倫理観」等は就職及び国家試験の結果から達成状況を査定している。学習成果を達成するため、入学時のオリエンテーションで学生生活と履修の手引き（提出-2、p.50）の中に記載されている学習成果に基づく卒業認定・学位授与の方針及び3年間の教育課程の内容等を説明している。

定期試験では量的データで測定し、学内実習ではペーパー試験だけでは判定できない「思考・判断」や「関心・意欲・態度」「技術」をレポートや実技で判定し、グループワークへの取組み状況もルーブリック評価に基づいて質的データとして評価することで学習成果の確認を行っている。また、学外実習では実習先に量的データで記載する内容の評価表としている。併せて実習終了後、学生の実習日誌及び提出物をルーブリックに基づいて評価し、その成果を明確に査定している。また、教育課程の学習成果はシラバス（提出-10）に評価基準が示され、その基準に基づいて学生の評価を行っている。

看護学科

看護学科の学習成果は、看護学士課程教育におけるコアコンピテンシーと卒業時到達目標（一般社団法人日本看護系大学協議会）が示す六つの能力群の内容と関連しており、看護専門職者として求められる実践内容であり具体性がある。本学科の教育目的で示す通り、専門的知識・技術を教授し、科学的・論理的思考を養い、かつ演習や実習を通じて実践能力を身につけることは「根拠に基づく看護判断」「対象に応じた安全な看護実践」「看護の評価・修正」に関する学習成果が当たる。また、豊かな人間性・創造性・主体性をもち、人々と協働しながら根拠に基づいた看護実践能力を有する看護専門職者となるために「援助関係の構築と価値観を尊重した看護」「学習と体験の学びの統合」「自己の客観視と適切な自己表現」「適切な報告・連絡・相談」「協働の自覚と役割の実践」「社会への関心と主体的・積極的学習」に関する学習成果の獲得を目指している。これらを実現することで学習成果の「看護の責任とやりがいの認識」の実現につながると考え、学習成果は教育目的に基づいて示されている。この学習成果の獲得のために、本学科の教育課程は、保健師助産師看護師養成学校指定規則、教育職員免許法及び教育職員免許法施行規則に準拠し3年間で到達できるよう編成しており、一定期間内で獲得が可能である。

学習成果の達成度は、シラバスへ評価方法として明記し評価を行っている（提出-10）。授業ではリフレクションシートや個別面談等により学生の理解度や疑問を把握し、授業の工夫につなげている。試験、レポート等の多様な方法でも、知識、技術、態度の視点から客観的な評価基準に従い評価しており、学習成果の測定は可能である。

汎用的能力の測定に関しては、専門的知識・技術を学内で学んだ後に経験する臨地実習での評価が該当する。臨地実習は、対象者の疾病の理解とともに対象者の発達段階に応じた身体的・心理的・社会的状態を理解し統合させていく基礎的知識を基にしながら個別的な人間としての理解を深め、さらにその人固有の課題に対して根拠に基づいた必要な看護を提供すること、対象となる人と援助的関係を形成すること、人々との協働を学ぶ過程であり、まさに汎用的能力が求められる教育課程である。すなわち、臨地実習における成績評価とは、専門的知識・技術だけでなく、汎用的能力の測定を含むものとなっている。さらに、汎用的能力が関連する自己・他者の理解を深めた上で他者と協力して乗り越えていく力や、日常生活の中での規範やルールに従いながら責任のある行動がとれる倫理観等については、臨地実習以外にも授業でのグループワークの状況や学内行事での取組状況、日

常生活の様子等を通し、どの程度育成されているかを測定・評価している。

総合看護実習では、学生全員が各々の“看護観”を発表し合う機会を設け、これも学習成果の達成の評価として有用である。また、これらの評価は信頼性の確保のために看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集「臨地実習における学生の情報共有について」（備付-規程集 111）に従い、学科・専攻科会議にて情報共有し、実習報告書にまとめている（備付-45・132「看護学科」「地域看護学専攻」）。「ファーストステップ演習」では、学生の学びから学習成果の獲得の程度を確認し、高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書（備付-33）で公表している。学習成果査定の一つとしては、看護師国家試験の合格状況も含まれ（備付-46）、受験までのプロセスにおいて学生はポートフォリオを活用する事で個々に目標を設定し、意欲や行動を客観的に振り返り、達成度を自己評価している（備付-83）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻の学習成果は、三つの方針に対応して具体的に「専門的知識と技術」、「情報収集力・問題解決能力」、「倫理的配慮」、「コミュニケーション能力」などを掲げている（提出-10、p.1）。本専攻では、これらの学習成果の獲得に必要な授業科目を関連科目、専門科目、学修総まとめ科目の区分で設定編成し、単位取得により1年間で学習成果の獲得が可能である。学習成果と授業科目の関連については「学生生活と履修の手引き」にカリキュラム・マップを作成し周知している（提出-10、p.5）。学習成果は、シラバスに記載された評価方法・基準によって質的・量的に測定が可能である。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、卒業認定・学位授与の方針に掲げる「対象者と信頼関係を築き、行動変容に導くことのできる能力」を習得するために、教育課程を通して習得する専門的能力として「対象者自身が生活習慣の改善に向けて取り組むための援助ができる」ことを学習成果として掲げている。また、「地域の健康課題を明確にし、他者と連携・協働しながら組織的に問題を解決するための企画力や調整力、リーダーシップ」を身につけるために、専門的能力として「個や集団を統合的に理解し、健康課題を明確にできる」や「住民主体の自主活動への支援が理解できる」、「地域の中のケアシステムを理解できる」、「リーダーシップが発揮できる」ことを学習成果として掲げている。さらに、権利擁護の視点から常に自身の行動を振り返る力を養うために「権利擁護のための方策を導き出すことができる」ことを学習成果としている。そして、「論理的思考や表現力を高め、看護の質の向上に向けて主体的に活動できる力」を獲得するために、「倫理を守って収集したデータについて論理的に解釈できる」や「研究結果を他者に理解できるよう表現し、伝えることができる」ことを学習成果としている。以上の学習成果は、公衆衛生看護の知識や技術の習得に関する内容及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の求める学修成果（修了研究論文）の作成に関する内容で、保健師や学士（看護学）に求められる内容に基づいており、具体性は高い。令和元年度は、学習成果の客観的かつ体系的な評価を実施するためにアセスメントプランを作成した。その作業過程に伴い、学習成果の順序性を再検討し、知識の習得から、実践、統合に向かうよう学習成果の明記する順番を変更した。このように、ポリシーやプラン等との整合性を確認しながら、毎年、見直しを行っている。

学習成果の中で、公衆衛生看護学の専門的能力は、「保健師助産師看護師学校養成所指定規則」に基づいて教育課程を編成している。各教育科目の目的や到達目標等についても

履修要項（シラバス含む）（提出・10）に明示し、学生に周知している。シラバスの内容は学生の傾向や学習の進捗を検討し、毎年、見直しを行っている。

学生の学習成果に対する到達度は、履修要項（シラバス含む）に評価方法を明示して学生と教員がともに確認ができる体制を整えた上で、評価している。またリフレクションシート等を活用して学生の理解度を把握し、次の授業に結果を反映していくことで、学生が学習成果を獲得できるよう改善している。

修了研究では入学予定者に事前学習課題を提示するとともに自己の特徴と課題を書き出し、1年間の目標を明確にできるシートを作成し、研究に向けての準備性を高めることによって1年間で学習成果を獲得できるよう体制を整えている。入学後も、ルーブリックに基づいた成績評価に取り組んでおり、論文の審査だけでなく、評価項目の中に研究の過程や研究に向かう態度、プレゼンテーションによる評価も含めて、総合的に学習成果の達成状況を査定している。最終的には、入学時に設定した目標を振り返るシートを記入することにより、自己の成長や今後の課題の発見に取り組んでいる。

汎用的能力に関しては公衆衛生看護学実習の日誌やレポート、実習先での態度や指導者からの評価から他者との関係の築き方や課題への対応、公衆衛生看護学の学びの統合と論理的思考等の視点で学習成果を査定している。加えて、本専攻の1年間を通して、節目の時期を4回設定し、学生が汎用的能力について自己評価し、自身で成長が確認できるようにポートフォリオを学科・専攻科会議（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）にて作成し、実施している。さらに、国家試験対策でもポートフォリオを導入し、入学当初に学生が個々の目標を設定して修了時にはその目標の達成度を評価できるようにしている。最終的には、保健師国家試験の合格状況も学習成果の査定の参考にしている。本専攻に入学したほとんどの学生は、保健師免許及び学士（看護学）の学位の取得につながっていることから、本専攻の学習成果は一定期間で獲得が可能である。令和元年度は、保健師国家試験対策を見直すため、取り組みの内容や対策への希望、モチベーション維持や勉強法の工夫等、合格に向けた秘訣を学生に調査し、内容をまとめた。本専攻の学習成果は、定期試験やレポート、論文、ルーブリック、実習先からの評価等による量的データ、グループワークへの貢献度や授業への取り組み、ポートフォリオ、面談での状況、学外活動や社会活動等での取組等の質的データで測定しており、測定は可能である。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7の現状>

高知学園短期大学における学習成果の測定としては、各学科・各専攻の専門性に基づいたデータが中心となっている。具体的には、直接的な評価として試験やレポート、授業への取組等が挙げられ、各教育科目に示した到達目標の状況を測定している。その指標は、高知学園短期大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程(備付・規程集51)に基づいてGPAによる評価を導入し、その分布状況を分析している(備付-62)。また、単位取得率、学位取得率、免許・資格の取得率に関わるデータは、学科・専攻会議や専攻科専攻会議の点検を経て、評議会で審議するとともに、教授会で判定を行っている(備付-128～130・136～138)。学生の中にはニュース時事能力検定試験を受験する者もいる(備付-77)。その結果を参考に「適切な判断」に関する学習成果を測定するよう活用している。また、国家試験の合格率も当該学科・専攻の教育指導体制を点検することに活用している。学科によってはポートフォリオを活用して専門的能力や汎用的能力の獲得の自覚についても把握するなど、学生指導の体制を構築している。間接的な評価としては、学生による授業アンケートも挙げられる。授業アンケートは成績評価とは独立して学生自身がどのように認識しどのような価値観を抱いたかなど、授業を通じた経験や関与を評価する上で意義がある。本学キャリアセンターにおいても、キャリアデザイン・ノート、キャリアビジョン・ノート、キャリアチャレンジ・ノート、未来バトン(備付-40)を活用している。

学生による回答から測定する仕組みとしては、短期大学生に関する調査研究(備付-38)の結果も活用している。特に、本学の学習成果に関連性が深い「知識・能力の変化」の項目の結果を分析して教育活動や学生指導の改善へ活用している。卒業後の学習成果に関しては全学科で進路先の雇用者に卒業生の取組状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用している。学科によっては同窓生への調査も活用する仕組みが確立している。

なお、本学で組織的なインターンシップの取組は行っていないが、インターンシップに類似する取組として学外実習の評価も学習成果を分析する上で活用している。その他、留学や大学編入学があれば、本人及び受け入れ先から状況を聴取することで、学習成果の獲得を分析している。また、在籍率や卒業率、就職率は、学習成果を獲得したことを証明するものであることから、毎年度就職委員会等で点検するとともに、特に休退学者の状況については評議会・教授会で学習成果獲得の指標として把握し分析している。

以上の学習成果に関するデータは、学校教育法施行規則第172条の2に基づいて高知学園短期大学要覧(提出-1、p.51～59)やウェブサイト(備付-28「学位授与数または授与率」「免許・資格取得状況」)等で公表している。また、学習成果を分析した概要については高知学園短期大学FD・SD活動報告書(備付-33、p.136～135)で公表している。例年、卒業時アンケート調査では卒業を控えた学生の学習成果に関する自己評価を把握し、次年度の教育活動や学生指導の改善へ活用している。ただし、令和元年度は新型コロナウイルス感染防止対策による予定変更のため、歯科衛生専攻卒業予定者のみを対象に調査を実施した(備付-37)。学習成果の評価は、FD委員会を中心に各種委員会や学科・専攻会議、専攻科専攻会議で点検し、評議会では内部質保証を高める議論を通じて検証し、最終的には教授会で共有している。令和元年度には学習成果の評価を適切に進めるため、高知学園短期大学アセスメントプラン(備付-35①)を策定した。

生活科学学科

学習成果の測定は、以下に示す指標に則って行っている。まず、定期試験や課題、実験・実習におけるレポート、小テスト等、各科目でその特性に応じた成績評価など GPA である。次に栄養士免許証・栄養教諭二種免許状等の取得状況や2年次に実施される一般社団法人全国栄養士養成施設協会の栄養士実力認定試験による全国における評価(備付-41①)、さらに日本健康マスター検定の合格率である。また、栄養士免許証、栄養教諭二種免許状等の資格を活かした進路決定状況(備付-52)である。

卒業生の多くは、本学科で取得した資格をベースとした職業に従事し、社会で活躍していることから、実質的な成果が得られている。令和元年度の栄養士免許証取得率は95%、卒業生の就職率は100%であり、栄養士希望者はおおむね栄養士の職に就いている。栄養士免許証取得率(備付-28)、栄養士実力認定試験におけるA判定の割合(備付-41①)により、学習成果を量的及び質的データに基づき評価している。

幼児保育学科

幼児保育学科においては、直接的な評価として試験やレポート、授業への取組等が挙げられ、各科目の学習成果の獲得状況をGPAによる評価で測定している。単位取得率、学位取得率、免許・資格の取得率に関わるデータを、学科・専攻会議で点検している(備付-132「幼児保育学科」)。また、専門的能力や汎用的能力の獲得の自覚について、学生対象のポートフォリオを活用して把握しており、学生指導の体制を構築している。さらに、幼児保育学科・学習成果評価のためのルーブリックも活用して学習成果の獲得状況を分析している(備付-42)。学生による自己評価については、短期大学生に関する調査研究(備付-38)の結果を活用している。卒業後の学習成果に関しては、就職先の幼稚園や保育所の多くが実習先に当たることから、実習期間中の巡回訪問指導や実習先との懇談会等の機会に卒業生の取組状況を聴取し、その内容を学習成果の分析に活用している(備付-42)。また、卒業1年目の同窓生を対象とした追跡調査や意見聴取も実施して、得られたデータを教育活動や学生指導の改善のために活用している(備付-54・33、p.54)。

本学科では、在学中のインターンシップや留学の取組例はないが、大学編入学があれば本人及び受け入れ先から状況を聴取することもある。在籍率、卒業率、就職率については学科・専攻会議で共有し、学習成果の獲得状況として分析している。休退学者の状況についても学科・専攻会議で共有し、例えば入学時から安心して学生生活に入ることができるように学科行事を計画・実施するなど多角的に改善策を検討している(備付-132「幼児保育学科」、備付-33、p.52)。以上の学習成果に関するデータを、高知学園短期大学要覧(提出-1)やウェブサイト(備付-28)で公表している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療検査専攻の学習成果の測定は、シラバスに明記された授業の目的、達成目標に基づき、各教科の評価方法・基準に沿って成績を測定している。また、グレードポイントアベレージ(GPA)を算出し個々の学生の成績、単位取得率を学科・専攻会議で点検している(備付-132「医療検査専攻」)。また、教員は学生と定期的に面談し履修から卒業に至るまでの指導を行っている。

医療検査専攻での取得可能な臨床検査技師国家試験受験資格、健康食品管理士認定試験受験資格、バイオ技術認定試験受験資格の合格率は学習成果の測定に活用すると同時に科

目担当者を中心に全教員が連携して対策している（備付-43③④）。

授業アンケートは、前期、後期に定期的、全学的に実施しており、その評価内容は、「授業内容についての評価」、「教員の授業方法についての評価」、「学生自身の取組についての評価」である。評価段階は5段階評価となっている。科目ごとに学習成果に対応しながら量的及び質的に測定している。科目担当教員は、授業アンケートに対する自己分析を報告し、授業の改善を行っている。短期大学生に関する調査研究の結果（備付-33）は、学生生活全般を量的に測定しており、集約的な分析ができています。

卒業後の学習成果に関しては、臨地実習施設訪問時や臨床検査技師会等の職能団体との交流活動、就職セミナー等で卒業生の状況、意見を聴取することで確認している。インターンシップや留学は行っていない。4年制大学への編入は、本人及び編入先から状況を聴取することで、学習成果の獲得状況の参考にしている。学習成果の公表については、就職者数・就職先、進学者数・進学先、臨床検査技師国家試験合格者数、各種資格取得率を高知学園短期大学要覧（提出-1）で公表し、その一部はウェブサイトにおいて公表している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では学習成果の獲得状況を測定するGPAを導入している。単位取得率、学位取得率に関わるデータ及び歯科衛生士国家試験の合格率と合わせ、学生の学習意欲と教員による適切な学習支援の必要性を鑑み教員間で共有している。インターンシップに類似する取組である学外実習（幼稚園、保育所、小学校、中学校）として歯科口腔健康指導も実習評価を基に点検している。在籍率や卒業率、就職率は、学習成果獲得の指標として活用している。また、卒業時アンケート調査を実施し、学習成果に関する自己評価を活用し学科・専攻会議で点検している（備付-132「歯科衛生専攻」）。

看護学科

看護学科では、試験やレポート、授業への取組状況等で学習成果の獲得状況を測定している。成績評価はGPAによる評価を導入している。単位取得率、看護師国家資格取得率からも学習成果の達成状況を評価している。汎用的能力を磨く絶好の機会である臨地実習に関しては、8看護領域が各々ルーブリック等の評価表を用いた評価を行っている。

現在、同窓生への調査として生涯学習や「ようこそ先輩」等の行事を利用し、来学した全ての卒業生に在学時の学習成果の獲得の程度や、就職後の成長の程度を自己評価のアンケートを実施している（備付-47）。令和元年度は12名の回答から、「基本的な知識が基になりアセスメントできるようになった」等の評価が得られた。就職率・就職先・進学者数・進学先等も学習成果獲得の指標として学科・専攻科会議にて情報共有している（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。

学習成果に関するデータとして、就職率・就職先は高知学園短期大学要覧（提出-1）に、短期大学士（看護学）の学位授与数（率）、看護師国家試験受験資格取得者数、養護教諭二種免許状取得者数等はウェブサイト（備付-28）にて公表している。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻の学習成果の獲得状況については、ゼミ形式の授業での発表や提出されたレポート、定期試験等で専門的能力評価が行われている。また、汎用的能力は修了研究や医学検査セミナーなどから測定可能である。特に修了研究については、取り組み姿勢や達成度、学内発表会（年4回）、提出された修了論文に対する教員の評価をループ

リックにより評価する基準を定めている（提出-10）。さらに履修計画書と成果の要旨を大学改革支援・学位授与機構に提出し、審査を受けるシステムとなっている。本専攻では、カリキュラム・マップで全授業科目と学習成果の関連を、カリキュラム・ツリーで各科目間のつながりを明記して活用している。さらに、GPA分布により、総合的到達度を測定している。また、開講科目に関連した上級バイオ技術者認定や医療情報技師能力認定の資格の受験者数や資格取得者数についても学習成果の獲得状況の参考としている。（備付-132「応用生命科学専攻」）。以上の学習成果査定の方針は、本専攻の履修要項（シラバス含む）に示している。学習成果査定の方針については、大学改革支援・学位授与機構の学位授与の方針にも従い、定期的に専攻科専攻会議で点検を行っている。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、学習成果の獲得状況を試験やレポート、課題による成果物、作成された論文、授業への取組状況等で到達目標の達成状況を測定している。学習成果の達成状況については、GPAの分布状況や経年的な変化、単位の修得状況、学士（看護学）の学位の取得率により評価している。また、修了研究においては入学時と修了時にリフレクションシートを記入し、自己の成長を整理するとともに、ルーブリック評価を用いて、学習成果の達成状況を量的に評価できる体制を構築している。さらに、卒業認定・学位授与の方針に示す「他者と連携協働しながら組織的に課題を解決するための企画力や調整力、リーダーシップ」の獲得状況は、グループ学習における発言や役割分担等の状況、積極性、他者への関わり等、グループへの貢献度も机間指導を通して観察し、質的に評価している。そして、本専攻での学びに対しては年間4回（入学時及び実習前、実習後、修了時）、国家試験対策では対策開始から随時、ポートフォリオを活用して、学生の専門的能力や汎用的能力の獲得状況について、学生自身の認識や成長を確認できる取組を行っている。また、保健師国家試験は、経年的な全国や他大学の合格率を参考に本専攻の状況を量的に評価し、学科・専攻科会議（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）にて共通認識を図りながら今後の方針を検討している。修了生に対しては、看護学科と連携して生涯学習や「ようこそ先輩」（備付-84①）を通して卒業後の現状及び修了生の状況等を把握している。さらに、卒業後も転職等の今後の進路に関する相談の受け入れや再就職への支援、来学した修了生への対応を行い、職場への適応や求められる能力を確認している。また、学習成果の獲得状況や卒業後の成長について、修了生が来学した際に記入してもらうことで確認ができるように、作成したアンケート（備付-47）を活用し、卒業後の評価を量的・質的に行っている。加えて実習機関では、修了生が学生に関わることもあり、その際にも修了生の状況や学習成果の獲得状況を本人から把握するよう努めている。

【区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

高知学園短期大学は各学科・各専攻の専門性が明確であることから、学外実習先が卒業

生の就職先になることも多い。そのため、就職を担当する事務局学生支援課による訪問に加え、各学科・各専攻も学外実習期間中の実習訪問先や学外実習の反省会・懇談会等、さらには関連団体との会議、社会活動等を利用して卒業生の評価を聴取している。以上の方法は高知学園短期大学アセスメントプランに基づいて進めるとともに、その結果を就職委員会や学科・専攻会議等を通して共有し、授業やオリエンテーションの改善、及び教育課程の見直しの参考にするなど、学習成果の点検に活用している。

生活科学学科

卒業生の多くは、栄養士として病院、高齢者施設、給食受託会社等へ進んでいる。また、栄養教諭、一般企業等の幅広い分野にも進出しており、そのほとんどが高知県内で就職している（備付-52）。栄養士（栄養教諭含む）として就職した者については、医療施設・福祉施設・学校等での学外実習期間や学外実習反省会の機会に実習先の指導者から状況等を収集したり（備付-41②）、公益社団法人高知県栄養士会を通じて会員からの情報や教員が参加する研修会等で卒業生の評価を聴取したりしている。実習先訪問時や就職説明会等の際に、就職先からの卒業生に対する良い評価を多数得ており、大学指定による求人募集が継続している状況である。また、就職した卒業生については、学科・専攻会議で情報を共有している（備付-132「生活科学学科」）。栄養教諭養成では、長年の臨床経験、学校給食及び栄養教諭の実践経験を有する教員が実践現場における情報を分析し、学生自らが課題解決に取り組み、自発的で深い学びを提供できるよう授業改善に取り組んでいる。

幼児保育学科

幼児保育学科学生のほぼ全員が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の二つを取得して卒業（備付-28「免許・資格取得状況」）しており、その多くが幼稚園教諭、保育士、保育教諭として（提出-1、p.50）高知県内で就職している。そのため学外実習（備付-規程集108）実施期間において、多くの卒業生が勤務している実習園へ専任教員による巡回指導のための訪問や、その学外実習後に実施する実習園職員対象の各実習懇談会（備付-42⑤）等の機会を通じて、職員としての卒業生の様子を聴取している。また、教員の研究活動及び社会活動（備付-91）において幼稚園、認定こども園、保育所やその他の児童福祉施設等を訪問する際も卒業後評価の機会としている。各就職先より卒業生については良好な評価が得られているが、課題が指摘されることもある。聴取された内容は各学外実習巡回指導報告書（備付-42④）にて取りまとめ、また巡回指導以外で得られる事柄も併せて学科内で共有し、授業や各種オリエンテーションに反映させながら学習成果の点検にも活用している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療検査専攻の卒業生の進路先からの評価の聴取は、臨地実習終了後の臨地実習事後懇談会（備付-43②）において卒業生に対する評価を聴取している。また、臨地実習期間中に行う臨地実習施設訪問時、就職セミナー開催時や高知県臨床検査技師会会員との交流を通して卒業生に対する評価の情報を得ている。聴取した卒業生の評価は、学科・専攻会議で報告し学習成果を確認するとともに学生指導、支援や授業内容の改善に活用している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、卒業生の進路先が実習先であることが多く、各教員が学生の実習の巡回指導時に評価を聴取している。また、年1回開催している高知県歯科医師会との意見交換会等で聴取し（備付-53）、事務局学生支援課の就職担当と教員は共有し、

学習成果との整合性についても点検し、改善を図っている。

看護学科

看護学科では、卒業生の多くは、高知県内の実習病院でもある医療機関に就職している。そのため、卒業生の評価は、臨地実習期間内に個別に聴取している。また、定期的を実施している臨地実習反省会その他、実習施設連絡調整会議の機会を利用し本学科卒業生全体の傾向を捉えることができている（備付-45）、その内容は学科・専攻科会議でも報告している（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。それ以外の卒業生も、求人依頼で来学される就職担当者との面談の機会を捉え、積極的に聴取しており、就職先から送付されてくるニュースレター等でも情報が得られている。看護専門職を継続できている卒業生の評価は良好であり、卒業後の評価を学生の教育や進路指導等に活用している。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

応用生命科学専攻の修了生は、主に臨床検査技師として高知県内外の医療機関や検査センターへ就職し、一部は大学院へ進学している。高知県内における進路先からの評価は、臨地実習施設への訪問、臨地実習事後懇談会、就職セミナー等の機会に聴取している。また、高知県医学検査学会や高知県臨床検査技師会の会誌等からも活躍状況を知ることができる。さらに、高知県外の修了生の状況は、中国四国支部医学検査学会や日本臨床検査学教育協議会等の機会を捉えて、聴取を行っている。得られた情報は、専攻科専攻会議で情報を共有し、学習成果の点検に活用している（備付-132「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、学生の卒業後の就職先として、看護師の場合は県内外の医療機関、保健師は都道府県庁や市町村役場、養護教諭は国公立の学校が多い。看護師として県内に就職した学生は、就職先からの修了生の評価として、看護学科の臨地実習期間の実習先訪問や実習反省会、臨床実習施設の看護責任者と教育担当者を招き年1回開催している実習施設連絡調整会議等において、修了生の状況把握を個別に行っている。また、県外の医療機関などは、就職先からの修了生の様子を捉えたニュースレターや採用情報の説明で来学される等の機会を捉えて把握している。また、保健師は臨地実習の実習機関が学生の就職先となる場合が多いため、臨地実習の依頼や実習期間中のラウンド、反省会等の際に、指導担当者から修了生の評価を聴取している。近年では中山間地域の保健師の確保が課題であり、市町村の人事担当者や保健師が採用情報の説明に来学する機会に就職した学生の評価を聴取している。さらに、3大学と県、保健所との合同で年1回、実施する公衆衛生看護学実習に関する意見交換会においても、就職先及び就職先と関係する機関から修了生の評価を聴取している。その他、高知県人材育成評価検討会において、修了生等の新任期保健師の学習成果の達成状況や人材育成上の課題について情報交換し、保健師教育機関に求められる役割等を検討し、見直しをしている。以上の内容は学科・専攻科会議や専攻科専攻会議で共有し、専攻科の教員で課題を検討し、授業内容の改善や教育課程の見直し、学習成果の点検等に活用している（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学ではGPAの分布状況に学科・専攻間の格差が見られる。CAP制についても、GPAの格差との関連が示唆される。教育課程編成・実施の方針に示した「主体的に学ぶことのできる教育」に適した水準を実現する上で適切な履修状況を整備することが課題である。

シラバスについては、卒業認定・学位授与の方針との関連を明記して作成することとしている。しかし、十分に記載されていないことから、その徹底を図らなければならない。

教養教育については、令和元年度に授業科目の新設と廃止を行った。これらの科目について、開講する学科・専攻の学習成果との関連性を検証することが課題である。

職業教育については、産業界や地域のニーズを考慮して社会の発展に貢献することが保証できなければならない。そのため、就職後の定着率を調査する必要がある。就職先からの聴取だけでなく、向上に寄与する職業教育を実践するため全学科で測定・評価も行き、総合的に考察することが課題である。

さらに、今後も高大接続をより円滑に進めるため、入学予定者に対する入学前教育や入学直後のオリエンテーションを含めた初年次教育の在り方も見直していく。

学習成果については、ルーブリックの活用が各科目に委ねられている。成績評価基準とその観点を予め学生に周知し、学修目標を明確に定めることができる指導の徹底をことが課題である。また、学習成果査定の方針を確実に実現することができるようアセスメントプランを点検し見直しを重ねながら完成度を高めることも課題である。

生活科学学科

ポリシー・マップを活用し、卒業認定・学位授与の方針と学習成果との整合性をより高めるため、三つの方針に基づいてカリキュラム・マップやカリキュラム・ツリー（提出-2）を作成している。今後は、適宜ルーブリックを活用するなど、学習成果の査定に当たっての客観性の担保や質的保証を検証することが課題である。また、CAP制の検証を行ってゆくことも必要である。

幼児保育学科

教育課程の見直しについては、近年実施されたカリキュラム改正により編成された新課程の妥当性や学習成果を引き続き検証していく必要がある。幼児保育学科の学習成果及び方針、幼児保育現場におけるニーズ、養成したい保育者像に照らして、学外実習に関する内規との関連も考えながら、従来の教育課程の特長と今後の重点を明確化しなければならない。学習成果の獲得状況の把握については、幼児保育学科アセスメントプランを策定し、本学科の学習成果査定の方針に基づく評価を行い、卒業認定・学位授与の方針に示す人材養成を実現していかなければならない。

医療衛生学科医療検査専攻

医療検査専攻の学習成果と三つポリシーとポリシー・マップは整ったが、学生の学習成果の獲得が十分に行われているかを測定する方法の調査・研究を進め、導入を検討する必要がある。また、GPAの値の適正化が課題であると考えられ学習成果の獲得を支援する具体的な検討が必要である。そのためには、教職員の意識と指導方法の改善・共有が図られなければならない。教育課程・実施について、臨床検査技師を養成するために、教育課程を編成し、実施しているが、認定試験受験資格取得に必要な科目数の増加と学生の学習時間の確保とのバランスを取るため、効果的なカリキュラムの見直しや支援方法を検討しな

ければならない。卒業生の進路先からの評価は、聴取だけではなく就職先の病院、企業を対象としたアンケート調査の導入を検討する必要がある。

医療衛生学科歯科衛生専攻

実習先への巡回指導時には、卒業認定・学位授与の方針に示した歯科衛生士としての必要な知識・技術の習得の有無と人物像であるかどうか卒業生の評価を聴取し、就職先に学習成果を含む量的・質的に測定できる内容のアンケートを作成することが課題である。

看護学科

2022年度には、大幅なカリキュラム改正が行われる。地域医療構想の実現や地域包括ケアシステムの推進に向け、看護専門職者には対象の多様性・複雑性に対応した看護を創造する能力が求められている。今後、この社会のニーズに見合った人材を育成するために、主体性や思考力・コミュニケーション力・臨床判断力等が獲得できる教育課程を整えることが課題である。また、その評価方法についても明確にしていく必要がある。

卒業生の卒業後評価については、個別に聞き取りを行っており、早期に離職した卒業生について連絡をいただくこともあるが、全体の傾向として示すには課題があり、次年度に向けて調査の計画を立案し始めている。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

大学改革支援・学位授与機構特例適用専攻科として5年を経過した本専攻では、学生の能力や意欲をさらに引き出すため、修了研究の新規性を意識して設定することが課題となっている。そのため新設大学関連学科との連携を強化し修了研究分野の拡大を進める計画である。また、社会的評価を根拠に人材養成していくために、進路先からの修了生に対する評価について単発ではなく体系的な調査を継続することが課題となっている。

専攻科地域看護学専攻（参考）

学習成果の点検については、令和2年度にはポートフォリオを導入して3年目を迎えるため、経年的な結果を見ながら内容を検証して行く必要がある。また、ポートフォリオを活用してみてもの学生側からの評価を加え、より評価がしやすく、最終的な学習成果の到達度を学生自身が振り返り、自身の成長が確認できるという目的が達成できるように改善をしていくことが課題である。新たな中山間地域をフィールドにして取り組んだフィールドワークでは、今後もそれぞれのフィールドの地域特性を生かして、継続して実施できる体制を協力機関と連携して確立することが課題である。

学士（看護学）の学位の取得にあたっては、一般入試の入学者の教育背景から、看護学の学位をすでに取得している学生が入学する可能性もある。そのため、修了研究の科目としての位置づけについて、整理していくことが課題である。また、看護研究の科目を履修していない学生が入学することもあるため、個々の背景に合わせた学習のサポート体制の構築が必要である。また、保健師国家試験対策では、学生から把握した内容をもとに修正をし、全員の合格に向けてより充実させていくことが課題である。

さらに、本専攻における学びが、卒業後にどのように生かされているかを把握し、教育課程編成や教育内容、教育方法等にフィードバックする必要がある。現在は様々な機会を通じて聞き取りによって質的に評価しているが、就職先からの客観的な評価として量的な内容を加えたアンケート調査等の導入も検討していく必要がある。

＜テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項＞

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

＜根拠資料＞

- 提出資料** 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、9 学生募集要項2020、10 シラバス、11 行事予定表、12 時間割表
- 備付資料** 15 高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書、18 イキイキ健康フェア、21 本学が参加した学外行事に関する資料、23 高知学園短期大学・シラバス作成要領、33 高知学園短期大学FD・SD活動報告書 [令和元(2019)年度]、38 短期大学生に関する調査研究、39 授業アンケート結果集計資料、41 生活科学学科の学習成果に関する資料、42 幼児保育学科の学習成果に関する資料、43 医療衛生学科医療検査・専攻科応用生命科学専攻の学習成果に関する資料、45 看護学科実習関係資料、46 看護学科国家試験対策に関する報告書、51 医療衛生学科医療検査専攻キャリア形成アンケート結果、54 幼児保育学科卒業生に関する調査、58 合格者登校日資料一式、59 オリエンテーション資料一式、63 授業アンケート(様式)、64 授業アンケートに対する自己分析の報告、65 授業参観、66 授業参観アンケート、67 事後検討会報告書、68 授業改善計画報告書、69 授業改善に向けた公開授業の進め方、70 授業改善に向けた公開授業計画書、71 公開授業事後検討会報告書、72 図書館利用案内(らぶつく+)、73 パスファインダー、79 生活科学学科内就職説明会、生活科学学科就職合同説明会、83 看護学科キャリア形成教育のための活動報告書、84 専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書、111 実験室安全のためのマニュアル、128 教授会議事録[平成29(2017)年度]、129 教授会議事録[平成30(2018)年度]、130 教授会議事録[令和元(2019)年度]、132 各学科・各専攻会議事録、136 評議会議事録[平成29(2017)年度]、137 評議会議事録[平成30(2018)年度]、138 評議会議事録[令和元(2019)年度]
- 備付資料-規程集** 17 学生委員会規程、18 カウンセリング委員会規程、22 セクシュアルハラスメント等に関する規程、23 倫理委員会規程、35 高知学園短期大学図書館規則、36 図書館運営委員会規程、38 スタッフ・ディベロップメント(SD)委員会規程、46 広報活動並びに学生支援組織に関する規程、56 高知学園短期大学外国人留学生規程、97 就職斡旋内規、99 生活科学学科におけるCAP制に関する内規、100 幼児保育学科におけるCAP制に関する内規、101 医療衛生学科(医療検査専攻)におけるCAP制に関する内規、102 医療衛生学科(歯科衛生専攻)におけるCAP制に関する内規、103 看護学科におけるCAP制に関する内規、111 看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集、116 高知学園文書保存規程、164 高知学園短期大学外国人留学生授業料減

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。
- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
 - ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

高知学園短期大学では、学習成果の獲得に向けた責任を果たすため、教員は卒業認定・学位授与の方針に示した「専門性における知識や技能」「キャリア形成基礎力」「責任感と倫理観」「学び続ける力」の獲得を基準として学習成果を評価している（提出-2、p.9）。その指標は全学及び各学科・各専攻の学習成果査定の方針（提出-2、p.120～123）に基づき、各科目の到達目標をシラバス（提出-10）に記載して、具体的な学習成果を授業で説明するとともに、その基準に照らして評価を行っている。それゆえ、卒業認定・学位授与の方針

に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

学生の学習成果については、担当教員だけでなく、その状況を教務課で取りまとめてクラス担任と学科長・専攻長へ報告している。学科・専攻会議や専攻科専攻会議でその情報を共有するとともに、検討の必要性がある場合は課題発見や改善計画を策定するなど、学習成果の獲得状況を適切に把握している。特に卒業判定までには、まず各学科・各専攻で卒業予定者一人ひとりの単位修得状況を確認し、その結果を評議会で審議し、さらに教授会で卒業判定を行うことで状況を確実に把握している（備付-128～130・136～138）。

授業評価についても、前期、後期の各授業終了後に学生による授業アンケートを実施し（備付-63）、学生から授業評価を受け、その内容を吟味するとともに、集計された内容について自己分析を行い、その内容と改善計画を教務課へ文書で報告している（備付-64）。具体的には、まず各授業の最終回終了後に授業アンケートを事務職員が学生に実施し、担当教員が授業評価を学生側から受けている。担当事務局である教務課は、学生による各授業科目の評価結果を取りまとめて各担当教員へ返却する。専任教員は、授業アンケートの結果に基づいて自己分析を行いながら点検を進め、その概要を報告書にまとめて教務課へ提出することとなっている。学長や教務部長、学科長・専攻長は、全科目の授業アンケート集計結果（備付-39）や自己分析の内容を確認したり、教員同士も参考にしたりしながら改善を図っている。さらに、教職員だけでなく学生も授業アンケートの結果を教務課で閲覧することができることとしている。また、FD委員会では授業アンケートの結果を総合的に吟味し、全学及び学科・専攻の課題を具体化するよう取り組んでいる（備付-33、p.27～34）。このように、教員は学生による授業評価の結果を十分に認識している。

授業アンケートに対する自己分析の報告によると、各教員は授業評価の内容を認識し、学生からの声を受け止め、自己分析を基にして課題を内省するとともに改善点を抽出するなど、より満足度の高い授業に向けて自己研鑽を重ね、授業改善のために活用していることが示唆される。また、複数教員で担当する授業や関連性・発展性のある授業においては、学科・専攻会議を中心に授業担当者間で教育課程編成・実施の方針に基づいた役割を確認したり見直したりするなど、意思の疎通、協力・調整を図っている。

FD活動について、本学は四国地区大学教職員能力開発ネットワーク（SPOD）に加盟し、研修プログラムに参加して教育力の開発と向上に努めている。学内でも、毎年度FDに関する研修会を実施している。また、教員相互による授業参観を実施し（備付-65）、授業に対するコメントを文書でもらうとともに（備付-66）、授業終了後には事後検討会を開催して、直接意見交換を行いながら授業・教育方法の改善を図っている。この取組は、授業担当者だけでなく、授業参観者も自身の授業改善に向けた糸口を得るよう努めている。事後検討会の概要は、所属学科のFD委員がまとめて教務課へ報告し、その報告書（備付-67）を教務課で閲覧することができる。さらに、事後検討会終了後に授業担当教員が授業改善計画書をまとめて教務課へ提出し、授業改善の具体化とその内省に努めている（備付-68）。このように、教員は授業参観も通じて授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図っている。さらに、高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会を開催し、平素の取組を発表して教職員相互によるFD活動の充実に努めている（備付-33、p.41～55）。以上のことから、本学では短期大学設置基準第11条の3に基づいてFD活動を実施している。

各学科・各専攻では、学科長とクラス担任を中心に、各期の教育目的・目標の達成状況

を把握し、確立した教育目的・目標に向かって教育活動に取り組んでいる。特に、前年度に授業参観を担当した教員は、そこから改善した取組を公開授業として実践している（備付-69）。この取組においても事後検討会を開催し（備付-71）、授業担当者と参観者が学び合う機会となっている（備付-33、p.26）。

他方、教育目的・到達目標を達成できず再履修を要する学生がいる場合は、学科・専攻内の教員が確実に把握し、担当教員やクラス担任教員が個別指導計画を検討している。このように、教員は学生一人ひとりの内容を十分に把握し、履修及び卒業に至る指導を行うなど、各学科・各専攻の学習成果の獲得に向けて責任を果たすよう努めている。

また、学習成果の獲得に向けた事務職員の責任についても、就学指導や就職支援等において学生の抱える問題点や学習成果を知り得るなど、所属部署の職務を通じて学習成果の獲得状況を認識している。学生の成績は、学校教育法施行規則第28条及び高知学園文書保存規程（備付-規程集116）に基づき、教務課で適切に保管している。教務課は授業科目の履修登録等の就学指導や学生の成績処理、シラバスの編集等教務全般の職務を通じて、直接的もしくは間接的に学生と係わりながら学習成果の獲得状況を認識することができている。学生支援課は、入学時から書類等で学生への直接対応も多く、キャリア教育の企画立案、キャリアセンターの業務等や悩みがあればカウンセリングの窓口として受け入れを行い、学習意欲を喚起させるよう助言し、学生と係わり学習成果の獲得状況を把握しながら卒業に至るまで支援をしている。同時に、各学科・各専攻の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。その他、庶務課及び図書課の職員も教授会への出席や各種委員会の構成員及び事務局を担当しており、学生に関する情報を得ながら学習成果を認識し、学生に対して履修及び卒業に至る学生支援に努めている。このように、事務職員も就学指導や就職支援等を通して、学生に入学時の学習意欲を喚起させるよう助言しながら、学習成果の向上に貢献している。同時に、各学科・各専攻の教育目的や学習成果の獲得状況を把握し、認識することに努めている。

SD活動についても、本学ではスタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程（以下、「SD委員会規程」と表記）を定め（備付-規程集38）、その規程に基づいてSD委員会を設置し、適切に行っている。特に、SPODや日本私立短期大学協会各委員会が実施する研修会を中心に活動するなど、短期大学設置基準第35条の3に基づいてSD活動を実施している。取組の一部は、高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で発表したり学外研修受講報告書を公表したりするなど、教職員の共有に努めている。

まず、本学の図書館には専任職員2名（うち司書1名）、臨時職員1名の計3名が配置され（提出-1、p.57）、高知学園短期大学図書館規則（備付-規程集35）に基づき、学生の学習成果の向上のために支援を行っている。また、教職員全体で学生の図書館の利便性を向上させるよう配慮している。本学では図書館運営委員会規程（備付-規程集36）に基づいて図書館運営委員会を開催し、各学科・各専攻からの図書館への要望を検討し、図書館活動を審議し推進している。教員・学生からの購入希望を含む全ての図書館購入図書は図書館運営委員会において選書している（電子書籍を含む）。

図書館内では、蔵書検索用専用端末（パソコン）を1台配置しており、館内にある他の17台のパソコンからも蔵書検索ができる。また、インターネットを通じて、各研究室や学生用のパソコン実習室等のパソコンはもちろん、家庭のパソコンや携帯電話からも蔵書検

索は可能である。検索の仕方は、図書館利用案内(備付-72)や学生生活と履修の手引き(提出-2)、パソコン内にある図書館利用案内(ファイル)等で周知を図っている。利用者からの質問に対しては図書課事務職員が端末を操作しながら口頭での説明も行っている。

資料の貸出・返却のほか、他大学との相互協力業務(Inter - Library - Loan : ILL)等の図書館業務は、図書館業務システムにより電算化されている。現在の図書館システムでは、学生、教職員各自の貸出情報等の確認や文献複写依頼も可能なMy Libraryが稼働し、より利用者の利便性が高まっている。

教育・研究に活用するために、CiNii Articles、JDreamIII、医中誌 Web、Medical Online、MEDLINE、CINAHL等、各種データベースを導入している(備付-73)。これらの使用についての説明は入学時のオリエンテーションだけでなく、要望に応じて随時行っている。また、専攻科地域看護学専攻に進学を予定している学生等を対象に、医中誌 Web等の検索方法と図書・論文の入手方法について、オリエンテーションを行っている。こうしたオリエンテーションは図書館で利用できるデータベースを周知するとともに、日常の学習やレポート作成、研究や論文作成にあたって、学術論文等のデータベースを効果的に活用できるための支援となっている。

国内外教育研究機関との学術情報相互提供システムについては、国立情報学研究所のNACSIS-CAT、NACSIS-ILLにより他大学との相互利用を実施している。また、本学図書館と高知県立図書館は相互協力に関する協定を締結しており(備付-15)、高知県立図書館協力貸出サービスの対象館であるため、高知県内の公共図書館、大学図書館の本を無料で取り寄せることが可能である。過去3年間の学外からの図書借り受け冊数は、平成29年度32冊、30年度13冊、令和元年度13冊であった。また、学外からの文献複写取寄件数は、平成29年度201件、30年度197件、令和元年度122件であった。さらに、令和元年度から国立国会図書館による「図書館向けデジタル化資料送信サービス」対象館となり、200万点以上のデジタル化資料の閲覧・複写を利用者に提供できるようになった。

図書の貸出期間は3週間であり、貸出冊数の制限は設けていない。夏期休業中等には、長期貸出を行い、学外実習期間中には8冊に限り貸出期間を延長するなど、利便性の向上に努めている。新着雑誌、製本済雑誌、視聴覚資料、参考図書等は一般図書とは別置して、利用の便を図っている。また、館内に新着図書コーナーを設けて、新しく購入した本を学生や教職員の目に触れるようにしている。図書館報「らぶっく」に掲載されている学生及び教職員の書評も書籍とともに展示し、学生や教職員の読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。現在、学生の興味や向学心に結びつけることを目的とし、各学科・各専攻の授業に関連する資料を中心に体系的に図書を展示している。教員も図書館や情報機器に関して学科内で検討し、成果を全学的な議論に反映させている。寄せられた意見・要望も図書館運営委員会で検討し、図書館の活動や情報機器の整備に役立てている。

情報収集ではインターネットを活用するケースが多いことから、学内LANを通じてインターネットやファイルサーバ上の情報にアクセスできる環境を整えている。学術情報データベースにも学内LAN経由で学内各所からアクセスすることができる。教職員全員にインターネット上で利用可能なメールアドレスを付与し、連絡・情報交換に活用している。各学科・各専攻、各種委員会、事務組織別のメーリングリストも整備し、教育・学校運営双方で積極的に活用している。

高知学園短期大学

各学科・各専攻には、現代社会に対応できるようコンピュータ・リテラシーを主な目的とした科目を教養教育科目や基礎分野として開講している（表Ⅱ-B-1-1）。語学教育では語学教育ソフトを用い、積極的に情報機器を授業に取り入れている。また、専門教育においても、情報機器や学内LAN、インターネットを活用する科目を開講している（表Ⅱ-B-1-2）。

さらに、授業の予習復習やレポート作成の過程においてインターネットを用いた情報収集を行い、コンピュータを用いて提出用の資料作成をすることを広く行っている。また、専門的な事項について調査した内容をコンピュータ上でプレゼンテーション資料としてまとめ、教室で発表する形態の授業もあり、学生のコンピュータ活用が普及している。

図書館を利用して学術情報データベースを検索し、学術情報を基に進める形式の授業も展開されている。このため、本学ではパソコン実習室と図書館のコンピュータ利用環境を自習用にも提供している。この環境は学内LANで結ばれ、学生は自分自身の作成したデータやインターネット上の情報を活用することができる。これらの教育・学習を通じて学生の情報活用能力を高め、本学が示す学習成果を獲得するよう取り組んでいる。

表Ⅱ-B-1-1 各学科・各専攻のコンピュータ・リテラシー科目

学科・専攻	科目名	区分
生活科学学科	情報科学Ⅰ	教養教育科目
	情報科学Ⅱ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅠ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅡ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅢ	教養教育科目
幼児保育学科	情報科学Ⅰ	教養教育科目
	情報科学Ⅱ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅠ	教養教育科目
	情報科学ゼミⅡ	教養教育科目
医療衛生学科医療検査専攻	情報科学	基礎分野
医療衛生学科歯科衛生専攻	情報科学	基礎分野
看護学科	情報科学Ⅰ	専門教育科目・基礎分野
専攻科地域看護学専攻	情報科学Ⅲ	専門教育科目

表Ⅱ-B-1-2 パソコン実習室を利用した主な専門教育科目

学科・専攻	科目名	コンピュータ利用の概要
生活科学学科	給食計画論実習	給食実務論実習のための献立作成、資料作成、アンケート分析
	教育の方法及び技術	教職におけるコンピュータ利用技術の習得
	栄養指導実習Ⅱ	栄養指導のためのデータベース作成、データ分析、栄養指導における媒体作成
幼児保育学科	教育媒体の研究	教職におけるコンピュータ利用技術の習得
医療衛生学科 医療検査専攻	情報処理論	医療現場での情報通信技術に対応できる知識・技能の習得
	医療検査情報システム演習	データベースを中心とした、コンピュータ活用のための知識・技能の習得
	検査管理学演習	検査法の評価と検査データの妥当性評価の具体的方法を、表計算ソフトを用いて習得
看護学科	情報科学Ⅱ	医療現場での情報通信技術に対応できる知識・技能の習得

専攻科 応用生命科学専攻	医療情報学	医療の特質をふまえ、最適な情報処理技術に基づいた医療情報を安全かつ有効に活用・提供することができる能力の習得
	医療情報学演習	医療の特質をふまえ、最適な情報処理技術に基づいた医療情報を安全かつ有効に活用・提供することができる能力・技能の実践的習得
専攻科 地域看護学専攻	情報科学Ⅲ	保健師あるいは養護教諭の業務に必要なとなる、データ処理の実務能力の習得

教職員は、FD・SD研修会への参加、教職員間での情報交換、自身の研究活動等を通じて、コンピュータの利用技術向上に努めている。就職支援対策としても、就職に関する情報を学生へ連絡する学生支援システム（ITシステム）を活用している。

生活科学学科

学生が履修可能な授業について、授業の目的と到達目標をシラバスで明示し、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。

教員は定期試験や課題・レポート、授業への取組等から学習成果の状況を把握している。学外実習は、学内の実習担当教員が実習先の指導者の評価を参考に、実習ノートや課題、学生による実習報告会での発表内容等から実習時の学習成果を総合的に判断・評価している。並行してクラス担任及び副担任は、担当する学生の履修状況を確認して、学科・専攻会議の際に情報を共有し、学習成果の状況を適切で客観的な把握をすることで対応している。また、各教員は授業アンケートの結果（備付-39）を自己分析して直接学生にフィードバックし、授業参観を通して各教員からの評価やコメント（備付-71）を参考にした授業改善に取り組んでいる。さらに、学科・専攻会議や授業担当者間で時宜を得た連携を図り、意思の疎通、協力・調整を行い、高品質な教育の提供に努めている。授業改善の具体的な取組の一つとして、FD 活動を通しての授業・教育方法の改善を挙げることができる。教員の授業参観、引き続いての参観後の事後検討会（備付-67）の実施、さらに次年度の公開授業による改善点の検証という一連の取組の中で、授業指導力の向上が見て取られる。

学外実習では、各教員が事前に実習先を複数回訪問して（備付-41③）指導者との実習に関する打合わせを十分に行い、実習終了後は学外実習反省会（備付-41②）を開催して、各実習施設からの評価、意見を収集している。また、学外実習事前事後検討会（備付-41②）を開催して教員間で情報を共有し、実習先からの情報を総合的に把握して改善の検討を加えている（備付-132「生活科学学科」）。令和元年度も学生による実習報告会を開催し、それぞれの実習状況を共有することで実習の充実を図っている。この会合には1年生も参加し、次年度の実習に向けての意識付けの機会となっている。さらに、日常の学習に当たっての情報収集の方法や学内外の実習に当たっての機器類の操作方法や維持管理の技能向上のために、学内の施設や器具の積極的利用についてもきめ細かな指導を推進している。

幼児保育学科

幼児保育学科は、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価している。各教員は、定期的実施する試験や課題・レポート等で学生の学習成果の獲得状況を把握するとともに、学生の授業時間外学習を促進する取組を進めている（備付-23）。到達度の低い学生に対しては、学修状況等に基づき本人に適した追加の指導やフィードバック等を通して支援している。さらに、学科・専攻会議で、各学生の学修状況や出

席状況に関する情報を共有し、学科教員が連携しながら必要な働きかけを行っている（備付-132「幼児保育学科」）。さらに、学科の学習成果の一つに掲げた「子どもの健やかな成長を願う豊かな人間性」についても、個人面談と定期的に提出されるポートフォリオを基にして学習成果を測定し、必要なフィードバックを行っている（備付-42②）。

各教員は、授業アンケートの結果を受け、それに対する自己分析（備付-39）や教員相互の授業参観を行い、参観者からのコメントを参考に授業改善に努めている（備付-66～71）。さらに、授業・教育方法の改善のため、学科としての取組を学内のFD・SD活動で報告し、学外のFD関係等の研修会に参加・収集した情報を共有するよう努めている（備付-33）。

授業内容の調整については、学科・専攻会議や授業担当者会議を開催し計画的に進めている。非常勤講師も含めた授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っており、教員相互の連携が強化されている。学生の学修への取組を支援するため、学習成果評価のためのルーブリックに基づく授業科目の評価基準と測定方法をシラバスで明示するなど、教育体制を確立している（提出-1、備付-42①）。学生の履修及び卒業に至る指導は、クラス担任と副担任を通じ学科全体として進め、各学生の状況・課題を詳細に把握している。問題発生時も学科のバックアップの下、クラス担任と副担任が協力して学生・保護者に連絡し支援できる体制を確立している（備付-132「幼児保育学科」）。

教育実習・保育実習についても、実習事前指導を行うとともに、実習園職員と連携し、学生が学科の教育目標を達成できるよう支援し（備付-42④）、さらに学外実習の実習園や施設等からの実習評価を基に、個別面接を行い、授業で実習報告会を開くとともに、実習に関しての異学年相互交流学習会を開き、1年生の実習に対する不安を除くとともに準備を具体化し、2年生の主体的な実習のまとめを促している（備付-42⑥⑦）。実習終了後は、実習先との懇談会を開催し、実習園から指摘される課題に学科教員が連携して授業や指導の改善に努め、次年度の懇談会ではその取組の状況や成果を報告している（備付-42⑤）。また、就職試験合格者による報告会を開催し学生の目的意識を高め、就職準備の具体的な方法やテキストなどの情報共有を促している（備付-42⑧）。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻はシラバス（提出-10）で授業の目的や到達目標、成績方法・基準を学生に明示し、シラバスの成績評価基準に基づき、学習成果を評価している。各教員は定期試験、課題、個別指導等で学生の学習成果の獲得状況を適切に把握しており、またその情報は学科・専攻会議でも共有している。そして本専攻は学生が臨床検査の専門的職業人として貢献できる能力を獲得するために学習成果の乏しい学生には面接や補習を行い、学業と心理面の両方から学生を支える活動を日々行っており、特に3年次での国家試験対策では学科・専攻会議で各学生の成績を鑑み、補習、試験計画等を立て全教員で実行している（備付-132「医療検査専攻」）。

教員は授業アンケートの結果（備付-39）に基づき、自己分析を行い、改善計画を立て、次年度の授業改善に活かしている（備付-68）。また教員相互による授業参観（備付-65～66）を実施し、事後検討会では教員間で意見交換を行い、授業担当者と参観者双方の授業改善の気付きの場となっている（備付-67～68）。授業担当者はそれらを基にさらに授業を計画し、公開授業を実施することで授業の確実な改善を図っている（備付-69～71）。また、教員はFD研修会に参加し、新しい教育手法等を学び、授業改善に活用している。オムニバ

スの授業や関連科目の授業では授業担当者間で意思の疎通、協力、調整を図っている。

本専攻ではクラス担任・副担任を中心に、学年の教育目的・目標の達成状況、各学生の単位取得状況や課題を把握している。再履修の多い学生や生活習慣、対人関係に問題を抱える学生にはクラス担任・副担任中心に面談し、再履修科目単位獲得のために学生と共に学習計画をたて、関連する教職員と連携しながら学生がより良い学生生活を送れるよう力を注いでいる。また、保護者も交えた三者面談、必要時には保護者に学生の状況を連絡し、学校側と家庭の両側から学生を見守ることで、学生の学習成果向上に役立っている。教員はこのように1年次から教職員、保護者と密に連携しながら、学生が卒業認定に至る能力を獲得するために指導を行っている（備付-132「医療検査専攻」）。

学習成果の獲得に向けて図書館運営委員会を中心に図書館の利便性の向上に努めている。また、学内LAN及びコンピュータを教育研究に活用している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻は、卒業認定・学位授与の方針に基づき、シラバス（提出-10）にも示している成績評価基準により学習成果を評価している。学習成果は講義・実習・演習ともに学内では、試験のほか実技とレポート及びグループワークとルーブリック評価を導入し到達度を客観的に評価している。学外実習は、実習担当者等の評価と教員が実習日誌等を確認し総合的に学生の学習成果を評価している。

授業参観については、事後検討会（備付-77）におけるコメントを参考に、授業改善計画報告書（備付-68）を提出している。また、学生による授業評価は、授業アンケートの結果を受けて、それに対する自己分析（備付-64）を行い授業・教育方法の改善に努め次の授業に生かしている（備付-71）。また、令和元年度は専攻内での共有を図り、FD・SD活動にも積極的に参加し、高知学園短期大学FD・SD活動報告書に掲載した（備付-33、p.51）。このように、学生の学習成果の獲得と教員の授業評価の両面から教育目的の達成状況を把握し評価を行いフィードバックしている。

学習成果の獲得に向けて、図書館ではレポート作成と提出、文献収集やプレゼンテーションのために必要な資料を学生自身が授業外の時間を活用し、自主的に取り組んでいる。このことは本専攻の学習成果の「プレゼンテーション・表現」の獲得につながっている。

看護学科

看護学科は、卒業認定・学位授与の方針に対応した成績評価基準により学習成果を評価し、その責任を果たしている。臨地実習は文部科学省及び厚生労働省より出されている実践能力の到達度も参考にしながら、学習成果の到達度を反映する成績評価基準としている。各科目では、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。そして、授業・実習中の学生の反応やリフレクションシート、小テスト等により学習成果の獲得状況を把握し、学生の状況によってはクラス担任や実習責任者・学科長に報告し、必要に応じて個別面談を行うなどの支援を行っている。そして、学科・専攻科会議等において情報共有を行っている（備付-45・132「看護学科」「地域看護学専攻」）。

各科目について、定期的に学生の授業評価や教員による授業参観を行い、その結果を受け、自己分析したものを教務課に提出し、授業改善に努めている（備付-67・71）。オムニバス形式の授業では科目担当者間で話し合いの場をもち、授業の目的・目標に向けて授業の連続性や学生の到達度等を確認しながら意思疎通、協力・調整を図っている。また、教

員間で学生の授業での理解度や実習での様子を情報共有しながら、教育目的・目標の達成状況について把握、評価している。学習成果のうち、自己の客観視ができることや、適切な報告・連絡・相談ができること、チームの一員としての自覚を持つこと、主体的・積極的に学習に取り組むことなどについては、授業時間以外のかかわりが重要になってくる。現代の学生の質を検討したうえで、教育的なかわりとなるよう配慮しながら指導を行い、不安や困りごとについても個別で相談に応じるなど日常的に手厚い援助を行うことで学生のモチベーションの向上を図り、履修及び卒業に至る支援を行っている。

さらに、教員は図書館の利便性の向上のための提案等を行い、また毎日の授業や研究活動、学内の委員会活動等にコンピュータや学内 LAN を活用している。年度初めの入学者及び在学生のオリエンテーションでは、図書課からのオリエンテーションとともに、図書館の活用方法や研究論文の検索方法を伝え、また、3年次の「看護研究」の授業においてはシラバス（提出-10）に示すように図書館を利用し、より具体的に文献検索を行うことや、国家試験対策としての文献の活用についても学生にその利用を促している（備付-46）。そして、教員はコンピュータ利用技術向上のため、情報交換を適宜行っている。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

教員は、シラバスに記載した成績評価基準に従って、学習成果の獲得状況を評価している（提出-10）。初回講義においてシラバス記載事項を学生に説明し周知している。また、授業終了後の学生による授業評価やFD活動を通じて、自身の授業について振り返り、授業・教育方法の改善を行っている。さらに、他の教員の授業を参観することで自身の授業の改善にも役立っている（備付-65～71）。オムニバス授業では世話人を決めて意思の疎通を図って相互の分野を認識し、成績評価基準に従って評価を行っている。本専攻の教育の根幹となる修了研究の成績評価はルーブリックを用いて指導教員全員による総合評価を行っている。学生は、前期に「Work in Progress」として修了研究の目的、背景、計画等の報告会を行い、また前期修了研究発表会、成果公表会、後期修了研究発表会やポスターボードの掲示等を通じて学習成果を専攻科内外に発表し、広い視点から評価の機会を得ている。この評価システムを活用し、学習成果の獲得状況を指標に、本専攻の教育目的・目標の達成状況を把握し、専攻科専攻会議において確認している。教員は、学生が履修すべき選択授業科目や大学改革支援・学位授与機構への申請等について本専攻会議での確認をもとに、専攻科修了に向けて学生への指導を行っている（備付-132「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、履修要項（シラバス含む）（提出-10）に、各科目の評価方法・基準を示し、各科目履修による学習成果の獲得状況が把握できるようにしている。尚、履修要項（シラバス含む）（提出-10、p7～8）にカリキュラム・マップとカリキュラム・ツリーを掲載し、開講科目と学習成果の関連性と開講科目同士の関係性を一覧化し、学生が1年間での学習成果の獲得プロセスを理解できるようにしている。学生の学習成果の獲得状況は、成績や単位修得状況を確認するとともに、前期の成績通知の際に学生と教員が面談を行い、学生の学習における達成感や課題を共有し、個々の学生に合わせた対応をしている。教員は、学生からの授業評価の結果を受け止め、改善策を検討し、授業改善に努めている。また、開講している科目の授業内容については、授業担当者間で不定期に情報交換を行い、内容の検討や改善を行っている。1年間を通して教育目的が達成されるよう

に、科目履修による単位の取得だけでなく、学生生活を通して、学生間での活発な意見交換や協力体制の構築を促し、他者と協働することができる看護専門職者の養成に努めている。そして、学生が希望する進路に進めるように、看護学科との連携のもとに就職、進路支援やキャリア形成支援のための支援を行っている（備付-84）。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

高知学園短期大学では、入学までに望まれる学習レベルを入学者受け入れの方針へ明記し、学生募集要項（提出-9、p.28～31）等で積極的に公表している。入学予定者を対象に設けられた合格者登校日には、入学に対する心構えと入学直後に始まる学びの内容、そのために準備すべき学習課題を提示することで、円滑な高大接続を目指し、学習への動機付けを高めるよう取り組んでいる（備付-58）。この合格者登校日は全学科で実施し、入学試験の種類に応じて二度開催している。毎年4月には新入生に対する短期大学全体のオリエンテーションを開催し、学生生活と履修の手引き（提出-2）に基づいて大学における学習方法と科目履修、選択等についての説明を行っている（備付-59）。全体による説明後、学科・専攻別にオリエンテーションを行い、専門性に基づいた学習方法や教育課程の意義、資格取得に関する事項、学生生活のあり方等を具体的に説明している。在学生に対しても、全学的には2月上旬と3月下旬にオリエンテーションを行い、これまでに獲得した学習成果に基づいて今後の目標と課題を具体的に説明し、学習に対する動機付けを高めるよう努め

ている。さらに、各学科・各専攻ではより専門性に特化したオリエンテーションを交えながら、学生が翌年度の学習を円滑に始めることができるよう取り組んでいる。

学習支援のための印刷物としてはシラバス（提出-10）や学生生活と履修の手引き、行事予定表（提出-11）や時間割表（提出-12）、実験室安全のためのマニュアル（備付-111）を発行・配付し、オリエンテーションや授業で説明する際に利用している。学習支援で重要な内容や日常の連絡事項については、学内掲示や印刷物、必要に応じてはウェブサイトを利用して学生への周知徹底を図っている。

基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、授業の工夫の他、教員が補習を実施したり自学自習用の課題を提供したりして学習成果の獲得を図っている。学習支援活動は、キャリアセンター等においても取り組んでいる。また、学習上の悩みや不安がある場合には、クラス担任を中心に各学科・各専攻、学生支援課を軸に事務局各課で相談にのるとともに、産業カウンセラー等資格を有する複数の教職員とも連携しながら、適切な指導助言を行っている。その悩みの状況に応じては、カウンセリング委員会規程（備付-規程集18）に基づいてカウンセリング委員会が対応することもある。他方、学習成果の進度の早い学生や優秀な学生に対して、各学科でCAP制の内規（備付-規程集99～103）第3条に基づき配慮しているほか、学生の希望に応じて科目担当教員が個別に対応している。

留学生の受け入れに関しては、高知学園短期大学外国人留学生規程（備付-規程集56）に基づき、平成29年度に1名の外国人留学生を受け入れている。受け入れに当たっては留学生選考を制度化して対応している（提出-9、p.20）。また、高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程（備付-規程集164）も整備して学習成果を高めるよう配慮している。なお、留学生の派遣について組織的に特別な対応は行っていないものの、留学の案内があれば、その都度掲示を通して学生へ周知している。

FD委員会では、短期大学生に関する調査研究（備付-38）の集計結果に基づいて考察し、全学及び各学科・各専攻における学習支援方を点検している。その一部は高知学園短期大学FD・SD活動報告書（備付-33、p.132～135）でも公表され、他学科の取組も参考に工夫を図るよう取り組んでいる。また、進路決定状況や国家試験合格状況も学習成果の達成状況を把握する指標として位置付け、各学科・各専攻、また就職委員会や学生委員会で点検している。学科によっては、ポートフォリオも活用して点検している。

生活科学学科

入学前から卒業時まで一貫して、学科の定める学習成果の獲得に向けての取組を継続している。入学前の取組としては、合格者登校日で学科の概要、栄養士免許取得に向けた心構え及び履修についてのガイダンスを実施し、併せて専門科目を学ぶ上で必要とされる基礎的な課題を与えて、その課題を自学してゆくことから入学後の学習意欲や目的意識を高める取組を行っている（備付-58）。新入生が提出した課題は、入学時に担当教員及びクラス担任が確認し、学科・専攻会議（備付-132「生活科学学科」）にて個々の学生における問題点を共有し、指導方法を検討するよう努めている。

年度当初に行われる全学オリエンテーションや学科オリエンテーションでは、資格取得に必要な履修科目を確実に登録するようきめ細かく支援し、進路に即した学習の方法や科目選択についてもコンサルテーションを実施している。また、教育相談にも細やかに対応している。具体的には、基礎学力が不足すると判断される学生に対しては、各担当教員と

担任が連携し、必要に応じて授業時間外にも個別に指導を行い、就学支援にも取り組んでおり、また授業を欠席した学生には個別に補講を行うなど、担任以外の教員も学生の学習上の悩み等の相談に乗り、適切な指導助言を行っている。学生に対する支援体制は、クラス担任、副担任制をとっており、常に学生と連絡を密にし、適切な指導助言による支援を行っている。学習理解度の高い学生や優秀学生に対する学習上の配慮としては、外部の講演会や研究会等への参加を促している。四年制大学への編入学を希望する学生に対しては、情報提供や受験対策の指導等の対応を行っている。学習成果を多角的に評価するために1年次より栄養士実力認定模擬試験を実施するなど、手厚い学校適応並びに学習支援の方策についてブラッシュアップに努めている。

幼児保育学科

幼児保育学科では、合格者登校日に入学後の学習や学生生活に関する心構えを説明している（備付-58）。入学者受け入れの方針に基づき、高大接続を円滑に進められるよう入学後の学習や学生生活に必要な複数の課題等へ計画的に取り組むように指導している。保育者を目指す心構えと教育・保育実習に臨む意識を入学前から高めるように努めている。

入学時のオリエンテーションでは、学生生活と履修の手引きやシラバスを活用して、具体的な学習方法や科目選択時の留意点について詳細な説明を行っている。定期的な在学生オリエンテーションでは、学習成果の獲得及び資格取得に向けた積極的な態度を確立するよう取り組んでいる（備付-59）。オリエンテーションの機会に上級生が実習報告を行い、異学年交流を通して、初学者の動機付けを図る組織的学習支援を平成29年度から継続しており、成果を上げている（備付-33、p.48；備付-42）。オリエンテーションや授業で説明する際には、主に全学共通の印刷物を利用している。学習支援で重要な内容や日常の連絡事項については学内掲示や学科の連絡用ボード、印刷物、必要に応じてウェブサイトやメーリングリストを利用して学生への周知徹底を図っている。

基礎学力が不足すると考えられる学生を対象として、各教員はグループ指導や個人指導の機会を設けて補講を行うなど自主的に支援している。クラス担任・副担任が窓口となって学習上の悩み等の相談や適切な指導助言を行う体制をとっているが、学生が個人的に相談しやすいように、クラス担任・副担任に限定せず、科目担当教員や学生支援課、保健室、学生寮等の職員とともに個々に対応している。一方、進度の早い学生・優秀な学生には履修登録の上限を緩和するなど、学習活動の発展に向けて支援している（備付-規程集100）。また、本人の希望進路に応じて、公務員試験や四年制大学編入試験についての情報提供や受験準備を個別に支援している。なお、本学科では平成29年～令和元年度において留学生の在籍はない。留学生の派遣については、組織だった特別な取組は行っていないものの、留学の案内があれば学生に対して周知を行っている。

本学科ではポートフォリオ評価を導入している。学生の学習到達度の確認と自己評価を促し、教員の教育活動の評価、授業外で学生とのコミュニケーションを図るツールとして活用し、専任教員全員が分担してコメントを添えて返却している。また、学外実習事後指導時の面談も専任教員全員で分担して実施している。実習評価を踏まえた情報共有と連携指導を図り、キャリア教育面からも個々に配慮した指導体制の構築に努めている（備付-42）。

本学科では、卒業生（1年目）を対象に学習成果の達成に関する追跡調査を実施している。また、生涯学習講座として、就職後の保育現場でのやりがいや悩みを共有し、問題の

とらえ方や解決方法を教員と共に考える取組を実施している（備付-54）。これらの調査や講座の結果を量的・質的に分析して公表しており（備付-33、p.54）、学習成果の獲得状況について卒業後の実情や課題を踏まえた在学中の組織的支援のあり方を点検している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療検査専攻では合格者登校日に本専攻の教育目的、学習成果、カリキュラムポリシー、ディプロマポリシーを説明している。入学者が高校での習得した科目は学生により異なり、入学後の学びの導入を円滑にするため、学習に必要な基礎的内容を含めた課題を入学者に提示している（備付-58）。そして、入学後「基礎診断テスト」を実施し、課題学習の成果を年度毎に検証している（備付-132「医療検査専攻」）。

新入生オリエンテーションでは、全学科共通の資料等を用い、学生生活に関わる手続きや学生支援、単位の修得方法、資格取得に必要な単位等の説明を行っている。また、医療検査専攻では学生の学習意欲を高めるために、新入生には5月に1日病院見学を、2年生には9月に病院体験実習（1週間）を、臨地実習前の春期休業中には高知県臨床検査技師会と連携し、現役の臨床検査技師による学生支援活動を実施している。上級生からのアドバイスも学習意欲向上に繋がるため、本専攻では学年を越えた学生間交流を促す新入生歓迎会などを企画、実行している。年度末の在学生オリエンテーションでは3年生や専攻科生による国家試験、就職試験、定期試験の経験談・対策等の発表後、参加した1、2年生が具体的な目標を定めるなど、向上心が芽生えていることが、オリエンテーション後のアンケートに見受けられる（備付-51）。教員は学生の学習成果達成、就職・進学など目的達成に力を注いでおり、履修登録時には学生の単位取得状況を把握した担任・副担任が学生に応じて登録科目を的確にアドバイスしている。また、シラバスや学生生活の履修の手引きや学年の予定表等の印刷物で必修・選択科目の単位や授業、学内の学生支援について説明し、日常の連絡事項等については印刷物やメールを利用し連絡している。

学力不足の学生に対し、科目担当教員は補講を行い、担任・副担任は個人面談等で勉強法や学生生活について指導し、学生の学習方法や精神面をフォローしている。また、学生の状況は学科・専攻会議を通して教員は把握しており、担任・副担任中心に科目担当教員等が連携し、学生の学力向上に励んでいる。特に3年生は国家試験受験を控えているため、教員で構成する国家試験対策委員会により計画された学習計画を基に授業、実力試験を実施し、学習成果が到達していない学生対象には各科目補習を行い、学力向上に努めている（備付-132「医療検査専攻」）。本専攻では学力不足の学生を如何に向上させるかにポイントを置いており、国家試験後の学生アンケート等を参考に次年度の国家試験対策に反映している（備付-132「医療検査専攻」）。学習進度の速い学生に対しては特別な支援はしていないが、高知県臨床検査技師会の勉強会・研修会の参加を勧め、資格取得や本学専攻科応用生命科学専攻への進学、大学への編入学、細胞検査士養成所への進学等を推奨している（備付-132「医療検査専攻」）。学習成果の獲得状況については、単位取得状況、実力試験等の成績グラフ・過去の学生との比較、国家試験合格状況等を指標とし、学科・専攻会議で点検し、学習支援方を検討している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では入学予定者に対して、合格者登校日に歯科衛生士を目指す心構えの意識付け及び年間のスケジュールを示し情報を提供している。また、入門とし

て課題を出題し基礎学力を身に付ける（備付-58）。入学後にはオリエンテーションで学生生活と履修の手引きを用いて教育目的や三つの方針、学習成果等を示している。学習成果の獲得に向けて、学習上の相談はオフィスアワーを中心にクラス担任及び授業担当教員は適時学習上の悩み等を聞き、助言と対応を行っている。特に学内実習で授業時間内に到達目標に至らなかった場合は空き時間を利用し、担当教員がフォローアップ体制を取り支援している。国家試験対策として量的データに基づき、グループ編成を行い学習意欲が失われないようにグループに各教員を置き教員間で学習状況を共有し支援している（備付-44）。

看護学科

看護学科では、合格者登校日に看護専門職者になるための心構えや入学後の授業や試験、実習、国家試験対策等について説明し、入学までの準備に必要な課題を提示している（備付-46・58）。課題は入学後、教員が確認し、確認テストを行うことで課題への動機づけを行っている。さらに入学後は、早い時期に学習成果の獲得に向けて、また国家試験受験を見据えた学習の方法を身につけるため、具体的な国家試験の内容を説明し、先輩の学習方法や推薦したい参考書等を紹介することで学習意欲を高めている。

本学科では、1年前期に学力テストを実施し、学生の学力レベルの査定をしながら、後期授業が始まるまでの時間を利用し、基礎学力が不足していると思われる学生に補講を行っている（備付-46）。この取組は平成30年度に高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で発表したが（備付-33）、効果的であったため、令和元年度も同様に実施した。学力の十分でない者ほど手厚く指導する仕組みを作り、全教員が関わることで個別に丁寧に指導するよう努めている。学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みや対人関係、家族の問題等についても個別に相談に乗り、適切な指導助言を行う体制を整えている。逆に進度の早い学生や優秀な学生には、履修登録上の上限を緩和する、専攻科への進学を勧めるなど、学習活動の発展に向けて個別に支援している。

さらに、学習成果につなげるキャリア形成教育にも力を入れ、「戴灯式」「ようこそ先輩」「WAになって話そう」「医師による臓器移植についての講義」「がん看護専門看護師による講義」「患者体験の講話」等のイベントを実施している。また、ポートフォリオを用い、学生に学習活動に対する自己評価を促すとともに、教員も自分自身の教育活動の評価として活用している。学生の進学・就職は進路支援担当者会を中心に、学生支援課と協働しながら、スムーズな就職活動を検討し、マニュアルに基づいて指導している（以上、備付-83）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

毎年、入学希望者に対し修了研究発表会（備付-43⑤）への参加を呼びかけ、専攻科への理解を促している。また、在学の専攻科学生と情報交換を行う場を設け、授業や学生生活についてアドバイスを受けるようにしている。

入学時オリエンテーションにおいては履修要項（シラバス含む）等を配付して本専攻の教育目的、学習成果、教育課程編成・実施の方針についての説明を行い、また、科目の選択のためのガイダンスや大学改革支援・学位授与機構への学位授与申請のための教育課程の説明を行っている（提出-10；備付-59）。学習上の悩みを抱える学生に対しては、教員が適宜面接を行って学生と課題を共有し、解決に向けて取り組んでいる。専攻長－学生－修了研究指導教員の連携を強め、学生が悩みを抱え込まないように相談・指導の体制を築いている。また、専攻科専攻会議において、毎回学生の状況を報告し、対応の検討を行って

いる。学習進度の早い学生や優秀学生に対しては、医療情報技師認定や上級バイオ資格認定に取組み資格取得を奨励している。また修了研究の優れた成果については専門学会での発表を促すなど積極的な支援を行っている。令和元年には修了研究の成果を関連学会で発表した修了学生が4名おり、本専攻での学習成果の獲得状況の把握につながっている。各学生の学習成果の獲得状況については、量的・質的データに基づき、専攻科専攻会議で学習支援方策を検討している（備付-132「応用生命科学専攻」）。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、入学後の履修や修了研究、就職活動を円滑に開始するために入学前オリエンテーションを複数回行っている（提出-2；備付-59）。入学後にも履修や修了研究に関するオリエンテーションを行い、学生が安心して修了研究への取り組みや科目の履修ができるように支援している。また、1年間を通して、学習や進路に関する学生の相談を受け付け、学生の学習進度や学習意欲を把握した上で、個々の学生の状況に応じた適切な助言指導を行っている。学習成果の獲得状況は、単位の履修状況やGPAの評点、学生によるポートフォリオへの記載内容を基に、量的・質的に把握し、年度末のシラバス作成時等に学習支援方策を点検し、改善している。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

高知学園短期大学では、健全な学生生活を送るために教職員による組織として学生委員

会やカウンセリング委員会（備付-規程集 17～18）が整備されている。その事務局は学生支援課が中心となり支援を行っている。さらに各学科・各専攻ではクラス担任制を設けており、学生生活の支援を細やかに対応している（提出-1、p.64）。また、安心・安全な生活を送るために入学時から学生総合保障制度（24 時間補償）に全員が加入し、日常生活の中で直面する危険な事象や学外での実習においても補償している。

クラブ活動及び学園祭行事など学生が主体的に参画する活動については、クラブ活動では学生支援課を担当事務として各クラブに本学教員を顧問として配置し、学生が自主的に活動できるように支援している。また、学園祭（天神祭）では学生による学園祭実行委員会が主体的となり運営し、準備や実施に取り組んでいる。その支援は学生支援課と各学科・専攻の教員全員で行っている。その他、ボランティア活動や地域活動などへの取組みも学生が積極的に参加し教職員は支援をしている。

学生の福利厚生面においては、食堂については学生の健康面を心がけたメニューであり、季節折々に工夫し提供に努めている。また、自動販売機コーナーの設置や、空き時間に活用する憩いの場としてベンチ・椅子・ガーデンパラソル等を中庭に整備し環境面においても配慮している。さらに学生の利便性を考えイトインコーナーも設置し、学生のキャンパス・アメニティに配慮した工夫を行っている。また女子学生を対象とした学生寮が 2 棟あり、インターネット等の設備の充実も図っている。学生寮は学園敷地内にあり、環境及び安全面も万全である。また、学生寮以外で希望があれば下宿先の斡旋も行うなどの支援も行っている。以上の支援組織も学生支援課が担当している。

学生の通学手段は自転車やオートバイが多い状況である。オートバイは登録制にしており、毎年 200 名程度が利用している。また、駐輪場は自転車も含め台数に見合う駐輪場を確保している。遠方の学生においてはバス、電車、鉄道を利用する者も多い。なお、本学は構内への自動車での乗り入れは禁止としている。

奨学金等については、学生のための経済的支援のための制度として、本学独自の奨学金制度は設けていないが在学生のほぼ半数が独立行政法人日本学生支援機構奨学金貸与を受けており、手続や返還の指導を教務課が行っている。また、幼児保育学科、歯科衛生専攻、看護学科では他に独自の制度があり受けることができる。学生への経済的支援については、本学では、学則（提出-5）第 33 条に基づき、授業料等納入金は前期・後期の期別に納入することになっている。ただし、特別に事情があると認められた場合は、学則第 33 条第 4 項に基づき延納を認めることがある。教務課は学納金納入確約書に記載した日時までの納入状況を常に確認している。また、諸事情により納入が困難な状況である場合には、日本学生支援機構の奨学金を紹介し、学生が学習を続けるよう支援を行っている。

学生の健康管理やメンタルヘルスケアやカウンセリングについては、カウンセリング委員会規程（備付-規程集 18）に則り、学生が充実した生活を送れるよう支援する学生相談室等があり体制を整えている。相談の申込書をトイレ等に準備し、誰にも気付かれないように医務室前の申込ポストに投函するようにしている。健康管理のための保健室には看護師を常駐し学生のメンタルヘルスケアを行っている。また、医務室前には疾患の流行時期は感染対策のための予防法について掲示している。さらに、多様なハラスメント等に対応するためにセクシュアルハラスメント等に関する規程（備付-規程集 22）を定め、学生生活と履修の手引きに示している。相談への対応については、倫理委員会規程（備付-規程集

23) に基づき、倫理委員会が行うこととしている。現在学生は、生活環境や人間関係が様々な状況にあり、大学全体で不安要因を取り除くよう、個別に実施し、学習に専念できる環境構成に努めている。以上の体制のもと、常に全学科・全専攻の教員と連携し情報の共有を図っている。また、健康診断を毎年3月末から4月にかけて全学生対象に一斉に実施している。

学生生活に関する意見や要望については、短期大学生に関する調査研究（備付-38）及び授業アンケート（備付-39）の結果を中心に活用し研究している。平素においても学生支援課、また教員のオフィスアワーを利用して、学生の意見を聴取している。その他、意見箱を2カ所設置し学生は意見や要望を無記名で投稿できるよう工夫し、その内容を参考に反映できるものは積極的に対応するよう努めている。これらは、事務局全課に加え、クラス担任や学科長・専攻長等、さらに関係する委員会も通じて対応している。

留学生の学習及び生活支援に関する体制としては、当該学科の教員及び教務課・学生支援課の職員を中心に、日本語教育等の支援を行ったり生活相談に対応したりしている。また、生活支援に関連して、本学では外国人留学生授業料減免規程（備付-規程集 164）を設け、授業料の30パーセントを上限に減免できる体制をとっている。なお、本学では在学年限を学則第5条の2、休学の期間を学則第15条の1～3に定めているが、長期履修生受け入れに関する制度化は行っていない。

社会人経験者の学生に対して組織的な学習支援は行っていないものの、要望があれば個別に対応している。また、障がい者の受け入れのための設備としては、障がい者用トイレ、施設の階段への手摺りの設置、建物入り口のスロープ等が設置されている。学生の社会的活動については、地域活動・ボランティア活動に関する情報を本学の専用掲示板やITシステムを利用して奨励している。各学科・各専攻の学生は休日等を利用して施設や学校、地方公共団体主催の催事、月1回の周辺地域の一斉清掃、医療関連団体等にそれぞれの専門性を生かし地域貢献やボランティア活動として積極的に参加している（備付-21）。これらの活動は教育科目の学習成績への評価とはならないが、同窓会規定（備付-規程集 166）に基づき高知学園短期大学同窓会表彰の対象として吟味し顕彰することもある。

なお、教育活動を通じた地域貢献として全学的な取組として健康教育演習が挙げられる。具体的には、カリキュラムも編成し、高知県内の幼稚園を訪問し幼児期の生活習慣の位置づけとして、歯みがき指導を中心に各学科・専攻で専門性を生かした地域貢献活動を行っている。また、高齢者の健康づくりに貢献できるようイキイキ健康フェアを開催し、健康長寿県高知を支えるために本学周辺の高齢者を対象に、全学科の希望学生が専門分野の特色を活かした健康教育に取り組んでいる（備付-18）。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。
- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。

(5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

高知学園短期大学では、就職支援のための教職員組織は、就職委員会規程（備付・規程集 21）に基づく就職委員会があり、就職委員の教員と学生支援課の就職担当職員は密に連携しながら進めている。就職活動は就職幹旋内規（備付・規程集 97）に則り、就職指導・支援を行っている。また、学生自身の将来設計や社会貢献への意識を高揚するため、キャリアセンターでキャリア形成支援に取り組んでいる。このことは、広報活動並びに学生支援組織に関する規程（備付・規程集 46）を定め行われている。また、全学科で開講しているキャリア形成演習を軸に、教養教育や専門教育の科目間の連携、及び学生生活全般における指導の充実を図りながら、教職員が一体となり進路支援の体制を強化している。

また、就職支援のための施設整備は、学生支援課が窓口となり、就職支援のため求人情報及び関連書籍、就職資料の整備、設備の拡充を行いパソコンで学生が積極的に求人検索できるよう設置し、求人票もファイリングし閲覧できるよう配置している。さらにはITシステムで求人を公開している。就職担当は、入学時から学生の希望する企業や病院等を把握しており、学生が希望する就職先に進めるよう支援をしている。学生に関する情報は、各学科の就職委員と就職担当職員は共有している。

また、就職のための資格、国家試験受験資格を取得する学科・専攻では、教員が協力して演習、模擬試験等を実施して学生の学力を分析し対策を講じるなど、全員合格を目指して授業以外でも特別な指導に当たっている。次に就職試験対策の支援は、受験先決定の相談や試験時における面接対策、履歴書の記載のチェック、企業等の求める人材の調査、公務員試験受験者に対する特別講座の実施等きめ細かく指導している。また、学科によっては就職合同説明会や就職セミナー並びに就職フェアを開催し、在学生はキャリア教育の一環として就職に対する意識付けの機会として参加を促し、卒業年次生は面談を通して企業の概要や企業等が求める人物像などを知るなど就職対策としての支援を行っている。その他卒業生が学生支援課を訪れ、就職先の情報を提供してくれるケースも多い。

就職に関する分析等については、これまでに受験した学生の受験報告書を基に、分野別に就職に関するデータを整理し、就職委員会で分析及び検討を行うよう体制を整えている。次年度はそれらを踏まえ就職支援に活かしている。その結果、各学科・各専攻とも就職希望者全員の就職率 100 パーセントを達成している（提出-1、p.50）。

進学、留学に対する支援については、四年制大学への編入学指定校等の情報を全学的に提供している。担当事務は教務課であるが、各学科・各専攻によって進学傾向が異なるため、各学科・各専攻の教員も積極的に指導に当たっている。留学については、案内があれば掲示を通じて情報を提供している。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

授業改善については、授業参観に加え、翌年度に授業参観担当教員が授業改善に向けた公開授業を行っている。その時に実施する事後検討会において、発展を促すコーディネートの工夫に課題を残していたものの、令和元年度は志向コメントを意識するようになり、授業担当者も参観者も前向きになりやすい雰囲気を構築する様子が見られた。今後も、そ

の環境構築に努めていくことが課題である。SD活動については、事務職員の積極的な学外研修への参加が見られる。他方、教員によるSD活動の充実が今後も課題である。

図書館では入館者数や施設・資料の利用率を上げ、学習支援という図書館の機能を充実させるための方策を、図書館運営委員会や学生図書館委員会で検討し、実施していく。

コンピュータ利用についても、安心した教育活動や学生支援を実施できるよう、情報管理に関する理解を深めなければならない。現在、個人情報に関わる添付ファイルを送受信する際にはパスワードをつけることとしている。パスワードは毎月変更されているが、その他の管理についても確実にを行うことができる方法を検討する。以上の活動を充実させる上で、教育資源を安定して有効的に活用できる体制を常に整備し続けることが必要である。

なお、学生支援において、本学の課題となっているのがポータルサイトの早急な開設・運用である。本学では学生に対して、①講義に関する連絡（休講・補講、講義室の変更、レポート提出等）、②各種奨学金に関する連絡、③就職活動に関する連絡、④ボランティアやアルバイトに関する連絡を、学生掲示板やウェブサイト等で行ってきた。確実な伝達や簡便性の点からも、こうした連絡機能を、もはや全国の大学で通常に行われているポータルサイトに置き換えていく必要がある。

近年は、入学後に興味関心が薄れたり進路変更を希望したりする学生が少数いる。そのため、特に入学時の興味・関心を維持し向上することができる指導力の向上が教員に求められる。また、基礎学力が不足すると思われる学生に対しては、原因の克服だけでなく、得意な分野の承認とその範囲の学習成果向上に寄与する配慮や学習支援のあり方を引き続き工夫していく。進度の早い学生や成績が優秀な学生に対しても同様で、学生理解に基づく意欲と向上心を高める学習支援体制の確立が課題として残されている。特に授業以外における学習支援の工夫が必要である。以上の状況に鑑み、各学科・各専攻が示した入学者受け入れの方針と学習成果に基づいて、入学前の準備と入学後の学習に整合性と発展性を持たせる指導体制を強化し、高大接続のさらなる円滑化を推進することが課題である。

また、経済的に困難な学生に対する短期大学独自の奨学金制度の整備も引き続き課題である。クラブ活動については、参加しやすい環境が整っていないことが課題であることから、他大学との交流も視野に入れ活発化を図ることが課題である。災害においては、大規模な自然災害に備え、防災訓練の内容を充実させ、「自助」「共助」「公助」の3要素を含めた訓練を行うことが課題である。施設整備については、本学では障がい者が校舎間の移動や校舎内の上下階への移動が困難であるため徐々に整備は行っているが、今後もバリアフリーの拡大整備を継続していく必要がある。

就職については、全学生が主体的に就職活動を展開し、職業的自立に向けて活動するよう就業力育成に向けて教職員が一体となり、進路支援体制を強化する仕組みが課題である。

生活科学学科

学生支援に当たっては、本学での学びに喜びを実感させるとともに、充実した学生生活を提供できるよう多角的な目配りと指導を行っている。日常的に教員間や事務部門との情報共有及び連携を通して、学生個々の不安や学業における躓き等の状況を詳細に把握している。学級担任等の教員による教育相談や個別指導を実施し、併せて学習レディネスを確かなものとする取組として、入学前に実施している課題の活用や基礎学力が不足していると懸念される学生に対する入学初期からの個別対応等を実施しているが、これらの取組が

効果をもたらすための検証と研究が必要である。加えて、FD、SD活動を推進しつつ教員の指導技術の向上と分かる授業をどう構想するのかを検討することも課題である。

また、食・栄養の専門職として働く意欲を持ち続けるためにも、学内外の実習を通しての指導と支援してゆくことが重要である。就職合同説明会（備付-79）も通じて職業的自立に向けて効果的な就職活動となるよう内容を見直し検討することも課題である。

幼児保育学科

異学年相互交流学習会や就職試験合格者等の報告会、卒業生アンケートからの提案等から見えてくる現状を課題とし、今後の解決方法を探る必要性がある。また、合格者対象の入学前課題を活用した指導、オリエンテーションにおける取組、基礎学力が不足する学生に対する対応等、近年実施している学習成果獲得に向けた組織的支援の様々な取組は、一定の成果を上げている。ポートフォリオを活用した学習支援や学外実習事後指導時の面談については、専任教員全員が関わることで学生個々に配慮したことにより効果的な組織的指導体制が整いつつある。これらの取組について、その成果や課題を引き続き検証していかなければならない。また生涯学習講座については、卒業後の実情や課題を踏まえて在学中の学習支援のあり方を考える機会として貴重である。調査回答率がさらに上がるように、卒業前から趣旨説明や協力要請等の働きかけを行い、今後も継続して成果を検証していく。

医療衛生学科医療検査専攻

各学年の担任・副担任中心に本専攻では学生個々がよりよい学生生活を送れ、就職や学習等の目的を達成するために定期的な個別面談を行い、新入生オリエンテーションなど学生間や学生と教員間のコミュニケーション向上のための活動を行っている。そして授業では各科目の教員は授業アンケートの結果を分析し、FD活動を通じて授業改善に取り組んでいるが、GPAと再履修率、卒業率、休退学率の改善が乏しいことが課題である。1年次の前期は学生もやる気がありGPAは良いが、1年次後期以降の低下を改善することが課題解決につながると考えられる。教員は今後もFD活動に積極的に取り組み、授業の更なる改善を行い、また、学生が自己を分析し、主体的な学習を身につけることができるよう1年次から各科目に対するPDCAを学生に促すことが必要である。

医療衛生学科歯科衛生専攻

本専攻の歯科臨床実習室の入口には段差があり、段差の改修が必要である。クラブ活動については、アルバイトをしている学生が多く、入部している学生が少ないことから、学生生活を充実するよう支援していくことが課題である。入学後に学習に不安を抱えるなど、メンタル面が弱い学生には教員が早期に気付き事務局（キャリアセンター、医務室）と一体となり支援体制をさらに構築する必要がある。就職支援対策については、就職フェアを2・3年生対象に学生支援課の就職担当と連携し実施している。就職支援として、就職フェアに参加した歯科医師・歯科衛生士が求める歯科衛生士像を具体的に把握し、日常生活及び面接等で支援していくことが課題である。

看護学科

社会の変化とともに看護師に求められる能力も変化している。看護師国家試験の内容は、事例展開の問題が増え、読解力・分析力・統合力・応用力等が求められるようになってきた。すなわち看護師国家資格を取得するためには文章を正しく読み取り思考する力、基礎的な知識を基に応用して問題を解決する力が必要であり、学習の基本となる基礎学力を向

上するための取組の他に、専門科目の授業や実習においても、これらの力を獲得できるような仕掛けを作ることをさらに意識することが重要になる。また、学生が看護への興味関心を持ち続けるための工夫や、看護専門職に就くことを目指した学習行動につながるよう動機づけを行い、意欲をマネジメントする働きかけが必要である。特に看護専門領域においてその魅力を伝える努力が必要だと考える。また、進路については看護の領域においても病院施設が優秀な人材を選ぶ時代がやってくる。大学全体の取組のみに頼るだけでなく、本学科も協働して学生の進路支援を行う必要があると考える。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

本専攻の学習成果である「自ら最新の知見を情報収集して問題点について考察する。」を獲得するために学生自身の主体的な取組を強化する必要がある。次年度に向けて修了研究においては本学図書館との連携を強化し研究に関する情報検索能力を高めることや、研究倫理の理解を進めるため、日本学術振興会の eラーニング等を活用した研究倫理教育を行う方針である。学生の中には、発表形式の授業準備や修了研究と、就職や進学のための活動との両立に行き詰まる学生がいるため、計画的な進路決定が行えるよう事務局と連携を密にして指導することも課題である。

専攻科地域看護学専攻（参考）

1年間を通して、学生の学習への関心と意欲を維持、向上し、修了研究や実習への主体的かつ積極的な取組を促すことが課題である。そのためには、教員のカウンセリング能力やファシリテーション能力を高め、学生へのサポート体制を強化することも必要である。そして、状況に応じて学生への個別支援と集団支援を組み合わせながら、学生が学習成果を獲得し、自信をもって社会に出て行けるような助言指導を強化することが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

高知学園短期大学・シラバス作成要領では卒業認定・学位授与の方針との関連を各授業科目で明確に示すことを求めるとともに、教務委員会によるチェックの過程でこの件を指摘し加筆修正を求めてきた。それでも十分とはいえないことから、まずはカリキュラム・マップに基づき、各授業科目の役割を確認して学習成果と卒業認定・学位授与の方針との関連を各学科・各専攻で明確に位置づけることを徹底している。その結果、令和2年度のシラバスではこの問題を意識して作成するよう取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「教育課程」について、同窓生から聴取した意見を参考にして、卒業認定・学位授与の方針が社会のニーズや変化に対応しているか、結果として建学の精神に基づく貢献を果たしているかに関する点検が一部の学科のみに限定されている。高知学園短期大学アセスメントプランに基づき、卒業生対象調査の実施を全学的に拡大することが課題である。

「学生支援」については、入学直後から休学状態に結びつく学生が少数ながら見られる。この状況は、入学する学生に対する診断的評価が十分ではないことを示唆している。そこで、入学直後に前向きな気持ちで学生生活を送ることができる支援体制を構築していく。

ポータルサイトに関して、①講義に関する連絡、②各種奨学金に関する連絡、③就職活動に関する連絡、④ボランティアやアルバイトに関する連絡を確実に行うことができるよう、教職員にポータルサイト運用の研修会を実施し、学生にも新学期開始とともにポータルサイトへの登録及び説明を行う。そして教職員及び学生が連絡機能の運用に慣れてきたら、シラバス閲覧、履修登録・成績処理、授業アンケート実施、就職関連システム等といった機能を追加・実施するよう準備していく。また、開講しているコンピュータ・リテラシーを主な目的とした科目においては、現状の授業内容を土台に、現在の第4次産業革命、すなわちデジタル技術による自動化並びにコネクティビティによる新たな経済発展や社会構造の変革に対応できる人材を育成すべくシラバスの再検討を行う。

入学者受け入れの方針についても、高等学校段階で培われた学力を基礎とし、社会のニーズや変化に対応しながら社会の発展に貢献できているか、本学が求める学習成果に適した方針になっているかについても検証していく。さらに、現在示している三つの方針と学習成果との整合性についても、ポリシー・マップを活用しながら点検することを推進する。

最後に、本学が取り組む健康教育は地域貢献だけではなく、各学科・各専攻の専門性を軸に幅広い研究分野を活かした付加価値を有する専門的職業人の育成として有益である。この点を活かす健康教育の充実を図っていく。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

〔テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源〕

＜根拠資料＞

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、10 シラバス、20 学校法人高知学園寄附行為

備付資料 28 ウェブサイト「教員紹介」、33 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書〔令和元（2019）年度〕、36 高知学園短期大学ファクトブック 2019、65 授業参観、67 事後検討会報告書、68 授業改善計画報告書、87 教員個人調書、88 過去5年間（平成27（2015）年度～令和元（2019）年度）の教育研究業績書、89 非常勤教員一覧表、91 専任教員の研究活動状況表、92 外部研究資金の獲得状況一覧表、93 高知学園短期大学紀要〔平成29（2017）年度〕、94 高知学園短期大学紀要〔平成30（2018）年度〕、95 高知学園短期大学紀要〔令和元（2019）年度〕、97 研究活動に関する書類、98 高知学園短期大学研究倫理ガイドブック、100 看護学科教員の教育力向上のための活動報告、101 専攻科地域看護学専攻教員の教育力向上のための活動報告、102 火気取締責任者、103 高知学園短期大学危機管理マニュアル、104 防災マニュアル、105 教職員の健康診断、106 令和2年度予算要求資料の提出について、107 校地、校舎（図面）、108 図書館に関する資料、109 各種料理コンテストへの参加実績、110 防災訓練（学生災害委員の発表、タタメット等）スケジュール、117 固定資産台帳及び備品台帳、132 各学科・各専攻会議議事録

備付資料-規程集 1 高知学園短期大学教育組織規程、11 高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程、12 高知学園短期大学研究倫理審査申請要項、13 高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程、14 高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程、16 高知学園短期大学災害対策委員会規程、30 ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程、34 情報企画委員会規程、36 図書館運営委員会規程、37 紀要編集委員会規程、38 スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程、39 高知学園短期大学危機管理委員会規程、40 高知学園短期大学危機対策本部規程、44 高知学園短期大学情報セキュリティ委員会規程、45 高知学園短期大学IR推進室規程、46 広報活動並びに学生支援組織に関する規程、62 高知学園短期大学図書館選書要領、63 高知学園短期大学図書館文献管理内規、64 高知学園短期大学紀要投稿規程、65 高知学園短期大学紀要査読要領、66 高知学園短期大学紀要原稿執筆要領、69 高知学園短期大学の教員人事に関する規程、70 高知学園短期大学人事委員会規程、72 高知学園短期大学教員資格、73 高知学園短期大学の教員の資格に関する内規、74 高知学園短期大学教員選考基準、76 高知学園短期大学非常勤講師規程、79 高知学園短期大学教員の採用・昇任の手続き、80 教員人事に係る選

高知学園短期大学

考委員会に関する規程、81 高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領、82 高知学園短期大学研究活動における不正防止計画、83 高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程、84 高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン、85 高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針、86 高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範、87 高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画、91 高知学園短期大学研究倫理に関するガイドライン、92 高知学園短期大学研究倫理指針、94 高知学園短期大学情報セキュリティポリシー、95 高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準、113 組織規程、114 高知学園文書取扱規程、115 高知学園公印取扱規程、116 高知学園文書保存規程、120 高知学園就業規則、122 定年に関する規程、126 給与規程、127 旅費規程、128 退職手当に関する規程、130 会計規程、134 新採職員選考委員会内規、137 時間外勤務の管理に関する内規、138 高知学園職員の長期研修に関する規程、139 海外教育視察助成要項、141 ストレスチェック制度実施規程（内規）

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

<区分 基準Ⅲ-A-1 の現状>

高知学園短期大学では、短期大学設置基準第20条の2の第1項と第2項及び第22条、さらに各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。令和2年5月1日現在における本学の専任教員は教授17名、准教授17名、講師13名、助教3名の計50名である。また、専攻科も加えると教授は19名、准教授18名、講師14名、助教3名の合計54名となる。短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロで定める教員数は40名、うち教授数は14名であることから、本学はいずれの基準も満たしている。なお、生活科学学科

高知学園短期大学

及び医療衛生学科医療検査専攻を令和2年度より募集停止とし、高知学園大学健康科学部を開学したことから、完成年度に至る期間は一部の教員が両大学に所属する形となる。また、医療衛生学科歯科衛生専攻は、令和2年度より歯科衛生学科と名称変更をしている。

専任教員の職位は、高知学園短期大学教員資格、高知学園短期大学の教員の資格に関する内規を定め（備付-規程集72～73）、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等に基づいて配置していることから（備付-87～88）、短期大学設置基準第23条、24条、25条、25条の2、26条を満たしている。非常勤講師についても、高知学園短期大学非常勤講師規程（備付-規程集76）を定め、各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて配置している（備付-89）。補助教員を必要とする学科・専攻では、教育課程編成・実施の方針や各種法令に基づいて助手を配置している。教員の採用、昇任は高知学園短期大学人事委員会規程（備付-規程集69）に基づいて人事委員会を開催し、そこで高知学園就業規則（備付-規程集120）及び高知学園短期大学教員選考基準（備付-規程集74）、高知学園短期大学教員の採用・昇任の手続き（備付-規程集79）に照らして検討している。

生活科学学科

専任教員は「短期大学設置基準」に定める教員数（専任教員5名以上、うち教授2名以上）を満たし、併せて「栄養士法施行規則第9条」の規定も満たした教授3名、准教授5名及び管理栄養士の資格を有する助手5名を配置している。非常勤講師にあつては、担当科目に関する教育研究歴等の要件に基づき適正な審査を経て任用し、配置している。また、有効な教育課程の運用を勘案して、授業実施の際には必要に応じて助手を配置している。

氏名	職名	学 位	教育実績（コマ数）・研究業績・制作物発表
渡邊 慶子	教 授	博士（生活科学）	教育実績：H29/9.5 H30/11.7 R1/10.5 研究業績：有
田邊 重任 (H30～)	教 授	教育学士	教育実績：H30/6.3 R1/7.3 研究業績：有
吉村 齊	教 授	博士（教育学）	教育実績：H29/16.8 H30/13.5 R1/16.0 研究業績：有
下元 智世	准教授	修士（学術）	教育実績：H29/13.1 H30/13.2 R1/9.8 研究業績：有
戸田 浩 (H30～)	准教授	文学士	教育実績：H30/4.4 R1/5.2 研究業績：有
荒木 裕子 (R1～)	准教授	博士（健康科学）	教育実績：R1/7.3 研究業績：有
古屋 美知	准教授	修士（生活科学）	教育実績：H29/12.4 H30/12.4 R1/14.0 研究業績：有
鈴木 寛之 (H30～)	准教授	博士（理学）	教育実績：H30/13.0 R1/10.6 研究業績：有

幼児保育学科

短期大学設置基準によると、入学定員51～100名では8名の専任教員（うち教授3名）が必要であるが、本学では9名の専任教員うち教授が3名であり基準を満たしている（備付-28「教員紹介：幼児保育学科」）。本学の幼児保育学科は幼稚園教諭ならびに保育士の養成学科であり、幼稚園教諭養成に関して教職課程認定基準では①「領域に関する専門的事項」及び「保育内容の指導法」を担当する専任教員として5名、②「教育の基礎的理解に

高知学園短期大学

関する科目等」を担当する専任教員として4名を配置している（提出-2、p.36～39）。また保育士養成に関しては指定保育士養成施設基準によると「入学定員51～100名では8名以上の専任教員配置が望ましい」と定められ、9名の専任教員（うち教授は3名）を配置している。また、児童福祉法施行規則別表第1各系列に基づいて専任教員を配置していることから、指定保育士養成施設の基準も満たしている。非常勤講師（備付-89）については、担当科目に関する教育研究歴等を基に十分な審査を行った上で配置を行っている。

氏名	職名	学位	教育実績（コマ数）・研究業績・製作物発表
浜田 幸作	教授	修士（教育学）	教育実績：H29/6.3 H30/6.2 R1/6.7 研究業績：有
池澤眞由美	教授	体育学士	教育実績：H29/13.1 H30/13.1 R1/14.8 研究業績：有
竹村 正	教授	芸術学士	教育実績：H29/13.4 H30/13.4 R1/12.1 研究業績：有
寺尾 康	准教授	理学士	教育実績：H29/16.4 H30/14.1 R1/14.1 研究業績：有
田村 由香 (H30～)	准教授	準学士	教育実績：H30/14.7 R1/15.2 研究業績：有
山本 英作	准教授	修士（地域研究）	教育実績：H29/13.1 H30/13.1 R1/14.6 研究業績：有
宮崎 大樹 (H30～)	講師	学士（学校教育）	教育実績：H30/3.6 R1/3.7 研究業績：有
大松 伸洋 (H31～)	講師	修士（芸術学）	教育実績：R1/13.3 研究業績：有
岡村奈緒美 (H31～)	講師	修士（福祉社会学）	教育実績：R1/8.0 研究業績：有

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では教育課程編成・実施の方針に基づき、教授4名、准教授5名、助教1名の計10名の専任教員を配置している。短期大学設置基準で定める教員数は6名、うち教授数は2名であり本専攻はこの基準を満たしている。臨床検査技師の業務経験5年以上の者は4名であり、臨床検査技師養成所ガイドラインの基準も満たしている（備付-87）。専任教員の職位は、高知学園短期大学教員資格、高知学園短期大学の教員の資格に関する内規等に基づいており、ウェブサイト（備付-28「教員紹介：医療検査専攻」）等で公表している。非常勤講師も臨床検査学の専門分野に関する有識者を配置している（備付-89）。

氏名	職名	学位	教育実績（コマ数）・研究業績・製作物発表
富永 麻理	教授	医学博士	教育実績：H29/21.7 H30/21.4 R1/21.4 研究業績：有
今井 正 (H30～)	教授	博士（医学）	教育実績：H30/5.1 R1/5.9 研究業績：有
高岡 榮二	教授	修士（理学）	教育実績：H29/19.5 H30/19.5 R1/19.5 研究業績：有
村上 雅尚	教授	博士（生命科学）	教育実績：H29/18.5 H30/18.6 R1/18.5 研究業績：有
森田 尚亨	准教授	修士（理学）	教育実績：H29/17.7 H30/17.7 R1/17.7 研究業績：有

高知学園短期大学

武市 和彦	准教授	農学士	教育実績：H29/14.7 H30/20.4 R1/20.0 研究業績：有
中村 泰子	准教授	修士（医科学）	教育実績：H29/20.3 H30/20.3 R1/20.1 研究業績：有
小野川 雅英	准教授	博士（医学）	教育実績：H29/7.1 H30/13.2 R1/14.2 研究業績：有
三木友香理	准教授	博士（保健学）	教育実績：H29/21.5 H30/21.6 R1/21.6 研究業績：有
岩本 昌大	助教	修士（保健学）	教育実績：H29/10.2 H30/11.6 R1/12.0 研究業績：有

医療衛生学科歯科衛生専攻（令和2年度より歯科衛生学科へ名称変更）

医療衛生学科歯科衛生専攻の教員は、教授4名、准教授1名、講師3名、助教2名の計10名体制で基準を満たしている。各教員は教育的専門性に応じた適切な科目を担当している。また、歯科医師1名、業務経験4年以上の歯科衛生士を6名配置しており、歯科衛生士学校養成所指定規則も満たしている。非常勤講師についても、担当科目に関する研究教育歴等教員要件について適正に審査を行った上で配置している（備付-規程集 72）。各教員は教育・研究等で成果を上げている。

氏名	職名	学位	教育実績（コマ数）・研究業績・製作物発表
中石 裕子	教授	準学士	教育実績：H29/16.9 H30/20.0 R1/19.4 研究業績：有
弘田 克彦	教授	歯学博士	教育実績：H29/7.8 H30/13.9 R1/14.8 研究業績：有
吉尾 信子 (H31～)	教授	博士（学術）	教育実績：R1/7.0 研究業績：無
大野 由香	教授	準学士	教育実績：H29/16.4 H30/16.4 R1/16.4 研究業績：有
坂本 まゆみ	准教授	博士（口腔保健福祉学）	教育実績：H29/18.6 H30/17.2 R1/17.1 研究業績：有
ポーラ・ディ・フ ェビアン (H30～)	講師	B.A. in Humanities	教育実績：H30/10.0 R1/10.0 研究業績：有
野村 加代	講師	学士（教養）	教育実績：H29/18.8 H30/16.4 R1/16.3 研究業績：有
和食 沙紀	講師	修士（社会福祉学）	教育実績：H29/18.0 H30/18.1 R1/18.1 研究業績：有
濱田 美晴	助教	修士（理学）	教育実績：H29/13.4 H30/13.5 R1/13.5 研究業績：有
内田 智子 (H30～)	助教	学士（福祉経営学）	教育実績：H30/14.8 R1/14.9 研究業績：有

看護学科

看護学科教員組織は、短期大学設置基準と保健師助産師看護師学校養成所指定規則の規定に準拠している。また、選択により養護教諭二種免許状を取得できるに足る教員数を編成している。専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準を満たしており、研究業績についてはウェブサイト（備付-28「教員紹介：看護学科」）で公表している。非常勤講師については、担当科目に対する学位、研究業績、その他の経歴等短期大学設置基準の規定を遵守し、適正に審査を行った上で配置している。

高知学園短期大学

氏名	職名	学位	教育実績（コマ数）・研究業績・製作物発表
和泉 明子	教授	修士（看護学）	教育実績：H29/18.6 H30/18.6 R1/20.7 研究業績：有
今村 優子	教授	修士（看護学）	教育実績：H29/21.1 H30/21.1 R1/22.1 研究業績：有
矢野 智恵	教授	修士（看護学）	教育実績：H29/15.6 H30/15.6 R1/17.6 研究業績：有
田尻 信子 (R2～)	准教授	修士（看護学）	教育実績：－ 研究業績：有
中岡 亜紀	准教授	修士（看護学）	教育実績：H29/17.0 H30/18.6 R1/19.6 研究業績：有
吉田亜紀子	准教授	修士（看護学）	教育実績：H29/24.3 H30/24.8 R1/26.0 研究業績：有
中野 靖子 (H30～)	講師	修士（看護学）	教育実績：H30/8.4 R1/12.0 研究業績：有
古川 智代 (R2～)	講師		教育実績：－ 研究業績：無
竹内 浩美 (R2～)	講師	修士（看護学）	教育実績：－ 研究業績：無
政平 憲子	講師	修士（看護学）	教育実績：H29/15.2 H30/18.6 R1/21.8 研究業績：有
山西亜紀子	講師	修士（看護学）	教育実績：H29/16.3 H30/16.8 R1/25.8 研究業績：有
東 麻奈美 (H31～)	講師	修士（看護学）	教育実績：R1/18.5 研究業績：有
来栖 正博 (R2～)	講師	修士（理学）	教育実績：－ 研究業績：無

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻の専任教員は医療検査専攻の教員が所属し、兼担及び非常勤講師についても学識のある専門家を配置している。また、教員組織は、本専攻の教育課程編成・実施の方針と大学改革支援・学位授与機構の特例適用専攻科の認定に即して整備している。教員の研究業績等は、医療検査専攻教員と共通してウェブサイトで公表している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻の教員は看護学科にも所属し、助手 1 名は本専攻の専属である。また、養護教諭一種免許状取得のために教職担当教員を 1 名配置している。教員組織は、保健師助産師看護師学校養成所指定規則及び教職課程認定基準を満たし、専任教員の教育実績や研究業績、その他の経歴等についても短期大学設置基準を満たしている（備付・規程集 72・73）。教員の研究業績等はウェブサイト（備付-28「教員紹介：専攻科地域看護学専攻」）で公表している。非常勤講師については、高知学園短期大学非常勤講師規程（備付・規程集 76）に基づいて、実務経験を有する専門領域の講師を適正に配置している。

氏名	職名	学位	教育実績（コマ数）・研究業績・製作物発表
高藤 裕子*	教授	修士（看護学）	教育実績：H29/12.5 H30/12.5 R1/12.5 研究業績：有
生島 淳 (R2～)	教授	修士（経営学）	教育実績：－ 研究業績：有

高知学園短期大学

大西 昭子*	准教授	修士（看護学）	教育実績：H29/19.4 H30/19.4 R1/19.4 研究業績：有
野村 美紀*	講師	修士（看護学）	教育実績：H29/12.0 H30/18.0 R1/18.0 研究業績：有

*保健師資格を所有する教員

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

高知学園短期大学では、各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針を達成するため、専門分野別に専任教員を配置している（提出-1、p.69）。各専任教員は研究活動計画を作成して活動を進め、活動で得られた知見を教育活動や社会活動等へ積極的に還元して成果を上げている（備付-91）。教育研究活動の状況については毎年3月に各教員が当該年度の業績報告書（備付-97「業績報告書」）を提出し、その概要をウェブサイト（備付-28「教員紹介」）で公開している。公開している教育研究活動は担当授業科目、学位、近年の主な研究業績、社会貢献等である。このように、学校教育法第113条と学校教育法施行規則第172条の2に基づいて各教員の教育研究活動の状況を公開している。

本学では、組織的な教育研究活動の活性化を目指し、優れた取組に対しては学長裁量経費に基づく研究奨励費を運用するなど、積極的に支援している。また、科学研究費補助金等外部資金の獲得について、研究代表者として獲得した専任教員は平成29年度が1名、令和元年度は1名であった（備付-92）。

専任教員の研究活動については、研究活動に関わる不正行為の防止を目的として高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程（備付-規程集13）、研究倫理申請について検討する高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程（備付-規程集11）を定め、各委員会に対応する体制を組んでいる。また、科学研究費に関しては高知学園短期大学科学研究費補助

金事務取扱要領(備付-規程集81)に基づいて適正に執行するよう取り組んでいる。さらに、研究の実施に当たっては高知学園短期大学研究活動における不正防止計画(備付-規程集82)、及び高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報(告発)処理に関する規程(備付-規程集83)を定め、高知学園短期大学研究倫理審査申請要項(備付-規程集12)に基づいて審査を行う体制を整えている。また、高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン(備付-規程集91)、高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針(備付-規程集85)、研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範(備付-規程集86)、高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程(備付-規程集14)、高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画(備付-規程集89)を定め、適正に執行する体制を整えている。なお、本学では高知学園短期大学の教員の資格に関する内規(備付-規程集72)において研究活動の必要性を示している。また、研究費や研究旅費を予算編成の方針(備付-106)や旅費規程(備付-規程集127)等に基づいて支給しており、学会等で教員の研究成果を発表する機会も確保している。

本学では高知学園短期大学研究倫理ガイドブック(備付-98)を教職員へ配付し、研究倫理を遵守するよう取り組んでいる。また、高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程に基づいて委員会を開催し、研究倫理審査申請書の審査を行っている。さらに、高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程に基づいて委員会を開催し、研究倫理の最新の動向を共有した上で研究倫理研修会を開催している。令和元年8月1日には34名の教職員が参加して研修会を開催した(備付-33、p.56)。その他、毎年度開催する科学研究費助成事業公募要領説明会の中でも研究倫理を遵守するための取組を行っている。研究倫理教育履修についても、教員の履修状況を把握して推進している(備付-36、p.102)。

本学で専任教員が研究成果を発表する機会として高知学園短期大学紀要があり、毎年1回発行している(備付-93~95)。編集は紀要編集委員会規程(備付-規程集37)に基づいて紀要編集委員会が担当している。投稿から査読、編集も高知学園短期大学紀要投稿規程(備付-規程集64)、高知学園短期大学紀要査読要領(備付-規程集65)、高知学園短期大学紀要原稿執筆要領(備付-規程集66)を定めて実施している。

本学では、専任教員に個室の研究室を、専門性に応じては複数教員による研究室を用意している。助手は複数の助手による研究室で研究を行う体制となっている。専任教員の研究、研修等を行う時間について、教員の研修日数に関する上限は特に定めていないが、授業等職務に支障のない範囲で研究・研修活動を認めている。なお、長期研修については学校法人高知学園で高知学園職員の長期研修に関する規程(備付-規程集138)を、専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程は学校法人高知学園で海外教育視察助成要項(備付-規程集139)を整備している。

本学のFD活動に関しては、学則第3条に基づいてFD委員会規程(備付-規程集30)を整備してFD委員会を設置し、毎年度全教員を対象とした研修会を実施している。令和元年度のSPOD加盟校内講師派遣プログラムによる研修会では、令和元年8月20日に小坂有資氏(香川大学特命講師)による「現代学生の理解と関わり方」を開催した。参加者数は本学教職員58名であった(備付-33、p.57~58)。

教員による授業参観は、FD委員会で「授業参観の目的」と「授業参観の進め方」を検討し、作成された方針(備付-65)に基づいて実施している。令和元年度の実施状況について

は、高知学園短期大学FD・SD活動報告書にまとめて公表している（備付-33、p.6～25）。

授業参観終了後には、当該学科のFD委員会委員が事後検討会を開催し、参加した教員から意見を求めるとともに担当教員との意見交換を行っている。FD委員は事後検討会の概要を事後検討会報告書（備付-67）としてまとめ、教務課に提出している。さらに、授業担当者は、授業参観や事後検討会を踏まえて授業改善計画報告書（備付-68）を教務課へ提出している。以上の報告書は教務課内で閲覧することができる。

さらに、前年度の授業参観担当者は改善を試みた授業を公開する公開授業も実施している。公開授業もFD委員会が作成した「授業改善に向けた公開授業の進め方」に基づいて実施し、その実施状況も高知学園短期大学FD・SD活動報告書にまとめて公表している（備付-33、p.26）。公開授業の事後検討会報告書も教務課で閲覧することが可能である。

令和元年8月28～30日の期間に愛媛大学でSPODフォーラム2019が開催され、本学からは教職員19名が研修プログラムに参加し、教育力や指導力の開発と向上に努めた。その他の学外研修についても積極的に参加している。研修内容は学外研修受講報告書を提出し、学内で共有を図っている。また、希望者に対しては他大学からの遠隔講義配信による受講も可能である。さらに、FDに関する研究活動も推進している。第3回高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会では8件の研究発表が行われ、日頃の授業改善や組織的活動を共有し合った（備付-33、p.36～39）。以上の活動を通して、本学は短期大学設置基準第11条の3に基づいてFD委員会規程を定め、多様なFD活動を適切に実施している。

関係部署との連携についても、専任教員は学科の枠を越えた授業参観や高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会等を通して、学生の学習成果の獲得が向上するよう連携している。FDとSDを総合的に検討する必要がある場合は、ファカルティ・ディベロップメント委員会とスタッフ・ディベロップメント委員会との合同会議に関する内規（備付-規程集98）に基づいてFD委員会とSD委員会の合同会議を開催している。また、教職員がFDやSDに関する学外研修に参加した際には学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができたり、内容によっては報告会を開催したりしている。さらに、学外研修受講報告書を高知学園短期大学FD・SD活動報告書に転載して情報を発信するなど（備付-33、p.63～131）、多様な方法を通して共有し合えるよう取り組んでいる。このように、専任教員はFD委員会や各種委員会、事務組織や図書館と協調・連携して教育改善と教育力向上に努めている。

生活科学学科

各教員が授業及び研究に関する活動に進んで取り組んでおり、これらの教育研究活動についてはウェブサイト等に公開しているところである。それぞれの教員が自己研鑽の成果として、著作や論文の執筆や学会等での発表をはじめ、個々の研究成果を社会にも広く還元している（備付-91）。また、学内の活動として第3回高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で「土佐茶プロジェクト」に関する取組から、授業へのフィードバックの在り方やこの学習によって生じた学生の変容について詳細な実践の報告を行った。

幼児保育学科

幼児保育学科では、専門分野の枠を超えた共同研究に取り組んでおり、令和元年度は三つの研究の取組について分析考察を行った結果を第3回高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会で報告した（備付-33）。うち二つについては継続的な取組である。専任教員は、教育研究活動の研究成果を紀要において発表し、教育効果の向上に取り組んでいる（備付

-95)。各教員は専門分野を生かした社会的活動等にも積極的に取り組み、各関係部署とも連携及び協力し、学習成果の向上に努めている。国際会議には1名が出席している。研究倫理の遵守においても、学内外の研修会へ積極的に参加して情報を収集し、学科・専攻会議で報告し理解を深めている。全学だけでなく、各種セミナーへの参加報告や公開授業を通して共通理解を図り、学科に特化した授業改善にも取り組んでいる。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では教育課程編成・実施の方針に基づいて、分野別に専任教員を配置し（提出-1、p.69）、研究活動に取り組んでおり、その内容はウェブサイト等に公開している（備付-28「教員紹介：医療衛生学科医療検査専攻」・91）。令和元年度は、科学研究費補助金申請に当たり、本専攻の教員2名が研究代表者として申請し、1名が継続している。研究活動については、本学の研究活動や研究倫理に関する規程を遵守している（備付-規程集 81～87・91～92）。FD活動については、授業参観、事後検討会を開催し、授業改善に生かし、成果のあった実践は学内発表している。（備付 33・65～71）。また、教員は日本臨床検査学教育学会に参加し、授業・教育方法の改善に取り組んでいる。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では教員の研究活動等においては、本学ウェブサイトで公開し（備付-28「教員紹介：歯科衛生専攻」）成果をあげている。また、FD・SD活動研究発表会において学習成果を向上させるために、本専攻の教員は日頃の取り組みについて発表している（備付-33、p.51）。教員は事務局とも連携しFD・SD活動を通して情報共有を行い授業・教育方法の改善に努めている。また科学研究費補助金、外部研究費等を申請しているが、未獲得である。

看護学科

看護学科の教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っており、その内容はウェブサイト（備付-28「教員紹介：看護学科」）にて公表している。令和元年度も研究ワーキンググループを中心に組織的に研究活動を進める検討を始め（備付-100）、「看護基礎教育におけるファーストステップ演習の学びの検討」を高知学園短期大学FD・SD活動研究発表会にて発表し、報告書にまとめた（備付-33）。また「基礎看護教育における早期体験実習の学びの検討ー学生の捉えた看護の対象者とその生活に焦点をあててー」を高知学園短期大学紀要（備付-95）にて発表した。

科学研究費の採択や国際的活動は実施できていないが、教員個人の実績を作るとともに、外部資金獲得に向けて具体的に活動するよう努め、新たなテーマの文献検索を行っている。教員による授業参観は、教員2名が授業改善計画報告書（備付-68）に示した内容で改めて公開授業を行い、意見交換を行った。また、令和元年度も全ての実習において学生からの評価を得て、振り返りに活用している。そして、教員は学会での学びを積極的に学科・専攻科会議で報告・共有し（備付-132「看護学科」「地域看護学専攻」）、日本私立系大学協会社員総会付帯事業講演会報告等のトピックをタイムリーに提示し、その他抄読会を行うなどして自己研鑽に努めている（備付-100）。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻における教育研究活動は、医療衛生学科医療検査専攻に準ずる（備付-87；91～92）。本専攻の教育課程で大きな位置を占める修了研究に、臨床検査学の

広範な研究テーマを設定するため、令和2年度に新たな指導教員を配置し、研究分野の拡充を図る方針である。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っており、その状況をウェブサイトで公表している（備付-28「教員紹介：専攻科地域看護学専攻」）。令和元年度は「地域への愛着につながる新任期保健師の経験」を第8回日本公衆衛生看護学会学術集会で発表した。また、本専攻修了生と教員との共同研究も同学術集会で発表した。学内では全国学会や研修に参加した教員が学んだことを報告し、情報の共有に努めている（備付-101①、②）。なお、科学研究費の獲得や国際的な活動はできていないが、外部資金獲得に向けて計画調書の書き方や研究倫理等について学んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

高知学園短期大学の事務局体制は、学校法人高知学園の組織規程（備付-規程集113）第3条に事務局、学生部、教務部、情報企画部、図書館、キャリアセンター、IR推進室を設置することを定めている。さらに、事務局は庶務課、教務課、学生支援課、図書課の4課を、また高知学園短期大学IR推進室規程（備付-規程集45）に基づくIR推進室の体制で事務執行をしている。責任体制は事務組織の総括として事務局長、事務局次長、各課課長及び各係長、事務職員となる。本学の組織の責任は学長であり、一部の決裁事項を除いては事務局長を経て副学長（配置している場合）、学長の決裁となる。学則改正等は理事会の議を経て成立し、人事管理等重要な事項は理事長決裁となる。また、短期大学事務局の事務分掌は組織規程第3条の2に定め、その責任体制は明確である。

本学では、高知学園短期大学教育組織規程（備付-規程集1）に基づいて教育活動や入学試験、募集活動、就職指導、学生生活指導等に関する委員会を設置している。事務職員も各委員会規程に基づいてそれぞれの構成員や事務担当員となっている。施設設備の管理や会計業務は庶務課、学生生活や就職指導、入学試験及び情報管理等は学生支援課、学習活

動に関しては教務課、図書館に関しては図書課、データ分析と提供をIR推進室でそれぞれの事務を担当し、専任事務職員は各部署で専門的な職能を有している。このように、教員で構成する組織と、事務職員の組織がお互いに連携しながら事務執行し、有機的な組織運営が可能となっている。新規採用職員に対しては毎年4月に新規採用者オリエンテーションを行い、SD活動とあわせて資質向上に向けた取組を組織的に行っている。

事務に関する規程としては、財務に関する会計規程（備付-規程集130）、処務に関する高知学園文書取扱規程（備付-規程集114）、高知学園公印取扱規程（備付-規程集115）、高知学園文書保存規程（備付-規程集116）等も整備して適切に事務処理を行っている。なお、本学規程等は高知県の条例規則に準じて制定しており、労働基準法等の基準を満たしている。また、本学の規定にない場合は高知県の条例等を準用している。

事務局各課では事務処理に必要なネットワークを構築し、各職員にパソコンを与えている。この他に電話やファックス、コピー機、プリンタ、書庫や金庫、一般的な文房具等事務処理に必要な情報機器や備品等を整備している。なお、防災対策は高知学園短期大学災害対策委員会規程（備付-規程集16）を定めて災害対策委員会を設置している。主な震災対策としては学生ヘルメット（タタメット）約950個、職員用ヘルメット約130個を常備し、各講義室、実験室には、学生の避難誘導に必要な懐中電灯・笛・誘導灯等を入れた非常用持出袋を設置している。また、本学における防災で必要な事項を防災マニュアル（備付-104）として定め、携帯版の防災マニュアルを全教職員と全学生に配付している。

情報セキュリティ対策については、高知学園短期大学情報セキュリティポリシー（備付-規程集94）に基づき、高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準（備付-規程集95）を定めて遂行している。これらを審議するために高知学園短期大学情報セキュリティ委員会（備付-規程集44）を定め、情報セキュリティ委員会を設置している。また、情報教育に関する審議を行うため、情報企画委員会規程（備付-規程集34）に基づいて情報企画委員会を設置している。情報セキュリティに関する担当事務を学生支援課とし、学内LANのセキュリティ強化に努めている。さらに、重要書類の保管に関するセキュリティ対策としても、事務局各課は耐火金庫に保存することを徹底している。

事務局では、毎朝の課長・係長連絡会議で各課の情報共有を図るとともに定期的に課長会を開催するなど、日常的に業務の見直しや事務処理や改善に努めている。特に、事務職員の事務能率の向上を図るため、短期大学設置基準第35条の3に基づいてスタッフ・ディベロップメント（SD）委員会規程（備付-規程集38）を定め、スタッフ・ディベロップメント（SD）委員会（以下、「SD委員会」と表記）を設置し、職務に関する国の関連団体、研究会の主催する会議等への参加、またSPODの研修プログラムに参加して職務を充実させるなど、教育研究活動の支援を図っている。学外研修を受講した際には各部署で報告するとともに学外研修受講報告書を提出し、庶務課で閲覧することができるようにしている。

本学では、学科・専攻会議、専攻科専攻会議において、所属する専任教員に加えて事務職員が構成員となっている。また、学生指導支援においても、事務職員も教員と同様に各種委員会の構成員となっている。このように大学運営並びに学生指導支援の面では、教員と事務職員が協働する体制が確立しており、学習成果の向上に取り組んでいる。さらに、広報活動並びに学生支援組織に関する規程（備付-規程集46）に基づいて設置した広報企画会議には、教員と事務職員が構成員となり、本学の広報に関する企画立案を行い、キャリ

アセンターでは、学生のキャリア支援並びに進路等に関する指導を行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

専任教職員及び非常勤、臨時職員の人事管理に関する諸規程は、労働基準法第 89 条に基づき、高知学園就業規則（備付-規程集 120）を制定し適用している。さらに、定年に関する規程（備付-規程集 122）、給与規程（備付-規程集 126）、旅費規程（備付-規程集 127）、退職手当に関する規程等（備付-規程集 128）を定めている。教職員の健康についても、労働安全衛生法第 66 条 1 項や 10 項等に基づく教職員の健康診断の実施（備付-105）やストレスチェック制度実施規程（内規）（備付-規程集 141）に基づくストレスチェックを実施している。教職員の服務監督権者は学長であるが、教員については各学科・各専攻の学科長・専攻長、事務職員については事務局各課長等を職務命令にて委任し、各学科・各専攻及び事務局全体で高知学園就業規則の周知を徹底している。

また、教員の採用、昇任は高知学園短期大学の教員人事に関する規程（備付-規程集 69）、高知学園短期大学人事委員会規程（備付-規程集 70）、高知学園短期大学教員資格（備付-規程集 72）、高知学園短期大学教員資格に関する内規（備付-規程集 73）、高知学園短期大学教員選考基準（備付-規程集 74）、高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き（備付-規程集 79）、教員人事に係る選考委員会に関する規程（備付-規程集 80）等に基づき、人事委員会の議を経て、学長から理事長に内申し決裁を受けている。事務職員の採用は新採職員選考委員会内規（備付-規程集 134）等、事務職員対象の規程や内規及び要領により対応している。職員の時間外勤務も時間外勤務の管理に関する内規（備付-規程集 137）を定め、適正に管理・運営を行っている。また、長期研修を希望する職員がいる場合は高知学園職員の長期研修に関する規程（備付-規程集 138）に基づいて対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員数は短期大学設置基準を満たしているものの、学習成果を高めるために重点的に強化すべき分野へ専任教員を配置できているかは、学外実習先や就職先、関連団体等からの意見も参考に検討することが課題である。そのため、今後も全専任教員が学生の学習成果獲得を高める指導性を有する根拠として、専門性の向上に努めなければならない。

FD活動では、学生の学生生活に対する満足度と学習成果の獲得がともに高まるよう、各教員の学生支援・指導力の向上が課題である。令和元年度の授業アンケートに対する自己分析の報告では未提出者がいたことから、各教員における教育活動の重要性に関する理解と責任感の深化も課題となる。研究面では、令和元年度までの3ヵ年における本学教員の研究倫理教育履修修了者は61名中37名であり、十分とはいえない。論文投稿件数、科学研

究費申請・獲得の状況も十分とはいえ、いずれも行っていない教員が残されている。それゆえ、研究活動水準の底上げにつなげる組織的支援が課題である。

SD活動については、教職員一体となったSD活動の向上が課題である。今後の災害対策についても、引き続き非常用備蓄品や強化ガラスの設置、非常階段の点検補修等災害に強い施設の整備を進めていく。

以上の課題は、全教職員が高い志をもって職務に専念することが不可欠である。その上で、事業計画に合わせて重点的な配置を進めるなど、人事管理を適切に行う。

生活科学学科

教員間の教育・研究に対する横断的な連携と意識の共有が望まれ、授業改善への具体的な実践力の涵養が不可欠である。また、教育面においては、授業改善の取組が一定なされているものの、その効果の検証については十分とは言えない。つまり、「学生が分かる授業とは何か」「この指導内容では、どのような教育技術を用いるべきか」などの授業づくりの根本要素に各教員が立ち返って再考する姿勢が必要である。また、研究面においては論文投稿や学会発表への積極的な取組にも教員間の偏りがあることから、この状況を是正することが喫緊の課題である。

幼児保育学科

本学科の教員においては、専門分野の枠を超え、よりよい教育活動や社会貢献のための共同研究を推進することの必要性が近年益々を増えている。特に、外部資金獲得に向けた取組や本学紀要投稿（備付-93・94・95）、各専門分野における学会での研究発表等をより盛んに推進しなければならない。また、教育研究活動の活発化のため、教員同士の学習会（授業参観等、備付-65・66・67）を開催し、専門性や学科の枠をこえて授業内容の横断的理解を深めたり、相互支援に向けた取り組みを今後も継続したりすることによって、教育研究活動を発展させることは重要である。併せて、共同研究の具体的考察を推し進め、教育効果の向上に向けた課題の分析と改善を常に行う必要がある。そして、学生の個々の資質を伸ばすことを目的とした保育に関する新しい授業科目設定の模索等、学生の学ぶ環境の整備に尽力することが大切である。

医療衛生学科医療検査専攻

本専攻では、確実に研究業績を積むための教育研究体制を構築することが課題となっており、新設大学の関連学科を含めて合理的な学務分掌整備を図る必要がある。外部資金の獲得については全教員が獲得を目指すための具体的なプロジェクトを立ち上げる段階にある。また、提携している高知医療センターとの関連研究や、学内研究セミナーをさらに充実させて共同研究の推進する必要がある。そのため、教員の研究倫理の向上も課題になる。

教員はFD活動に積極的に参加して授業改善の取組を進めている。しかし、全学生が卒業時に学習成果を獲得できるためには、多様な学生の学習意欲と学力を向上させる創意工夫が必須であり、学科方針と各教科指導の連携を有機的に強化することが求められている。

医療衛生学科歯科衛生専攻

本専攻では、外部資金獲得において努めているが、今後も申請と採択の実績を上げることが課題である。教員の研究活動については、各教員の時間の確保と調整が課題である。また、学外実習前の継承式やキャリア教育の一環として実施している本専攻の就職フェア（備付-82）を通して、学外の意見を聴取し事務局と情報を共有し連携しながら学習成果を

高め向上させていくことが課題である。

看護学科

社会の変化とともに、医療・看護の質も変化を求められている。教員はそれぞれの領域でアンテナを張り、新しい知識の獲得と、教授方法の工夫についてもさらなる努力が必要である。そして効率の良い業務の遂行と、チームワークにより研究時間を確保し、研究活動の活発化に力を注ぐ必要がある。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

本専攻では、各教員の専門性を活かしながら横断的につなげることで、新たな研究の枠組みを模索しており、新設大学関連学科との組織的研究を推進することが重要である。今後、学内外の共同研究者と連携して、質の高い研究の推進や外部資金獲得への取組も進めていく。修了研究指導における研究倫理もさらに向上させなければならない。

専攻科地域看護学専攻（参考）

本専攻では、学んできたことを教員同士で共有し、教育研究活動を推進していく。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

平成 29 年度から令和元年度の期間において、本学では副学長を設置していない。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

<根拠資料>

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修の手引き、10 シラバス

備付資料 103①図書館概要、②学外者のための利用案内、③ 図書館報告（らぶつく）、
107 校地、校舎（図面）、117 固定資産台帳及び備品台帳

備付資料-規程集 36 図書館運営委員会規程、62 高知学園短期大学図書館選書要領、63
高知学園短期大学図書館文献管理内規

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。

- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
- ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1の現状>

高知学園短期大学の学生定員は740名、専攻科を含めると770名である。ただし、高知学園大学設置に伴い、令和2年度より学生定員は620名、専攻科を含めると650名となっている。本学の校地面積は49,309平方メートルであることから、短期大学設置基準第30条の規定を満たしている（令和2年度より一部を高知学園大学と共有）。運動場用地についても25,840平方メートルの適切な運動場が同一敷地内に設けており、短期大学設置基準第27条第2項の規定を満たしている。本学の校舎面積については22,800平方メートルであることから、短期大学設置基準第31条の規定も満たしている。なお、施設・設備・その他の物的資源の面積については669平方メートルである（備付-107）。校地と校舎の障がい者対応については、1号館、3号館、5号館、6号館、7号館及び8号館の玄関口にスロープを整備し、その各1階には車椅子用トイレを設置している。8号館にはエレベーターも完備している。

また、短期大学設置基準第28条に基づいて講義室21室（うち併設大学との共有15室、併設高等学校との共有3室）、演習室9室（うち併設大学との共有2室）、実験・実習室9室（うち併設大学との共有2室）、情報処理学習室に当たるパソコン実習室2室を有し、各学科・各専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行っている（提出-1～2）。さらに、各学科・各専攻では短期大学設置基準第33条、施行規則等で指定された施設・設備、機器・備品等を整備し、必要に応じて年度予算に計上して随時更新を図っている。これらの状況は備品台帳等を通じて把握している（備付-117）。なお、本学は通信による教育課程及び学科は設置していない。また、本学では体育館を保有しておらず、授業等で利用すべき時には同一敷地内にある学校法人高知学園高知中・高等学校が保有する体育館を利用している。

全学共通の施設として、本学では短期大学設置基準第28条及び第29条に基づき、図書館を有している。本学の図書館の面積は974平方メートルであり、閲覧・貸出・レファレンスサービス等が支障なく行えるよう施設面の配置について配慮している（備付-108①②）。図書館では、教育研究に関わる学術情報の収集、蓄積、提供という従来からの機能に加え、学生が個人またはグループで必要な資料や情報を自由に検索・閲覧し、議論を含めた自主学習をする場の提供などの学習支援としての機能を充実させることを目指している。本学では、図書館運営委員会規程（備付-規程集36）に基づいて図書館運営委員会を開催している。図書の選書に当たっては、高知学園短期大学図書館選書要領（備付-規程集62）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て1年間に3回購入している。常に学習や研究に適切な資料を拡充できるよう、書架の配置やスペースを考慮し、利用価値が認められなくなった資料の除却を高知学園短期大学図書館文献管理内規（備付-規程集63）に基づき、図書館運営委員会の審議を経て随時行っている。

令和元年度は学内刊行物のプラットフォーム化を目指し、オープンアクセスリポジトリ推進協会（JPCOAR）に参加し、JAIRO Cloudを利用した機関リポジトリ設置準備をすす

めた。また、電子的資料の利用環境を整備するため、国立国会図書館による「図書館向けデジタル化資料送信サービス」や、Medical Online、MEDLINE、CINAHL等のフルテキストデータベースを導入した。フルテキストデータベースは文献が全文収録されているデータベースであり、電子ジャーナルとしての利用もできるため、文献検索からワンストップで必要な文献を入手でき、非常に利便性が高い。また、1階のブラウジングコーナーの椅子をリクライニングタイプに交換し、さらにリラックスできるようになった。この椅子は階段の踊り場などにも配置され、新たなリラックスクーナーとなっている。

図書館では図書館運営委員会が編集する図書館報「らぶつく」を発行している（備付-103③）。「らぶつく」では、図書館における学習支援機能を紹介し、新着図書の情報に記載することなどにより利用促進につなげている。また、教職員と学生の書評を掲載し、読書体験を共有することを通じて学生の読書を奨励している。

また、開館時間については、前期は8時30分から18時まで開館し、後期（10月1日）より国家試験受験対策として20時50分まで延長開館をしている。12月から2月末までの土曜日、日曜日の開館も実行し、学習環境の確保を図っている。令和元年度の蔵書数は表Ⅲ-B-1-1、過去3年間の図書館利用状況は表Ⅲ-B-1-2の通りである。

表Ⅲ-B-1-1 蔵書等の概要（令和2年3月31日現在）

	種類	冊数等
蔵書数	図書	88,130 冊
	雑誌（製本）	8,047 冊
年間受入数 （平成30年度）	図書	2,281 冊
	雑誌	111 種
	視聴覚資料	36 種
学術雑誌種類数		612 種
視聴覚資料数	DVDほか	1,904 種
AV設備	ビデオ視聴用機器	1 台
	CDプレイヤー	パソコンで代用（17台）
パソコン	蔵書検索専用	1 台
	一般用	17 台
座席		134 席

表Ⅲ-B-1-2 過去3年間の図書館利用状況（平成29年度～令和元年度）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
開館日数（日）	263	264	255
入館者数（人）	52,865	49,705	47,769
貸出冊数（冊）	6,699	5,891	5,516

生活科学学科

教育課程編成の趣旨が十分生かされるよう実験・実習のための施設の整備に努めている。食品学実験室、食品学実習室、調理実習室、給食管理実習室、栄養指導実習室の整備充実をはじめ、食育 SAT システムやフードモデルの活用、給食の実践に即した授業を実施するための温冷配膳車も導入している。さらに、栄養士法施行規則で規定された機器・備品を整備し、定期的な点検、補充によって、授業時の即戦力となるよう維持管理に努めている。

幼児保育学科

幼児保育学科では、演習室を造形演習室、音楽室、ピアノ練習室、ML 教室のように分野別に整備している。音楽室、ピアノ練習室、ML 教室に設置されているピアノの調律については、定期的に行い、授業に支障が出ないように整備に努めている。また、大講義室（7号館2階）の一部フロアを身体表現等の実技に利用できるように整備している。

さらに、本学科指定申請時に示した機器・備品や「短期大学設置基準」「指定保育士養成施設指定基準」等に示された内容に関連するもの、及び「教育職員免許法施行規則」「児童福祉法施行規則」で定められた教育課程に必要な機器・備品についても整備している。

学校法人高知学園敷地内にある附属高知幼稚園とは、連携を密にし、幼稚園の園舎・ホール・園庭において実践的な演習授業を行っている。また、併設高知中学・高等学校の体育館を使用して、実践的な学習を行っている（提出-10、p.6・p.47）。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻は、教育課程編成・実施の方針に基づき臨床検査学の知識と技術を習得するための講義室、学生実習室、実験室、ゼミ室等を新たに整備し、必要機器も新規に導入し教育の環境整備を推進している。（提出-1、p.73～83）。また、臨床検査技師養成所ガイドラインで定められた教育上必要な機器についても点検し整備している。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻の実習室は、歯科衛生士学校養成所指定規則にある教育上必要な機械器具、標本、模型及び図書を整備している。また、図書については、毎年、専門図書を選書し増冊している。歯科臨床実習室は18台の歯科診療台を設置し、歯科基礎実習室、歯科実験室（2室）を整備している。本専攻では、教育にかかわる機器備品や教育備品に関して年2回点検し、共同利用可能なものは教員間で調整し活用している。

看護学科

看護学科では、実習室は、基礎看護実習室、小児・母性看護実習室、成人看護実習室、老年・在宅看護実習室、精神看護実習室、モデル人形収納室、標本室を有している。各実習室には物品準備室を設け、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に定められた機器・備品を整備している。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻では、演習室を整備し、パソコンやロッカーも設置している。修了研究に使用する実験・実習室や機器・設備は、原則医療検査専攻との共用である。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、保健師助産師看護師学校養成所指定規則に則り、保健師教育に必要な機器や備品を整備している。学生の授業時間外の学習や研究活動については、ゼミ室を確保し、学習環境を整えることで、学生の主体的な学習を支えている。ゼミ室には、直接的に学習に必要な物品だけでなく、災害時のヘッドライトやインフルエンザ予防のための加湿器2台と温湿度計が整備されており、学生の安全な学習環境を支えるものとなっている。また、実習室においては、演習や実習に必要な機器や備品を整備している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備の維持管理については、各学科・各専攻からの申請を基にして担当事務部署に情報を集約し、短期大学内で解決可能なものは本学で処理している。高知学園全体で対処を要するものは理事会で検討し、学校法人高知学園寄附行為（以下、「寄附行為」と表記）第5章「資産及び会計」に基づいて維持管理している（提出-20）。固定資産管理や消耗品及び貯蔵品管理等については、学校法人高知学園で会計規程（備付-規程集 130）を整備している。さらに、会計規程施行細則（備付-規程集 144）、物品管理要領（備付-規程集 145）、物品購入審査規程（内規）（備付-規程集 146）、高知学園購買事務処理規程（備付-規程集 147）等に基づいて施設設備や物品等の維持管理をしている。

また、本学では教職員を対象に火気取締責任者（備付-102）を指名し、防災に取り組んでいる。危機管理については高知学園短期大学危機管理規程（備付-規程集 86）を定め、高知学園短期大学危機管理マニュアル（備付-103）を作成して対応している。災害時の対応についても、高知学園短期大学危機管理委員会規程（備付-規程集 39）、高知学園短期大学危機対策本部規程（備付-規程集 40）を定めて対応することとしている。さらに、災害対策については高知学園短期大学災害対策委員会規程（備付-規程集 16）に基づいて災害対策委員会を設置し、防災マニュアル（備付-104）を作成している。火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検については、消防設備等の点検を毎年2回実施している。毎年1回、教職員と学生が参加して、火災・地震を含めた総合的な災害対策に関する講演会と避難訓練を実施している（備付-110）。携帯版の防災マニュアルも全学生、全教職員に配付して常時携帯するよう周知し、オリエンテーションで避難場所やその経路について説明を行っている。これらのマニュアルの内容は定期的に見直して更新している。

コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策としては高知学園短期大学情報セキュリティポリシー（備付-規程集 94）に基づいて高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準（備付-規程集 95）を定め、学生支援課が中心となって対応している。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の障がい者への対応としては玄関口のスロープや車椅子用トイレのみであり、その拡充が長年の課題である。また、機器・備品については、今後も耐用年数・保守費用を考慮しながら、教育効果を維持・向上するよう計画的に運用することが求められる。

危機管理対策についても、災害対策や情報漏洩に対する最善策の検討を継続する。特に、

危機管理が特殊な事案である場合を想定した個別マニュアルの見直しが課題である。

また、今後も施設・設備の改修等の際に導入していく。コンピュータ・ネットワークのセキュリティ対策については、高知学園短期大学情報セキュリティポリシーや高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準に基づき進めているが、さらに具体的な方針の策定、最新の内容に基づいた研修の実施が課題である。

図書館については、入館者数、貸出冊数ともに減少傾向にあるため、利用者目線に立った図書館サービスの検討が課題である。また、無線 LAN が未導入であるため、図書館が持っている資料・情報検索能力が活かしきれていない現状がある。学習支援の場であるラーニングコモンズも設置されていない。学外では図書館の電子資料や文献検索サービスが利用できないのが現状である。今後は学内外にわたって学習活動を支援するインフラを整備する必要があると考える。

生活科学学科

専門実習の講座における実習効率をより向上させるため、施設・設備の改修及び器具等の更新を計画的に立案・推進していく必要がある。また、学生の動線を意識した教室・実習室内の既存物の配置等について検討することが必要である。

幼児保育学科

維持管理には細心の注意を払いながら、引き続き補修点検など維持管理を徹底し、整備を図ることは大事である。

医療衛生学科医療検査専攻

本専攻の機器・備品については、令和4年度の臨床検査技師学校養成所ガイドラインの改正施行に向けた設備・備品の計画的な整備が必要である。また、医療技術の進歩に見合う設備を整備し、最新の医療に対応できる教育と研究を展開する必要がある。また、コロナ禍においても持続的な教育研究が可能な、IT機器の計画的な整備と運用が課題である。

医療衛生学科歯科衛生専攻

本専攻の歯科臨床実習室・歯科基礎実習室の出入り口には段差があるため、スロープで対応しているが、傾斜等がきついため、今後の改修が必要である。また、地震対策としては、実習室の棚の固定および滅菌器等の固定についても検討することが今後の課題である。

看護学科

学会でも看護基礎教育におけるシミュレーション教育の効果が言われているように、高性能シミュレーター（モデル人形）を使った体験的な教育が行われるようになってきている。また、医療の進歩に伴い、より高度な医療機器が使用されるようになってきており、国家試験においても問題に挙げられるようになってきた。本学科も教育内容を再検討すると同時に学生の学習環境を整えていく必要がある。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

多様な修了研究が実施できる実験室の機能的な配置が課題となっている。また、指導教員の専門的研究に対応できる実験機器の計画的な整備も重要である。

専攻科地域看護学専攻（参考）

保健師助産師看護師学校養成所指定規則の改正においては、実習前後の講義や演習の内容や方法の工夫を図ることが求められるため、本専攻においても機械器具等を確保していく必要がある。また、実習室に整備している備品の中には、耐久年数が過ぎているものも

出ているため、引き続き定期点検を行い、学生数に見合った数の確保に努めていく。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

<根拠資料>

提出資料 2 学生生活と履修の手引き、10 シラバス

備付資料 112 学内LANの敷設状況、113 パソコン教室平面図、128 教授会議事録 [平成29 (2017) 年度]、129 教授会議事録 [平成30 (2018) 年度]、130 教授会議事録 [令和元 (2019) 年度]

備付資料-規程集 34 情報企画委員会規程

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

高知学園短期大学は、技術サービス、専門的な支援、施設設備等の向上・充実を図るため、計画的な整備に努めている。全学共通の学生用コンピュータ環境に関しては情報企画委員会規程（備付-規程集34）に基づいて情報企画委員会が整備・運営する体制になっている。各教員のパソコンは教員の研究費や学科としての備品予算で個別に整備している。学生に対しては全学科で情報科学に関する授業を開講し情報技術の向上に努めている。教職員に対しても添付ファイルのセキュリティ強化を図るため、学内で指定したパスワードの

徹底を教授会で促すなど、情報技術の向上に努めている（備付-128～130）。このように、技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持するとともに、教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。

また、学生の就職支援のためのITシステムを導入し、学生支援を充実させるために活用している。さらに、学内からCiNii ArticlesやJDreamⅢ、医中誌Web等のインターネット上オンラインデータベースサービスへのアクセスを提供している。また、電子書籍や電子ジャーナルを導入し利用に供している。学生はパソコン実習室、図書館、学生支援課、専攻科室等のパソコン端末から、さまざまな情報検索を行うことができ、教科の学習、課題の作成、研究活動、図書検索、就職活動等に活用している。

学内には、光ファイバーによる1000MbpsのLAN幹線が整備され、ほぼ全ての研究室・教室・実習室に100MbpsのイーサネットLANコネクタを提供している（備付-112）。この形態の学内有線LANにより、パソコン実習室、図書館、研究室、学内サーバ群、インターネットが相互に接続しており、教育に必要な学内LANを整備している。授業においても、教員は研修会等で身につけた情報技術を活用して、教育課程編成・実施の方針に基づいた情報技術の向上と活用に努めている。学内には、教育課程編成・実施の方針に基づいて、教育研究に資するスキャナーやデジタルカメラ等の情報機器を設置したパソコン実習室を2室整備している。各実習室で保有するパソコンの台数は、第1パソコン実習室が64台、第2パソコン実習室が46台である（備付-113）。

生活科学学科

教育課程の編成及び実施の方針に基づき、学生が学習成果を高次に獲得できる実験・実習室及び機器・備品類の整備・更新に努めている。この取組は、授業時に有効な対応が可能となるよう各施設と機器の機能維持と向上を主眼として計画され、目標達成のための予算要求や日常的な点検を実施してきたところである。

栄養士及び栄養教諭の職場においては、その職能として高い情報処理力が求められている。これを養成するために、教養教育段階では情報科学Ⅰ、情報科学Ⅱを必修として基本的な技術を習得させ、専門教育においては給食計画論実習、栄養指導実習Ⅱ、教育の方法及び技術等の科目でパソコン実習室を用いた授業を実施することで、各専門科目に即応した情報技術力の向上に努めている。

技術的資源と設備、またその分配に当たっては、計画的な維持・整備に留意しながら授業の実施時に適切な状態を保つようにしている。備品類は使用状況や耐用年数等を把握して更新するとともに、授業間で共有できる物品の再点検などを行い、効率的な運用を図っている。さらに臨床栄養学実習や給食実務論実習では、現場での経験豊富な教員が担当し、温冷配膳車を活用するなど適正で安全な食事提供を行う実践に即した指導を強化している。

幼児保育学科

幼児保育学科では、教育課程編成・実施の方針に基づき、教養教育の「情報科学Ⅰ」「情報科学Ⅱ」を必修科目とし、基礎的な情報スキルを培うとともに、グループワークによる学習活動により主体的な学びを構成し、ICTの活用・教育利用への理解を深めている。専門科目専門教育の教育媒体の研究では、情報技術の効果的な活用方法及び応用的な内容について段階的に発展させ、制作体験やディスカッション・発表体験等、体験型の学びを構成している。保育内容（健康）と教職実践演習（幼稚園）では、模擬保育の様子をビデオ

撮影し、特徴的なシーンを抽出し、保育者・園児の動きにキャプションを挿入して意味づけするなどの授業分析を進め、指導案に反映させることで子ども理解を深めている。また、保育シーンを想定した電子紙芝居づくりを行い実践的な教材作成を体験している。

医療衛生学科医療検査専攻

医療衛生学科医療検査専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づき、情報系教員及び職員による支援のもとで技術的資源を整備し学習成果の獲得に努めている（提出-10）。共同利用可能な機器備品は各教員間で情報を交換し資源分配を行っている。新規導入が必要な場合は、予算要求を行い計画的な整備を行っている。特に次年度に向けて新館（8号館）の電子黒板、映像モニターなどの情報機器の大幅な整備に努めた。

医療衛生学科歯科衛生専攻

医療衛生学科歯科衛生専攻では、機器備品関係は整備できており、実習室ではテレビモニター実習システムを導入して、教員のデモンストレーションの映像を視聴するなど教育効果を発揮している。また、歯科用のエックス線撮影装置はデジタルパノラマエックス線撮影装置であるためパソコンで見ることができ、細かい部分を拡大することが可能であり、知識・技能が習得できる。また、学生には基礎分野として情報科学があり、基礎的なパソコンの情報技術の向上に努め、3年次の課題研究では、学びをプレゼンテーションする力を身に付けるなど、本専攻の教育課程編成・実施の方針に基づく学習成果の獲得につながっている（提出-2、p.50）。教員は技術向上に努め、新しい情報技術等の活用を行い、効果的授業を行うための教育改善に努めている。

看護学科

看護学科では、技術的資源を活用する科目として、1年次に情報科学Ⅰ、2年次に情報科学Ⅱを設け、パソコン実習室のパソコンを活用しながら看護師の業務に必要な情報通信技術の知識と技術及び情報モラルを習得している。学生は臨地実習に出る前に、電子カルテシステムを理解でき、レディネスを獲得している。また、情報獲得の手段として図書館のパソコンを使ったインターネットの積極的な利用を学生に説明し、1年前期には文献検索方法について、ゼミ活動ではグループ単位で図書課職員の指導を受けている。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

専攻科応用生命科学専攻の教育課程編成・実施の方針に基づいて、必要な機器を医療検査専攻と共用している。本専攻では医療情報学、医療情報学演習及び修了研究を通して、学生の情報技術の向上を図っている（提出-10）。授業では、情報技術等を活用したゼミ形式の効果的な授業を高い頻度で実施している。

専攻科地域看護学専攻（参考）

専攻科地域看護学専攻では、教育課程編成・実施の方針に基づき、公衆衛生看護実習室に必要な機材や物品を配置している。ゼミ室には学生の主体的な学習を支援できるよう、デスクトップパソコンとプリンタを整備している。また、看護学科との共用であるノートパソコンは、授業時間以外の課題作成や修了研究等、必要時に借用できるようになっている。このように技術的資源を整備し学生の自主学習やグループでの主体的な学習を促進する体制を整えている。貸し出し用に配置しているノートパソコンも定期的に確認、点検を行いながらメンテナンスに努めている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

近年のコンピュータを取り巻く環境の変化へ対応するため、教職員の研鑽や指導力向上を目指した研修の企画と参加の推進が課題である。同時に最新の実習機器を計画的に導入しなければならない。特に教育効果の向上を図るため、視聴覚機材を活用した授業の展開例の拡充、ICT技術の基礎学力定着への活用環境とコンテンツの構築が課題となっている。とくに令和元年度末からの新型コロナウイルスの感染拡大を受け、学生が大学以外でも学修できるよう、デジタル技術を活用した遠隔授業等を積極的に活用できる環境を整備していくことが急務の課題となる。

生活科学学科

学生の専門知識の定着や技術向上のために、授業時間外においても既習の学習内容に対する一層の深化を図る取組みを実施した。このことは、高い栄養士免許の取得率や現役での就職率から見て、一定の成果を収めていることは明らかであるが、体系的かつ効率的な立案・運用の工夫の余地は残されている。

幼児保育学科

個々の操作手順を解説するビデオクリップ集の作成、授業時間外学習用コンテンツの活用環境の整備、学生が利用する情報機器の更新、教員の授業力向上のための ICT 技術の効果的な活用事例の情報共有が課題である。

医療衛生学科医療検査専攻

臨床現場における情報システムの動向を注視しながら機器・備品の整備と同時に人材育成をしなければならない。また、教員は新しい情報技術を活用して効果的な授業を進める必要がある。

医療衛生学科歯科衛生専攻

本専攻の学生が授業外にパソコン室を利用する回数や時間が増える中、自主学習としてインターネットで提供される動画やイラスト等の使用についての著作権についても指導して行く必要がある。また、学生がパソコンを利用する計画を早期に把握し、パソコン室の空き時間を確保していくことが課題である。また、教員同士による技術向上に努め、新しい情報技術等を共有し活用していくことが必要である。

看護学科

学生のパソコンやインターネットの効果的利用に個人差があり、個々の技術レベルの把握や効果的なトレーニングの方法が課題である。今後、個々がパソコンを所持し、学習時間を増やすことも検討する必要がある。そして、教員も機器使用の技術と指導力の向上を目指して自己研鑽する必要がある。また、機器の使用方法を学ぶと同時に、情報リテラシーについて学習し、倫理的な配慮の基、適切な使用ができる学生を指導する必要がある。

専攻科応用生命科学専攻（参考）

本専攻の特徴であるプレゼンテーションや修了研究を充実させるためには学生個々がパソコンを保有できる体制を推進していくことが課題となっている。

専攻科地域看護学専攻（参考）

貸し出し用のノートパソコンは、インターネットへの接続が可能な台数が限られているため、今後も計画的に拡充を検討していく。

＜テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項＞

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

＜根拠資料＞

提出資料 16 計算書類等の概要（過去3年間）、17 経営指針、19 事業計画書／収支予算書

備付資料 87 教員個人調書、90 専任教員年齢構成表、92 外部研究資金の獲得状況一覧表、114 財務情報 [平成 29 (2017) 年度]、115 財務情報 [平成 30 (2018) 年度]、116 財務情報 [令和元 (2019) 年度]、117 固定資産台帳及び備品台帳、122 理事会議事録 [平成 29 (2017) 年度]、123 理事会議事録 [平成 30 (2018) 年度]、124 理事会議事録 [令和元 (2019) 年度]

備付資料-規程集 128 退職手当に関する規程、130 会計規程、131 資産管理運用規程、151 学園幹部会規程（内規）

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去 3 年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の 20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
 - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
 - ③ 年度予算を適正に執行している。
 - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告してい

- る。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1の現状>

高知学園短期大学における資金収支及び事業活動収支は、過去2年までは均衡してきたが、(提出-16)。令和元年度は支出超過に転じた。その大きな理由は高知学園大学設置に係る支出と学生の収容定員未充足によるものと分析している。貸借対照表においては、特定資産の積み増しを行いつつ、長期借入金を計画的に返還し、健全に推移している。また、学校法人傘下の所属長と法人本部で構成する幹部会を学園幹部会規程（内規）（備付-規程集 151）に基づいて開催し、各学校及び学校法人全体の財政状況の関係を把握している。

法人全体での5ヵ年計画の財務計画を策定し、この計画の実施により確実に長期借入金の圧縮ができています。学習資源への資金配分もできていることから、短期大学のみならず、法人全体の存続が可能な財政を維持している。退職給与引当金等は退職手当に関する規程（備付-規程集 128）に基づき、目的通りに引き当てている。また、法人全体で必要な負債に関わる引当金は、目的に応じ特定預金等として積み立てており、資産運用も会計規程（備付-規程集 130）及び資産管理運用規程（備付-規程集 131）に基づき、安全を第一に適切に運用している。

教育研究経費比率については、3ヵ年計画の経営指針の下で短期大学は決算ベースで18.9パーセント～21.5パーセントを推移し、学生の教育に必要な経費の資質に努めている。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）への資金配分についても、経営計画で適切に配分されている（備付-114～116「財産比率比較」）。本学園では公認会計士6名による体制で、学校法人会計基準や私立学校振興助成法に準拠した会計処理の監査が年2回行われている。監査では、監事と学園本部職員が立ち会っており、公認会計士の監査意見へ適切に対応している。なお、本学では寄付金の募集や学校債の発行は行っていない。

過去3年における入学定員充足率は平成30年度が97.7パーセント、平成31年度が88.0パーセント、令和2年度が103.3パーセントである。また、収容定員充足率はそれぞれ99.1パーセント、94.7パーセント、94.0パーセントで推移している。平成29、30、令和元年度における事業活動収支差額比率はそれぞれ5.2パーセント、12.1パーセント、-0.4パーセントを推移し、令和元年度は事業活動支出超過の状態である。このように、入学定員充足率に課題を残しつつも、それに相応した財務体質を維持できるよう管理していくこととしている。

学校法人高知学園及び高知学園短期大学は、中・長期計画として財務計画（提出-17）に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意見を集約した上で（提出-19）、理事長が判断し、理事会の議を経て決定する（備付-122～124）。決定した事業計画と予算を速やかに関係部門へ適正に執行するよう指示し、業務を円滑に実施している。その実施内容については経理責任者である本部長を経て理事長に報告し、実態の把握に努めている。財産

目録、計算書類等は、学校法人の経営状況及び財産状態を適正に表示している（提出-16；備付-114～116「財産目録」「財務比率比較」）。

また、資産は固定資産台帳及び備品台帳に基づいて管理している（備付-117）。資金（有価証券を含む）の運用も会計規程及び資産管理運用規程に基づいて、安全かつ適正に管理している。月次試算表についても会計規程第 53 条に基づいて毎月作成し、本部長を経て理事長に報告している。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

高知学園短期大学の将来像は、今後も「世界の平和と友愛」に貢献できる専門的職業人を育成することである。現在、高知県の地理的・経済的事情や県内志向、本学が果たしてきた人材輩出や地域貢献の伝統等から、本学の存在価値があると判断し、教育内容の充実、就職指導の充実等振興策を講じることにより短期大学として存在感を高めることとしている。ただし、養成課程の規則改正や地域が求める人材像の高度化等へ迅速に対応できる準備は必要である。国や社会の動向と本学の建学の精神を踏まえながら、短期大学を含めた高等教育機関の将来像を明確にするため、特に高知学園大学と連携して検討を進めている。

本学は、四年制大学と同じ資格を取得できる学科・専攻を構成し、その専門性が地域で果たす役割の意義も大きい。特に高知県が抱える地理的・経済的課題によって、高知県外

の四年制大学に進学する場合に比べると経済的負担が少ない中、専門的職業人を育成し、将来にわたって高知県の食・教育・医療の発展に貢献できる体制を整備している点が本学の強みといえる。さらに、本学の専攻科は大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科の認可を受け、短期大学に在学しながら学士の学位を取得できるメリットも有している。

一方、本学の伝統へ過度に固執すると、社会のニーズから逸脱する恐れもある。あらゆる変化に対応する上で専門性の根拠となる教員の教育研究業績の状況、その中でも科学研究費補助金の採択件数が近年は停滞している点に弱みを感じている（備付-92）。

本学における過去3年間の経常収支差額比率は、平成29年度が8.3パーセント、平成30年度が10.5パーセント、令和元年度が1.7パーセントを推移し（提出-16）、日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標を参考にして経営実態や財務状況を把握している。その状況に基づいて経営計画を策定している。学生募集対策ではオープンキャンパスのほか、随時見学希望者を受け入れ、説明会や施設見学会を行っている。また、高等学校への出張講義や説明会、高等学校からの本学訪問、さらには大学説明会への参加を行っている。毎年度、高知県内3地域で高等学校教員対象に本学の説明会を開催し、本学の特色を説明して意見交換を行っている。これらの取組を中心に、本学の方針に適した学生の確保に努めている。

学納金計画に直結する対策としては、中途退学防止も挙げられる。本学では、各学科・各専攻と事務局、及び各種委員会や白菊寮（学生寮）が連携して①学生に学習意欲を高めるためのキャリア教育の推進、②教員の指導力の向上、③中途退学に至るまでの各クラス担任や学生支援担当職員を中心とした学生への相談体制の充実、④学科・専攻内の全教員の共通理解に基づく指導、⑤経済的困難学生に対する相談体制の充実等に努めている。

人事計画は、年齢構成のバランスを考慮しながら進めている（備付-87・90）。施設設備の将来計画についても、各学科長・各専攻長からのヒヤリングを経て学内における優先順位を設定するなど、将来計画は明瞭である。遊休資産の処分等も含め、これらの計画は、本学及び各学科・各専攻の事業報告や事業計画とも照らし合わせながら立案している。

本学では、総合的には学生数に見合う経費のバランスがとれている。財務情報は学校法人高知学園のウェブサイトで公開している。また、学内に対する経営情報を、毎年度初めに学校法人高知学園全教職員対象の全学職員会において決算及び予算の概要や経営方針等が報告され、危機意識の共有ができています。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

これまで、科学研究費補助金への申請を推進するよう組織的に取り組んだ結果、着任して間もない教員の申請数は増えている。しかし、全体として十分とはいえない。今後は、申請の推進よりも、採択に結びつけることを優先した研修を実施することで研究活動の底上げを検討することも課題である。

他方、入学定員充足率及び収容定員充足率の向上や人件費比率の改善に課題を残している。特に学生募集計画の見直しを図ることが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特記事項なし。

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回受審時には、研究業績の少ない教員や科学研究費補助金申請・採択の少なさに対する指導・管理体制が問われた。毎年、本学では研究倫理や科学研究費に関する研修会を開催している。その上で、研究活動へつなげる組織的支援の充実に努めている。研究倫理教育履修の修了者数は物足りないものの、増加傾向にはある。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「人的資源」については、組織的研究の中で研究活動を充実させる体制を構築するためにも、従来の学内研修会のあり方を再考し、自身の研究課題のブラッシュアップを図るよう努めていく。まずは研究倫理教育履修を全教員が修了するよう取り組んでいく。「物的資源」については、大学設置に伴う教育体制の大きな変化へ対応するため、現状の点検と改善計画の具体化を進めていく。

情報企画部では情報管理の向上を図るため、情報管理の具体的な方針を確立することも課題である。「技術的資源をはじめとする教育資源」については、引き続き各学科・各専攻の機器備品を本学予算内で計画性をもって整備していく。

遠隔授業に関して、本学ではこれを実施した経験がない。遠隔授業に対する利便性や必要性を感じながらも、大きく①財政的な負担、②本学教育の特徴、③学生のICT環境の脆弱性の3点を理由にその進展がみられなかったと考えられる。②については、本学が、教育目的として「食・教育・医療各分野における専門的職業人の育成」を掲げていることもあって、専門科目において実習（実験含む）やグループワークを中心に授業が展開されていることである。こうした授業の大半を専任教員が担当していることから、遠隔授業の実施に一步踏み出せない状況であった。そうした教員に職業経験者も多く、教育現場でのICT活用に慣れていないのも実情である。また③については、本学学生の通信環境を調査したところ、学科によってバラツキがみられるが、PC・タブレットの保有率が64.5パーセント（家族と共有を含む）、住居（実家含む）にWi-Fi等のネット環境がある割合が60.6%であった（数字はアンケート未提出者を除く）。

遠隔授業の種類として4点をあげることができる。①自習中心型（教科書・レポート課題による自習・演習などを中心として、メール等で質問や議論を行う）、②資料配信型（ナレーション付きの講義資料（PPT）を視聴して、メールなどで質問や議論を行う）、③オンデマンド〔録画配信〕型（授業を録画したビデオを視聴して、メールなどで質問や議論を行う）、④同時双方向型（リアルタイムに音声や動画で双方向のやりとりをする形態）、である。本学では、このコロナ禍で4月以降「①自習中心型」で対応していくことになるが、今後は「②資料配信型」もさることながら、「③オンデマンド〔録画配信〕型」の一部を進めていく予定である。「③オンデマンド〔録画配信〕型」に関して、演習科目が多い本学では教員が実演しているものを見せていく必要があるため、「②資料配信型」の音声のみの資料では難しい面がある。それゆえ、授業を録画して学生に配信、ただし容量の問題および1. であげたように学生のICT環境も整っていないことから、まず本学は

CD-ROMを制作して学生に配布するような対応を取っていきたい。

そのためにも、今年度は、授業を録画するための撮影機材の購入・設置、学生のICT環境の整備、そして大学の遠隔授業に関する体制構築および教員の遠隔授業に対する研修会の実施、の3点を遂行していきたい。

「財的資源」については、収容定員充足が最大の課題である。本学で学ぶことが社会を支え、地域の発展に貢献することを、卒業生や進路先とも連携しながら成果を証明することが必要である。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

＜根拠資料＞

- 提出資料 5 学則、20 学校法人高知学園寄附行為
- 備付資料 118 理事長の履歴書、122 理事会議事録 [平成29 (2017) 年度]、123 理事会議事録 [平成30 (2018) 年度]、124 理事会議事録 [令和元 (2019) 年度]、125 理事・監事・評議員名簿
- 備付資料・規程集 112 高知学園理事会会議規則、113 組織規程、120 高知学園就業規則、130 会計規程

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

学校法人高知学園理事長は高知学園出身者であるとともに、長期間行政の立場から高知学園を客観的に評価してきた（備付-118）。それゆえ、建学の精神に基づいた教育目的を常に理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。寄附行為（提出-20）第14条に基づいて、理事長は法令等に規定される職務を行い、法人本部を総括するとともに、法人を代

表して業務に当たっている。それゆえ、理事長は学校法人高知学園の建学の精神及び教育方針を理解し、高知学園全体の発展に寄与している。また、寄附行為第13条第3項に基づき、理事長は理事会を招集する立場にあり、学校法人高知学園の代表としてその業務を総理している。さらに会計規程（備付・規程集130）第4条及び寄附行為第34条に基づいて、理事長は会計年度終了後2月以内に監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めている。なお、事業報告と財務情報（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書、財産比率比較等）は、私立学校法第47条に基づき、ウェブサイトで公開している。

このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮している。また、理事会は学校法人高知学園の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。理事会では、寄附行為第13条第7項に基づいて、理事長が招集し、議長を務めている。機関別認証評価は事業計画として理事会に諮られており、理事会は認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。本学が行う自己点検・評価活動においても、理事長の見解を反映しながら進められ、最終的には理事長の承認を得て自己点検・評価報告書を決定している。理事長は、令和元年度認証評価の訪問調査においても適切に対応した。理事会には本学園の各学校から必要な事項が議案として発議され（備付-122～124）、情報の伝達は円滑に行われている。関係法令の改正等、学外からの情報についても報告されており、理事会は情報を収集している。寄附行為第3条では、本学園が教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと定めていることから、理事会は本学の運営に関して法的な責任があることを認識している。理事会は、寄附行為や高知学園理事会会議規則（備付・規程集112）、高知学園短期大学学則（提出-5）、組織規程（備付・規程集113）、高知学園就業規則（備付・規程集120）等、学校法人運営や短期大学運営に必要な規定を整備している。このように、理事長は寄附行為に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。

理事については、私立学校法第38条（役員を選任）に基づき、寄附行為第6条（理事の選任）を定めて、本学の建学の精神を理解し、学校法人高知学園の健全な経営について有意義な見識を有している者を選任している（備付-125）。また、学校教育法第9条（校長及び教員の欠格事由）の規定は、寄附行為第12条（役員解任及び退任）に準用されている。このように、理事は法令に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

学校法人高知学園は、平成31年度の高知リハビリテーション専門職大学開学、令和2年度の高知学園大学開学など、大きな改革に取り組んでいる。そのため、今後も理事会を学校法人高知学園の意思決定機関として円滑に運営し、役割を適切に果たすよう取り組む。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

学校法人高知学園理事長は、任期満了に伴い、令和2年8月31日に新理事長が就任した。本報告書では令和2年5月1日までの理事長のリーダーシップについて記述した。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

提出資料 1 高知学園短期大学要覧、2 学生生活と履修に手引き、5 学則

備付資料 126 学長の履歴書、128 教授会議事録 [平成29 (2017) 年度]、129 教授会議事録 [平成30 (2018) 年度]、130 教授会議事録 [令和元 (2019) 年度]、131 各委員会議事録、136 評議会議事録 [平成29 (2017) 年度]、137 評議会議事録 [平成30 (2018) 年度]、138 評議会議事録 [令和元 (2019) 年度]

備付資料・規程集 3 高知学園短期大学教授会規程、4 高知学園短期大学評議会規程、5 学科・専攻会議規程、6 専攻科専攻会議規程、7 個人情報保護委員会規程、8 学科改革検討会議規程、9 医療事故等対策会議規程、10 地域貢献推進会議規程、60 高知学園短期大学懲戒規程、70 高知学園短期大学人事委員会規程、89 高知学園短期大学コンプライアンス推進規程、120 高知学園就業規則、132 高知学園短期大学学長選考規程

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
 - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手續を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
 - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。

- ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
- ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準IV-B-1の現状>

高知学園短期大学学長は、長年にわたる教育活動の経験や国際的研究の蓄積によって培われた学識と高潔な人格を有している。また、その間の管理職の経験で得られた大学運営に関する見識に基づき（備付-126）、新時代に対応できる改革へ積極的に取り組み、私学経営の可能性を追求している。それゆえ、短期大学設置基準第22条の2を満たしている。

教育研究面については、学長は本学の建学の精神に基づく教育基本方針を柱として、教育の質的保証と時代の変化に対応できる大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めている。本学では、学則（提出-5）第57条に基づいて高知学園短期大学懲戒規程（備付-規程集60）を定め、学長が学生の懲戒に関する手続きを行うこととなっている。所属職員の服務に対しても、本学におけるコンプライアンスの最高管理責任者である学長（備付-規程集89）が、高知学園就業規則（備付-規程集120）及び学務分掌（提出-1、p.65～68）に基づいて統督している。

学長は、高知学園短期大学学長選考規程（備付-規程集132）に基づいて任命される。その過程は、学長選考会議を構成し、理事会、短期大学評議会のそれぞれが推薦する候補者について審議して学長候補者を決定し、その選考に基づき理事長が学長の任命を行っている。それゆえ、理事長によって任命される学長は、大学運営に全力を傾注できる環境にあり、支障なく職務遂行に努めることができる。

短期大学運営に当たり、学長は学則及び高知学園短期大学教授会規程（備付-規程集3）に基づき、教授会を短期大学教育の重要な事項について学長へ意見を述べる機関と位置付け、この事項を学則第41条に定めるとともに教授会に周知している。毎月1回の定例会議を開催し、学則に定められる審議議題を提案して構成員の意見を聴取している。学習成果や三つの方針（提出-2、p.9～10）については評議会で検討した上、教授会で審議していることから（備付-128～130・136～138）、教授会はその認識を有している。このように、学長は教授会の意見を聴いてリーダーシップを発揮し、最終的な判断を行うなど適切に運営しており、学校教育法第93条及び学校教育法施行規則第143条を満たしている。

教授会における全ての審議内容は事務局職員が記録し議事録にまとめ、次回教授会に提案し承認を求めている（備付-128～130）。また、学長は高知学園短期大学評議会規程（備付-規程集4）に基づいて評議会を開催し、教授会に上程する議題の確認と精査を図っている（備付-136～138）。評議会は個人情報保護委員会、学科改革検討会議、医療事故等対策会議、地域貢献推進会議、高知学園短期大学人事委員会をも兼ねており、各会の規程（備付-規程集7～10・70）に基づいて学長が主導し、緊急時にも対応可能な体制をとっている。さらに、評議会構成員はそれぞれの運営組織、教育組織、事務組織の長であることから、学長が逐次各組織の現状を聴取し、把握することができている。

本学は、教育研究の遂行に必要な委員会を学則または各委員会規程に基づいて設置し、適切に運営している（備付-131）。委員会での検討結果が学則第41条（教授会の審議事項）に該当する場合等は教授会に上程され、教授会の議を経て全体に周知されることで、短期

大学教学運営の一翼を担っている。また、学科・専攻会議規程（備付-規程集5）、専攻科専攻会議規程（備付-規程集6）に基づき、各学科・各専攻等に所属する専任教員と事務職員が構成員となり、学科・専攻、専攻科の運営を行っている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

令和2年度には、高知学園大学が開学した。それゆえ、四年制大学と短期大学におけるそれぞれの役割を確認しながら、教員と事務職員の連携・協働体制を充実させ、本学の目的・目標を達成するよう進める。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

高知学園短期大学学長は、高知学園大学学長も兼任している。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

<根拠資料>

提出資料 20 学校法人高知学園寄附行為

備付資料 28 ウェブサイト、114 財務情報「監査報告書」[平成29(2017)年度]、115 財務情報「監査報告書」[平成30(2018)年度]、116 財務情報「監査報告書」[令和元(2019)年度]、122 理事会議事録[平成29(2017)年度]、123 理事会議事録[平成30(2018)年度]、124 理事会議事録[令和元(2019)年度]、125 理事・監事・評議員名簿、133 評議員会議事録[平成29(2017)年度]、134 評議員会議事録[平成30(2018)年度]、135 評議員会議事録[令和元(2019)年度]

備付資料-規程集 130 会計規程

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1の現状>

監事は、学校法人高知学園寄附行為（提出-20）第8条に基づいて選任され、職務を遂行している。監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査を行い、理事会と評議員会に出席して意見を述べている（備付-122～124・133～135）。また、会計規程（備付-規程集130）第4条及び寄附行為第34条に基づき、会計年度に監事監査の報告書を作成し、5月末日までに理事会と評議員会に提出している（備付-114③～116③）。このように

寄附行為に基づいて適切に業務を行っている。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2の現状>

評議員会は21名の評議員をもって組織することを寄附行為（提出-20）第20条で定めている。また、寄附行為第5条第1項では理事の定数を10名と定め、評議員会は理事の定数の2倍を超える数の評議員をもって組織し（備付-125）、寄附行為に基づいて開催している（備付-133～135）。さらに、私立学校法第42条に基づいて諮問事項を寄附行為第22条に定め、理事会の諮問機関として運営している。

[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

<区分 基準IV-C-3の現状>

高知学園短期大学の教育研究活動等の情報は、学校教育法施行規則第172条の2に基づき、ウェブサイト（備付-28「情報の公表」）で公表している。また、財務情報は、私立学校法第47条に基づき、学校法人のウェブサイトで公開している。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事が寄附行為に基づいて適切に業務を行えるよう、引き続き理解しやすい学校会計報告書を作成して監事による監査業務の支援体制を向上させることが課題である。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

前回受審時で、理事長は建学の精神に基づいた教育目的を理解し、学校法人の運営全般にリーダーシップを発揮しているとの評価であった。その後も、高知学園大学開学があり、より大きくなった組織内連携の強化に努めている。学長も、教育の質保証と時代の変化に

対応できる短期大学のあり方を追求し、教育環境の整備、教育体制の強化・充実及び研究環境の向上に努めているとの評価であった。受審以降は、大学開学に伴い、大学との連携と短期大学の特色の具体化を図るための体制づくりを強化している。監事の監査業務においても、法人本部による支援体制がさらに整っている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

「理事長のリーダーシップ」の下、学校法人及び本学は社会情勢の変化に応じた教育環境を整備する。2019年度には高知学園創立120年を迎え、令和2年度には高知学園大学が開学した。それゆえ、法人内の各学校が連携して取り組むことで、地域貢献を果たす新たな学園づくりに努めていく。

高知学園短期大学として、「学長のリーダーシップ」の下で教育、研究、地域貢献の役割を担っていく。教育では、学生と教職員が安全かつ安心して教育に励む環境が必要である。各学科には従来から培われてきた組織文化がある。その違いを超えて連携し協働することが求められる。それゆえ、これまで以上に新たな文化との接触を通して新たな文化が生まれるよう方向づけていく。高知学園短期大学は生命を預かる分野から構成され、その伝統は令和2年度に開学した高知学園大学も同様である。それゆえ、教育ではケアの心にあふれた専門的職業人の育成を重視して行わなければならない。したがって、教員の教育力、特に授業力と研究力の向上に努めていく。

この課題は、学生の定員充足とも深く関連する。本学では、定員充足が最優先すべき課題となっている。その改善のためには、質のいい教育が有効である。FD活動の活性化はもちろん、その中で学生が理解できる教員の授業力が最大の改善すべき課題となる。

また、教員の研究力向上が改善すべき課題として残されている。まずは、向こう3年の間に少なくとも単著あるいは共著の第一著者として論文または著書を発表するよう促す。他方、学科横断的な共同研究についても取り組んでいく。

さらに、地域貢献については、人材づくりを重視し、本学で積み重ねた知的財産を地域へ提供していく機会を検討する。例えば、市民講座の開催なども一案である。

「ガバナンス」については、今後も学校法人及び短期大学の役割を常に確認して健全なガバナンスの体制の維持と向上に努める。特に近年は高知リハビリテーション専門職大学と高知学園大学開学に伴い、学校法人の組織も複雑となっている。そのためにも、監査に関する情報を監事が的確に収集できるよう、さらなる工夫を図って取り組んでいく。

[様式 9] 提出資料一覧

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準Ⅰ：建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
建学の精神・教育理念についての印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [令和元 (2019) 年度] p.1 2 学生生活と履修の手引き [令和元 (2019) 年度] p.3 3 大学案内 2020 [令和 2 (2020) 年度] p.37～38 4 ウェブサイト 「歴史」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/history.html
B 教育の効果	
学則 ■ 学則のみを印刷したもの	5 学則
教育目的・目標についての印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [令和元 (2019) 年度] p.1～2 2 学生生活と履修の手引き [令和元 (2019) 年度] p.1 3 大学案内 2020 [令和 2 (2020) 年度] p.39 4 ウェブサイト 「教育基本方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html
学習成果を示した印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [令和元 (2019) 年度] p.2～5 2 学生生活と履修の手引き [令和元 (2019) 年度] p.9 3 大学案内 2020 [令和 2 (2020) 年度] p.40～41 4 ウェブサイト 「教育基本方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html
C 内部質保証	
自己点検・評価を実施するための規程	6 自己点検評価委員会規程 7 作業連絡会規程 8 自己点検評価検討会議規程
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	
卒業認定・学位授与の方針に関する印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [令和元 (2019) 年度] p.5～8 2 学生生活と履修の手引き [令和元 (2019) 年度] p.9 3 大学案内 2020 [令和 2 (2020) 年度] p.42 4 ウェブサイト 「卒業認定・学位授与の方針」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html#policy_diploma
教育課程編成・実施の方針に関する印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [令和元 (2019) 年度] p.8～13 2 学生生活と履修の手引き [令和元 (2019) 年度] p.9 3 大学案内 2020 [令和 2 (2020) 年度] p.43～46 4 ウェブサイト 「教育課程編成・実施の方針」

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
	http://www.kochi-gc.ac.jp/university/policy.html#policy_curriculum
入学者受入れの方針に関する印刷物等	1 高知学園短期大学要覧 [令和元 (2019) 年度] p.13~24 2 学生生活と履修の手引き [令和元 (2019) 年度] p.10 3 大学案内 2020 [令和 2 (2020) 年度] p.47~53 4 ウェブサイト 「アドミッション・ポリシー」 http://www.kochi-gc.ac.jp/exam/admission.html 9 学生募集要項 2020 [令和 2 (2020) 年度] p.28~31
シラバス ■ 令和元 (2019) 年度 ■ 紙媒体又は電子データで提出	10 シラバス [令和元 (2019) 年度]
学年暦 ■ 令和元 (2019) 年度	11 行事予定表 [令和元 (2019) 年度] 12 時間割表 [令和元 (2019) 年度]
B 学生支援	
学生便覧等、学習支援のための配布物	2 学生生活と履修の手引き [令和元 (2019) 年度]
短期大学案内 ■ 令和元 (2019) 年度入学者用及び令和 2 (2020) 年度入学者用の 2 年分	13 大学案内 2019 [令和元 (2019) 年度] 14 大学案内 2019 アカデミックポリシー編 [令和元 (2019) 年度] 3 大学案内 2020 [令和 2 (2020) 年度]
募集要項・入学願書 ■ 令和元 (2019) 年度入学者用及び令和 2 (2020) 年度入学者用の 2 年分	15 学生募集要項 2019 (入学願書含む) [令和元 (2019) 年度] 9 学生募集要項 2020 (入学願書含む) [令和 2 (2020) 年度]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
D 財的資源	
「計算書類等の概要 (過去 3 年間)」 「活動区分資金収支計算書 (学校法人全体)」 [書式 1]、 「事業活動収支計算書の概要」 [書式 2]、「貸借対照表の概要 (学校法人全体)」 [書式 3]、「財務状況調べ」 [書式 4]	16 計算書類等の概要 [過去 3 年間] ① 活動区分資金収支計算書 (学校法人全体) [書式 1] ② 事業活動収支計算書の概要 [書式 2] ③ 貸借対照表の概要 (学校法人全体) [書式 3] ④ 財務状況調べ [書式 4]
資金収支計算書・資金収支内訳表 ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017) 年度~令和元 (2019) 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	4 ウェブサイト 「財務情報」 [令和元 (2019) 年度] p. 1~4 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 30 (2018) 年度] p.1~4 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201801financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 29 (2017) 年度] p.1~4 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf
活動区分資金収支計算書 ■ 過去 3 年間 (平成 29	4 ウェブサイト 「財務情報」 [令和元 (2019) 年度] p. 5-7

提出資料	資料番号・資料名・該当ページ
(2017) 年度～令和元 (2019) 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 30 (2018) 年度] p.5～7 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201801financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 29 (2017) 年度] p.5～7 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf
事業活動収支計算書・事業活 動収支内訳表 ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	4 ウェブサイト 「財務情報」 [令和元 (2019) 年度] p. 8～11 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 30 (2018) 年度] p.8～11 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201801financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 29 (2017) 年度] p.8～11 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf
貸借対照表 ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度) 計算書類 (決算書) の該当部分	4 ウェブサイト 「財務情報」 [令和元 (2019) 年度] p. 12～14 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201901financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 30 (2018) 年度] p.12～14 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201801financialinfo.pdf 「財務情報」 [平成 29 (2017) 年度] p.12～15 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/201701financialinfo.pdf
中・長期の財務計画	17 財務計画
事業報告書 ■ 過去 1 年間 (令和元 (2019) 年度)	18 事業報告書 [令和元 (2019) 年度]
事業計画書／予算書 ■ 認証評価を受ける年度 (令和 2 (2020) 年度)	19 事業計画／収支予算書 [令和 2 (2020) 年度]
基準Ⅳ：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
寄附行為	20 学校法人高知学園寄附行為

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、提出資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料 (例えば、取組み自体を行っていない場合等) については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には URL も記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和元 (2019) 年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和 2 (2020) 年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和 2 (2020) 年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去 3 年間」・「過去 5 年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和元 (2019) 年度を起点として過去 3 年間・過去 5 年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式 9 の通しページを付してください。

[様式 10] 備付資料一覧

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
基準 I : 建学の精神と教育の効果	
A 建学の精神	
創立記念、周年誌等	1 高知学園短期大学開学 50 周年記念誌 2 入学式次第 [令和元 (2019) 年度] 3 卒業証書・学位記授与式次第 [平成 30 (2018) 年度] 4 飛翔式次第 [令和元 (2019) 年度] 5 幼稚園教諭免許状授与式次第 [平成 30 (2018) 年度] 6 宣誓式次第 [令和元 (2019) 年度] 7 継承式次第 [令和元 (2019) 年度] 8 戴灯式次第 [令和元 (2019) 年度]
地域・社会の各種団体との協定書等	9 災害時の歯科医療救護に関する協定書 10 歯科保健医療対策に関する協定書 11 協定書 (一般社団法人高知県歯科医師会と学校法人高知学園による歯科医学に関する基礎専門的知識の修学) 12 北京大学口腔医学院と高知学園短期大学との間における学術交流に関する協定書 13 高知医療センターと高知学園短期大学並びに高知リハビリテーション学院との包括的連携に関する協定書 14 「教師教育コンソーシアム高知」に関する協定書 15 高知学園短期大学図書館と高知県立図書館の相互協力に関する協定書
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	16 高知学園短期大学公開講座・生涯学習 [令和元 (2019) 年度] 17 教員免許状更新講習実施要項 [令和元 (2019) 年度] 18 イキイキ健康フェア [令和元 (2019) 年度] 19 臨床検査をのぞいてみよう! [平成 30 (2018) 年度] 20 ひらめき☆ときめきサイエンス [令和元 (2019) 年度] 21 本学が参加した学外行事に関する資料 [令和元 (2019) 年度] ① リレー・フォー・ライフ・ジャパン高知 2019 ② RKC 子育て応援団すこやか 2019 ③ 歯っぴいスマイルフェア 2019 ④ 近隣清掃 ⑤ 骨髄バンク推進事業 ⑥ 医療施設主催健康フェア ⑦ がん検診受診向上キャンペーン ⑧ 検査と健康展
B 教育の効果	
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	22 ポリシー・マップ [令和元 (2019) 年度] ① 高知学園短期大学ポリシー・マップ ② 生活科学学科ポリシー・マップ ③ 幼児保育学科ポリシー・マップ ④ 医療衛生学科医療検査専攻ポリシー・マップ

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	⑤ 医療衛生学科歯科衛生専攻ポリシー・マップ ⑥ 看護学科ポリシー・マップ ⑦ 専攻科応用生命科学専攻ポリシー・マップ ⑧ 専攻科地域看護学専攻ポリシー・マップ 23 高知学園短期大学・シラバス作成要領 24 シラバス確認について
C 内部質保証	
過去3年間（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）に行った自己点検・評価に係る報告書等	25 自己点検・評価報告書 [平成29（2017）年度] 26 自己点検・評価報告書 [平成30（2018）年度] 27 自己点検・評価報告書 [令和元（2019）年度] 28 ウェブサイト 「自己点検／評価報告書」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/own.html
高等学校等からの意見聴取に関する記録等	29 高等学校からの意見聴取に関する資料 [令和元（2019）年度]
認証評価以外の外部評価についての印刷物等	該当なし
教育の質保証を図るアセスメントの手法及び向上・充実のためのPDCAサイクルに関する資料	28 ウェブサイト 「免許・資格取得状況」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/disclosure4/disclosure4_06.2.pdf 「大学等における修学の支援に関する法律第7条第1項の確認に係る申請書（様式第2号）」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/disclosure4/disclosure4_02_01.pdf 30 授業改善に向けた公開授業の進め方 31 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成29（2017）年度] 32 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成30（2018）年度] 33 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和元（2019）年度] 34 自己点検自己評価報告書作成に向けた記録シート 35 アセスメントプラン ① 高知学園短期大学アセスメントプラン ② 生活科学学科アセスメントプラン ③ 幼児保育学科アセスメントプラン ④ 医療衛生学科医療検査専攻アセスメントプラン ⑤ 医療衛生学科歯科衛生専攻アセスメントプラン ⑥ 看護学科アセスメントプラン ⑦ 専攻科応用生命科学専攻アセスメントプラン ⑧ 専攻科地域看護学専攻アセスメントプラン
基準Ⅱ：教育課程と学生支援	
A 教育課程	

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
学習成果の獲得状況を表す量的・質的データに関する印刷物等	28 ウェブサイト 「学位授与数または授与率」 http://www.kochi-gc.ac.jp/img/PDF/disclosure_2020/disclosure4/disclosure4_06.pdf 33 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和元(2019)年度] p.136～145 36 高知学園短期大学ファクトブック 2019 [令和元(2019)年度] p.92～95 37 高知学園短期大学卒業時アンケート集計結果 [令和元(2019)年度]
幅広く深い教養を培う教養教育の成果に関する資料	38 短期大学生に関する調査研究 [令和元(2019)年度] p.131～161 39 授業アンケート結果集計資料 [令和元(2019)年度]
職業又は実際生活に必要な能力を育成する職業教育の成果に関する資料	38 短期大学生に関する調査研究 [令和元(2019)年度] p.131～161
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	40 キャリア・ノート ① キャリアデザイン・ノート ② キャリアビジョン・ノート ③ キャリアチャレンジ・ノート ④ 未来バトン～高知学園短期大学わたしのキャリアノート～ 41 生活科学学科の学習成果に関する資料 [令和元(2019)年度] ① 栄養士実力認定試験結果報告 ② 学外実習報告会、学外実習反省会(事前事後検討会含む)議事録 ③ 給食管理実習訪問の報告書 42 幼児保育学科の学習成果に関する資料 [令和元(2019)年度] ① 幼児保育学科・学習成果評価のためのループブック ② 幼児保育学科・ポートフォリオ年間予定 ③ 幼児保育学科・学外実習事前指導オリエンテーション資料 ④ 実習巡視報告書 ⑤ 実習懇談会記録 ⑥ 実習事後面談 ⑦ 幼児保育学科異学年相互交流学習会 ⑧ 幼児保育学科就職試験合格者による報告会 43 医療衛生学科医療検査専攻・専攻科応用生命科学専攻の学習成果に関する資料 [令和元(2019)年度] ① 臨地実習報告書 ② 臨地実習事後懇談会 ③ 臨床検査技師国家試験正答率調査 ④ 臨床検査技師国家試験対策に関する報告書

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	<ul style="list-style-type: none"> ⑤ 専攻科応用生命科学専攻修了研究発表会抄録集 ⑥ 専攻科応用生命科学専攻修了研究論文集 44 医療衛生学科歯科衛生専攻・学内模擬試験結果 [令和元(2019)年度] 45 看護学科実習関係資料 [令和元(2019)年度] <ul style="list-style-type: none"> ① 実習施設連絡調整会議 ② 臨床講師との意見交換会 ③ 実習要項集 ④ 実習報告書 46 看護学科国家試験対策に関する報告書 [令和元(2019)年度] <ul style="list-style-type: none"> ① (入学前) 合格者登校日の内容と課題 ② (1年次) ゼミ活動 ③ (2年次) ゼミ活動 ④ (3年次) 国家試験対策 47 看護学科・専攻科地域看護学専攻教育の質の向上のための活動報告書 [令和元(2019)年度] <ul style="list-style-type: none"> ① 実習内容検討ワーキング ② カリキュラム改正ワーキング ③ 卒業生・修了生アンケート 48 専攻科地域看護学専攻実習関係資料 [令和元(2019)年度] <ul style="list-style-type: none"> ① 実習要項集 ② 実習報告書 49 専攻科地域看護学専攻修了研究関係資料 [令和元(2019)年度] 50 専攻科地域看護学専攻国家試験対策に関する報告書 [令和元(2019)年度]
B 学生支援	
学生支援の満足度についての調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 37 高知学園短期大学卒業時アンケート集計結果 [令和元(2019)年度] 38 短期大学生に関する調査研究 [令和元(2019)年度] p.95～130 51 医療衛生学科医療検査専攻キャリア形成事業アンケート結果 <ul style="list-style-type: none"> ① 就職セミナーアンケート [令和元(2019)年度] ② 在学生オリエンテーションアンケート [平成30(2018)年度]
就職先からの卒業生に対する評価結果	<ul style="list-style-type: none"> 52 卒業生就業情報 [令和元(2019)年度] 42 幼児保育学科の学習成果に関する資料 [令和元(2019)年度] <ul style="list-style-type: none"> ④ 実習巡視報告書 ⑤ 実習懇談会記録 53 高知県歯科医師会と高知学園短期大学との打合わせ会および意見交換会 [令和元(2019)年度]
卒業生アンケートの調査結果	47 看護学科・専攻科地域看護学専攻教育の質の向上のための

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	活動報告書 [令和元 (2019) 年度] ③ 卒業生・修了生アンケート 54 幼児保育学科卒業生に関する調査 [平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度] ① 高知学園短期大学幼児保育学科卒業生対象調査 ② 幼児保育学科生涯学習記録・終了後のアンケート結果 55 医療衛生学科医療検査専攻卒業生動向調査 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度卒業生) 56 専攻科応用生命科学専攻修了生動向調査 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度卒業生)
入学志願者に対する入学までの情報提供のための印刷物等	57 入学手続き他に関する資料一式 [令和元 (2019) 年度]
入学手続き者に対する入学までの学習支援のための印刷物等	58 合格者登校日資料一式 [令和元 (2019) 年度]
学生の履修指導 (ガイダンス、オリエンテーション) 等に関する資料	59 オリエンテーション資料一式 [令和元 (2019) 年度]
学生支援のための学生の個人情報を記録する様式	60 環境記録 (様式)
進路一覧表等 ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度)	61 進路一覧表 [平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度]
GPA 等の成績分布	62 GPA 分布一覧 [平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度] 36 高知学園短期大学ファクトブック 2019 [令和元 (2019) 年度] p.32～47
学生による授業評価票及びその評価結果	39 授業アンケート結果集計資料 [令和元 (2019) 年度] 63 授業アンケート (様式) 64 授業アンケートに対する自己分析の報告資料 [令和元 (2019) 年度]
社会人受入れについての印刷物等	提出資料 9 に同じ (p.18～19)
海外留学希望者に向けた印刷物等	該当なし
留学生の受入れについての印刷物等	提出資料 9 に同じ (p.20)
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	65 授業参観 66 授業参観アンケート 67 事後検討会報告書 [令和元 (2019) 年度] 68 授業改善計画報告書 [令和元 (2019) 年度] 69 授業改善に向けた公開授業の進め方 70 授業改善に向けた公開授業計画書 [令和元 (2019) 年度] 71 公開授業事後検討会報告書 [令和元 (2019) 年度] 72 図書館利用案内 (らぶっく+) 73 パスファインダー ① CiNii ② JDreamIII ③ 医中誌 Web

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	<ul style="list-style-type: none"> ④ 系統別看護師国家試験問題 Web ⑤ OPAC 及び MyLibrary の使い方 74 図書館利用に関する申込書一式 <ul style="list-style-type: none"> ① 学外文献複写申込書兼料金計算書 ② 図書館所蔵文献複写申込書 ③ 資料借受申込書兼料金計算書 ④ 国立国会図書館「図書館向けデジタル化資料送信サービス」閲覧・複写申込書（学内者用・学外者用） 75 図書館蔵書受入に関する報告書一式 <ul style="list-style-type: none"> ① 寄付物件受入報告書 ② 発見受入報告書 ③ 編入受入報告書 ④ 図書寄付願 76 教務課時間割・講義室簿 [令和元（2019）年度] 77 ニュース時事能力検定 78 栄養士実力認定試験準備講座、模擬試験の実施と補講 [令和元（2019）年度] 79 生活科学学科内就職説明会、生活科学学科就職合同説明会 [令和元（2019）年度] 80 日本健康マスター検定 81 医療衛生学科医療検専攻キャリア形成教育のための活動報告書 [令和元（2019）年度] <ul style="list-style-type: none"> ① 宣誓式 ② 就職セミナー ③ 臨地実習報告会 ④ 専攻科修了研究発表会 ⑤ 臨床病理学演習発表会 ⑥ 学生オリエンテーション（先輩から学ぶ） 82 医療衛生学科歯科衛生専攻就職フェア [令和元（2019）年度] 83 看護学科キャリア形成教育のための活動報告書 [令和元（2019）年度] <ul style="list-style-type: none"> ① 戴灯式 ② ようこそ先輩 ③ WA になって話そう ④ 講話（坂本先生の講話、堀見先生の講話、がん看護専門看護師講義） ⑤ ボランティア活動 ⑥ 進路支援 ⑦ ポートフォリオ 84 専攻科地域看護学専攻キャリア形成教育のための活動報告書 [令和元（2019）年度] <ul style="list-style-type: none"> ① ようこそ先輩 ② WA になって話そう ③ 特別講義（家族看護専門看護師講義）

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	④ ボランティア活動 ⑤ 進路支援 ⑥ ポートフォリオ 85 CLUB ガイダンス [令和元 (2019) 年度] 86 第50回天神祭 [令和元 (2019) 年度]
基準Ⅲ：教育資源と財的資源	
A 人的資源	
専任教員の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 18] (令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在) ■ 教育研究業績書 [様式 19] (過去 5 年間 (平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度)	87 教員個人調書 [様式 18] 88 過去 5 年間 (平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度) の教育研究業績書 [様式 19]
非常勤教員一覧表 [様式 20]	89 非常勤教員一覧表 [令和元 (2019) 年度] [様式 20]
教員の研究活動について公開している印刷物等 ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度)	28 ウェブサイト 「教員紹介：生活科学学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/life_teacher.html 「教員紹介：幼児保育学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/infant_teacher.html 「教員紹介：医療衛生学科医療検査専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/m-inspection_teacher.html 「教員紹介：医療衛生学科歯科衛生専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/m-hygiene_teacher.html 「教員紹介：看護学科」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/nursing_teacher.html 「教員紹介：専攻科地域看護学専攻」 http://www.kochi-gc.ac.jp/subject/nursing_tiiki_teacher.html 「高知学園短期大学学術機関リポジトリ」 https://kochi-gc.repo.nii.ac.jp/ 36 高知学園短期大学ファクトブック 2019 [令和元 (2019) 年度] p.98～102
専任教員の年齢構成表 ■ 認証評価を受ける年度 (令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在)	90 専任教員年齢構成表
専任教員の研究活動状況表 [様式 21] ■ 過去 5 年間 (平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度)	91 専任教員の研究活動状況表 [様式 21]
外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 22] ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度)	92 外部研究資金の獲得状況一覧表 [様式 22]
研究紀要・論文集 ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017)	93 高知学園短期大学紀要 [平成 29 (2017) 年度] 94 高知学園短期大学紀要 [平成 30 (2018) 年度]

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
年度～令和元（2019）年度）	95 高知学園短期大学紀要 [令和元（2019）年度]
教員以外の専任職員の一覧表（氏名、職名） ■ 認証評価を受ける年度（令和2（2020）年5月1日現在）	96 事務職員一覧表
FD活動の記録 ■ 過去3年間（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）	31 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成29（2017）年度] 32 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成30（2018）年度] 33 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和元（2019）年度]
SD活動の記録 ■ 過去3年間（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）	31 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成29（2017）年度] 32 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [平成30（2018）年度] 33 高知学園短期大学 FD・SD 活動報告書 [令和元（2019）年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	97 研究活動に関する書類 [令和元（2019）年度] ① 業績報告書 ② 高知学園短期大学学術機関リポジトリ登録申請書 98 高知学園短期大学研究倫理ガイドブック（2019年3月改訂版） 99 口腔健康指導（小中学校） 100 看護学科教員の教育力向上のための活動報告 [令和元（2019）年度] ① 学習会・学会の報告 ② 研究推進ワーキング 101 専攻科地域看護学専攻教員の教育力向上のための活動報告 [令和元（2019）年度] ① 学習会・学会の報告 ② 研究推進ワーキング 102 火気取締責任者 [令和元（2019）年度] 103 高知学園短期大学危機管理マニュアル(平成30年7月版) 104 防災マニュアル [令和元（2019）年度] 105 教職員の健康診断 [令和元（2019）年度] 106 令和2年度予算要求資料の提出について [令和元（2019）年度]
B 物的資源	
校地、校舎に関する図面 ■ 全体図、校舎等の位置を示す配置図、用途（室名）を示した各階の図面、校地間の距離、校地間の交通手段等	28 ウェブサイト 「キャンパス案内」 http://www.kochi-gc.ac.jp/exam/campus.html 107 校地、校舎（図面）
図書館、学習資源センターの概要 ■ 平面図等（冊子等も可）	28 ウェブサイト 「図書館」

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
	http://www.kochi-gc.ac.jp/toshokan/ 108 図書館に関する資料 ① 図書館概要 ② 学外者のための利用案内 ③ 図書館報（らぶつく） ④ 図書館みに・にゅーす ⑤ 図書原簿 ⑥ 大学・短期大学・高専図書館（日本図書館協会）提出書類
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	109 各種料理コンテストへの参加実績 [令和元（2019）年度] 110 防災訓練（学生災害委員の発表、タタメット等）スケジュール [令和元（2019）年度] 111 実験室安全のためのマニュアル [令和元（2019）年度]
C 技術的資源	
学内 LAN の敷設状況	112 学内 LAN の敷設状況
マルチメディア教室、コンピュータ教室等の配置図	113 パソコン教室平面図
D 財的資源	
寄付金・学校債の募集についての印刷物等	該当なし
財産目録及び計算書類 ■ 過去3年間（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）	114 財務情報 [平成29（2017）年度] ① 財産目録、p.16 ② 学校法人会計について、p.20～56 115 財務情報 [平成30（2018）年度] ① 財産目録、p.15 ② 学校法人会計について、p.19～55 116 財務情報 [令和元（2019）年度] ① 財産目録、p.15 ② 学校法人会計について、p.19～56
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	36 高知学園短期大学ファクトブック 2019 [令和元（2019）年度] p.107～108 117 固定資産台帳及び備品台帳
基準IV：リーダーシップとガバナンス	
A 理事長のリーダーシップ	
理事長の履歴書 ■ 認証評価を受ける年度（令和2（2020）年5月1日現在）	118 理事長の履歴書
学校法人実態調査表（写し） ■ 過去3年間（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）	119 学校法人実態調査表（写し） [平成29（2017）年度] 120 学校法人実態調査表（写し） [平成30（2018）年度] 121 学校法人実態調査表（写し） [令和元（2019）年度]
理事会議事録 ■ 過去3年間（平成29（2017）年度～令和元（2019）年度）	122 理事会議事録 [平成29（2017）年度] 123 理事会議事録 [平成30（2018）年度] 124 理事会議事録 [令和元（2019）年度]
諸規程集	※下記に別途記述

備付資料	資料番号・資料名・該当ページ
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	125 理事・監事・評議員名簿 28 ウェブサイト 「学校法人高知学園役員名簿（理事・監事・評議員）」 http://www.kochigakuen.ed.jp/image/financial/2020meibo.pdf
B 学長のリーダーシップ	
学長の個人調書 ■ 教員個人調書 [様式 18] (令和 2 (2020) 年 5 月 1 日現在) ■ 専任教員として授業を担当している場合、「専任教員の個人調書」と同じく、過去 5 年間(平成 27 (2015) 年度～令和元 (2019) 年度)の教育研究業績書 [様式 19]	126 学長の履歴書 [様式 18] 127 学長の教育研究業績書 [様式 19]
教授会議事録 ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度)	128 教授会議事録 [平成 29 (2017) 年度] 129 教授会議事録 [平成 30 (2018) 年度] 130 教授会議事録 [令和元 (2019) 年度]
委員会等の議事録 ■ 過去 1 年間 (令和元 (2019) 年度)	131 各委員会議事録 [令和元 (2019) 年度] 132 各学科・各専攻会議事録 [令和元 (2019) 年度]
C ガバナンス	
監事の監査状況 ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度)	114 財務情報 [平成 29 (2017) 年度] ③ 監査報告書、p.16 115 財務情報 [平成 30 (2018) 年度] ③ 監査報告書、p.17 116 財務情報 [令和元 (2019) 年度] ③ 監査報告書、p.16
評議員会議事録 ■ 過去 3 年間 (平成 29 (2017) 年度～令和元 (2019) 年度)	133 評議員会議事録 [平成 29 (2017) 年度] 134 評議員会議事録 [平成 30 (2018) 年度] 135 評議員会議事録 [令和元 (2019) 年度]
[報告書作成マニュアル指定以外の備付資料]	28 ウェブサイト 「情報の公表」 http://www.kochi-gc.ac.jp/university/disclosure.html 136 評議会議事録 [平成 29 (2017) 年度] 137 評議会議事録 [平成 30 (2018) 年度] 138 評議会議事録 [令和元 (2019) 年度]

※<諸規程集>

- 規程名は省略せず、個々の名称を全て列挙してください。
- 番号は、規程のみの通し番号としてください。
- 自己点検・評価報告書の<根拠資料> (テーマごと) には、以下のとおり記述してください。
 - ・個々の規程を記述する場合は、「備付資料-規程集」の後に、通し番号及び資料名も記述してください (例：備付資料-規程集 1 ○○委員会規程)。
 - ・基準IV (様式 8) のテーマ A 「理事長のリーダーシップ」において、根拠資料として備付資

料の「諸規程集」全体をあげる場合は「備付資料-規程集」と記述してください。

番号	規程名
1	高知学園短期大学教育組織規程
2	高知学園短期大学の教育目的に関する規程
3	高知学園短期大学教授会規程
4	高知学園短期大学評議会規程
5	学科・専攻会議規程
6	専攻科専攻会議規程
7	個人情報保護委員会規程
8	学科改革検討会議規程
9	医療事故対策会議規程
10	地域貢献推進会議規程
11	高知学園短期大学研究倫理審査委員会規程
12	高知学園短期大学研究倫理審査申請要項
13	高知学園短期大学研究に関する不正防止委員会規程
14	高知学園短期大学公的研究費の運用・管理に関わる調査委員会規程
15	高知学園短期大学研究不正に関わる調査委員会規程
16	高知学園短期大学災害対策委員会規程
17	学生委員会規程
18	カウンセリング委員会規程
19	入学試験募集委員会規程
20	専攻科入学試験募集委員会規程
21	就職委員会規程
22	セクシュアルハラスメント等に関する規程
23	倫理委員会規程
24	白菊寮運営委員会規程
25	教務委員会規程
26	教職課程委員会規程
27	自己点検評価委員会規程
28	作業連絡会規程
29	自己点検評価検討会議規程
30	ファカルティ・ディベロップメント（FD）委員会規程
31	公開講座生涯学習委員会規程
32	健康教育委員会規程
33	実験室安全管理委員会規程
34	情報企画委員会規程
35	高知学園短期大学図書館規則
36	図書館運営委員会規程
37	紀要編集委員会規程

38	スタッフ・ディベロップメント (SD) 委員会規程
39	高知学園短期大学危機管理委員会規程
40	高知学園短期大学危機対策本部規程
41	高知学園短期大学コンプライアンス委員会規程
42	高知学園短期大学コンプライアンスに関わる調査委員会規程
43	高知学園短期大学通報調査委員会規程
44	高知学園短期大学情報セキュリティ委員会規程
45	高知学園短期大学 IR 推進室規程
46	広報活動並びに学生支援組織に関する規程
47	試験規程
48	再入学、転入学規程
49	転科（転専攻を含む）規程
50	高知学園短期大学学位規程
51	高知学園短期大学におけるグレード・ポイント・アベレージに関する規程
52	高知学園短期大学における履修登録単位数の上限に関する規程
53	実技の単位計算方法の基準に関する規程
54	高知学園短期大学科目等履修生規程
55	高知学園短期大学卒業後研修生規程
56	高知学園短期大学外国人留学生規程
57	高知学園短期大学学生表彰規程
58	専攻科規程
59	単位互換の実施に関する規程
60	高知学園短期大学懲戒規程
61	高知学園短期大学図書館細則
62	高知学園短期大学図書館選書要領
63	高知学園短期大学図書館文献管理内規
64	高知学園短期大学紀要投稿規程
65	高知学園短期大学紀要査読要領
66	高知学園短期大学紀要原稿執筆要領
67	学術機関リポジトリ運用要項
68	高知学園短期大学図書館における「国立国会図書館デジタル化資料送信サービス」利用内規
69	高知学園短期大学の教員人事に関する規程
70	高知学園短期大学人事委員会規程
71	高知学園短期大学人事委員会が審議する「教員の人事」の範囲について
72	高知学園短期大学教員資格
73	高知学園短期大学の教員の資格に関する内規
74	高知学園短期大学教員選考基準
75	高知学園短期大学期限付教育職員任用規程（内規）
76	高知学園短期大学非常勤講師規程
77	高知学園短期大学名誉教授規程

78	高知学園短期大学教育職員管理職規程（内規）
79	高知学園短期大学教員の採用・昇任に係る手続き
80	教員人事に係る選考委員会に関する規程
81	高知学園短期大学科学研究費補助金事務取扱要領
82	高知学園短期大学研究活動における不正防止計画
83	高知学園短期大学研究活動の不正行為に係る通報（告発）処理に関する規程
84	高知学園短期大学における公的研究費の管理・監査のガイドライン
85	高知学園短期大学研究に係る不正行為防止に関する基本方針
86	高知学園短期大学研究活動及び研究費適正使用に関する行動規範
87	高知学園短期大学公的研究費等の使用に関する不正防止計画
88	高知学園短期大学危機管理規程
89	高知学園短期大学コンプライアンス推進規程
90	高知学園短期大学通報処理規程
91	高知学園短期大学研究倫理に関するガイドライン
92	高知学園短期大学研究倫理指針
93	高知学園短期大学学外交流倫理基準
94	高知学園短期大学情報セキュリティポリシー
95	高知学園短期大学情報セキュリティ対策基準
96	高知学園短期大学遺失物及び拾得物取扱規程
97	就職斡旋内規
98	ファカルティ・ディベロップメント委員会とスタッフ・ディベロップメント委員会との合同会議に関する内規
99	生活科学学科における CAP 制に関する内規
100	幼児保育学科における CAP 制に関する内規
101	医療衛生学科（医療検査専攻）における CAP 制に関する内規
102	医療衛生学科（歯科衛生専攻）における CAP 制に関する内規
103	看護学科における CAP 制に関する内規
104	専攻科応用生命科学専攻における CAP 制に関する内規
105	専攻科地域看護学専攻における CAP 制に関する内規
106	生活科学学科 給食管理実習に関する内規
107	生活科学学科 栄養教育実習に関する内規
108	幼児保育学科・学外実習に関する内規
109	医療衛生学科医療検査専攻 臨地実習の履修基準
110	医療衛生学科歯科衛生専攻 臨床・臨地実習に関する内規
111	看護学科・専攻科地域看護学専攻内規及び申し合わせ集
112	高知学園理事会会議規則
113	組織規程
114	高知学園文書取扱規程
115	高知学園公印取扱規程
116	高知学園文書保存規程

117	個人情報保護に関する規程
118	個人番号及び特定個人情報取扱規程
119	情報公開規程
120	高知学園就業規則
121	育児・介護休業に関する規程
122	定年に関する規程
123	継続雇用に関する規程
124	高知学園ハラスメントの防止等に関する規程
125	公益通報に関する規程
126	給与規程
127	旅費規程
128	退職手当に関する規程
129	役員等の報酬等規程
130	会計規程
131	資産管理運用規程
132	高知学園短期大学学長選考規程
133	停年に関する内規
134	新採職員選考委員会内規
135	高知学園特別教員任用規程
136	高知学園嘱託職員雇用規程
137	時間外勤務の管理に関する内規
138	高知学園職員の長期研修に関する規程
139	海外教育視察助成要項
140	学校法人高知学園顧問設置規程
141	ストレスチェック制度実施規程（内規）
142	非常勤職員取扱要綱
143	臨時的任用職員取扱要綱
144	会計規程施行細則
145	物品管理要領
146	物品購入審査規程（内規）
147	高知学園購買事務処理規程
148	学校長の発する証明書の取扱い並びに手数料に関する規程
149	赴任旅費支給要領
150	内部監査細則
151	学園幹部規程（内規）
152	高知学園建築委員会設置規程
153	一貫教育委員会規程
154	高知学園広報委員会設置規程
155	学校等連絡協議会内規
156	高知学園事務能率化委員会設置規程（内規）

157	高知学園労使懇話会会則
158	高知学園衛生管理規程（内規）
159	個人情報保護委員会規程（内規）
160	ハラスメント相談員及び倫理委員会設置細則（内規）
161	高知学園施設使用規程
162	高知学園規則等の呼称及び番号を定める規程
163	学校法人高知学園職員録発行要領
164	高知学園短期大学外国人留学生授業料減免規程
165	高知学園内進学者の入学金減免規程
166	同窓会規定
167	高知学園短期大学後援会々則

[注]

- 一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」には、備付資料に付した通し番号及び資料名を記載してください。また、ページ番号が示せるものについては、該当ページを記載してください。
- 準備できない資料（例えば、取組み自体を行っていない場合等）については、「該当なし」と記載してください。
- ウェブサイトで公表している場合、一覧表の「資料番号・資料名・該当ページ」にはURLも記載してください。
- 特に指定がなければ、自己点検・評価を行う令和元（2019）年度の資料を準備してください。ただし、認証評価を受ける令和2（2020）年度に学科改組等で大幅な変更があった場合、令和2（2020）年度のものを備付資料として準備してください。
- 「過去3年間」・「過去5年間」の指定がある場合、自己点検・評価を行う令和元（2019）年度を起点として過去3年間・過去5年間とします。
- 一覧表を提出する際、①この注意書きは削除せず、②様式10の通しページを付してください。

基礎データ

高知学園短期大学

様式	資料名
11	短期大学の概要
12	学生数
13	教員以外の職員の概要
14	学生データ
15	教育課程に対応した授業科目担当者一覧
16	理事会の開催状況
17	評議員会の開催状況

- 1 説明を付す必要があると思われるものについては、備考欄に記述してください。
- 2 様式12及び様式14(①～⑤)には、「長期履修生」が含まれます。
- 3 様式11～17は、「A4用紙 横向き 片面印刷」で印刷してください(このページ及び欄外注([注])も含む)。

短期大学の概要

様式11

(令和2(2020)年5月1日現在)

事項		記入欄								備考			
短期大学の名称		高知学園短期大学											
学校本部の所在地		高知県高知市北端町100											
教育 研究 組織	短期 大学 士 課程	学科・専攻課程の名称	開設年月日	所在地						備考			
		生活科学学科	昭和42年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26						医療衛生学科歯科衛生専攻は令和2年度入学生より歯科衛生学科に名称変更			
		幼児保育学科	昭和44年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26									
		医療衛生学科医療検査専攻	昭和43年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26									
		医療衛生学科歯科衛生専攻	昭和45年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26									
	歯科衛生学科 看護学科	(令和2年4月1日) 平成20年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26										
	専攻科	専攻の名称	開設年月日	所在地						備考			
応用生命科学専攻	平成13年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26											
地域看護学専攻	平成23年4月1日	高知県高知市旭天神町292番地26											
別科等	別科等の名称	開設年月日	所在地						備考				
—	—	—	—										
学生募集停止中の学科・専攻科等		生活科学学科(令和2年度学生募集停止, 在学生数44人) 医療衛生学科医療検査専攻(令和2年度学生募集停止, 在学生数82人)											
教員 組織	短期 大学 士 課程	学科・専攻課程の名称	専任教員等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備考	
			教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数				助手
		生活科学学科	3人	5人	0人	0人	8人	5人	2人	5人	1人	3人	家政関係 教育学・保育学関係 保健衛生学関係(看護学関係を除く。) 保健衛生学関係(看護学関係を除く。) 保健衛生学関係(看護学関係)
		幼児保育学科	3	3	3	0	9	8	3	0	22	17	
		医療衛生学科医療検査専攻	4	5	0	1	10	6	2	0	11	8	
		医療衛生学科歯科衛生専攻	4	1	3	2	10	6	2	0	18	10	
		歯科衛生学科	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
		看護学科	3	3	7	0	13	10	3	3	26	12	
	(大学全体の入学定員に応じた教員数)	—	—	—	—	—	5	2	—	—	—		
	計	17	17	13	3	50	40	14	8	78	—		
	専攻科	専攻の名称	専任教員等							非常勤 教員	専任教員一人 あたりの在籍 学生数	備考	
教授	准教授	講師	助教	計	基準数	うち教授数	助手						
応用生命科学専攻	—人	—人	—人	—人	—人	—	—	—人	6人	—人			
地域看護学専攻	2	1	1	0	4	—	—	1	10	4			
計	2	1	1	0	4	—	—	1	16	—			

施設・設備等	校地等	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計	備 考		
		校舎敷地面積	—	0 m ²	22,800 m ²	0 m ²	22,800 m ²			
		運動場用地	—	0	25,840	0	25,840			
		校地面積計	7,700 m ²	0	48,640	0	48,640			
		その他	—	0	669	0	669			
	校舎等	校舎面積計	区分	基準面積	専用	共用	共用する他の学校等の専用		計	
			校舎面積計	m ²	3,150 m ²	8,170 m ²	4,082 m ²		15,402 m ²	
		教員研究室	学科・専攻等の名称		室 数					
			生活科学学科		8 室					
			幼児保育学科		9					
			医療衛生学科医療検査専攻		10					
			医療衛生学科歯科衛生専攻		10					
			看護学科		13					
			専攻科地域看護学専攻		4					
		教室等施設	区分	講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習施設		語学学習施設	
			旭天神町キャンパス	19 室	4 室	10 室	2 室		0 室	
			—	—	—	—	—		—	
			—	—	—	—	—		—	
		図書館・図書資料等	図書館等の名称		面積	閲覧座席数				
			高知学園短期大学図書館		974 m ²	134 席				
—			—	—						
図書館等の名称			図書〔うち外国書〕	学術雑誌〔うち外国書〕	電子ジャーナル〔うち国外〕					
高知学園短期大学図書館			86,520 [3,096] 冊	447 [20] 種	1 [1] 種					
—			— [—]	— [—]	— [—]					
計			86,520 [3,096]	447 [20]	1 [1]					
体育館	面積									
	— m ²									
	—									

[注]

- 1 学科・専攻課程、専攻科、別科、研究所等ごとに記載してください（通信教育課程を含む）。
- 2 教養教育科目、外国語科目、保健体育科目、教職科目等を担当する独立の組織や、附置研究所、附属病院等がある場合には、「別科等」の欄に記載してください。
- 3 所在地について、2以上の校地において行う場合で当該校地にキャンパス名称があれば、当該所在地の後に「〇〇キャンパス」と記載してください。
- 4 教員組織の欄には、教育研究組織の欄に記載した組織単位で専任教員等及び非常勤教員の数を記入してください。また、上記2に記載した、学科教育を担当する独立の組織がある場合には、組織名は、「学科・専攻課程の名称」の欄に「その他の組織等(〇〇)」と記載し、専任教員等及び非常勤教員の数を記載してください。なお、その場合は、「基準数(及び「教授数」)」及び「専任教員一人あたりの在籍学生数」の欄は「—」としてください。
- 5 専任教員数の記入に際しては、休職、サバティカル制度等により一時的に短期大学を離れている場合も専任教員に算入してください。ただし、短期大学設置基準第21条における「授業を担当しない教員」は含めないでください。
- 6 「非常勤教員」の欄には、客員教員や特任教員等で専任の教員は含みません。
- 7 他の学科・専攻課程等に所属する専任の教員であって、当該学科・専攻課程等の授業科目を担当する教員（兼任）は、「非常勤教員」の欄には含めないでください。また、「専任教員等」の各欄にも含めないでください。
- 8 専任教員の基準数については、それぞれ以下に定める教員数を記載してください。
 - ・短期大学設置基準第22条別表第一イ及びロ（備考に規定する事項を含む。）
 - ・短期大学通信教育設置基準第9条別表第一（備考に規定する事項を含む。）
- 9 「専任教員1人あたりの在籍学生数」の欄には、様式2の在籍学生数／本表の専任教員数計により、算出してください。
- 10 「校舎敷地面積」、「運動場用地」の欄は、短期大学設置基準上算入できるものを含めてください。
- 11 寄宿舍その他大学の附属病院以外の附属施設（短期大学設置基準第32条を参照）用地、附置研究所周地、駐車場、大学生協用地など短期大学設置基準上「校地」に算入できない面積は「校地等」の「その他」の欄に記入してください。
- 12 「校舎面積計」の欄は、学校基本調査の学校施設調査票（様式第20号）における学校建物の用途別面積の「校舎」の面積の合計としてください。
- 13 校地面積、校舎面積の「専用」の欄には、当該短期大学が専用で使用する面積を記入してください。「共用」の欄には、当該短期大学が他の学校等と共用する面積を記入してください。「共用する他の学校等の専用」の欄には、当該短期大学の敷地を共用する他の学校等が専用で使用する敷地面積を記入してください。
- 14 「基準面積」の欄は、短期大学設置基準第30条の校地の面積及び第31条の校舎の面積、または短期大学通信教育設置基準第10条の校舎等の施設の面積としてください。
- 15 「教員研究室」の欄は、専任教員数に算入していない教員の研究室は記入する必要はありません。なお、複数の助教等が共同して1室で執務する場合は、教員数を室数に換算してください。

学生数

様式12

(令和2(2020)年5月1日現在)

学科・専攻課程名	項目	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度	R2(2020)年度	入学定員に対する平均比率	備考
生活科学学科	志願者数	50	68	69	52		68%	R2(2020)年度 募集停止
	合格者数	49	66	69	52			
	入学者数	47	62	64	46			
	入学定員	80	80	80	80			
	入学定員充足率	59%	78%	80%	58%			
	在籍学生数	125	112	125	112	44		
	収容定員	160	160	160	160	80		
収容定員充足率	78%	70%	78%	70%	55%			
幼児保育学科	志願者数	99	92	91	82	92	103%	
	合格者数	90	91	87	80	86		
	入学者数	83	88	83	76	80		
	入学定員	80	80	80	80	80		
	入学定員充足率	104%	110%	104%	95%	100%		
	在籍学生数	167	171	167	155	157		
	収容定員	160	160	160	160	160		
収容定員充足率	104%	107%	104%	97%	98%			
医療衛生学科 医療検査専攻	志願者数	69	57	65	53		113%	R2(2020)年度 募集停止
	合格者数	55	50	56	46			
	入学者数	49	42	51	38			
	入学定員	40	40	40	40			
	入学定員充足率	123%	105%	128%	95%			
	在籍学生数	139	134	144	132	82		
	収容定員	120	120	120	120	80		
収容定員充足率	116%	112%	120%	110%	103%			
歯科衛生学科 (旧 医療衛生学科 歯科衛生専攻)	志願者数	38	38	29	40	39	88%	R2(2020)年度 名称変更
	合格者数	38	38	28	38	39		
	入学者数	36	35	28	37	39		
	入学定員	40	40	40	40	40		
	入学定員充足率	90%	88%	70%	93%	98%		
	在籍学生数	97	104	91	93	104		
	収容定員	120	120	120	120	120		
収容定員充足率	81%	87%	76%	78%	87%			
看護学科	志願者数	114	119	104	126	120	113%	
	合格者数	79	92	73	71	80		
	入学者数	66	73	67	67	67		
	入学定員	60	60	60	60	60		
	入学定員充足率	110%	122%	112%	112%	112%		
	在籍学生数	221	214	206	209	196		
	収容定員	180	180	180	180	180		
収容定員充足率	123%	119%	114%	116%	109%			

学科(専攻課程)合計	志願者数		374	358	353	251		
	合格者数	311	337	313	287	205		
	入学者数	281	300	293	264	186	97%	
	入学定員	300	300	300	300	180		
	入学定員充足率	94%	100%	98%	88%	103%		
	在籍学生数	749	735	733	701	583		
	収容定員	740	740	740	740	620		
収容定員充足率	101%	99%	99%	95%	94%			
専攻科 応用生命科学専攻	入学定員	10	10	10	10	10		
	入学者数	11	11	11	12	13		
	収容定員	10	10	10	10	10		
	在籍学生数	11	11	11	12	13		
専攻科 地域看護学専攻	入学定員	20	20	20	20	20		
	入学者数	22	18	21	19	20		
	収容定員	20	20	20	20	20		
	在籍学生数	22	18	21	19	20		

[注]

- 1 学生を募集している学科・専攻課程、専攻科・別科等ごとに行を追加して作成してください。
ただし、学科・専攻課程等を追加する場合は、直下に追加しないと集計値がずれてしまうので、注意して下さい。
- 2 昼夜開講制をとっている学科・専攻課程等については、昼間主コースと夜間主コースにそれぞれ分けて記入してください。
- 3 学科・専攻課程の改組等により、新旧の学科・専攻課程が併存している場合には、新旧両方を併記し、「備考」に記載してください。
- 4 学科・専攻課程、専攻科等が完成年度に達していない場合、その旨を備考に記載してください。
- 5 募集定員が若干名の場合は、「0」と記載し、入学者数については実入学者数を記載してください。
- 6 入学定員充足率は、入学定員に対する入学者の割合、収容定員充足率は、収容定員に対する在籍学生数の割合としてください。
- 7 入学定員に対する平均比率は、過去5年分の入学定員に対する入学者の比率を平均したものが自動計算されます。
- 8 最新年度の秋入学については別途確認します。
- 9 編入学の定員を設定している場合、入学定員には編入学の定員を加えないでください。

教員以外の職員の概要(人)

(令和2(2020)年5月1日現在)

	専任	兼任	計
事務職員	15	8	23
技術職員			0
図書館・学習資源センター等の専門事務職員	1		1
その他の職員			0
計	16	8	24

[注]

- 1 「その他の職員」とは、守衛、自動車運転手、作業員等の技能労務職員等を指します。
- 2 契約職員、派遣職員等は「兼任」に分類してください。

学生データ

① 卒業者数(人)

学科・専攻課程	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度
生活科学学科	69	75	49	58	61
幼児保育学科	81	84	79	84	78
医療衛生学科					
医療検査専攻	44	37	38	39	36
歯科衛生専攻	19	23	35	30	28
看護学科	72	77	71	54	68

② 退学者数(人)

学科・専攻課程	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度
生活科学学科	4	0	3	3	7
幼児保育学科	3	1	8	4	0
医療衛生学科					
医療検査専攻	7	9	2	10	12
歯科衛生専攻	4	5	6	5	3
看護学科	3	3	4	9	11

③ 休学者数(人)

学科・専攻課程	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度
生活科学学科	7	1	1	2	2
幼児保育学科	1	0	3	1	1
医療衛生学科					
医療検査専攻	14	11	5	17	5
歯科衛生専攻	7	1	3	4	2
看護学科	5	7	12	14	7

④ 就職者数(人)

学科・専攻課程	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度
生活科学学科	55	72	46	52	57
幼児保育学科	77	82	74	77	75
医療衛生学科					
医療検査専攻	28	16	21	21	12
歯科衛生専攻	17	22	32	27	26
看護学科	50	53	47	31	46

⑤ 進学者数(人)

学科・専攻課程	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度
生活科学学科	6	5	1	0	2
幼児保育学科	1	1	3	1	0
医療衛生学科					
医療検査専攻	11(11)	13(11)	12(11)	13(12)	14(13)
歯科衛生専攻	0	0	0	0	0
看護学科	21(21)	18(18)	19(19)	17(17)	18(18)

⑥ 科目等履修生(人)

学科・専攻課程	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度
生活科学学科		1	1		
幼児保育学科					
医療衛生学科					
医療検査専攻	1	1			
歯科衛生専攻					
看護学科	1			1	

⑦ 長期履修生(人)

学科・専攻課程	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R元(2019)年度
生活科学学科					
幼児保育学科					
医療衛生学科					
医療検査専攻					
歯科衛生専攻					
看護学科					

[注]

- 1 学科・専攻課程ごとに、認証評価を受ける前年度の令和元(2019)年度を起点とした過去5年間のデータを示してください。
- 2 ⑥及び⑦は、当該年度に在学する学生数を記入してください。

教育課程に対応した授業科目担当者一覧

学科名等 生活科学学科

(令和元(2019)年度)

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
教養教育科目	哲学	講師	山岡 匡		非常勤
	国語・国文学	准教授	戸田 浩	教育学	
	日本の伝統美学Ⅰ	講師	岡崎 久美子		非常勤
	日本の伝統美学Ⅱ	講師	川村 真紀子		非常勤
	史学	講師	大櫛 敦弘		非常勤
	法学	講師	渡邊 富一		非常勤
	日本国憲法	講師	渡邊 富一		非常勤
	社会学	講師	遠山 茂樹		非常勤
	心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	化学	講師	岡林 南洋		非常勤
	生物学	講師	手林 慎一		非常勤
	物理学	講師	岩崎 正春		非常勤
	情報科学Ⅰ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	情報科学Ⅱ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	文化比較	講師	公文 素子		非常勤
	英語ゼミⅠ	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	幼児保育学科
	スポーツ科学ゼミⅠ	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	情報科学ゼミⅠ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
教養教育科目	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	英語ゼミⅡ	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	幼児保育学科
	スポーツ科学ゼミⅡ	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	情報科学ゼミⅡ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	英語ゼミⅢ	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	幼児保育学科
	スポーツ科学ゼミⅢ	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	情報科学ゼミⅢ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	英語Ⅰ	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	幼児保育学科
	英語Ⅱ	講師	クレイグ・ディレイニ		非常勤
	現代スポーツ論	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	運動と健康	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	生涯スポーツ実技	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	キャリア形成演習	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	同上	講師	二宮 久美		非常勤
	同上	講師	小島 貴子		非常勤
専門教育科目	栄養学Ⅰ	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	栄養学Ⅱ	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	栄養学実習	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	臨床栄養学概論Ⅰ	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	臨床栄養学概論Ⅱ	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	臨床栄養学実習	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	公衆栄養学概論	教授	吉尾 信子	食品学	
	食品学Ⅰ	准教授	鈴木 寛之	食品学	
	食品学Ⅱ	准教授	鈴木 寛之	食品学	
	食品学実験	教授	吉尾 信子	食品学	
	食品衛生学	准教授	鈴木 寛之	食品学	
	食品衛生学実験	准教授	鈴木 寛之	食品学	
	公衆衛生学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	医療衛生学科
	社会福祉概論	講師	西村 昇		非常勤
	栄養指導論Ⅰ	講師	安房田 司郎		非常勤
	栄養指導論Ⅱ	准教授	荒木 裕子	栄養調理学	
	栄養指導実習Ⅰ	准教授	荒木 裕子	栄養調理学	
	栄養指導実習Ⅱ	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	給食計画論	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	給食実務論	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	給食計画論実習	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	給食実務論実習	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	給食管理実習Ⅰ	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	給食管理実習Ⅱ	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	同上	教授	田邊 重任	教育学	
	調理学	教授	吉尾 信子	食品学	
	調理学実習Ⅰ	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
調理学実習Ⅱ	准教授	古屋 美知	栄養調理学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	調理学実習Ⅲ	准教授	古屋 美知	栄養調理学	
	解剖学	講師	川渕 優		非常勤
	生理学	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	解剖生理学実習	講師	森山 ゆり		非常勤
	病理学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	医療衛生学科
	生化学	准教授	鈴木 寛之	食品学	
	生化学実験	准教授	鈴木 寛之	食品学	
	運動生理学	講師	駒井 説夫		非常勤
	経営学	講師	生島 淳		非常勤
	学校栄養教育概論	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	同上	准教授	荒木 裕子	栄養調理学	
	事務管理	講師	生島 淳		非常勤
	人間関係論	講師	二宮 久美		非常勤
	健康教育演習Ⅰ	教授	弘田 克彦	人体構造学	医療衛生学科
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	中野 靖子	学校保健	看護学科
	健康教育演習Ⅱ	教授	弘田 克彦	人体構造学	医療衛生学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	
	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	医療衛生学科
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	看護学科
	教職及び教育の制度・経営論	教授	田邊 重任	教育学	
	同上	准教授	戸田 浩	教育学	
	教育原理	教授	田邊 重任	教育学	
	教育心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	教育課程総論	教授	田邊 重任	教育学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門 教育 科目	同上	講師	宮崎 大樹	教育・保育学	幼児保育学科
	道徳教育の指導法	教授	田邊 重任	教育学	
	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	教授	田邊 重任	教育学	
	教育の方法及び技術	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	生徒指導の理論と方法	教授	田邊 重任	教育学	
	同上	准教授	戸田 浩	教育学	
	教育相談	講師	中野 靖子	学校保健	看護学科
	教職実践演習(栄養教諭)	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	同上	教授	田邊 重任	教育学	
	栄養教育実習事前事後指導	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	同上	教授	田邊 重任	教育学	
	栄養教育実習	准教授	下元 智世	栄養調理学	
	同上	教授	田邊 重任	教育学	

学科名等 幼児保育学科

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
教養教育科目	哲学	講師	山岡 匡		非常勤
	国語・国文学	准教授	戸田 浩	教育学	生活科学学科
	日本の伝統美学Ⅰ	講師	岡崎 久美子		非常勤
	日本の伝統美学Ⅱ	講師	川村 真紀子		非常勤
	日本国憲法	講師	渡邊 富一		非常勤
	心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	情報科学Ⅰ	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	情報科学Ⅱ	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	文化比較	講師	公文 素子		非常勤
	英語ゼミⅠ	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	
	スポーツ科学ゼミⅠ	准教授	山本 英作	保育表現学	
	情報科学ゼミⅠ	准教授	寺尾 康	保育方法学	
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	英語ゼミⅡ	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	
	スポーツ科学ゼミⅡ	准教授	山本 英作	保育表現学	
	情報科学ゼミⅡ	准教授	寺尾 康	保育方法学	
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	英会話Ⅰ	講師	クレイグ・ディレイニ		非常勤
	英会話Ⅱ	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	
	現代スポーツ論	准教授	山本 英作	保育表現学	
運動と健康	准教授	山本 英作	保育表現学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
教養教育科目	生涯スポーツ実技	教授	池澤 眞由美	保育表現学	
	同上	准教授	山本 英作	保育表現学	
	キャリア形成演習	講師	二宮 久美		非常勤
	同上	講師	小島 貴子		非常勤
専門教育科目	幼児と健康	准教授	山本 英作	保育表現学	
	幼児と人間関係	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	幼児と環境	准教授	田村 由香	保育方法学	
	幼児と言葉	講師	今井 多衣子		非常勤
	幼児と表現	教授	池澤 眞由美	保育表現学	
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	講師	大松 伸洋	保育表現学	
	幼児と身体表現	教授	池澤 眞由美	保育表現学	
	幼児と造形表現	講師	大松 伸洋	保育表現学	
	幼児と音楽表現	教授	竹村 正	保育表現学	
	保育内容総論Ⅰ	准教授	田村 由香	保育方法学	
	保育内容総論Ⅱ	准教授	田村 由香	保育方法学	
	保育内容(健康)	准教授	山本 英作	保育表現学	
	保育内容(人間関係)	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	保育内容(環境)	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	同上	准教授	田村 由香	保育方法学	
	保育内容(言葉)	准教授	田村 由香	保育方法学	
	保育内容(表現)	教授	池澤 眞由美	保育表現学	
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	同上	講師	大松 伸洋	保育表現学	
	保育指導法	准教授	田村 由香	保育方法学	
	教育原理	講師	宮崎 大樹	教育・保育学	
	教師論	教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	同上	講師	宮崎 大樹	教育・保育学	
	教育心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	発達心理学Ⅰ	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	発達心理学Ⅱ	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	特別支援教育	講師	宮崎 大樹	教育・保育学	
	同上	講師	松本 秀彦		非常勤
	教育課程概論	講師	宮崎 大樹	教育・保育学	
	同上	講師	山下 文一		非常勤
	教育媒体の研究	助教	濱田 美晴	情報科学	医療衛生学科
	同上	准教授	寺尾 康	保育方法学	
	幼児理解と教育相談	講師	池 雅之		非常勤
	保育原理Ⅰ	准教授	田村 由香	保育方法学	
	保育原理Ⅱ	准教授	田村 由香	保育方法学	
	子ども家庭福祉	講師	岡村 奈緒美	保育方法学	
	社会福祉	講師	岡村 奈緒美	保育方法学	
	社会的養護Ⅱ	講師	岡村 奈緒美	保育方法学	
	子どもの保健	講師	山本 和代		非常勤
	子どもの保健Ⅱ	講師	山本 美恵子		非常勤
子どもの食と栄養	講師	橋村 夏世		非常勤	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	家庭支援論	講師	岡村 奈緒美	保育方法学	
	乳児保育Ⅰ	講師	明神 紀代子		非常勤
	乳児保育Ⅱ	講師	明神 紀代子		非常勤
	障害児保育	講師	渡邊 豊年		非常勤
	相談援助	講師	岡村 奈緒美	保育方法学	
	保育相談支援	准教授	田村 由香	保育方法学	
	造形表現遊び	講師	大松 伸洋	保育表現学	
	音楽表現遊び	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	講師	野村 京子		非常勤
	同上	講師	小佐井 淑子		非常勤
	同上	講師	山本 扶美		非常勤
	同上	講師	汲田 幸世		非常勤
	音楽Ⅱ(器楽・表現)	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	講師	宮地 公美子		非常勤
	同上	講師	野村 京子		非常勤
	同上	講師	小佐井 淑子		非常勤
	同上	講師	山本 扶美		非常勤
	同上	講師	汲田 幸世		非常勤
	造形	講師	大松 伸洋	保育表現学	
	造形特論	講師	大松 伸洋	保育表現学	
	体育	教授	池澤 眞由美	保育表現学	
	同上	准教授	山本 英作	保育表現学	
	遊びと運動	教授	池澤 眞由美	保育表現学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	国語	講師	今井 多衣子		非常勤
	臨床心理学	講師	相原 和雄		非常勤
	教育実習事前事後指導	教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	同上	講師	堂本 真実子		非常勤
	教育実習の研究	教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	同上	講師	堂本 真実子		非常勤
	教育実習	教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	教職実践演習(幼稚園)	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	同上	准教授	田村 由香	保育方法学	
	同上	准教授	山本 英作	保育表現学	
	同上	講師	宮崎 大樹	教育・保育学	
	同上	講師	大松 伸洋	保育表現学	
	保育実習指導Ⅰ-1	教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	同上	講師	山中 淳江		非常勤
	保育実習指導Ⅰ-2	講師	岡村 奈緒美	保育方法学	
	保育実習Ⅰ-1	教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	保育実習Ⅰ-2	講師	岡村 奈緒美	保育方法学	
	保育実習指導Ⅱ	教授	浜田 幸作	教育・保育学	
	同上	講師	山中 淳江		非常勤
保育実習Ⅱ	教授	浜田 幸作	教育・保育学		
健康教育演習Ⅰ	教授	弘田 克彦	人体構造学	医療衛生学科	
同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	生活科学学科
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	中野 靖子	学校保健	看護学科
	健康教育演習Ⅱ	教授	弘田 克彦	人体構造学	医療衛生学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	生活科学学科
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	医療衛生学科
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	看護学科

学科名等 医療衛生学科 医療検査専攻

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
基礎分野	化学	講師	米村 俊昭		非常勤
	生物学	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	物理学	講師	岩崎 正春		非常勤
	統計学	講師	藤原 憲一郎		非常勤
	情報科学	助教	濱田 美晴	情報科学	
	生命倫理学	講師	高橋 功		非常勤
	国語・国文学	准教授	戸田 浩	教育学	生活科学学科
	日本の伝統美学Ⅰ	講師	岡崎 久美子		非常勤
	日本の伝統美学Ⅱ	講師	川村 真紀子		非常勤
	史学	講師	大櫛 敦弘		非常勤
	法学	講師	渡邊 富一		非常勤
	社会学	講師	遠山 茂樹		非常勤
	運動と健康	教授	池澤 眞由美	保育表現学	幼児保育学科
	生涯スポーツ実技	教授	池澤 眞由美	保育表現学	幼児保育学科
	総合英語	講師	那須 恒夫		非常勤
	総合英語演習	講師	クレイグ・ディレイニ		非常勤
	医学英語演習	講師	ジョハンソン・ケンパー		非常勤
	キャリア形成演習	講師	二宮 久美		非常勤
	同上	講師	小島 貴子		非常勤
	専門基礎分野	解剖学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学
同上		教授	弘田 克彦	人体構造学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門基礎分野	解剖学実習	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	生理学	教授	今井 正	医療工学・生理機能学	
	生化学	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	生化学実習	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	臨床検査学基礎実習	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	健康食品総論	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	病理学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	微生物学	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	血液学	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	免疫学	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	遺伝学	講師	松崎 茂展		非常勤
	薬理学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	公衆衛生学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	公衆衛生学実習	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門基礎分野	保健医療福祉学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	関係法規	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	医療統計学	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	健康教育演習Ⅰ	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	生活科学学科
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	講師	中野 靖子	学校保健	看護学科
	健康教育演習Ⅱ	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	生活科学学科
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門基礎分野	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	看護学科
	医療工学概論	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	医療工学特論	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	情報処理論	准教授	寺尾 康	保育表現学	幼児保育学科
専門分野	臨床医学総論	講師	松浦 喜美夫		非常勤
	同上	講師	並川 努		非常勤
	同上	講師	岡本 健		非常勤
	臨床検査医学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	臨床病理学総論	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	同上	講師	浅羽 宏一		非常勤
	同上	講師	今村 潤		非常勤
	臨床病理学演習	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	病理検査学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	病理検査学演習	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	病理検査学実習	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	血液検査学	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	血液検査学演習	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	血液検査学実習	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	医動物学	講師	是永 正敬		非常勤
	医動物学演習	講師	是永 正敬		非常勤
	細胞検査学	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	臨床化学 I	教授	富永 麻理	生物化学分析学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	臨床化学Ⅱ	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	臨床化学演習	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	臨床化学実習Ⅰ	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	講師	福永 佐枝		非常勤
	臨床化学実習Ⅱ	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	講師	福永 佐枝		非常勤
	放射性同位元素検査学	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	臨床検査学総論	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	同上	講師	森田 博		非常勤
	臨床検査学実習	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	同上	講師	森田 博		非常勤
	機器分析学	教授	今井 正	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	小倉 克巳		非常勤
	微生物検査学	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	微生物検査学演習	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	微生物検査学実習	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	免疫検査学	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	免疫検査学演習	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	免疫検査学実習	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	輸血・移植検査学	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	遺伝子・染色体検査学	講師	川村 和夫		非常勤
	遺伝子・染色体検査学実習	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	生理検査学	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	生理検査学実習	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	生理検査学演習Ⅰ	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	生理検査学演習Ⅱ	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	教授	今井 正	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	澤田 正一		非常勤
	同上	講師	橋田 正継		非常勤
	生理機能検査学	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	教授	今井 正	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	谷内 亮水		非常勤
	同上	講師	宮尾 恵示		非常勤
	画像診断検査学	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	画像診断検査学実習	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	長山 恵美		非常勤
	救急救命法	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	政平 憲子	基礎看護学	看護学科
	医療検査情報システム演習	講師	久原 太助		非常勤
	検査管理総論	講師	小谷 準		非常勤

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	検査管理学演習	講師	小谷 準		非常勤
	医療情報管理学	講師	小倉 克巳		非常勤
	同上	講師	山中 茂雄		非常勤
	臨床検査セミナー	教授	今井 正	医療工学・生理機能学	
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	小野川 雅英	保健医療福祉学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	医療安全管理学	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	講師	小倉 克巳		非常勤
	同上	講師	森本 徳仁		非常勤
	臨地実習	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	教授	富永 麻理	生物化学分析学	
	臨地実習	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	同上	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	

学科名等 医療衛生学科 歯科衛生専攻

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
基礎分野	化学	講師	岡林 南洋		非常勤
	生物学	講師	峯 一朗		非常勤
	物理学	講師	岩崎 正春		非常勤
	倫理学	講師	山岡 匡		非常勤
	社会学	講師	遠山 茂樹		非常勤
	心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	法学	講師	渡邊 富一		非常勤
	日本国憲法	講師	渡邊 富一		非常勤
	情報科学	助教	濱田 美晴	情報科学	
	英語Ⅰ	講師	クレイグ・ディレイニ		非常勤
	英語Ⅱ	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	幼児保育学科
	運動と健康	教授	池澤 眞由美	保育表現学	幼児保育学科
	生涯スポーツ実技	教授	池澤 眞由美	保育表現学	幼児保育学科
	キャリア形成演習	講師	二宮 久美		非常勤
	同上	講師	小島 貴子		非常勤
専門基礎分野	解剖学	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	生理学	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	口腔解剖学Ⅰ	講師	前田 好正		非常勤
	口腔解剖学Ⅱ	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	栄養学・生化学	教授	吉尾 信子	食品学	生活科学学科
	病理学	講師	國藤 邦彦		非常勤

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門基礎分野	微生物学	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	薬理学	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	口腔衛生学Ⅰ	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	口腔衛生学Ⅱ	講師	野村 加代	口腔保健学	
	衛生学・公衆衛生学	講師	澤田 満		非常勤
	衛生行政	講師	石井 隆夫		非常勤
	社会福祉	講師	西村 昇		非常勤
専門分野	歯科衛生士概論	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	保存修復学・歯内療法学	講師	和食 沙紀	口腔保健学	
	同上	講師	佐々木 幸生		非常勤
	歯周治療学Ⅰ	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	歯周治療学Ⅱ	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	歯科補綴学Ⅰ	講師	國藤 邦彦		非常勤
	歯科補綴学Ⅱ	講師	國藤 邦彦		非常勤
	口腔外科学	講師	岩田 耕三		非常勤
	小児歯科学Ⅰ	講師	下野 勉		非常勤
	小児歯科学Ⅱ	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	講師	下野 勉		非常勤
	矯正歯科学Ⅰ	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	矯正歯科学Ⅱ	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	歯科予防処置基礎実習	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	う蝕予防処置	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	歯周病予防処置	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔保健学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	口腔保健管理法	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔疾患学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	歯科保健指導	講師	堤 智子		非常勤
	歯科保健指導基礎実習	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	歯科保健指導実習	講師	堤 智子		非常勤
	栄養指導	講師	五藤 泰子		非常勤
	健康教育	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	診療補助基礎	教授	大野 由香	口腔疾患学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	歯科材料学	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	高齢者・障害者介補技術	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔疾患学	
	診療補助実習Ⅰ	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔保健学	
	診療補助実習Ⅱ	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	講師	島内 理子		非常勤
	診療補助実習Ⅲ	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔保健学	
	診療補助実習Ⅳ	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	同上	講師	島内 理子		非常勤
	医療保険	講師	久保 ゆかり		非常勤
	オーラルヘルスケアテクニック	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	臨床実習(基礎)	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	臨床実習(Ⅰ期)	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔保健学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	臨床実習(Ⅱ期)	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	臨床・臨地実習	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	同上	講師	下野 勉		非常勤
臨地実習	教授	大野 由香	口腔疾患学		

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門分野	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
選択必修分野	課題研究	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	濱田 美晴	情報科学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	総合講義	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	同上	講師	國藤 邦彦		非常勤
	同上	講師	島内 理子		非常勤
	同上	講師	岩田 耕三		非常勤
	同上	講師	堤 智子		非常勤

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
選択必修分野	同上	講師	前田 好正		非常勤
	健康教育演習Ⅰ	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	生活科学学科
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	
	同上	講師	中野 靖子	学校保健	看護学科
	健康教育演習Ⅱ	教授	弘田 克彦	人体構造学	
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	生活科学学科
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
選択必修分野	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	看護学科
	臨床心理学	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	看護学科
	運動機能学	講師	淡野 義長		非常勤
	看護学	講師	田尻 信子		非常勤
	高齢者歯科学	講師	國藤 邦彦		非常勤
	障害者歯科学	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	同上	講師	下野 勉		非常勤
	災害と支援活動法	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	
	臨床検査学	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	
	リハビリテーション概論	講師	片山 訓博		非常勤
	摂食・嚥下機能学	講師	石川 裕治		非常勤

学科名等 看護学科

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
教養教育科目	倫理学	講師	山岡 匡		非常勤
	国語・国文学	准教授	戸田 浩	教育学	生活科学学科
	日本の伝統美学Ⅱ	講師	川村 真紀子		非常勤
	国際文化比較	講師	公文 素子		非常勤
	化学	講師	岡林 南洋		非常勤
	生物学	講師	手林 慎一		非常勤
	栄養学(食品学含む)	教授	吉尾 信子	食品学	生活科学学科
	社会学	講師	遠山 茂樹		非常勤
	日本国憲法	講師	渡邊 富一		非常勤
	法学	講師	渡邊 富一		非常勤
	英会話	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	幼児保育学科
	生涯スポーツ実技	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	キャリア形成演習	講師	二宮 久美		非常勤
	同上	講師	小島 貴子		非常勤
専門教育科目	保健統計学	講師	野村 美紀	基礎看護学	
	同上	講師	井上 正隆		非常勤
	情報科学Ⅰ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	情報科学Ⅱ	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	同上	講師	宮城 嗣春		非常勤
	医療英語	講師	ポーラ・ディ・フェビアン	教育・保育学	幼児保育学科
	生活と環境	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	心理学(発達心理学含む)	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	人間関係論(コミュニケーション含む)	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	健康・スポーツ科学	准教授	山本 英作	保育表現学	幼児保育学科
	平和と友愛論	教授	浜田 幸作	教育・保育学	幼児保育学科
	人体の構造と機能Ⅰ-1	講師	田口 尚弘		非常勤
	人体の構造と機能Ⅰ-2	講師	田口 尚弘		非常勤
	人体の構造と機能Ⅱ	教授	今井 正	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	医学概論	講師	大黒 隆司		非常勤
	症候と病態	准教授	三木 友香理	病態学・形態学	医療衛生学科
	治療学総論	講師	久 晃生		非常勤
	同上	講師	西岡 明人		非常勤
	同上	講師	澁谷 祐一		非常勤
	同上	講師	中内 昌仁		非常勤
	同上	講師	石川 裕治		非常勤
	同上	講師	重久 立		非常勤
	同上	講師	安宅 香弥		非常勤
	同上	講師	小林 修		非常勤
	治療援助学Ⅰ	講師	大黒 隆司		非常勤
	同上	講師	池田 光徳		非常勤
	同上	講師	久 晃生		非常勤
	治療援助学Ⅱ	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	同上	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	講師	政平 憲子	基礎看護学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	治療援助学Ⅱ	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	生化学	教授	富永 麻理	生物化学分析学	医療衛生学科
	臨床薬理学	講師	田中 照夫		非常勤
	微生物学・免疫学	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	医療衛生学科
	臨床検査学総論	准教授	武市 和彦	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	医療衛生学科
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	医療衛生学科
	臨床栄養学	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	高次脳機能障害論	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	講師	石川 裕治		非常勤
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	高次脳機能生涯のケア	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	講師	石川 裕治		非常勤
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	中村 里江		非常勤
	同上	講師	岡部 美枝		非常勤
	公衆衛生学(衛生学及び予防医学含む)	講師	田口 徹也		非常勤

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	看護と福祉	講師	福間 隆康		非常勤
	看護と政策	講師	岡谷 恵子		非常勤
	医療と経済	講師	宮井 千恵		非常勤
	医療と安全	講師	近森 幹子		非常勤
	看護学概論	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	同上	准教授	大西 昭子	基礎看護学	
	ファーストステップ演習	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	助教	松澤 志保	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	同上	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	同上	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	同上	講師	東 麻奈美	基礎看護学	
	看護過程論	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	東 麻奈美	基礎看護学	
	基礎看護援助方法論Ⅰ	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	東 麻奈美	基礎看護学	
	基礎看護援助方法論Ⅱ	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	東 麻奈美	基礎看護学	
	看護と倫理	教授	高藤 裕子	精神看護学在宅看護学	
	フィジカルアセスメント	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	家族看護学	講師	中井 美喜子		非常勤
	同上	講師	徳岡 麻由		非常勤
	基礎看護実習	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	助教	松澤 志保	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	東 麻奈美	基礎看護学	
	急性期看護学概論	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	急性期看護援助論	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	回復期看護論	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	慢性期看護学概論	教授	宮武 陽子	成人看護学老年看護学	
	同上	助教	松澤 志保	成人看護学老年看護学	
	慢性期看護援助論Ⅰ	教授	宮武 陽子	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	講師	松澤 志保	成人看護学老年看護学	
	慢性期看護援助論Ⅱ	教授	宮武 陽子	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	助教	松澤 志保	成人看護学老年看護学	
	終末期看護論	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	老年看護学概論	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	老年看護援助論Ⅰ	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	老年看護援助論Ⅱ	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	小児看護学概論	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	小児保健	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	小児疾患学	講師	前田 賢人		非常勤
	同上	講師	北村 祐介		非常勤
	小児看護学援助論	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	同上	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	母性看護学概論	講師	池内 和代		非常勤
	同上	講師	高田 律美		非常勤
	母性学	講師	瀬沼 美保		非常勤
	母性看護学援助論Ⅰ	講師	田淵 良枝		非常勤
	同上	講師	西山 ひかり		非常勤
	同上	講師	有澤 良子		非常勤
	母性看護学援助論Ⅱ	講師	久貝 美里		非常勤
	精神看護学概論	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	精神看護学援助論Ⅰ	講師	山崎 正雄		非常勤
	精神看護学援助論Ⅱ	教授	和泉 明子	成人看護学老年看護学	
	急性期看護学実習	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	慢性期看護学実習	教授	宮武 陽子	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	助教	松澤 志保	成人看護学老年看護学	
	老年看護学実習	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	小児看護実習	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	母性看護実習	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	同上	教授	和泉 明子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	東 麻奈美	基礎看護学	
	精神看護実習	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	在宅看護学概論	教授	高藤 裕子	精神看護学在宅看護学	
	在宅看護援助論	教授	高藤 裕子	精神看護学在宅看護学	
	看護研究	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	看護管理論	講師	東 麻奈美	基礎看護学	
	災害看護学	講師	竹崎 久美子		非常勤
	同上	講師	尾谷 智加		非常勤
	看護技術評価	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	同上	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	同上	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	講師	東 麻奈美	基礎看護学	

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	健康教育演習Ⅰ	教授	弘田 克彦	人体構造学	医療衛生学科
	同上	准教授	下元 智世	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	生活科学学科
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	准教授	村上 雅尚	病因・生体防御学	医療衛生学科
	同上	助教	岩本 昌大	生物化学分析学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	助教	和食 沙紀	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	中野 靖子	学校保健	
	健康教育演習Ⅱ	教授	弘田 克彦	人体構造学	医療衛生学科
	同上	教授	渡邊 慶子	栄養調理学	生活科学学科
	同上	准教授	鈴木 寛之	食品学	生活科学学科
	同上	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	同上	教授	竹村 正	保育表現学	幼児保育学科
	同上	教授	高岡 榮二	病態学・形態学	医療衛生学科
	同上	准教授	森田 尚亨	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中村 泰子	医療工学・生理機能学	医療衛生学科
	同上	准教授	中石 裕子	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	教授	大野 由香	口腔疾患学	医療衛生学科

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
専門教育科目	同上	准教授	坂本 まゆみ	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	講師	野村 加代	口腔保健学	医療衛生学科
	同上	助教	内田 智子	口腔疾患学	医療衛生学科
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	在宅看護実習	教授	高藤 裕子	精神看護学在宅看護学	
	同上	講師	政平 憲子	基礎看護学	
	総合看護実習	教授	矢野 智恵	小児看護学母性看護学	
	同上	教授	宮武 陽子	成人看護学老年看護学	
	同上	教授	今村 優子	成人看護学老年看護学	
	同上	教授	和泉 明子	精神看護学在宅看護学	
	同上	准教授	中岡 亜紀	小児看護学母性看護学	
	同上	准教授	吉田 亜紀子	成人看護学老年看護学	
	同上	講師	山西 亜紀子	基礎看護学	
	同上	助教	松澤 志保	成人看護学老年看護学	
教職専門科目	養護概説	講師	中野 靖子	学校保健	
	教育心理学	教授	吉村 斉	教育・保育学	幼児保育学科
	教育課程総論	教授	田邊 重任	教育学	生活科学学科
	教職及び教育の制度・経営論	教授	田邊 重任	教育学	生活科学学科
	同上	准教授	戸田 浩	教育学	生活科学学科
	教育原理	教授	田邊 重任	教育学	生活科学学科
	教育の方法及び技術	准教授	寺尾 康	保育方法学	幼児保育学科
	教育相談	講師	中野 靖子	学校保健	
	道德教育の指導法	教授	田邊 重任	教育学	生活科学学科

区分	授業科目	職位	担当教員名	専門分野	教員配置
教職専門科目	特別活動の指導法	教授	田邊 重任	教育学	生活科学学科
	生徒指導の理論と方法	教授	田邊 重任	教育学	生活科学学科
	同上	准教授	戸田 浩	教育学	生活科学学科
	学校保健	講師	中野 靖子	学校保健	
	養護実習事前事後指導	講師	中野 靖子	学校保健	
	同上	准教授	戸田 浩	教育学	生活科学学科
	教職実践演習(養護教諭)	講師	中野 靖子	学校保健	
	同上	准教授	戸田 浩	教育学	生活科学学科
	養護実習	講師	中野 靖子	学校保健	
	同上	准教授	戸田 浩	教育学	生活科学学科

[注]

- 「区分」には、教育課程表に沿って「共通科目」、「専門科目」等の科目群名を記入してください。
- 一つの授業科目を複数の教員が担当する場合、「授業科目」を記入の上、次行以降は「同上」とし、全ての担当教員について記入してください。
- 「教員配置」には、以下のように記載してください。
 - 当該学科所属教員は空欄としてください。
 - 他学科所属教員は「学科名」を記載してください。
 - 非常勤・併設大学所属教員は「非常勤」と記載してください。
- 全学科共通の科目群についてはタイトルを「全学科共通」等、複数学科共通の科目群等がある場合にはタイトルを「○○学科・○○学科共通科目」等とし、単独の表を作成してください。

理事会の開催状況(平成29(2017)年度～令和元(2019)年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席理事数(b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
10人	10人	平成29年 5月31日 14:00 ~ 15:10 17:25 ~ 17:45	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	平成29年11月 7日 10:50 ~ 11:10	8人	80.0%	1人	2/2
	10人	平成30年 2月 5日 11:05 ~ 11:25	9人	90.0%	0人	2/2
	10人	平成30年 3月22日 15:00 ~ 15:50	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	平成30年 5月29日 10:00 ~ 10:48 12:15 ~ 12:45	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	平成30年 8月30日 16:00 ~ 16:03 16:30 ~ 16:45 16:50 ~ 17:05	10人	100.0%	0人	2/2
	10人	平成30年10月10日 15:00 ~ 15:15	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	平成31年 2月 7日 15:05 ~ 15:55	10人	100.0%	0人	2/2
	10人	平成31年 3月20日 14:40 ~ 15:20	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	令和元年 5月29日 10:00 ~ 11:10 12:35 ~ 12:45	9人	90.0%	1人	2/2
	10人	令和元年 7月26日 14:40 ~ 15:00	10人	100.0%	0人	2/2
	10人	令和元年11月15日 14:45 ~ 15:00	9人	90.0%	1人	2/2

10 人	10 人	令和 2年 1月30日 15:00 ~ 15:40	10 人	100.0%	0 人	2/2
	10 人	令和 2年 3月24日 11:15 ~ 11:40	9 人	90.0%	1 人	2/2

[注]

- 1 平成29(2017)年度から令和元(2019)年度までに開催した全ての理事会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席理事数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該理事会に出席した監事数を記入してください。

評議員会の開催状況(平成29(2017)年度～令和元(2019)年度)

(人)

開催日現在の状況		開催年月日 開催時間	出席者数等			監事の 出席状況
定員	現員(a)		出席評議員数 (b)	実出席率 (b/a)	意思表示 出席者数	
21人	21人	平成29年 5月31日 15:15 ~ 17:20	18人	85.7%	1人	2/2
	21人	平成29年11月 7日 10:00 ~ 10:45	16人	76.2%	2人	2/2
	21人	平成30年 2月 5日 10:00 ~ 10:55	18人	85.7%	2人	2/2
	21人	平成30年 3月22日 14:00 ~ 14:55	17人	81.0%	4人	2/2
	21人	平成30年 5月29日 10:50 ~ 12:10	20人	95.2%	1人	2/2
	21人	平成30年 8月30日 16:05 ~ 16:25	19人	90.5%	2人	2/2
	21人	平成30年10月10日 14:10 ~ 14:55	17人	81.0%	4人	2/2
	21人	平成31年 2月 7日 14:05 ~ 14:55	20人	95.2%	1人	2/2
	21人	平成31年 3月30日 13:30 ~ 14:35	19人	90.5%	2人	2/2
	21人	令和元年 5月29日 11:15 ~ 12:30	20人	95.2%	1人	2/2
	21人	令和元年 7月26日 14:10 ~ 14:35	19人	90.5%	2人	2/2
	21人	令和元年11月15日 14:00 ~ 14:40	16人	76.2%	5人	2/2
	21人	令和 2年 1月30日 14:00 ~ 14:55	19人	90.5%	1人	2/2
	21人	令和 2年 3月24日 10:00 ~ 11:10	18人	85.7%	3人	2/2

[注]

- 1 平成29(2017)年度から令和元(2019)年度までに開催した全ての評議員会について記入・作成してください。
- 2 「定員」及び「現員(a)」欄には、開催日当日の人数を記入してください。
- 3 「意思表示出席者数」欄には、寄附行為に「書面をもってあらかじめ意思を表示したものは出席者とみなす」等が規定されている場合、出席評議員数(b)の外数で、該当する人数を記入してください。
- 4 「実出席率(b/a)」欄には、百分率で小数点以下第1位まで記入してください(小数点以下第2位を四捨五入)。
- 5 「監事の出席状況」欄には、「/」の右側に監事数(現員)を記入し、左側に当該評議員会に出席した監事数を記入してください。